

P1 韓・日会談 請求権関係資料、(1965－66)

分類番号 723.1 JA

登録番号 1473

P2 韓・日会談 請求権関係資料、
1965－66

分類番号 723.1 JA

登録番号 1473

P3 P2. 索引目録

分類番号 登録番号 生産課 生産年度 フィルム番号 ファイル番号 フレーム
番号

723.1 JA 1473 東北亜州課 1966 主題 番号 始まり 終り
請 1965－66 C₁－0015 04 0001～0458

機能名称： 韓・日会談 請求権関係資料、(1965－66)

一連番号	内 容	頁
1	請求権資金 1次年度 使用計画書、1965	0004
2	被奪船舶 補償請求問題、1965	0034
3	韓国出身 戦犯者団体「同進会」の国家賠償嘆願、1965－66	0065
4	その他	0440

P4 分類番号 723.1 JA 登録番号 1473 保存期間
請 1965－66

機能名称 韓・日会談 請求権関係資料、1965－66

生産課 東北亜州課 生産年度 1966

内容：1. 請求権資金 1次年度 使用計画書、1965
2. 被奪船舶 補償請求問題、1965
3. 韓国出身 戦犯者団体「同進会」の国家賠償嘆願、1965－66
4. その他

P5 1. 請求権資金 1次年度 使用計画書、1965

P6 請求権資金 1次年度 使用計画
65.12.10. 経済企画院

P7 一、請求権資金を早期(6年内)に使用するべき経済的必要性

わが国政府は第1次経済開発5ヵ年計画が1966年に終了するに従って現在、第2次5ヵ年計画を立案中である。

明後年(1967年)を第1次年度とする第2次5ヵ年計画の主要目標は次の通りで、これを達成するためには莫大な内外資を所要する。

1. 第2次経済開発5ヵ年計画の主要目標

ア、計画期間中、年平均7%の経済成長を達成

イ、目標年度に7億ドル(商品及び役務)の輸出達成と輸入代替の積極推進

ウ、食糧自給と水産業の積極振興

エ、機械科学鉄鋼工業の重点的推進

オ、エネルギー資源の総合的開発

P9 2. 投資と財源調達(第2次経済開発 5ヵ年計画 暫定案)

	(1966年価格) (単位 10億ウォン 百万ドル)					計画期間中	合計
	1967	1968	1969	1970	1971	金額	%
(1)国民総生産	876.04	937.36	1,002.98	1,073.19	1,148.31	-	-
(2)総投資	150.43	166.29	183.66	199.45	217.72	917.65	100.0
(3) 国内貯蓄	77.36	88.16	106.74	128.03	150.81	551.10	60.1
民間	50.50	54.87	61.70	70.43	78.14	315.64	34.4
政府	26.86	33.29	45.04	57.60	72.67	235.46	25.7
(4)海外貯蓄	73.07	78.13	76.92	71.42	66.91	366.45	39.9
	(265.7)	(284.1)	(279.7)	(259.7)	(243.3)	(1,332.5)	
(ア)米国援助ドル	112.5	100.7	84.8	68.9	42.3	409.2	12.3
(イ)外資導入ドル	100.6	137.6	53.9	157.6	169.6	719.3	21.5
(ウ)請求権資金ドル	73.8	73.6	73.8	67.5	64.5	353.7	10.6
①無償資金ドル	49.3	51.4	48.1	42.7	41.3	232.8	7.0
②長期低利借款ドル	24.5	22.2	25.7	24.8	23.2	120.4	3.6
計 ドル	286.9	311.9	312.5	294.0	276.4	1,481.7	44.4
(控除)元利金償還及び							
その他ドル	-21.2	-27.8	-32.8	-34.3	-33.1	-149.2	-4.5
計 ドル	265.7	284.1	279.7	259.7	243.3	1,332.5	39.9

P10 3. 第2次経済開発5ヵ年計画においての請求権資金の役割

第2次経済開発5ヵ年計画の諸目標を達成するためには、計画期間中に約9,200億ウォンに達する莫大な投資が所要され、この効率的な調達に伴わなければならない。

現在の計画(暫定案)によれば、上の表でみるように財源調達において

- 1) 計画期間中総投資の60%は国内貯蓄で調達されるが、残る40%は海外貯蓄に依存しており、国内貯蓄の計画額達成のためには1964年の国内貯蓄率7.7%を、目標年度には13.7%に高めなければならない。
- 2) 総投資所要額のうち、請求権資金(無償と長期低利借款)は約11%に該当する。

P11 二、第1次年度(1966年)に請求権資金が増額されなければならない理由

1966年は、より早い経済成長と工業化の基礎を構築することを目的に樹立し執行した、第1次経済開発5ヵ年計画を完全に終わらせると同時に、社会間接資本等に投資することで、第2次5ヵ年計画の基礎を確固としなければならない年である。

政府はこれを支えるために国内財源を最大限に動員して、米国援助の効率的な使用と外資誘致に全力を注いでいるが、1966年に成し遂げる事業を完遂するためには、より多くの請求権資金が導入されなければならないが、その具体的な理由は次の通りだ。

- 1) 次の表に見るように、1966年には無償5,500万ドルと長期低利借款3,000万ドル、都合8,500万ドルの請求権資金を含む1,355億ウォンを投資し、第1次5ヵ年計画を完成して、第2次5ヵ年計画の基盤になる多くの事業を計画しているが、このうち請求権資金で計画している重要なものは、次の通りである。

ア) 全天候農業用水源開発事業を着手するのに、外資250万ドル、内資39億ウォン、そして農業増産事業に外資600万ドル、内資32億ウォンを投資する。

イ) 水産振興事業と漁船建造及び改良に外資800万ドル、内資13億ウォンを投資する。

ウ) 中小企業施設の改替及び拡充と機械工業育成のために外資180万ドル、内資20億ウォンを投資する。

エ) 送変配電施設に130万ドルを投資して施設を改良し、損失率を低下させる。

オ) 落后した科学の振興のために科学技術用実験実習資材を導入し、不足な技術を学ぶために技術者の海外派遣訓練に外資300万ドルを計画する。

カ) 船舶導入及び建造に外資500万ドルと内資2億ウォンを投資し、船腹を増加させる。

キ) 鉄道用品の導入と漢江鉄橋を復旧させるために外資700万ドル、内資3億ウォンを投資する。

ク) 国内生産が不可能だったり不足な緊要原資材である肥料、農薬、化工薬品、化学繊維、鉄鋼材、漁網糸、有煙炭等の導入のために3,000万ドルを計画している。

- 2) 政府は換率及び金利現実化等、内資の効率的な動員のための体制を整備しているが、これで内資調達能力を急激に向上させるのは難しいので、請求権資金が財源調達面で

大きな役割をするだろう。

- 3) 1965 年の韓国経済は相当な実尺(積)を成し遂げたし、来年度も継続して安定基調を堅持するあらゆる方案を樹立しているが、投資計画の増大、公共料金の現実化による物価刺戟要因が全くないのではない。したがって請求権資金による原資材導入は不足な内資を支援する一方、緊要物資の需給を円滑にし、物価安定の中核的な役割をするだろう。

1966 年度投資と財源調達

	(経常価格)		(単位: 10 億ウォン、百万ドル)
	金額	構成比	備考
(1)国民総生産	818.73		経済成長率 7%
(2) 総投資	135.48	100.0	
(3) 国内貯蓄	61.75	45.6	
民間	46.93	34.6	
政府	14.82	11.0	
(4)海外純貯蓄(ドル)	73.73	54.4	
	(268.1)		
米国援助(ドル)	120.0	24.3	SA60.0 pro.L 10.0 PL480 50.0
外資導入(ドル)	72.6	14.7	日本商業借款含む
請求権資金(ドル)	85.0	17.3	
無償(ドル)	55.0	11.2	
長期低利借款(ドル)	30.0	6.1	
計 (ドル)	277.6	56.3	
(控除)元利金償還及びその他(ドル)	-9.5	-1.9	
計 (ドル)	268.1	54.4	

P15 請求権資金 第1次年度 実施計画(案)

単位：千万ドル

	購買契約予定額	第1次年度到着予定額	備考
A. 無償資金			
(一)資本財			
1. 全天候農業用水 源開発	3,055.0	2,505.0	
2. 農業増産事業	8,599.0	8,599.0	
3. 水産振興事業	4,014.3	3,569.3	
4. 漁船建造及び改 良	6,247.2	4,782.4	
5. 送変配電施設	2,300.0	1,300.0	
6. 科学技術実験実 習			
資材及び技術者訓 練	3,000.0	3,000.0	
小計	27,215.5	23,255.7	
二. 原資材	30,000	30,000	
1. 肥料, 2. 農薬, 3. メタノール, 4. 醋酸, 5. 硝酸, 6. P.V.A 粉, 7. スフ綿, 8. ポリアクリル・ファイバー 9. ポリエステル・ファイバー 10. ナイロン・ファイバー 11. 漁網系, 12. ワイヤローツ, 13. 棒鋼, 14. 型鋼, 15. 鋼板, 16. 帯鋼, 17. アルミニウム・ホイル, 18. 有煙炭, 19. コークス 20. 竹材, 21. 酪農機械及び肉加工機械, 22. 外燃機関, 23. 内燃機関, 24. 繊維機械及び同附属品, 25. ポンプ及び遠心分離器, 26. 自動車附属品			貿易計画上、製品目を除いた品目は AID/SA 資金と同じ 包括購買方式を取るものである。
小計	30,000.0	30,000	
清算計定債務相殺	4,573.0	4,573.0	
合計	61,788.5	57,828.7	
B. 長期低利借款			
	購買契約予定額	第1次年度到着予定額	備考
1. 中小企業施設改 良拡充	20,000	15,000	Pro/Ag 署名額 50,000
2. 機械工業施設拡 充	3,000	3,000	Pro/Ag 署名額 10,000
3. 漢江鉄橋復旧	1,000	700	Pro/Ag 署名額 1,000
4. 鉄道用品	6,000	6,000	Pro/Ag 署名額 6,000
5. 船舶導入及び建 造	10,800	5,100	Pro/Ag 署名額 10,800
6. 水利干拓浚渫船	3,310	-	Pro/Ag 署名額 3,300
7. 済洲道開発	200	-	Pro/Ag 署名額 200
合計	44,300	30,000	
総計	106,038.5	87,828.7	

P18 (一)全天候農業用水源開発事業

1. 全天候農業用水源開発事業とは、天水沓又は水利不安全沓 547 千町歩のうち、農業用水源の開発が可能な 386 千町歩に灌漑、排水施設を完備し、年間 445 千トンの米穀を増産するための事業である。
2. 上記 386 千町歩に対する水利施設は、揚水場 82 千町歩、地下水 70 千町歩、沢 29 千町歩及び貯水池 205 千町歩であり、所要事業費は総 1,154 億ウォンである。
3. 上記施設区分のうち、揚水場及び地下水による 152 千町歩の用水源開発に所要される資金は 275 億ウォンだが、このうち 175 億ウォン(外資 9 百万ドル、内資 150 億ウォン)を請求権資金で充当し、残余 100 億ウォンは国内財源で支援する計画である。
4. 外資 9 百万ドルのうち、第 1 次年度には揚水場施設用、主要機資材と地下水開発用機資材、調査、試験及び施工用機械、器具等の購買に 2,505 千ドル、内資 39 億ウォンを所要する。

(二) 農業増産事業

1. 農業増産事業とは、食糧の自給自足を目標に農地拡張と土地の利用を増進させるために
40 万町歩の農耕地拡張
275 千町歩の耕地整理
29 千町歩の干拓及び 1,300 個所の貯水池と 2 万個所の小溜池浚渫事業と農機具検査施設の確保、その他酪農を奨励し、農家の所得を向上させるための種育の導入等を含んでいる。
2. 上記のような事業をするための総所要経費は 156 億 6 千万ウォン(外資 1,330 万ドル、内資 120 億ウォン)で、
3. 外資 1,330 万ドルのうち第 1 次年度には農耕地拡張耕地整理及び貯水池浚渫のための施工用機械と種育導入、その他農機具検査施設器具導入のために 860 万ドル、内資 32 億ウォンを所要する。

(三) 水産振興事業と漁船建造又は改良

1. 水産振興事業はまだ零細性から脱け出られず、水産業の近代化を図るための基本施設を
ア、国内主要漁港に対する防波堤、船着き場、物揚場等、漁業基本施設の設置
イ、10 個の主要島嶼に対する漁業前進基地の設定
ウ、無動力漁船の動力化及び各種装備改良
エ、沿岸漁船の建造
オ、水産物処理加工施設の設置
カ、試験研究、漁業指導及び技術者養成等を含む。
2. これに対する総所要資金は 264 億ウォン(外資 4,140 万ドル、内資 150 億ウォン)が所要され、

3. 外資 4,140 万ドルのうち、第 1 次年度には漁業基本施設のための基本資材の導入、試験船導入及び指導船導入、又は建造、水産物処理施設と研究生派遣、近海及び沿岸漁船建造、その他漁船の動力化及び各種装備改良のために 780 万ドル、内資 13 億ウォンが所要される。

(四) 送変配電施設

1. 電源開発に伴う発生電力を需要家まで迅速で安全に輸送供給するためには、送変配電施設の拡張が要請され、1966 年から 1971 年まで送変配電施設の所要推定額は 2,770 万ドルである。
2. 上記 2,770 万ドルのうち、日本国から購入が可能な 1,070 万ドルは請求権資金を使用し、
3. 第 1 次年度にはこのうち、130 万ドルを所要している。

(五) 科学技術実験実習資材及び技術者訓練

1. 経済開発計画の促進に伴い技術系人的資源の養成に必要な各種実験実習資材の確保と技術者の訓練が急がれる実状なので
2. 請求権資金のうち、1,400 万ドルを使用して上記施設導入を確保し、技術者の海外訓練を図り、
3. このために第 1 次年度には 300 万ドルの外資を所要している。

(六) 中小企業施設の改替又は拡充

1. 鉄工業分野において最も大きな比重を占めている中小企業の目標附加価値成長率の達成のために、この施設改替及び拡充が急がれるが、1966～1971 年までの中小企業施設の改替及び拡充に所要される総 1 億 1500 万ドルのうち、8 千万ドルを対日請求権資金から充当しようとし、
2. このうち、第 1 次年度には最小限 1,500 万ドル、内資 11 億ウォンが確保されなければならない。

(七) 機械工業施設の拡充

1. 国内市場の狭小と技術の未備のせいで莫大な生産不振と後進状態から脱け出られずにいる機械工業を育成し、各種機械の国産化比率を高めるためには、機械工業の施設拡充が必要である。
2. まず対日請求権資金から千万ドルを使用して、優先部門の施設を補完ないし拡張しようとし、このうち第 1 次年度には 300 万ドル、内資 9 億ウォンを所要している。

(八) 漢江鉄橋復旧

1. 現在運行している C 線の外に 6.25 事変後、まだ復旧できていない A、B 線を復旧して、毎年激増する交通量を緩和し、漢江鉄橋の運行回数を倍加させ、
工事量 A 線 1,110m(上部構造)
B 線 1,114m(下部構造)
2. このための所要資金のうち、外資は 100 万ドル、内資 9 億ウォンで、外資 100 万ド

ルのうち 90 万ドルと内資 3 億ウォンが第 1 次年度に所要される。

(九)ディーゼル動車の導入

1. ディーゼル動車を導入して客貨車を分離して運行させ、近郊の旅客輸送及び主要幹線列車を運行し、ディーゼル化による運行経費の節約のために 600 万ドル使用して、85 台の動車を導入することし、
2. 短区間内の列車増設の至急性に照らし、第 1 次年度にこれを全量導入しようとする。

(十) 船舶導入及び建造

1. 現在、わが国の外航船舶保有量は 14 万 8 千トンに過ぎず、1971 年度の総輸出入貨物量 1,000 万トンの 50%をわが国の船舶によって輸送させるためには、32 万 7 千トンの船腹拡充が至急要請され、
2. このために対日求権資金から 4,700 万ドルを使用して、32 隻 13 万 3 千トンを国内で建造し、9 隻 6 万 8 千トンを導入しようとする。
3. このうち第 1 次年度には 3 千トン級 2 隻の国内建造と 6 千トン級の貨物船 1 隻及び 3 千トン級の油槽船 2 隻の導入に 510 万ドルと船舶建造に内資 2 億ウォンが所要される。

(十一) 水利干拓用浚渫船

1. 3 個船団の導入(内容は農業増産事業参照)
2. 食糧増産計画に沿った農耕地拡張に副応させるためには、第 1 次年度中に購買契約が成され、第 2 次年度の初めには導入が完了しなければならない。

(十三) 原資材導入

1. 上記諸事業に所要される内資所要は、次の通り 109 億ウォンであるが、

全天候農業用水源開発事業	39 億ウォン
農業増産事業	32 億ウォン
水産振興事業及び漁船建造、改良	13 億ウォン
中小企業施設改替又は拡充	11 億ウォン
機械工業施設改替又は拡充	9 億ウォン
船舶導入及び建造	2 億ウォン
漢江鉄橋復旧	3 億ウォン
計	109 億ウォン
2. このうち 1966 年度予算及び財政資金による支援額を除く 83 億ウォンの内資を支えるためには最小限 3 千万ドル(3 千万ドル×275 ウォン=82 億 5 千万ウォン)以上の原資材の導入が必要で、導入された原資材の販売代金は、今後設置される請求権資金の特別会計を通じて、これらの事業を支援することになるであろう。
3. 原資材の導入品目は肥料、農薬等の農業資材、メタノール、酢酸、硝酸等の化工薬品類、スフ綿等の化学繊維類、ワイヤーロード、鋼板等の金属類等で、貿易計画上、制限品目を除いては AID/SA 資金のように包括購買方式を取るようになるであろう。

P30 (参考 1) 全天候農業用水源開発事業

区分	購買契約予定額		第 1 次年度到着予定額		
	品目	数量	金額千ドル	品目	数量 金額
ア、全天候農業	油入断器	12 個	96		5 41
	計器用変流器	42	26		18 11
	計器用変圧器	16	9		6 4
	線路開閉器	40	49		10 13
	可熔片断路器	33	46		1 2
	避雷器	22	24		6 7
	断路器	36	27		12 9
	懸重得子	14,680	37		6,800 17
	ディーゼルエンジン	6 台	40		2 8
	水温水質計	45	13		45 13
	水位測定器	90	5		90 5
	電気検査器	45	100		45 100
	電探機	8	15		8 15
	試錐機	27	157		27 157
	同附属品	12,700 PES	154		4,200 51
	鑿井機	35	813		35 813
	同附属品	15,539 PES	306		5,130 101
	測量機具	49	215		49 215
	示範研究器具	48	235		48 235
	水理試験器具		96 200		96 200
	材料試験器具	115	142		115 142
	土質試験器具	82	140		82 140
	土性試験器具	168	140		168 140
計			30.55		2,505

P32 (参考 2) 農業増産事業

区分	品目	購買予定額		到着予定額	
		数量	金額	数量	金額
1. 農耕地拡張	Bulldozer	140 台	3,080	140 台	3,080
		1,276		1,276	
	種乳牛	1,020 頭	(800)	1,020 頭	(800)
	種肉牛	20 "	(30)	20 "	(30)
2. 種育導入	種豚	1,000 首	(200)	1,000 首	(200)
	ウサギ	5,000 首	(125)	5,000 首	(125)
	ニワトリ	23,000"	(46)	23,000"	(46)
	種畜 山羊	250 頭	(75)	250 頭	(75)
3. 貯水池浚渫	Suction dreger	3 台	1,260	3 台	1,260
	Cutter dreger	5"	2,335	5"	2,335
4. 農業資材	赤色線分光	700 個	648	700 個	648
検査機具	光度計外 147 種				
	計		8,599		8,599

P33 (参考 3) 水産振興事業 漁船建造改良 (単位：千万ドル)

項目	購買契約予定額		第 1 次年度到着予定額		
	事業量	金額	事業量	金額	
1.水産振興事業	漁業基本施設	気象予報 無電局施設資材	110.0	気象予報 無電局施設資材	110.0
	漁業前進基地施設	10 個所	320.0	10 個所	250.0
	水産物処理加工施設	60 個所	400.0	30 個所	200.0
	試験器機導入	-	400.0	-	200.0
	試験船導入	80\$×3 隻,150\$×1 隻 300\$×1 隻	1,035.0	80\$×3 隻,150\$×1 隻 300\$×1 隻	1,035.0
	指導船導入	300\$×1 隻 150\$×2 隻	859.3	300\$×1 隻 150\$×2 隻	859.3
	〃 建造資材	80\$×7 隻 150\$×2 隻 300\$×2 隻	818.0	80\$×5 隻 150\$×1 隻	343.0
	研究生派遣 技術者 招聘	30 名	72.0	30 名	72.0
	小計	4,014.3	3,069.3		
	沿岸漁船建造	20\$×90 隻	558.0	20\$×70 隻	424.0
	大型機底船建造	100\$×36 隻	2,541.6	100\$×26 隻	1,835.0
	中型機底及び及び 海老トロール漁船	50\$×20 隻	430.0	50\$×15 隻	322.5
2. 漁船 建造改良	建造				
	旋網漁船建造(本船)	100\$×6 隻	316.0	100\$×5 隻	305.0
	旋網漁船建造 (附屬船)	40\$×18 隻	551.6	40\$×15 隻	295.5

〃(運般船)	100\$×12 隻	720.0 100\$×10 隻	600.0
捕鯨漁船建造	80\$×4 隻	240.0 80\$×3 隻	180.0
近海漁船建造	70\$×6 隻	209.4 70\$×4 隻	139.8
動力改良		440.6 33hp~25hp146 台	440.6
装備改良		240.0 各種 204 点	240.0
小計		6,247.2	4,782.4
合計		10,261.5	7,351.7

P35 2、被奪船舶 補償請求問題、1965

P36 財務部

財理財 1221.13-1817(72-4419)

1965.8.10.

受信 外務部長官 貴下

題目 被奪船舶補償請求に関する請願書処理に関する意見照会

1.当部(財務部)は韓日協定が正式調印されるに従って、民間人が保有している対日請求権財産に対する補償措置を研究検討しています。

2.別添請願書は対日船舶返還要求と関連して、請求権条で日本国から供与受けることになる無償3億ドルを財源に、被奪船舶に対する補償措置をして欲しいという請願書ですが、この処理のため次の事項に関する貴見を参考にしたいので、早急に回示して下さいように願います。

ア、前回正式調印された韓日協定には韓日会談の主要議題の一つだった韓国の対日船舶返還要求に関しては全く言及されることがなく、ただ請求権附属文書の一つである「民間商業信用供与に関する交換公文」第2項に「3千万ドルに達する船舶輸出のための民間信用提供を日本政府が協力する」とだけ言及されているが、船舶返還要求の交渉経緯とその結果の如何

イ、当部の見解では船舶返還要求と財産請求権とは別個の問題なので、請求権条で受領する資金を財源にとして被奪船舶に対する補償措置を考慮することは不可であると思料されるが、これに対する貴見の如何

3. 回報時には別添請願書を添付してください。

有添. 請願書1通. 終

財務部長官 洪升熹(ホン・スンヒ)

P38 別紙:請願書(対日船舶請求権にともなう被奪船舶補償請求) 解題

東州港業株式会社

釜山

東州第51号

1965年6月5日

受信 朴正熙大統領 閣下

題目 請願書(対日船舶請求権に伴う被奪船舶補償請求)

1. 弊社は日政当時、「西日本汽船株式会社」として朝鮮郵船株式会社(現「大韓海運公社」)に次に行く国内屈指の船舶会社だったが、8.15 直前日本政府に依って徴発又は被奪された船舶が、別紙船舶明細のように何と 54 隻(総トン数 12618 トン)に達し、会社が破産状態に達したが韓日間国交正常化後、被害を賠償受けられることを唯一の希望として、西暦 1955 年 2 月 2 日付で商号を東州港業株式会社に変更(別添登記簿謄本参照)し営業を続けながらこの間、自由党政権当時は勿論、最近に至るまで対日船舶請求権問題が論議されるたびに当局に提出し、弊社の被害船舶に対する補償を受ける為に、至大な関心を持っていたのです。
2. 第三共和国樹立後、積極的で意欲的な努力が効を奏し、近く韓日間に国交が正常化する段階にあり、これに伴う船舶請求権を包む 3 億ドルの請求権を得ることになったことは、たとえその金額が少ないとしても至極、幸いな事と思料します。
3. したがって前記請求権を運用するにおいて、一番先に考慮しなければならないのは、8.15 前後を通して最も多く被害を受けた業体が、最優先に補償の対象になることと確信するところです。なぜならば弊社のように被害を多く受けた業体ほど、船舶請求権の要因になる比重が大きいからです。
4. 政府で賢明な補償策が講じられると思料しますが、弊社としては過去の被害額の数分の 1 でも被害を復旧しようとする念願から、下記の如く船舶を新造、または導入したので、弊社のつらい実情を十分参酌され、ここに特別な被害補償策を講ずるよう請願するものです。

記

1. 2000 トン級貨物船 3 隻
2. 3000 トン級貨物船 1 隻

以上

釜山市中区大橋路 1 街 13 番地

東州港業株式会社

社長金千洙

一連番号	船 名	総トン数	純トン数
1	晃麗丸	184.94	132.32
2	建仁丸	108.26	70.65
3	建永丸	108.26	70.65
4	正元丸	108.26	70.65
5	正安丸	108.26	70.65
6	カナリア丸	56.09	38.50
7	ハグテウ丸	70.11	45.67
8	福栄丸	56.15	36.56
9	初春丸	62.66	39.77
10	大昌丸	112.73	62.94
11	永安丸	195.26	128.84
12	興玉丸	155.30	124.76
13	第三十一良友丸	157.54	123.66
14	大進丸	116.20	62.25
15	興生丸	105.20	72.89
16	第二十八良友丸	186.88	106.17
17	平康丸	108.06	83.17
18	平昌丸	108.06	83.17
19	咸陽丸	105.15	72.57
20	永仁丸	108.06	83.17
21	永長丸	110.90	85.77
22	青陽丸	108.60	71.45
23	天明丸	110.90	85.77
24	文永丸	108.06	83.17
25	文祿丸	108.06	83.17
26	天喜丸	110.65	85.15
27	建長丸	110.90	85.77
28	昭和丸	108.23	68.71
29	正平丸	108.23	68.71
30	天仁丸	103.68	70.92
31	天和丸	103.12	71.13
32	陽徳丸	109.59	72.38
33	天正丸	103.12	71.13
34	晃陽丸	129.19	88.44
35	晃隆丸	90.52	68.09
36	宝城丸	200.16	139.46
37	長安丸	330.68	187.58
38	金城丸	330.68	187.58
39	晃照丸	330.93	233.57

40	鏡城丸	372.53	211.13
41	第二十三良友丸	393.02	222.34
42	第二立山丸	394.96	199.77
43	第二十六良友丸	449.59	297.33
44	新義州丸	709.34	370.98
45	慶山丸	562.90	291.12
46	龍頭山丸	516.32	299.02
47	白光山丸	516.32	299.02
48	勇武丸	884.25	461.02
49	五山丸	1,148.18	628.62
50	忠城丸	884.25	461.02
51	太西丸	228.30	122.03
52	太平丸	197.21	105.96
53	ツバメ丸	91.90	47.27
54	カモメ丸	131.61	80.17
計	54 隻	12,618.31	1,583.76

廣	廣
校	校

(株式會社登記簿原本用紙) (印)

[illegible]

一 의 商 號	十 受 託 會 社	二 의 委 託 會 社	十 社 債 募 集	十 限 法 及 期	九 拂 의 方	九 限 法 及 期	十 還 의 方	十 社 債 償	八 利 率	十 社 債 의	七 의 金 額	十 各 組 債	六 總 債 額	十 社 債 의
八 月 資 本 增 加 額	二 資 本 增 加 額	七 資 本 增 加 額	六 期 間 換 求 額	五 內 容	十 株 式 의 行 動	三 因 하 여	二 轉 換 에	四 條 件 의	三 式 에 換 換 할 일	三 社 債 是 株	二 金 額	十 拂 入 할	三 各 社 債 에	

(2)

三 得 支 明	十 請 求 量	三 轉 換 の	二 內 容	一 株 式 の	一 發 行 量	三 因 由 の	三 轉 換 の	三 株 式 の 他 の	十 株 式 の 金 込 の	三 株 式 の 金 込 の	三 株 式 の 金 込 の	九 數	十 內 容 及	二 株 式 の	新 發 行
六 年 月 日	十 三 算 結 了	五 住 及 姓 人 所 名 の 算										四 年 月 日	十 事 由 及	三 解 散 の	
年 月 日 登 記		年 月 日 登 記										年 月 日 登 記			

19

[illegible]

事項		登記事項 (變更)		事項		登記事項 (變更)	
此贖本은 登記簿에依하야 此量作成하오 原登記外 相違無함을 認證함				西紀 年 月 日			
釜山地方法院 書記官				(Seal)			
釜山地方法院書記官				釜山地方法院書記官			

事項		登記事項 (變更欄)	
茲將本公司前經股東大會決議通過之事項，業經呈請主管機關核准在案，特此公告。凡我股東，務請於規定期限內，持憑股票及印章，逕向本公司辦理登記，以資憑證。此布。 董事長 張 三 總經理 李 四 會計主任 王 五 秘書 趙 六 法律顧問 陳 七 本公司地址：台北市中正區某某路某某號 電話：某某某某		事項 登記事項 (變更欄) 資本額 新臺幣 壹仟萬元 實收資本額 新臺幣 伍佰萬元 已收資本額 新臺幣 伍佰萬元 公積金 新臺幣 伍佰萬元 未分配利潤 新臺幣 伍佰萬元 負債總額 新臺幣 伍佰萬元 淨資產 新臺幣 伍佰萬元 每股實收資本 新臺幣 伍佰元 每股公積金 新臺幣 伍佰元 每股未分配利潤 新臺幣 伍佰元 每股負債總額 新臺幣 伍佰元 每股淨資產 新臺幣 伍佰元	

此冊本係登記簿內依計以此是作廢計且 原登記斗相違無甘全圖 1951.12.9 釜山地方法院 書記官		事項 登記事項 (變更欄)	事項 登記事項 (變更欄)
		事項 登記事項 (變更欄)	事項 登記事項 (變更欄)

P54

起案紙

起案者 東北亜課 金太智(キム・テジ)

協助者姓名 通商局長

起案年月日 65.8.18.

分類記号文書番号 外亜北 722

経由受信参照 財務部長官 発信 長官

題目 被奪船舶補償請求に関する請願書処理に関する意見照会に対する返信

1.財理財 1221.13-1817(65.8.10.)に対する応信です。

2.わが国政府は韓日会談が開催された後、同会談で各種の対日請求と共に船舶に関しては日本政府に対して

(ア)1945.8.9.現在、韓国に置籍している船舶で日本にあるものと、

(イ)1945.8.9.現在、またはそれ以後に韓国水域にあった日本国、または日本人の船舶の返還を要求したが、船舶を含み対日請求全般に関して請求の法的根拠、または、事実関係の調査において両側の見解が対立して来た中、韓国の対日請求権を一括して妥結するという事で両側が合意することで、船舶請求権も含み一括解決を見ることになったのです。

かくして対日請求権の一括解決と関連して、日本が無償 3 億ドル、長期低利借款 2 億ドル、民間信用信用提供 3 億ドル以上が提供されたし、特に民間信用提供 3 億ドル以上の中には船舶導入のための提供 3 千万ドルが含まれていることは、貴部でも了知していると思います。

3.したがって対日請求全般と関連して、個人関係請求に対する補償措置を検討する場合においては、船舶に関する個人関係請求に関しても同じ考慮が取られるべきと考えます。

4.参考に個人関係請求に対する補償問題に関する検討の結果、補償措置が取られるようになる場合においては、例えわが政府が韓日会談で日本政府に対し請求した範疇に属するといっても、個別に法的妥当性と事実関係に関する立証を綿密に検討した後に補償措置が行われなければならないと考えます。

P56 起案紙

起案者 東北亜課 金太智(キム・テジ)

協助者姓名 通商局長

起案年月日 65.8.18.

分類記号文書番号 外亜北 722

経由受信参照 財務部長官 発信 長官

題目 被奪船舶補償請求に関する請願書処理に関する意見照会に対する返信

1.財理財 1221.13-1817(65.8.10.)に対する応信です。

2.わが国政府は韓日会談が開催された後、同会談で各種の対日請求と共に船舶に関しては日本政府に対して

(ア)1945.8.9.現在、韓国に置籍している船舶で日本にあるものと、

(イ)1945.8.9.現在、またはそれ以後に韓国水域にあった日本国、または日本人の船舶の返還を要求したが、船舶を含み対日請求全般に関して請求の法的根拠、または、事実関係の調査において両側の見解が対立して来た中、韓国の対日請求権を一括して妥結するということで両側が合意することで、船舶請求権も含み一括解決を見ることになったのです。

かくして対日請求権の一括解決と関連して、日本が無償 3 億ドル、長期低利借款 2 億ドル、民間信用信用提供 3 億ドル以上が提供されたし、特に民間信用提供 3 億ドル以上の中には船舶導入のための提供 3 千万ドルが含まれていることは、貴部でも了知していると思います。

3.したがって対日請求全般と関連して、個人関係請求に対する補償措置を検討する場合においては、船舶に関する個人関係請求に関しても同じ考慮が取られるべきと考えます。

4.参考に個人関係請求に対する補償問題に関する検討の結果、補償措置が取られるようになる場合においては、例えわが政府が韓日会談で日本政府に対し請求した範疇に属するといっても、個別に法的妥当性と事実関係に関する立証を綿密に検討した後に補償措置が行われなければならないと考えます。

P58 外務部

外垂北 722

1965.9.2.

受信: 財務部長官

題名: 被奪船舶補償請求に関する請願書処理に関する意見照会に対する回信

1.財理財 1221.13-1817(65.8.10.)に対する応信です。

2.わが国政府は韓日会談が開催された後、同会談で各種の対日請求と共に船舶に関しては日本政府に対して(ア)1945.8.9.現在、韓国に置籍している船舶で日本にあるものと、(イ) 1945.8.9.現在、またはそれ以後に韓国水域にあった日本国、または日本人の船舶の返還を要求したが、船舶を含み対日請求全般に関して請求の法的根拠、または事実関係の調査において両側の見解が対立して来た中、韓国の対日請求権を一括して妥結することで両側が合意することにより、船舶請求権も含み一括解決を見ることになったのです。かくして対日請求権の一括解決と関連して日本が無償 3 億ドル、長期低利借款 2 億ドル、民間信用信用提供 3 億ドル以上が提供されたし、特に民間信用提供 3 億ドル以上の中に船舶導入のための提供 3 千万ドルが含まれていることは貴部でも了知していると思います。

3.したがって対日請求全般と関連して個人関係請求に対する補償の有無を検討する場

合においては、船舶に関する個人関係請求に関しても同じ考慮が取られるべきと考えます。

- 4.参考に個人関係請求に対する補償問題に関する検討の結果、ある部分に対し補償措置が取るようになる場合には、わが政府が韓日会談で日本政府に対し請求した範疇に属するといっても、その他請求権においても同じように内容において、法的妥当性と事実関係などが同じでないので、各 case 別に権利の内容と事実の立証などを綿密に検討した後に補償措置が行われなければならないと考えます。 終

外務部長官 李東元

P60 財務部 長官 洪升熹

財理財 1221.13-2143(72-4419) 1965 年 9 月 18 日

受信 外務部長官貴下

題名 被奪船舶補償請求に関する請願書処理に関する意見再照会

- 1.1965.8.10.付財理財 1221.13-1817 及び 1965.9.2 付外亜北 722-14712 号と関連した事項です。
- 2.前記公簡による貴回報によれば、前回韓日両国間で妥結した請求権には船舶請求権も含まれているので、個人関係請求に対する補償の有無を検討するにおいては、船舶に関する個人請求に関しても同じ考慮が取らなければならないという内容ですが、これは貴部が本件に関する国会会務委員会の決議案に対し行った答弁内容(1965.6.28. 外亜北 722-10,339 参照)と相異なった点があると理解されます。
- 3.すなわち貴部の国会外務委員会の決議案に対する答弁要旨は「1965.4.3.両国外相間の合意事項によって韓国の船舶請求権及び日本のいわゆる拿捕漁船に対する請求権が消滅したことが確認されたし、これに伴って日本が韓国に対し総額 3 千万ドルに達する船舶関係民間信用を提供するようになった」として韓国の船舶請求権は日本の拿捕漁船請求権と相殺処理されたし、したがって同船舶請求権は請求権組で供与されることになる無償 3 億ドルとは関連がなく、ただ民間信用供与と関連あることを明らかにしています。
- 4.したがって船舶請求権に対する交渉経緯に照らし、無償 3 億ドルを財源に船舶関係個人請求権を補償することは、理論上妥当でないというのが貴部の見解だったと思料されるが、前記 1965.9.2. 外亜北 722-14712 号公書による見解と国会外務委員会の決議案に対する答弁要旨の解釈上の関連性を知らせてくださるよう願います。 終

財務部長官 洪升熹

p62

起案紙

起案者 東北アジア課 孔魯明(コン・ノミョン)

協助者姓名 条約課長

起案年月日 1965 年 9 月 24 日

分類記号文書番号 外亜北 722

経由受信参照 財務部長官 発信 長官

題名: 被奪船舶補償請求に関する請願書処理に関する意見再照会

1.1965.9.18.付財理財 1221.13-2143 に対する返信です。

2.貴部は前記公書で当部が 1965.6.28. 外亜北 722-10,539 号で、国会外務委員会決議案に対するわが国の対日船舶請求権に関する返事と貴部に対する 1965.9.2.付外亜北 722-14712 号の見解が相違した点があるとして、貴部は当部の国会外務委員会に対する返事に言及し、対日船舶請求権は日本の対韓拿捕漁船請求権と「相殺処理」されたし、したがって「請求権条で提供される無償 3 億ドルとは関連がなく、ただ民間信用提供と関連」があり、「交渉経緯に照らして無償 3 億ドルを財源に船舶関係個人請求権を補償することは、理論上妥当でないというのが貴部(外務部)の見解だったと思料」といって、上記の貴部に対する 9.2.付公書の見解と国会外務委員会に対する答弁要旨の解釈上の関連を尋ねました。

3.当部の国会外務委員会に対する答弁は、対日船舶請求権に対する日本政府との交渉の過程とその結果を説明したものです。

韓日会談の交渉過程で、わが国政府は当初から対日請求権の一部として日本に対する船舶請求権を主張したのとであり、会談の途中にこれを一般請求権から分離して交渉したことは外交交渉技術上の問題であり、同船舶問題が対日請求権の枠の中に属するという当初の立場に変更があったのではなく、これは 6.22.に調印された「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」に対する「合意議事録(1)」の 2.協定第 2 条に関して(g)および(h)によっても明らかです。

4.したがって船舶請求権は「8 個の項目」と呼ばれる“対日請求要綱”の中のすべての他の項目のようにわが国の対日請求権の一部であり、またこの程締結された韓日両国間の関係協定で請求権全般が解決されたことは締約国当事者である国家間の関係で解決されたのであり、その国内での国家と国民間の関係での問題は別個の問題なのです。このような見地から当部は船舶に関する個人関係の請求も、対日請求全般と関連して個人関係請求の補償の有無を検討する場合において、他項目と同一に考慮されなければならないと思料し、これを検討するにおいて詳細な事項は続けて外亜北 722-14712(65.9.3.)を参照して下さい。 終

P64

外務部

外垂北 722

1965.9.25

受信: 財務部長官

題名: 被奪船舶補償請求に関する請願書処理に関する意見再照会回信

1.1965.9.18.付財理財 1221.13-2143 に対する回信です。

2.貴部は前記公簡で当部が 1965.6.28.外垂北 722-10,539 号で、国会外務委員会決議案に対するわが国の対日船舶請求権に関する返事と貴部に対する 1965.9.2.付外垂北 722-14712 号の見解と相違した点があるとして、貴部は当部の国会外務委員会に対する答弁に言及し、対日船舶請求権は日本の対韓拿捕漁船請求権と「相殺処理」されたし、したがって「請求権条で提供される無償 3 億ドルとは関連がなく、ただ民間信用提供と関連」があり、「交渉経緯に照らして、無償 3 億ドルを財源に船舶関係個人請求権を補償することは、理論上妥当でないというのが貴部(外務部)の見解だったと思料」されるとして、上記の貴部に対する 9.2.付公簡の見解と国会外務委員会に対する答弁要旨の解釈上の関連を尋ねました。

3. 当部の国会外務委員会に対する答弁は、対日船舶請求権に対する日本政府との交渉過程とその結果を説明したものです。韓日会談交渉過程でわが国政府は当初より、対日請求権の一部として日本に対する船舶請求権を主張したのであり、会談途中にこれを一般請求権から分離して交渉したのは外交交渉技術上の問題であり、同船舶問題が対日請求権の枠の中に属するという当初の立場に変更があったのではなく、これは 6.22.に調印された「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」に対する「合意議事録(1)」の 2、協定第 2 条に関して(g)および(h)によっても明らかです。

4.したがって船舶請求権は「8 個の項目」と呼ばれる「対日請求要綱」の中の、すべての他の項目と同じわが国の対日請求権の一部であり、またこの程締結された韓日両国間の関係協定で請求権全般が解決されたのは、締約国の当事者である国家間の関係で解決されたのであり、その国内での国家と国民間の関係の問題は別個の問題です。このような見地から当部の要請は船舶に関する個人関係の請求も対日請求全般と関連して、個人関係請求の補償の有無を検討する場合において他項目と同一に考慮されなければならないと思料し、これを検討するということであり詳細な事項は、継続して外垂北 722-14712(65.9.3.)を参照してください。 終

外務部長官 李東元

P66 3. 韓国出身 戦犯者団体「同進会」の国家賠償嘆願、
1965－66

P67

駐日代表部

駐日政 722-226

1965.7.5.

受信：外務部長官

題目：韓国出身 戦犯者の補償

1. 当地の韓国出身戦犯者団体である「同進会」から、日本国政府に対する補償請求権が韓日間請求権協定によって消滅したのか余否を関係書類の提示で問い合わせて来たので、別添関係書類を送付するので、これに対するわが国政府の見解を早急に回示して下さいをお願いします。

2. 参考事項：

同会代表の陳述によれば、参考事項は次の通り

刑死者 23 名

有無期刑 125 名

有無期刑 125 名のうち、韓国に 63 名が永住帰国、2 名が自殺(遺家族なし)、2 名が病死(遺家族なし)し、5 名が以北(北朝鮮)に送還(遺家族問題なし)され、現在 53 名が滞日中という。

別添 同関係書類 1 部。 終

駐日代表部 金東祚

集陽列訪所出所者三國人の保護対策について

昭和三〇、七、三八

内閣官房副長官
外務省次官
法務省次官
厚生省次官
甲合

一、一時居住施設について

(1) 一時居住施設は、韓国人及び台湾人の別に依り、それぞれ個別の適当な更生保護会を以て、設置せしめること。

(2) これに要する経費より、更生保護会に対し、総額約三百万円の補助金を交付し、かつ、社会福祉事業振興会より、総額約三百万円を貸付けせしめること。

い、右補助金の予算は、もあえず、法務省の予算をもりまか

なうが、本年歳内に大蔵省において補てんの措置をとり、また、更生保護会の社会福祉事業振興会への返済金については、明年度の予算措置において善処すること。

二、生業資金の貸付について

(1) 適当な事業計画を有する者については、おむね、国民金融公庫の更生資金貸付の例に準じて、貸付ができるよう、法人格を有する適当な団体に、これに必要な資金を交付し、貸付業務を実施させること。

(2) 右の資金は、本年歳約三百万円とし、厚生省到場者等、保護費の中においてまかなうこと。

以上

私達、韓国台湾出身戦犯者は、貴下の私達に対する御配慮に謝意を表します。またこの度は東南アジア及び訪米等の大任を遂行して帰国された貴下に敬意を表するものであります。戦時、戦後を通じて重要政務に専念し又果敢拘禁の体験を有られた貴下は、私達の立場及び境遇については十分御承知のことと存じますので、こゝで殊更に反復して申し上げることを差控えたいと思います。尤もこゝで申し上げたいことは、一口に「戦犯」と言つても私達はその境遇におかれた因果關係が日本人同僚のそれと全然違ふということであり、

このことについては過去数年にわたり私達の事情を日本政府に訴願して参りましたので貴下は既に御存じのことと思ひますが、兵役の義務のなかつた私達でありましたが日本国の危急存亡の急務に応じその國策遂行のために昭和十七年六月二ヶ年の契約で日本軍に徴用され南方各地に派遣されて、都合のいゝ時は、日本人、都合の悪い時は、朝鮮人、台湾人、と呼ばれながらも忠実に軍務に従事し現地において終戦になりました。そして私達は軍務中の正常勤務が問責され四九名は死刑に、二七二名が無期、有期の重刑に処断されて現地の刑務所で服役中、韓国出身戦犯は昭和二十六年八月、台湾出身戦犯は昭和二十八年八月を以つて全員

日本の果敢刑務所に移管されました。

当時私達は祖国の隣國たる日本に來た喜びと対日調和への大きな期待をもつて、その日の來るのを待たれていたのであります。ところが、アメリカ軍管理が今度は日本政府の手に依つて直接私達を拘禁管理するに至つたのであります。私達は過去、日本國のために忠誠こそ尽せ、何等日本の國法を犯してはいない私達を、然も才三國人たることが顯然としているにも拘らず、日本政府は自國の利益のために私達を強制的に拘禁を続けたいのであります。そこで私達は昭和二十七年六月日本弁護士連合会の協力のもとに日本國最高裁判所に釈放を請求して提訴しましたが、心外にも私達の請求は却下されて服役を続けましたが其後それぞれ刑期を満了し、家族は勿論、誰一人として身寄りの無い生存競争の激しい異國日本の社会に放り出されたのであります。軍隊生活から直結した永い間の牢獄生活に依つて青年期を踏みにじられその上就職に必要な技術を習得する機会すら絶無であつた私達の現今の生活が如何に窮迫しているか、また一方支柱を失なつた故郷の遺家族及び留守家の生活が周囲の事情と相俟つて物心両面とも如何に惨憺たるものであるかを貴下は容易に御推察下さるものと信じます。

私達は常に従軍時も拘禁中も否、出所後も才三國人であるが故に、多くの悲哀に耽溺されておられますが、その中でも刑死された故友及びその遺家族に対して日本政府は一体これまで

如何なる処置をお取りになつたでしうか。誠に遺憾に堪えない次才であります。

私達に生命も、青春も、あらゆる犠牲を強要した日本政府は道義的責任においても、誠意をもつて私達のこの胸中を察して頂きたいと思ひます。

私達は以上申上げたことを要約するとつまり

一、日本政府は兵役の義務のない私達を強制的に徴用した。

二、日本政府は服務期間二ヶ年契約を履行せず終戦まで服役させたために拘禁せられることゝなつた。

三、日本政府は連合国との諸条約締結時に私達才三國人の立場を考慮しなかつた。

四、日本政府は講和条約発効後、自国の利益のため私達を直接拘禁した不当性。

五、日本政府は、従軍時、拘禁中及び出所後を通じて私達に対し多くの不当な処遇があつた。以上の点を慎重に考慮した結果、日本政府「吉田、鳩山、石橋内閣に国家補償として

○ 才三國人戦犯刑死者の遺家族に対し金五百万円也の支給（一柱当）

○ 服役した才三國人戦犯に対しては、逮捕日から出所日までを通算、日当五百円也の割合にて支給（一人当）

を要請し、交渉して参りました。然し、善処するという応待だけで今だに解決のきざしはみ

先ません。そこで、私達は懸案事項である国家補償を更めて貴下に強く要請致します。
 何卒私達の要請に特別の御配慮を切望し、御回答をお待ちしております。
 尚御参考までに別紙「交渉経過の要点」を添附します。

昭和三十三年八月十四日

韓国出身戦犯者同進会

代表

李 鶴 朴 允 金 基 金 濟 文 完 朴 昌 高 在 李 大 鄭 股
 来 商 曆 永 行 根 池 潤 興 錫

台湾出身戦犯者同進会

代表

林 東 簡 水 許 錦 陳 清 歐 丙 陳 新
 雲 渡 茂 川 甲 丁

日本国内閣総理大臣
 岸 信 介 殿

贈 顧 書

日夜政務に精勵され、この度は重要政務に就任された貴下に謹んで敬意を表明し、心からお喜び申し上げます。

贈突ではありますが、貴下の格別の御厚情に期待し、書面をもつて請願申上げることをおらかじめ御詫びいたします。

私たち、かつての韓に出身戦犯者は、いずれも昭和十七年六月、日本軍に徴用されて南方各地に従軍し、その結果、戦争犯罪の罪に問われ、二十三名が死刑に、一二五名が無期有期刑の重刑に処されました。

外地と暴行刑務所における本年の拘禁生活後、幸いにして生を得て釈放された者も、家族や知己もなく、またしたがつて生活基盤の全くない異国の日本社会において、どんなに苦しみに満ちた生活をつづけていなければならなかつたか、幾人かの病死者や自殺者の出たことをもつて充分御諒察いただけるとおもいます。

ところで私たちは、今日なお精神病院に隔離収容されている二名の友人、木村・鹿本両君（別紙参照）の存在について御報告しなければなりません。

両君の発病の原因は、いうまでもなく長い獄中生活の苦しみに起因しています。両君の魂を無残に引き裂き、哀れな厲人にしたのは他の何者でもなく、まさにいわゆる才三國人ではあるが、日本軍隊の一員として派遣された戦争犯罪者としての拘禁生活そのものです。

両君は巣鴨から「仮出所」ということで、そのまゝ精神病院に移送されました。両君は、かくて終ることのない終身徒刑囚の生活を今日もなお引続いて余儀なくされています。

しかし、日本政府は、未だ両君に一度の見舞いすら致しておりません。その事実が、私たちにとつて、まことに瞭解に苦しむところであります。

両君の病状は、いまのところ治癒の見込みがたちません。担当医

師と私たちの間において種々検討した結果、両君が金快するかもしれない唯一にして最大の可能性は、両君が祖国に帰り、父母兄弟の下で療養する以外にないという結論に達しました。

たとえ医学的に断定できなくとも、二十年間相見えることのなかつた父母兄弟の暖い眼差しに見守られ、二人が生れ、育つてきたなつかしい大地の香りに包まれて生きることが、両君の病状にとつて有利でないといえましようか。人道的にも、それは当然取られねばならない措置と思います。

以上の事情を御賢察の上、日本政府が左記事項について格別の措置を講じられるよう、ここに請願いたします。

記

- 一、両君に慰籍措置を講じること
- 一、帰国後の療養費を支給すること
- 一、帰国目的の地まで付添人をつけること
- 一、帰国に必要な経費及び諸便宜を計ること

昭和三十七年七月三十日

韓国出身戦犯者同進会
会長 李 大 興

厚生大臣

西村 英 一 殿

戦前関係朝鮮台人入院患者名簿

昭二七・一〇・一現在

氏名	国籍	病名	留守宅	入院月	裁判 刑罰	摘要
木村泰誠 (朴泰誠)	韓国	精神病 (精神分裂症)	全羅北道金州府八達町六八 父 朴徳根 千葉県千葉郡菅田村通田 国立下総療養所	昭和24.11.9 (仮出所と 同時入院)	英國 十年	生活保護法に拠つて 入院 (現在退院の見込なし、 30.7.13調)
慶本永吉 (李永吉)	朝鮮	精神病 (神経症)	平安北道寧辺郡龍山面龍峴 洞 兄 李永錫 千葉県千葉郡菅田村通田 国立下総療養所	昭和24.11.9 (仮出所と 同時入院)	蘭印 十年	生活保護法に拠つて 入院 (現在退院の見込なし、 30.7.13調)

巣鴨刑務所出所第三国人の恩給について

37. 10. 11

内閣審議室

1. 問題の経緯

(1) 太平洋戦争中、台湾人及朝鮮人は、昭和17年以降軍の募集により、軍属、傭人の身分をもつて2年契約で主として俘虜収容所関係に勤務した。終戦後、これらの者のうち321名が戦犯（対英、蘭印軍関係）に問われ、49名が死刑、272名が無期又は有期の刑を受けた。

(2) 在日第三国人戦犯者は、巣鴨出所後団体をつくり、台湾

(2) 昭和30年7月28日付閣議報告「巣鴨刑務所出所第三国人出
国人の接應対策」に基づいて、一時居住施設及び生業資金から
につき接應を行なった。

道し

このうち、一時居住施設については、法務省保護局から昭和30年度及び昭和31年度に経費合計1,000万円を友和会及び済交会に交付して、台湾人出所者関係3箇所、朝鮮人出所者関係3箇所の施設を取付た。これらの施設は現在もなお利用されている模様である。

また、生業資金については、厚生省労働局から、昭和30年～32年度にわたり、合計645万円を、財団法人更生助成会に委託し、1人5万円を限度として、期間5年以内
利率年6分の条件で貸付を行なった。なお、この貸付金の
その後の償還状況は良好ではない模様である。

省は
各々

(3) 昭和32年度予算において、法務省に「巣鴨刑務所特定出所者等接應費補助金」として660万円（132人分）を計上し、友和会及び済交会を通して、126人に対し、1人につき5万円を生活資金として支給した。（6人分は帰国その他の事情のため支給できなかった。）

(4) 昭和33年12月26日付閣議了解「巣鴨刑務所出所第三国人の恩給について」に基づき、特別な取組の措置として1,260万円（1人につき10万円ずつ126人分）を内閣府長官から交付し、なお、生業の確保、公営住宅等先の人脈などについて極力好意的な取扱いをすることとな

つた。

このうち、生業の確保については、台湾人出所者関係のペンギン自動車株式会社（代表者 簡水波、保有台数23台）及び朝鮮人出所者関係の同進交通株式会社（代表者 李大興、保有台数22台）に対し、それぞれ、昭和35年7月13日に、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の免許が与えられており、この両社とも現在営業を続けている。また、公営住宅等への入居については、「奥羽刑務所出所第三国人の公営住宅への優先入居について」（昭和34年2月26日住発第49号）」により、建設省住宅局長から東京都を含む7都道府県知事に対して通牒が発せられ、第2種公営住宅の入居者の選考に当たっては、これらの者を、住宅の凶悪度が著しく高いものとして優先的に取扱う

よ！ 補償要求に関連する法律問題

上記（1の2）の補償要求の背景となる主張について、政府がとつた法的見解は次のとおりである。

- (1) （従軍強制の問題）兵役義務のない者を従軍に強制した事実はなく、志願兵制度、軍属募集等の正規の手続によつた。
- (2) （2年の従軍契約期間の不履行の問題）能う限り2年をもつて復員させており、その他は、戦地における帰国不可能の状況のまま、やむを得ず延長した。
- (3) （従軍中の俸給の一部不払及び天引貯金の問題）これは当時の戦地各部隊における慣行等により行なわれたものと思われるが、いずれにせよ、台湾人については中国との平和条約第3条及び朝鮮人についてはサンフランシスコ平和条約第4条の(2)に規定する台湾又は朝鮮の当局との特別取極の締結をまつて解決すべき問題である。
- (4) （退職金及び在監中の俸給等の不払の問題）連合軍の指令により戦犯者はもとより、大部分の軍人及び判任待遇以上の軍属に対しては、退職金は支給できなかった。もつとも、在日第三国人戦犯者に対しては、昭和32年度に法務省から生活資金を支給した際（2の3）、一時風給相当額が計算上その資金の金額の中に包含されている。また、当時の規定によれば、退職の日に退職したものとみなされることとなっており、日本人である与否とを問わず、在監中

の修給等を支給すべき根拠がない。

- (5) (日本国政府による暴行拘禁の責任の問題) 講和条約発効後の拘禁は、平和条約第11条及び旧「平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)」に基づいて行なわれたもので、最高裁判決(昭和30年7月30日)により違法な処置であることが明らかであり、これに伴う補償責任はない。
- (6) なお、各被告人において、金銭償還等につき具体的な反証があれば、訴を裁判所に提起して解決を求めればよいことは勿論である。

以上のとおり、政府としては、一般に補償要求に応ずべき義務はないとしつつ、在日第三国人被告人のおかれてきた特殊な事情にかんがみ、これらの者を慰撫するため、各種の慰撫の措置を講じて今日にいたっている。

P85 国家補償要請額
韓国出身戦犯者 同進会

P86 韓国出身戦犯者同進会 37.11
国家補償及慰籍額

種別	人数	在監年月日数	補償額	慰籍額	療養費	合計
刑死者	23		115,000,000 円			115,000,000 円
帰国者	68	363.0.21	66,258,000 円			66,258,000 円
在日者	57	390.9.9	71,316,000 円	9,000,000 円	4,200,000 円	84,516,000 円
計	148	753.10.0	252,574,000 円	9,000,000 円	4,200,000 円	265,774,000 円

P87 在日者慰籍及療養費内訳

区分	人数	慰籍	療養	合計	備考
1	自殺者	2	2,000,000 円		2,000,000 円
2	病死者	2	2,000,000 円		2,000,000 円
3	精神異常入院中	2	2,000,000 円	4,200,000 円	6,200,000 円
4	肺結核入院中	1	500,000 円		500,000 円
5	肺結核者	4	2,000,000 円		2,000,000 円
6	戦傷病者	1	500,000 円		500,000 円
7	健在者	45			
	計	57	9,000,000 円	4,200,000 円	13,200,000 円

P88 算定基礎

1 刑死者	5,000,000 円×23 名=115,000,000 円
2 帰国者在監日数	363 年－21 日=132,516 日 500 円×132,516 日=66,258,000 円
3 在日者在監日数	390 年 9 月 9 日=142,632 日 500 円×142,632 日=71,316,000 円
4 総在監日数	753 年 10 月=275,148 日 500 円×275,148 日=137,574,000 円
5 自殺者	1,000,000 円×2 名=2,000,000 円
6 病死者	1,000,000 円×2 名=2,000,000 円
7 精神異常者	1,000,000 円×2 名=2,000,000 円
8 結核及び戦傷病者	500,000 円×6 名=3,000,000 円

P89

刑死者

	氏名	裁判国	刑別	執行年月日	備考
1	金榮柱	英	絞首刑	21. 7. 30	
2	金貴好	英	〃	21. 1. 22	
3	姜泰協	英	〃	21. 1. 22	
4	張水業	英	〃	21. 1. 22	
5	千光麟	英	〃	21. 1. 20	
6	朴成根	和	銃殺刑	22. 2. 5	
7	趙文相	英	絞首刑	22. 2. 25	
8	金長録	英	〃	22. 2. 25	
9	朴榮補	英	〃	22. 2. 25	
10	金沢振	英	〃	22. 2. 25	
11	朴永俊	英	〃	22. 6. 18	
12	崔昌善	和	銃殺刑	22. 9. 5	
13	朴俊植	和	〃	22. 9. 5	
14	卞鍾尹	和	〃	22. 9. 5	
15	洪思翊	米	〃	22. 9. 20	
16	車鈞福	中	〃	22. 5. 3	
17	白天瑞	中	〃	21. 9. 12	
18	金奎彦	中	〃	22. 1. 9	
19	朴享俊	中	〃	22. 6. 12	
20	趙充台	中	〃	22. 3. 23	
21	庾三千	中	〃	22. 2. 4	
22	金子安一	中	〃	22. 1. 上旬	
23	柳川広雄	中	〃	22. 5. 25	

P91

在日者

	氏名	裁判国	刑期	逮捕年月日	出所年月日	在監年月日	備考
1	李大興	和	10	21. 2. 18	26. 5. 3	5. 2. 16	
2	李鶴来	濠	20	20. 9. 29	31. 10. 6	11. 0. 8	
3	李鳳極	和	15	21. 6. 3	28. 7. 30	7. 1. 28	
4	丁奎文	英	5	21. 6. 6	25. 3. 12	3. 9. 7	肺結核
5	高在潤	和	18	21. 4. 13	29. 5. 28	8. 1. 16	
6	尹東鉉	和	20	21. 4. 13	31. 1. 6	9. 8. 24	
7	金景淳	和	5	21. 4. 15	25. 3. 18	3. 11. 4	
8	朴充商	和	15	21. 4. 13	29. 3. 18	7. 11. 6	戰傷病
9	鄭殷錫	英	15	21. 2. 4	31. 2. 6	10. 0. 3	
10	金完根	英	10	20. 11. 11	27. 3. 6	6. 3. 26	
11	趙湧濟	和	15	21. 6. 3	27. 4. 18	5. 10. 16	
12	金祥龍	英	終身	21. 2. 4	31. 2. 3	10. 0. 0	
13	李億万	和	8	21. 6. 3	25. 9. 12	4. 3. 10	
14	金鍾淵	濠	12	20. 9. 16	27. 3. 6	6. 5. 21	
15	李善根	和	12	21. 5. 15	27. 1. 22	5. 8. 8	
16	朴昌浩	和	15	21. 4. 9	30. 1. 8	8. 9. 0	
17	鄭春吉	英	12	20. 9. 24	27. 4. 11	6. 6. 17	
18	洪鍾默	英	終身	20. 9. 29	30. 9. 27	9. 11. 9	
19	文泰福	英	10	20. 9. 29	27. 4. 8	6. 6. 10	
20	崔榮楨	和	12	21. 6. 3	27. 2. 19	5. 8. 17	
21	金昌植	濠	終身	20. 9. 29	32. 4. 5	11. 6. 7	
22	安正燦	和	18	21. 2. 18	31. 1. 6	9. 10. 16	
23	趙雲国	英	15	20. 9. 28	31. 3. 17	10. 5. 20	
24	車駿錫	英	終身	20. 9. 29	30. 9. 27	9. 11. 29	
25	鄭福植	和	10	21. 4. 15	26. 10. 25	5. 6. 11	
26	崔銘誠	英	終身	20. 9. 29	30. 9. 29	10. 0. 1	
27	崔元溶	米	10	20. 9. 18	26. 12. 4	6. 2. 17	
28	韓允哲	英	15	20. 10. 10	31. 8. 15	4. 3. 12	
29	裴禎万	英	6	21. 12. 13	25. 10. 12	3. 10. 0	
30	丁永玉	和	8	21. 4. 15	26. 4. 26	4. 0. 2	
31	文濟行	和	8	21. 2. 18	26. 8. 8	5. 5. 21	

32	閔鶴基	和	8	21. 2. 18	26. 2. 17	5. 0. 0
33	李義吉	英	終身	20. 8. 20	26. 3. 26	5. 7. 7
34	崔善耀	和	15	21. 2. 18	27. 4. 15	6. 1. 28
35	姜大述	和	7	21. 4. 15	25. 10. 30	4. 6. 16
36	梁承烈	和	15	21. 6. 3	28. 7. 30	7. 1. 28肺結核入院中
37	金雲永	和	15	20. 11. 9	27. 4. 28	6. 5. 20
38	金喆洙	和	18	21. 3. 29	28. 7. 30	7. 4. 2
39	李桓庸	和	9	21. 4. 15	26. 7. 20	5. 3. 6
40	金基永	英	10	21. 2. 4	27. 4. 15	6. 10. 3
41	朴洄教	濠	15	20. 10. 3	31. 8. 15	10. 8. 3
42	俞東祚	英	10	21. 2. 6	27. 1. 7	5. 11. 2肺結核
43	韓昌範	和	10	21. 6. 3	27. 1. 10	5. 7. 8
44	金奉鎮	英	5	20. 9. 10	25. 5. 6	4. 7. 27
45	吳炳祚	和	7	21. 4. 15	25. 8. 31	4. 4. 17
46	田泰範	和	15	21. 4. 9	29. 5. 28	8. 1. 20
47	朴敬錫	和	6	20. 8. 20	25. 6. 9	4. 9. 20
48	金東濟	和	10	21. 2. 16	26. 8. 8	5. 5. 23
49	丁瓚鎮	和	10	21. 4. 15	27. 2. 14	5. 10. 0
50	吳在清	英	6	20. 9. 10	25. 3. 7	4. 5. 28肺結核
51	金在俊	和	5	21. 4. 9	25. 3. 31	3. 11. 23肺結核
52	朴泰誠	英	10	21. 2. 6	26. 11. 9	5. 9. 4精神異常入院中
53	李昌白	和	10	21. 4. 15	26. 11. 2	5. 6. 18精神異常入院中
54	崔南国	和	5	21. 4. 9	25. 3. 22	3. 11. 14 29. 11. 13 病死
55	朴貞根	濠	20	21. 2. 16	31. 10. 6	10. 7. 21 36. 8. 16 病死
56	梁月星	和	14	21. 4. 1	26. 10. 2	5. 6. 2 30. 10. 20 自殺
57	許 榮	英	10	21. 2. 6	26. 12. 15	5. 10. 10 30. 7. 19 自殺
	計					390. 9. 9

P96

帰国者

	氏名	裁判国	刑期	逮捕年月日	出所年月日	在監年月日	備考
1	呉善沢	英	10	21. 2. 4	28. 5. 7	7. 3. 4	
2	梁海根	英	1. 6	20. 10. 10	22. 12. 22	2. 2. 13	
3	申洙珍	英	2	20. 9. 24	23. 6. 12	2. 8. 19	
4	朴秉淑	英	2	20. 9. 28	23. 6. 24	2. 8. 27	
5	黄錫鉉	英	3	21. 2. 6	23. 6. 24	2. 4. 19	
6	鄭宰洙	和	2. 6	21. 2. 18	24. 3. 10	3. 0. 23	
7	沈永沢	英	3	21. 6. 10	24. 3. 12	2. 9. 3	
8	洪根孝	英	3	20. 9. 24	24. 3. 12	3. 5. 19	
9	宋根玉	英	3	21. 2. 6	24. 3. 12	3. 1. 7	
10	趙寿行	英	10	20. 9. 10	23. 7. 10	2. 10. 1	
11	李孟錫	英	3	20. 9. 24	24. 3. 12	3. 5. 19	
12	閔鴻基	英	5	20. 9. 28	24. 4. 14	3. 6. 17	
13	金漢権	英	終身	21. 2. 6	25. 4. 30	4. 2. 25	
14	李経丸	和	3	21. 4. 13	24. 5. 10	3. 0. 28	
15	金大奉	和	3	21. 6. 3	24. 5. 10	2. 11. 8	
16	崔咸教	英	6	20. 9. 28	25. 9. 25	4. 11. 8	
17	朴丙讚	和	2	21. 6. 3	25. 2. 17	3. 8. 15	
18	李権宰	和	3	21. 6. 3	25. 2. 17	3. 8. 15	
19	李永換	和	3	21. 4. 9	25. 2. 17	3. 10. 9	
20	金玉鋼	和	3	21. 4. 13	25. 2. 17	3. 10. 5	
21	鄭換圭	和	5	21. 2. 18	25. 2. 17	4. 0. 0	
22	金斗三	和	4	21. 6. 3	25. 2. 17	3. 8. 15	
23	申明休	和	5	21. 2. 18	25. 3. 3	4. 0. 17	
24	李義度	和	5	21. 4. 15	25. 3. 18	3. 11. 4	
25	柳夏淵	和	5	21. 4. 15	25. 3. 18	3. 11. 11	
26	趙傭赫	和	6	20. 6. 20	25. 6. 9	4. 2. 20	
27	李長寿	和	6	21. 4. 15	25. 6. 26	4. 2. 12	
28	金孟右	和	6	21. 4. 15	25. 7. 26	4. 3. 12	
29	鄭鍾觀	和	5	21. 6. 3	25. 8. 25	4. 2. 23	
30	趙泰元	和	7	21. 4. 15	25. 9. 8	4. 4. 24	
31	金教臣	和	7	21. 4. 15	25. 9. 8	4. 4. 24	

32	李殷雨	英	7	21. 1. 10	25. 5. 25	4. 4. 16
33	吳完根	和	8	20. 8. 20	26. 3. 26	5. 7. 7
34	宋布烈	英	7	21. 2. 6	26. 7. 16	5. 5. 11
35	金寬濟	英	7	21. 2. 6	26. 7. 16	5. 5. 11
36	金根植	英	6	20. 9. 28	26. 9. 1	6. 0. 4
37	金基同	和	10	21. 3. 18	26. 9. 21	5. 6. 3
38	朴榮來	和	10	21. 6. 3	26. 9. 21	5. 3. 19
39	盧在永	和	10	21. 2. 18	26. 11. 2	5. 9. 5
40	白樂錫	英	10	20. 9. 24	27. 1. 7	6. 3. 14
41	金泰烈	和	12	21. 2. 18	27. 2. 19	6. 0. 2
42	金達直	和	12	21. 4. 15	27. 3. 3	5. 10. 19
43	金容判	英	10	20. 9. 29	27. 3. 24	6. 5. 26
44	崔柱浩	英	10	20. 9. 24	27. 4. 11	6. 6. 18
45	金昌禧	和	15	20. 11. 15	31. 1. 6	10. 1. 22
46	朴鍾介	英	15	20. 9. 28	31. 8. 15	10. 10. 18
47	朴健泳	英	15	20. 9. 28	30. 9. 27	10. 0. 0
48	金 鏞	英	終身	20. 9. 29	30. 9. 28	10. 0. 0
49	羅三祚	英	終身	21. 2. 4	31. 2. 3	10. 0. 0
50	洪起聖	英	終身	20. 9. 18	30. 9. 23	10. 0. 0
51	金哲基	和	6	21. 4. 13	25. 9. 12	4. 5. 0
52	周會元	和	6	20. 8. 20	25. 11. 15	5. 2. 26
53	盧在明	和	8	21. 4. 15	26. 4. 26	5. 0. 12
54	盧鍾石	和	8	21. 4. 15	26. 5. 3	5. 0. 19
55	朴觀真	和	8	21. 4. 15	26. 5. 3	5. 0. 19
56	曹壽鉉	英	10	20. 9. 29	28. 3. 28	7. 6. 0
57	朴泰錫	和	11. 6	21. 4. 9	26. 12. 12	5. 8. 4
58	崔大椿	和	12	21. 4. 15	27. 3. 24	5. 11. 10
59	金熙哲	英	10	21. 6. 3	27. 3. 27	5. 9. 25
60	宋甲進	米	10	21. 1. 6	27. 2. 4	6. 0. 29
61	徐萬杰	中	終身	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
62	張仁國	中	終身	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
63	李炳董	中	12	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
64	金英索	中	12	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16

65	張錫求	中	7	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
66	崔秉斗	中	7	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
67	鄭南浩	中	7	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
68	姜張虎	中	5	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
	計					363. 0. 21

P102

本会は法務省の要望にそつて昭和三十一年創立し、爾來韓國人戦犯殊に在留難民出身者の援護に協力して來ました。首魁の件については創立当初から、法務大臣、厚生大臣、内閣官房長官、内閣總理大臣、外務大臣等關係方面に就次に重り意見を具申要望してまゐりました。その間一時的に彼等の困窮した生活に當面対処する為或は一時金の給与、貸附、住宅の供与等政府支援のもとに行つて來ました。而しこれ等は何れも一時的な生活援助に過ぎずしかもそれすら法務省の当初の語とは相當の差異あり、現在では保護団体としての事業の遂行を殆んど不可饒の實情である

内閣總理大臣
 龍岡勇人 殿

韓國出身戦犯者に対する國家補償につき敬願

東京都千代田区丸ノ内二ノ八
 社団法人中央日韓協會内
 財団法人濟交會
 會長 田中武雄

ります。補償要請の理由として關係者が当局に陳情して居ることは何れも事實であり殊に戦時強制的にといはれる程に賣却をして被辱青年を戦地に送つた時の実情を既知している關係者としては全く同感するものであります。しかもその後について

1 現地勤務は二年と限定したのに不拘金く戦況上國家の一方的事情でこれを延期したこと。

2 その為らむしろ戦犯に問はれることに相成つたこと。しかも戦犯に問はれた事情は当時の実情からして被辱個人個人には殆んど責任無と見られること。

3 同じく当時日本人として現地に服勞した所謂内地人との待遇峻差とられた待遇に相違あること。

4 戦死者遺族に對しての措置甚だしく要道を欠ぐこと。

等明確な具体的事実だけを挙げてても一日も早く戦後措置を了せられるよう要請いたします。勿論右各項についても政府としては一々一応の法的根拠もあり、特に戦時非常時の事として理由も有之ものと存じますかそれは國家としてむしろ当然であつて、だからといつて現実の問題としてこのような事柄を未解決のままにいくことは日韓兩國の今後の修交にも大きく影響もあり、殊に食料時代に於ける日本の体面と信義と實務の上からもこれが解決は絶対必要のことと信じます。

右の事情など屬くと御考察下さいまして補償の願等文書方法については直接關係者の意見を徴するなどして一日も早く解決されるよう敬願いたします。

P105
着信電報

大韓民国 外務部

番号 JAW-09483
日時 9月24日 16:43

受信人: 外務部長官
発信人: 駐日大使

連: 駐日政 722-226(65.7.5.)

連号で報告したことについて「同進会」側から、わが国政府の見解を問い合わせているので、早急に回示して下さいよう願う(駐日政-外亜北、外統協)

「戦犯関係?」という手書きがある。

P106
発信電報

大韓民国 外務部

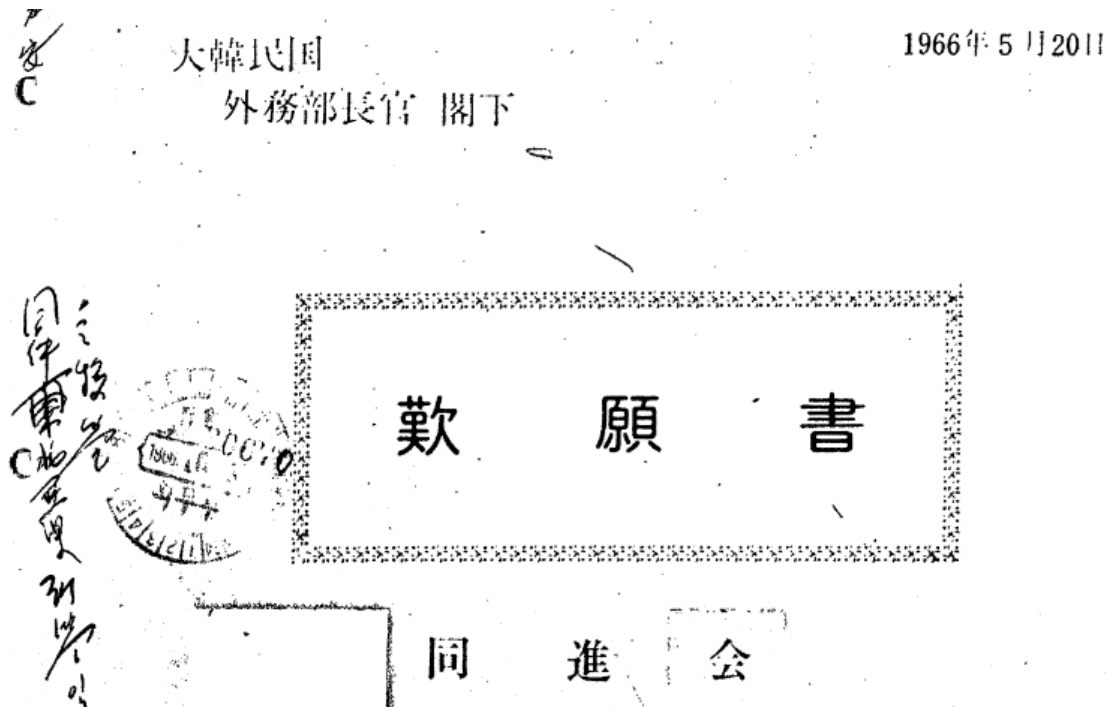
番号 WJA-09378
日時 9月28日 11:10

受信人: 駐日大使

対: JAW-09483

1. 駐日政 722-226(65.7.5.)及び対号で報告した韓国人出身戦犯団体である「同進会」の問い合わせに対し、次の通り知らせるので同会側によく説明するよう願う。
2. 日本の徴用及び徴兵等の事由で発生した韓国人の対日請求権に関しては、「対日請求要綱」の一環として、これを韓日会談を通して日本政府に請求して来たが、本件連合国の勝利及び戦後の戦犯裁判に起因した韓国人戦犯の被害に関しては、当初より日本に対する請求の対象ではなかったし、したがって協定調印以後に国内措置として対日請求権の補償問題を検討するにおいても、考慮の対象外である。
3. 日本人戦犯に対する日本政府の補償措置は戦後、日本が独立を回復した後に取った措置であるが、日本に居住する本件該当韓国人に対しては、その補償理由の特異性を考慮して措置が取られるよう、適切な時期に日本側に促すようにして下さい。(外亜北)

長官



P108 子々孫々の幸福と国家百年の大計のために、昼夜を問わず祖国の近代化作業に努力される尊敬する閣下に、日本に居住する前日本軍韓国出身の同進会一同は最大の敬意を表するものです。

私たちは日政末期(1942年6月)に日本軍の侵略政策により、韓国全土から20歳前後の若い青年を2個年契約で俘虜監視員という美名の下に、3千余名を強制的に日本軍に徴発し2ヶ月の所定の軍事訓練を終え、最も戦闘が激しかった南方(タイ、ビルマ、ジャワ、インドネシア等の地)に投入し軍務に従事しました。

南方の各地に配属された私たちは、終戦の日まで日本軍の侵略戦争遂行上に必要な飛行場の建設、鉄道建設等に連合軍の俘虜(英国人、オーストラリア人、オランダ人)らと共に監視員の資格で酷使されました。

終戦になるとすぐに連合軍側は、私たち監視員までも大量に戦犯者という烙印を貼って、現地の刑務所に逮捕投獄されたのです。

即ち、このように私たちが戦犯者という烙印を受けることになったのは、次のような二つの責任が日本軍にあったのです。

第一には、徴発当時の契約満了日である1944年6月までという期日を違反し、終戦時まで1年2ヶ月余りさらに酷使したという点。

第二には、終戦になって私たちが第三人な人なのにもかかわらず、日本軍当局で適切な事前及び事後の措置を取らなかったという点等なのです。

このような日本軍当局の誤ちのせいで、私たちの友人のうち23名の刑死者と125名

が有、無期懲役になる重刑を宣告され、現地シンガポール(英国関係)、チビナン(オランダ関係)刑務所で服役中、英国関係は 1951 年 8 月中旬、オランダ関係は 1951 年 1 月下旬に日本国巣鴨刑務所にそれぞれ移監されました。

この時から私たち戦犯者の身柄に関する諸般の管轄権が、連合軍から日本国政府に移管されたのに、日本政府当局は自分たち日本国の政治的な利益だけのために、連合軍当局の眼を窺うだけで、第三人である韓国人及び台湾出身戦犯者を釈放しませんでした。

これは人道主義上到底容認できない事実で、私たちは日本国の最高裁判所に再審を請求し、釈放を要求しましたが理由なく棄却されてしまいました。当時日本国の与論も、一日も早く政府当局が非人道的な扱いを捨てて、日本軍の誤ちのせいで捕まった第三人を早速に釈放してそれぞれの自国に送り、懐かしい父母兄弟妻子とそれぞれ会えるようにせよと、与論が沸き立ちました。(当時、日本国の各日刊紙新聞を、本会で参考に保管している)

しかし私たちが要求する第三人戦犯者釈放の要求は人道主義上当然なことは勿論、終戦と共に私たち韓国人は堂々と独立国家国民の一員という点からも、日本政府のこういう非人道的な処置は、千も万も不当な処置でした。

私たちは南方に強制的に連行され、月給もともに皆受けられず、20 代 30 代の貴重な青春を侵略戦争に酷使され、何の罪もなく数万里異国の地の刑務所で呻吟していて、1956 年 3 月各自釈放され、諸般の事情から帰国できないまま毎日の生計に没頭しています。

このような境遇にある私たちは、日本政府に別紙のような補償を要求して 10 余年間日本の政府歴代内閣と交渉をして来ました。この間、優先措置として日本政府の別紙のような閣議決定を見ましたが、本懸案である補償問題は全然進展してないのみならず、最近韓日会談で私たち問題も包め一括妥結したとしながら、韓国大使館を通せという消極的な態度表明で、韓国大使館を通して本国に照会した結果、日本政府で言うのは違い 1965 年 9 月 28 日付外務部長官名義で回答「...今般の請求権の対象にならない.....」が来ました。

しかし駐日韓国大使館側は、本国政府の確実な訓令もないからと、現在躊躇しています。

私たちの補償問題は戦後に発生した所謂「戦争犯罪者」という特殊性を持つものであり、韓日会談請求権の対象でないということは外務部長官が回答で表明した通りです。私たちは韓日会談妥結を契機に、10 余年間も未決懸案だった日本政府に対して、次のような補償を至急に処理しなければならない立場に置かれています。

第一： 刑死者の遺骨送還問題

大韓独立万歳を叫びながら異国の刑場で露と消えた 23 柱の故友たちの遺骨を、日本政府が鄭重に礼儀を尽して本国に送還し、遺族の胸の中に抱かせてあげなければならない

いこと。

第二：遺族の補償問題

愛する父と夫、そして子息が異国で刑場の露と消えた今日、故国にいる遺族の生計が甚く危険を感じていて、これら父母妻子の生計保障問題を日本政府が解決しなければならないということ。補償要求額は刑死者 1 柱当り 5,000,000 円也です。(これは 1953 年 9 月ビキニ島水爆実験被害者日本人、久保山氏の遺族補償解決(¥6,500,000)の例を参考にしました。)

第三：釈放者に対する補償問題

刑死者 23 名を除く釈放者 125 名のうち、帰国者又は日本居住者を問わず、長い間若い青春を軍隊と刑務所で送った関係から、生計に必要な何の技術習得もなく、特に日本にいる私たちは事実上、生活維持にも固難を受けている点。

補償要求額は逮捕日から釈放日までの期間、日当 500 円にした通算額です。(この根拠は当時の日本国刑事補償法、日当 200 円～400 円と日雇い日当賃金 500 円～700 円を参考にしました。現行刑事補償法は日当 400 円～1000 円、日雇日当賃金は 1,200 円～1,500 円です。)

以上のような 3 項目に対して日本政府は当然、法的又は道義的な責任を感じて、早期解決してくれることと期待しましたが、思うようなならないので焦燥感を禁じ得ません。

私たちは戦前、戦後を通して祖国に何の貢献一つもできず申し訳ないばかりですが、本国政府では私たちの立場を十分に納得され、大使館を通して日本政府関係当局に折衝するのに協助して下さいよう切に望みます。

祖国の繁栄と近代化作業のために昼夜を問わず没頭しておられる、尊敬する閣下に恐縮ですが、日本に居住する私たち同進会全会員は、両手を合わせて一様に善処して下さいようお待ちます。

1966 年 5 月 20 日

同進会 会長 李大興

P114 ※参考として別紙目録書類を添附します。

同進会本部の住所

東京都板橋区坂下 3 丁目 13 番 7 号 電話東京 966- 6587～8 会長 李大興

同進会韓国連絡所

ソウル特別市鍾路区世宗路 103 番地 電話ソウル 72-9937 連絡人文武会

目録

1. 経緯概要

- | | | |
|--------|--------|-------------------|
| 2. 請願書 | 各大臣 | 昭和 30 年 4 月 23 日付 |
| 3. 要請書 | 鳩山総理大臣 | 昭和 31 年 2 月 25 日付 |
| 4. 要請書 | 石橋総理大臣 | |
| 5. 要請書 | 岸総理大臣 | 昭和 32 年 8 月 14 日付 |

6. 要請書 池田総理大臣 昭和 37 年 10 月 22 日付
7. 請願書 西村厚生大臣 昭和 37 年 7 月 30 日付
8. 巣鴨刑務所出所第三国人慰籍に対して(内閣審議室)昭和 37 年 10 月 11 日付
9. 国家補償について 昭和 37 年 12 月 12 日付
10. 質問主意書 島上代議士 昭和 40 年 4 月 16 日付
11. 答弁書 佐藤総理大臣 昭和 40 年 4 月 22 日付
12. 閣議了解 内閣 昭和 30 年 7 月 28 日付
13. 閣議了解 内閣 昭和 30 年 12 月 26 日付
14. 補償要請額概算
15. 第三国人戦犯者国家補償に対年
16. 裁判記録
17. 在日韓国出身戦犯者同進会趣旨書
18. 在日韓国出身戦犯者同進会規約

P117 経緯の概要

昭和 17 年 6 月 二ヶ年の契約で日本軍に徴用

二ヶ月の軍事訓練を受け、南方各地に派遣、軍務に従事、それぞれ現地で終戦となる。
戦后軍務中のことが問責され、戦犯に問われる。

刑死者 49 名

有無期刑 272 名 計 321 名

現地刑務所から昭和 26 年 8 月までに日本巣鴨刑務所に移管さる。

昭和 27 年 6 月 日本弁護士連合会の協力を得て、人身保護法に依り即時釈放を提訴するも、同年 7 月 30 日却下す。以後、釈放促進日本人戦犯との差別待遇の撤廃、殊に昭和 29 年 12 月新井氏、殊に翌昭和 30 年 5 月伊泉、金林潤氏の釈放を契機に、出所後の当面の生活問題として

一、生活資金の支給もしくは貸与

一、住宅斡旋

二、就職斡旋等を要請した。

昭和 30 年 7 月

一、一時居住施設

二、生業資金の貸付等

昭和 30 年 11 月 財団法人清交会(中国)、財団法人友和会(台湾)が設立された。爾来、私達とあらゆる問題を交換している。

昭和 31 年 1 月 刑死者遺族に対して 500 万円の至急(一柱当り)。服役戦犯者に対して逮捕日から出所日までを通算、日当 500 円の割当にて支給(一人当り)国家補償を要請する。

昭和 31 年 4 月 5 日 鳩山首相に面談

首相は善処を約され、爾後は私の代理として田中官房副長官に面談するようにいわれた。

昭和 31 年 7 月 12 日 岸本法務事務次官の主催する連絡協議会が開催され、各関係省の次官及び局長らが参席協議。

昭和 31 年 8 月 14 日 鳩山首相に再度面談を要請したところ、田中官房副長官から 8 月 16 日の次官会議に図り善処するとの約束を得、韓国・台湾両代表が参席、国家補償要請につき説明

昭和 32 年 1 月 7 日 中村法務大臣に面接

法相は皆さんの意に沿うように善処したいと約束。

昭和 32 年 1 月 8 日 石橋首相に面談を要請したが、石田官房長官は出来るだけ皆さんが満足するようにしたい。首相は 14 日遊説から帰京するから、その時に面談させることを約束した。

以上の外に、田中官房副長官には五、六回、田辺、○原両局長には何回となく面談している。

昭和 32 年 8 月 4 日 代表委員、○原総務副長官に面談

この問題は初耳だが、要請書の内容からしてなんとかせねばならないと思う。首相に面談の取つぎをする。

昭和 32 年 8 月 20 日 代表委員、岡崎官房副長官に面談

事情はよくわかった。善処したい。

昭和 32 年 8 月 21 日 代表委員、堀木厚生大臣に面談

就任したばかりで、もっと勉強しなければならないが、清交会々長田中武雄氏、友和会々長木村篤太郎氏とも懇意にしているから、よく相談したい。

昭和 32 年 9 月 11 日 清交会々長田中氏、要請書のことにつき岸首相に面談

昭和 33 年 2 月 3 日 代表委員、田中龍夫副官房長官に面談

事情はよくわかった。政府として誠に申訳けない。

総理も戦后処理のことを考えている。清交会々長田中氏、友和会々長木村氏とも相談の上早急に善処したい。

昭和 33 年 2 月 26 日 友和会々長木村氏、要請書のことにつき唐沢法務大臣に面談

法務大臣は愛知官房長官と相談の上善処したいと言明。

昭和 33 年 3 月 9 日 友和会々長木村氏、要請書のことにつき愛知官房長官に面談

昭和 33 年 3 月 26 日 代表委員、田中龍夫副官房長官に面談

先日の次官会議に話したが結論を得るに至らなかった。明日の次官会議に図りたい。

昭和 33 年 4 月 1 日 代表委員、田中龍夫副官房長官に面談

昨日の次官会議の結論として本日午後 3 時、清交会、友和会両援護団体と協議することにした。

田中龍夫副官房長官の司会で、吉田内閣審議官長、渡辺内閣審議官、清交会々長田中氏、原田専務、友和会々長木村氏、徳水氏らが協議し、次の結論を得た。

一、問題の性質上、大局的な観点から問題を解決する。

二、今後、内閣官房副長官は清交会々長、友和会々長と協議して促進を図る。

三、事務的なことは至急に内閣審議室長が担当して積極的に調査する。

昭和 33 年 4 月 15 日 代表委員、渡辺内閣審議官に面接

新内閣が出来てから具体化されると思う。皆さんが納得がゆく様に政府として誠意を示したい。

昭和 33 年 6 月 6 日 代表委員、田中龍夫副官房長官に面談

国の財務のこともあるが、早急に善処したい。

昭和 33 年 6 月 18 日 一般乗要旅客自動車運送事業申請(各 30 台)

昭和 33 年 12 月 26 日 閣議決定

一、慰籍措置 一、生業健保 二、公営住宅の入居等

昭和 35 年 9 月 13 日 一般乗用旅客自動車運送事業免許になる。

(各 10 台)

昭和 37 年 7 月 10 日 タクシー免許の獲得と免許後の事業経営のため国家保補の交渉を一時中止していたが再開。

昭和 37 年 10 月 23 日 代表、細谷官房副長官に面談

懸案の国家補償を早急に解決する様要請した。

昭和 37 年 11 月 21 日 代表、古谷総務副長官に面談

近藤参事官同席

細谷官房副長官の指示に依り総理府の古谷副長官に面談し、これまでの経緯と国家補償を要請するに至った根拠等について説明、早期解決を要請した。

古谷公務副長官の指示に依り爾後、近藤参事官に面談することになった。

昭和 37 年 12 月 20 日 代表、近藤参事官に面談

近藤参事官は、皆さんのことは最優先して善処すべきである。

日韓会談も事実上妥結している。責任をもって年度内に解決したい。

昭和 38 年 1 月 23 日 代表、近藤参事官に面談

要請に依り資料を提出し、入院中の木村、慶本両君の件を厚生省から総理府に移議した。

官房長官が、田中、木村両援護会々長に正式に面談の通知をすることになっている

昭和 38 年 2 月 11 日 代表、近藤参事官に面談

参事官は第一段階として細谷、古谷両長官、援護団体と話し合い、行政部にまわしたい

昭和 38 年 2 月 20 日 清交会の原田先生、近藤参事官に面談

昭和 38 年 2 月 28 日 代表、近藤参事官に面談

官房副長官のところに書類がいつているから来週早々原田先生と一緒に会いたい。

昭和 38 年 3 月 7 日 代表、近藤参事官に面接

事務当局の意見は一致しており、成案を官房長官に提出しているので連絡待ちである。

一、遺骨 二、補償 三、今後の生計 を骨子にした。

昭和 38 年 3 月 22 日 清交会・田中、原田先生、総務長官に面談、近藤参事官同席

長官は関係者の諒解を受けており、よく事情を聞いた上で、私の腹をきめ、閣議に報告して決めたい。結論はよくわかった。具体的にどうするかは原田先生と近藤事務官が話合ってもらいたい。

昭和 38 年 4 月 10 日

昭和 38 年 5 月 7 日 代表、近藤参事官に面談

昭和 38 年 6 月 3 日 清交会原田先生、青山参事官に面談

昭和 38 年 6 月 7 日

昭和 38 年 6 月 14 日

昭和 38 年 6 月 19 日 代表、青山参事官に面談したが、就任したばかりで、よく検討したいとのことであったので、前任者である近藤氏に数回面談した。

昭和 38 年 7 月 4 日 代表、青山、広永両参事官に面談

昭和 38 年 7 月 23 日 代表、松永審議室長に面談

広永参事官の言について遺憾の表明があった。

経緯については細谷、古谷両長官に報告してある。

昭和 38 年 9 月 4 日 代表、松永審議室長に面談

最終的に決っていない。副長官の意見をお伺いした上、決めたい。

昭和 38 年 9 月 19 日 清交会・田中、原田先生、古谷公務副長官に面談、松永審議室長同席

長官は仲々むづかしい問題で、これまで統一がとれていなかったが、積極的に考慮したい。

昭和 39 年 2 月 17 日 清交会・原田先生、古谷総務副長官、松永審議室長に面談

早く結論を出してもらうよう要請した。

昭和 39 年 4 月 7 日 清交会・原田先生、古谷総務副長官に面談

長官は、充分とは言えないが資料はこれでよい。

原田先生は資料も集っていることだから早急に結論を出してもらいたい。

昭和 39 年 5 月 8 日 松永審議室長に面談

早急に解決方を要請した。

昭和 39 年 9 月 21 日 末次氏、官房長官、副官房長官に面談したが、進展していない様子であったが、両長官は解決に努力したい。

昭和 39 年 12 月 18 日 佐藤総理大臣に朝比奈秘書官を通じて、改めて請願書を提出し早急解決を要請した。

昭和 40 年 4 月 15 日 島上善五郎国会議員国家補償について質疑書提出。

昭和 40 年 4 月 23 日 質疑書に対する佐藤総理総理答弁書。

昭和 40 年 5 月 25 日 外務省、韓日会談で一括解決した。

昭和 40 年 6 月 日 原田先生、安井総務長官に面談、善処方を要請した。

昭和 40 年 10 月 8 日 韓国大使館で外務部長官の回答内容を聞く。

「今般の請求権の対象になっていない」

昭和 41 年 2 月 8 日 竹下副官房長官に面談。

二名の精神病院患者の帰国について、誠に気毒なことで出来るだけ要請に応えたい。
補償及び遺骨送還については韓国サイドから話しがあれば、話しあえるんじゃない
か。検討させて欲しい。

P129 次の赤字の部分が欠如している。

請願書

昭和 30 年 4 月 23 日

韓国出身戦犯者一同

代表 広村鶴来

大臣 殿

私達は第二次大戦に参加させられ、戦後戦争犯罪人としての烙印を押され、数奇な運命に喘ぐ者達であります。現在巣鴨拘置所に服役している 20 名と既出所者中、日本に居留している 50 数名の者は、これまで数回に亘り、私達の現状並びに留守家族の窮状を日本政府に訴へ、善処方を嘆願懇請してきましたが、何一つ解決されないままに今日に至りました。幸にしてこの度、第二次民主党内閣が国民の要望に応え実現され、私達も又大きな期待をよせていると同時に、正義、人道、明朗な政治確立に邁進せられる貴下に、最大の敬意を表ずるものであります。およそ貴下の崇高な政治的意図と相反した境地に政治的に陥れられ、久しく圜圉生活に呻吟しつづけている私達、いわゆる第三人戦犯に貴下の御同情をたまり、左記要請事項に関し貴下の速やかなる善処、解決方をお願い申し上げます。

左 記

一、釈放について

私達がどのようにして日本軍に徴用され、どのような待遇をうけたかについては、今更愚痴は申し上げません。一に貴下の御賢察にお任せ致します。ただ一言、都合のよい時は「日本人」にされ、都合の悪い時は「朝鮮人」にされた事実だけ申し上げます。

昭和 27 年 6 月、私達は人身保護法に依り、即時釈放を最高裁判所に提訴しましたが、「受刑当時が日本人であったから、刑期満了まで日本人と同様に取扱う」という要旨の判決がありました。しかし判決後、判事は担任弁護士に対して「どうも気の毒だが、政治的な問題があるのでね」と述懐しています。法律で裁かれた私達が、法律で解決されないことは誠に残念です。よしんば「政治的な問題」があったにしても、日本の完全独立を重要な政策の一つとする貴下は、今日の微妙な国際情勢に鑑み、サンフランシスコ条約に拘泥し、

自国の国民は勿論のこと、第三人までも戦争犯罪人として今尚拘禁を強要する必要が、何処にあるでしょうか。

御承知の通り、私達は久しく家郷を離れて、知人も友人もない異国日本に拘禁され、私達の苦悩も家族の懊悩も、到底日本人戦犯並びに家族の比ではありません。生活の貧乏と心の歎きを訴える家族の手紙を読む度に、私達は人知れず泣いております。何卒、「正義と人道」の名において、一刻も早く釈放して下さいよう切にお願い申し上げます。

二、国家の保障について

かつて私達の国士が日本国の一部であり、私達の国籍が日本人でなかったならば、私達は勿論戦犯にはならなかったでしょう。私達の自由意志、私達の従軍事情がどうあろうとも、客観的には、私達は誠心誠意、日本国のために忠実に軍務に精励し、その故にこそ、戦犯になりました。しかも社会的にも、政治的にも終戦後の一般韓国人並びに台湾人は日本人ではありません。このような私達に対して、日本政府が私達の拘禁により受けた損失を、国家として補償するのは国際信義でもあり、道義の自然ではないでしょうか。私たちは、私たちの現在の強制された不幸とは無関係に、依然として隣国としての日本を愛し、とりわけ東洋民族としての日本人に無限の愛情をもっています。しかし、戦犯として日本国政府から受けた今日までの措置を思う時、私たちは遺憾ながら悲憤慨嘆の念に駆られざるを得ません。

単に私たち自身の問題としてばかりではなく、日本人戦犯もまた国家補償をうける十分な事由があるし、またそのような措置が一般的に執られることを熱望します。

三、差別待遇の撤廃について

百歩を譲って、最高裁判所の判決が正しいとしたならば、また斯る法律の解釈詮議は抜きにして、常識と人情からいっても、日本人戦犯が一様に享けている法律的保護と特典が、同じ事由により戦犯となった私達第三人に対して適用されないのはどうしたことでしょう。私達は左記、差別待遇の即時撤廃を貴下に要求します。

- 1、家族授護法、恩給法の適用
- 2、遺族に対する見舞金及び年金の支給
- 3、家郷までの一時出所
- 4、出所者に厚生資金の貸与

四、出所後一定期間の生活保障について

昭和 30 年 4 月 23 日

韓国出身戦犯者一同

代表 広村鶴来

大臣 殿

私達は第二次大戦に参加させられ、戦後戦争犯罪人としての烙印を押され、数寄な運命に喘ぐ者達であります。現在巣鴨拘置所に服役している 20 名と既出所者中、日本に居留している 50 数名の者は、これまで数回に亘り、私達の現状並びに留守家族の窮状を日本政府に訴へ、善処方を嘆願懇請してきましたが、何一つ解決されないままに今日に至りました。幸にしてこの度、第二次民主党内閣が国民の要望に応え実現され、私達も又大きな期待をよせていると同時に、正義、人道、明朗な政治確立に邁進せられる貴下に、最大の敬意を表ずるものであります。およそ貴下の崇高な政治的意図と相反した境地に政治的に陥れられ、久しく圄圉生活に呻吟しつづけている私達、いわゆる第三人戦犯に貴下の御同情をたまり、左記要請事項に関し貴下の速やかなる善処、解決方をお願い申し上げます。

左 記

一、釈放について

私達がどのようにして日本軍に徴用され、どのような待遇をうけたかについては、今更愚痴は申し上げません。一に貴下の御賢察にお任せ致します。ただ一言、都合のよい時は「日本人」にされ、都合の悪い時は「朝鮮人」にされた事実だけ申し上げます。

昭和 27 年 6 月、私達は人身保護法に依り、即時釈放を最高裁判所に提訴しましたが、「受刑当時が日本人であったから、刑期満了まで日本人と同様に取扱う」という要旨の判決がありました。しかし判決後、判事は担任弁護士に対して「どうも気の毒だが、政治的な問題があるのでね」と述懐しています。法律で裁かれた私達が、法律で解決されないことは誠に残念です。よしんば「政治的な問題」があったにしても、日本の完全独立を重要な政策の一つとする貴下は今日の微妙な国際情勢に鑑み、サンフランシスコ条約に拘泥し自国の国民は勿論のこと、第三人までも戦争犯罪人として今尚拘禁を強要する必要が、何処にあるのでしょうか。

御承知の通り、私達は久しく家郷を離れて、知人も友人もない異国日本に拘禁され、私達の苦悩も家族の懊悩も、到底日本人戦犯並びに家族の比ではありません。生活の貧乏と心の歎きを訴える家族の手紙を読む度に、私達は人知れず泣いております。何卒、「正義と人道」の名において、一刻も早く釈放して下さいよう切にお願い申し上げます。

二、国家の保障について

かつて私達の国士が日本国の一部であり、私達の国籍が日本人でなかったならば、私達は勿論戦犯にはならなかったでしょう。私達の自由意志、私達の従軍事情がどうあろうとも、客観的には、私達は誠心誠意、日本国のために忠実に軍務に精励し、その故にこそ、戦犯になりました。しかも社会的にも、政治的にも終戦後の一般韓国人並びに台湾人は日本人ではありません。このような私達に対して、日本政府が私達の拘

禁により受けた損失を、国家として補償するのは国際信義でもあり、道義の自然ではないでしょうか。私たちは、私たちの現在の強制された不幸とは無関係に、依然として隣国としての日本を愛し、とりわけ東洋民族としての日本人に無限の愛情をもっています。しかし、戦犯として日本国政府から受けた今日までの措置を思う時、私たちは遺憾ながら悲憤慨嘆の念に駆られざるを得ません。

単に私たち自身の問題としてばかりではなく、日本人戦犯もまた国家補償をうける十分な事由があるし、またそのような措置が一般的に執られることを熱望します。

三、差別待遇の撤廃について

百歩を譲って、最高裁判所の判決が正しいとしたならば、また斯る法律の解釈詮議は抜きにして、常識と人情からいっても、日本人戦犯が一様に享けている法律的保護と特典が、同じ事由により戦犯となった私達第三人に対して適用されないのはどうしたことでしょう。私達は左記、差別待遇の即時撤廃を貴下に要求します。

- 1、家族授護法、恩給法の適用 2、遺族に対する見舞金及び年金の支給
- 3、家郷までの一時出所 4、出所者に厚生資金の貸与

P131

請願書

昭和 30 年 4 月 23 日

韓国出身戦犯者一同

代表 広村鶴来

大臣 殿

私達は第二次大戦に参加させられ、戦後戦争犯罪人としての烙印を押され、数寄な運命に喘ぐ者達であります。現在巣鴨拘置所に服役している 20 名と既出所者中、日本に居留している 50 数名の者は、これまで数回に亘り、私達の現状並びに留守家族の窮状を日本政府に訴へ、善処方を嘆願懇請してきましたが、何一つ解決されないままに今日に至りました。幸にしてこの度、第二次民主党内閣が国民の要望に応え実現され、私達も又大きな期待をよせていると同時に、正義、人道、明朗な政治確立に邁進せられる貴下に、最大の敬意を表ずるものであります。およそ貴下の崇高な政治的意図と相反した境地に政治的に陥れられ、久しく圄圉生活に呻吟しつづけている私達、いわゆる第三人戦犯に貴下の御同情をたまり、左記要請事項に関し貴下の速やかなる善処、解決方をお願い申し上げます。

左 記

一、釈放について

私達がどのようにして日本軍に徴用され、どのような待遇をうけたかについては、今更愚痴は申し上げません。一に貴下の御賢察にお任せ致します。ただ一言、都合のよい時は「日本人」にされ、都合の悪い時は「朝鮮人」にされた事実だけ申し上げます。

昭和 27 年 6 月、私達は人身保護法に依り、即時釈放を最高裁判所に提訴しましたが、「受刑当時が日本人であったから、刑期満了まで日本人と同様に取扱う」という要旨の判決がありました。しかし判決後、判事は担任弁護士に対して「どうも気の毒だが、政治的な問題があるのでね」と述懐しています。法律で裁かれた私達が、法律で解決されないことは誠に残念です。よしんば「政治的な問題」があったにしても、日本の完全独立を重要な政策の一つとする貴下は今日の微妙な国際情勢に鑑み、サンフランシスコ条約に拘泥し自国の国民は勿論のこと、第三人までも戦争犯罪人として今尚拘禁を強要する必要が、何処にあるのでしょうか。

御承知の通り、私達は久しく家郷を離れて、知人も友人もない異国日本に拘禁され、私達の苦悩も家族の懊悩も、到底日本人戦犯並びに家族の比ではありません。生活の貧乏と心の歎きを訴える家族の手紙を読む度に、私達は人知れず泣いております。何卒、「正義と人道」の名において、一刻も早く釈放して下さいよう切にお願い申し上げます。

二、国家の保障について

かつて私達の国士が日本国の一部であり、私達の国籍が日本人でなかったならば、私達は勿論戦犯にはならなかったでしょう。私達の自由意志、私達の従軍事情がどうあろうとも、客観的には、私達は誠心誠意、日本国のために忠実に軍務に精励し、その故にこそ、戦犯になりました。しかも社会的にも、政治的にも終戦後の一般韓国人並びに台湾人は日本人ではありません。このような私達に対して、日本政府が私達の拘

禁により受けた損失を、国家として補償するのは国際信義でもあり、道義の自然ではないでしょうか。私たちは、私たちの現在の強制された不幸とは無関係に、依然として隣国としての日本を愛し、とりわけ東洋民族としての日本人に無限の愛情をもっています。しかし、戦犯として日本国政府から受けた今日までの措置を思う時、私たちは遺憾ながら悲憤慨嘆の念に駆られざるを得ません。

単に私たち自身の問題としてばかりではなく、日本人戦犯もまた国家補償をうける十分な事由があるし、またそのような措置が一般的に執られることを熱望します。

三、差別待遇の撤廃について

百歩を譲って、最高裁判所の判決が正しいとしたならば、また斯る法律の解釈詮議は抜きにして、常識と人情からいっても、日本人戦犯が一様に享けている法律的保護と特典が、同じ事由により戦犯となった私達第三人に対して適用されないのはどうしたことでしょう。私達は左記、差別待遇の即時撤廃を貴下に要求します。

- 1、家族授護法、恩給法の適用 2、遺族に対する見舞金及び年金の支給
- 3、家郷までの一時出所 4、出所者に厚生資金の貸与

四、出所後一定期間の生活保障について

満期出所と仮釈放のいずれを問わず、「戦犯」の烙印のもとに暮さねばならない、私たち第三人の日本における社会生活がどんなに苦しいものであるかは、容易に想像して頂けると存じます。私たちは日本人からは冷眼視され、時には同僚から誤解されることもあります。かつて紅顔の青少年期に徴用された私たちは、長い戦場生活と牢獄生活のため、今では四十台前後の中年となり多くの者はなんの手に職もありません。折角の釈放も、失業と飢餓のみが私たちを待っている現状にあります。身寄りもなく路頭に彷徨する不遇な私たちに、何卒一定期間内、生活を保障して下さいよう御願い申し上げます。

1. 住宅、就職の斡旋(公営住宅、又は無料で貸与できる住宅)
2. 被服寝具の支給
3. 一時生活資金の支給
4. 官僚による癩病者の治療並びに療養
5. 家族の生活保護
6. 一時帰国の許可

(註)―日本人戦犯は仮出所と同時に家族と同居、その生活を支えることができるが、私たちは日本国内に居住することを条件とされるので、それが全く不可能。

貴下が 大臣になられたことによって、一般日本人同様に私たちも明るい希望に燃えています。何卒、貴下の政治力と英断によって、前記請願事項に対し、特別の御考慮と速やかなる許容措置とを切に御願い申し上げます。

私達、韓国出身戦犯者は、貴下の私達に対する御配慮に対し、誠意を表しつつ、私達がうけた損害に対し、日本国の国家補償を左記の通り要請致します。

徳名高いに貴下におかれましては、久しく特殊な苦悩と痛恨を獄中になめてまいりました私達の哀情に御同情を賜り、この要請を是非とも御許容下さいますようお願い申し上げます。

左 記

十数年前、どのような手段方法によって、私達が日本軍々属に徴用され、遠く南方の戦地に派遣されたかについては、先に貴下に申述べました。

終戦と同時に、日本国籍のなくなったはずの私達が、日本軍に徴用されて「上長の命令はそのことの如何を問わず、直ちに服従すべきこと」と強制されて軍務に服した、その責により厳罰に処され、爾来、今日まで十年、圄圉で味った私達の痛苦、並びに家族の悲嘆困窮の実情につきましても、先に詳しく貴下に訴えました。従って今ここで再び、くどくどと申し上げようとは思いません。ただ、今も申し上げたいことは、精神的な事柄はさておき、同じく戦犯者でありながらも日本人に比して、私達第三人戦犯者が物質的に精神的にも不当な処遇をうけ、かつ現にうけつつある事実です。(昭和 30 年 4 月 23 日附請願書参照)

中でも特に私達が断腸の思いを禁じ得ないことは、不運にして南方の露と消えた私達の同胞刑死者、並にその遺家族の事です。日本人刑死者は日本国家から丁重な見舞と弔慰金を頂いていますが、私達の仲間は韓民族の故か、何の音沙汰もなく、異郷の土として放置されたままになっております。かつての戦友、並にその遺家族のために、私達はこの不遇、この差別を断じて黙過し得ないのであります。

また昨今、貴下並に閣員諸賢の御同情により、日本人はその拘禁期間を通算されて、恩給又は給与の支給をうけることになりました。しかし、これまた私達は適用外におかれています。

均しく日本国のために尽し、そのためにこそお互いが重刑をうけ、日本政府の手によって拘禁されたにもかかわらず、一方は法の恩恵をうけ、他方は路傍の石の如く顧みられることなく、棄て去られるこの不合理、この差別は、私達の理解に苦しむところです。この点、特に御賢察を御願い申し上げます。

以上申上げましたような、拘禁以来今日まで十年間、私達がうけた数々の特殊な損失、差別による不利益を考慮致しまして、国家補償として次の金額を支給下さるよう、ここに要請致します。

一、韓国出身戦犯刑死者のために、その遺家族に対し金 500 万円也の支給(一柱当)

一、服役韓国出身戦犯者に対しては、逮捕日から出所日までを通算、日当金 500 円也の割合にて支給(一人当)

私達は慎重に考慮し研究した結果、右の金額を定めました。何卒、特別の御考慮を賜りましてこの要請を御受納、御解決のほどをお願い申し上げ、御回答を御待ち申しております。

なお、本件の解決により、韓日両民族の友好が一層促進されることを、私達は併せて衷心から希っておるものであります。

貴下の御健康を祈り

善処を希いつつ

昭和 31 年 2 月 25 日

韓国出身戦犯者同進会

代表	李鶴来	高在潤
	洪起聖	韓允哲
	朴允商	李大興
	金 鏞	鄭殷錫
	李善吉	尹東鉉
	文濟行	

石橋内閣の成立を心からお慶び申し上げます。

私達は第三人戦犯者(韓国出身者 148 名、台湾出身者 173 名)であります。

さて、私達の特殊事情に関しましては、既に御承知のこと存じますが、簡単に申し上げたいと思います。

それは、あの太平洋戦争中、日本人として、ビルマ、マライ、タイ、ジャワ、スマトラ、ボルネオの各方面に動員され、終戦後現地の連合軍の軍事裁判によって、戦犯者としての汚名を受けました。その結果、私達の戦友、韓国 23 名、台湾 26 名は絞首台の露と消え、272 名が重刑に処せられました。

あれから十数年、いまだに一名の者が巣鴨刑務所に呻吟しています。そして釈放された、所謂、第三人戦犯者は、三年間の軍隊生活に引続き、十余年の獄中生活で青春を踏みにじられたばかりでなく、内親も知己もない異境の地では、意に叶う就職も出来ず、殆んどが窮迫した生活に喘いでいます。

私達は生れ故郷を愛し、その故郷に還ることを切望しています。内親や知己が待っている、故郷の生活が想像以上苦しいことも知っています。それでも、その祖国に還ることをひたすら希望しています。然し、諸種の事情から日本に留まることを余儀なくされて、生活は苦しんでいます。そのため遂に昭和 30 年に一名、昭和 31 年に一名の自殺者を出してしまいました。

右の事情は、岸内閣当時から重なるご配慮をいただきましたものの、未解決のまま今日に至っているものがあります。いや、私達は私達の事情ばかりを強調したくありません。

時恰も、貴国は国民の宿望である日ソ交渉の妥結を国連加盟の実現により、完全に国際社会に復帰したことは、誠に意義多いことで、ご同慶に堪えない次第であります。ソ連からは続々、最後の抑留者が引揚げてきています。それらの人々の中には、私達以上の辛酸をなめ、遂にはシベリアの何処かで、祖国の空を睨に浮べつつ息をひきとった人もありましょう。私達と同様に、これらの悲運の人々は、はっきりした日本という祖国があり、内親が存在しています。このことについて私達は、刑死した戦友や釈放後、生活苦で自殺した友人、それらの遺家族のことを思うと、つきない感情が湧いてくるのであります。一体、日本政府はこの事情をどうお考えになっているのでしょうか。日本政府は、先ず道義的責任と今日までの不当な取扱いをしたことに対して充分考慮し、日本政府が在ソ同胞の引揚促進に熱意をかけたと同様に、私達の問題をも是非解決していただく様、強く要請致します。

幸い、このたび「自主外交の確立」と「完全雇用」を掲げて発足せられた石橋内閣は、名実ともに積極的で責任をもつ方々が勢揃いしていると承りましたので、私達は最も大切な事項で、前内閣時代から未解決のままになっている

◎第三人戦犯刑死者のために、その遺族に対し金 500 万円也の支給(一柱当)

◎服役第三人戦犯者に対しては、逮捕日から出所日までを通算、日当金 500 円也の割

合にて支給(一人当)

この二つの国家補償の要請を、慎重に考慮していただきたいのです。

この根拠は、私達第三人戦犯者代表が昭和 31 年 8 月 16 日、首相官邸で田中官房副長官、関係省の局長数名、事務官数名の会合の席上口述したもので、日本政府が第三人戦犯者に対する当然の責任と道義に基き、補償すべきものであります。私達は、最早多言は申し上げたくありません。ただ韓国人の立場として、或いは台湾人の立場として、自分達の生活を築いていき、それを守りながら隣邦との親密に努力を傾注していきたいと思います。

右のような次第ですから、いろいろな角度から御研究下さいまして、何卒特別のご配慮を下さいますことをお願いすると同時に、只今、要請に参上している私達に即時回答下さることをお待ちしております。

新内閣の御隆昌と責任を信じ、併せて貴下の御健斗をお祈り致します。

昭和 年 月 日

韓国出身戦犯者同進会

代表 金 鏞 文 済行

李 鳳極 朴 昌浩

金 完根 高 在潤

李 鶴来 金 基永

韓 允哲 朴 允商

台湾出身戦犯者同志会

代表 陳 清川 陳 仁崇

林 東雲 許 錦茂

簡 水波 羅 濟鉉

朴 楨貴 欧 炳甲

吳 連発

尚、参考資料として次の書類を添附します。

○第三人戦犯者(韓国)の国家補償について

○第三人戦犯者(台湾)の国家補償について

○要請書(韓国)昭和 31 年 2 月 25 日附

○要請書(台湾)昭和 31 年 2 月 日附

私達、韓国台湾出身戦犯者は、貴下の私達に対する御配慮に謝意を表します。またこの度は東南アジア及び訪米等の大任を遂行して帰国された貴下に敬意を表するものであります。戦時、戦後を通じて重要政務に専念し、又巣鴨拘禁の体験を有たれた貴下は、私達の立場及び境遇については十分御承知のことと存じますので、ここで殊更に反復して申し上げることを差控えたいと思います。ただここで上げたいことは、一口に「戦犯」と言っても、私達はその境遇におかれた因果関係が、日本人同僚のそれと全然違うということであります。

このことについては過去数年にわたり、私達の実情を日本政府に訴願して参りましたので、貴下は既に御存じのことと思いますが、兵役の義務のなかった私達でありましたが日本国の危急存亡の急務に応じ、その国業遂行のために昭和 17 年 6 月二ヶ年の契約で日本軍に徴用され南方各地に派遣されて、都合のいい時は「日本人」、都合の悪い時は「韓国人、台湾人」と呼ばれながらも、忠実に軍務に従事し、現地において終戦になりました。そして私達は軍務中の正常勤務が問責され、49 名は死刑に、272 名が無期、有期の重刑に処断されて現地の刑務所で服役中、韓国出身戦犯は昭和 26 年 8 月、台湾出身戦犯は昭和 28 年 8 月を以って全員、日本の巣鴨刑務所に移管されました。

当時、私達は祖国の隣国たる日本に來た喜びと対日講和への大きな期待をもって、その日の来るのを待焦れていたのであります。ところが、アメリカ軍管理が今度は日本政府の手に依って、直接私達を拘禁管理するに至ったのであります。私達は過去、日本国のために忠誠こそ尽せ、何等日本の国法を犯していない私達を、然も第三人たることが顕然としているにも拘らず、日本政府は自国の利益のために私達を強制的に拘禁を続けたのであります。そこで私達は昭和 27 年 6 月日本弁護士連合会の協力のもとに、日本国最高裁判所に釈放を請求して提訴しましたが、心外にも私達の請求は却下されて服役を続けましたが、其後それぞれ刑期を満了し、家族は勿論、唯一人として身寄りの無い生存競争の激しい異国、日本の社会に放り出されたのであります。軍隊生活から直結した永い間の安獄生活に依って青年期を踏みじられ、その上就職に必要な技術を習得する機会すら絶無であった私達の現今の生活が如何に窮迫しているか、また一方、支柱を失なった故郷の遺家族及び留守家の生活が周囲の事情と相俟って、物心両面とも如何に惨憺たるものであるかを、貴下は要に御推察下さるものと信じます。

私達は常に、従軍時も拘禁中も、否、出所後も第三人であるが故に、多くの悲哀に沈溺されておりますが、その中でも刑死された故友、及びその遺家族に対して日本政府は一体、これまで如何なる処置をお取りになったのでしょうか。誠に遺憾に堪えない次第であります。

私達に生命も、青春も、あらゆる犠牲を強要した日本政府は、道義的責任においても、誠意をもって、私達のこの胸中を察して頂きたいと思います。

私達は以上、申し上げたことを要約すると、つまり

- 一、日本政府は兵役の義務のない私達を強制的に徴用した。
- 二、日本政府は服務期間二ヶ年契約を履行せず、終戦まで服役させたために拘禁せられることとなった。
- 三、日本政府は連合国との諸条約締結時に、私達第三国人の立場を考慮しなかった。
- 四、日本政府は構和条約発効後、自国の利益のため私達を直接拘禁した不当性。
- 五、日本政府は、従軍時、拘禁中及び出所後を通じて、私達に対し多くの不当な処遇があった。

以上の点を慎重に考慮した結果、日本政府一吉田、鳩山、石橋内閣に国家補償として

- 第三国人戦犯刑死者の遺家族に対し、金五百万円也の支給(一柱当)
- 服役した第三国人戦犯に対しては、逮捕日から出所日までを通算、日当五百円也の割合にて支給(一人当)

を要請し、交渉して参りました。然し、善処するという応対だけで、今だに解決のきざしはみえません。そこで、私達は懸案事項である国家補償を、更めて貴下に強く要請致します。

何卒私達の要請に特別の御配慮を切望し、御回答をお待ちしております。

尚御参考までに別紙「交渉経過の要点」を添附します。

昭和 32 年 8 月 14 日

韓国出身 戦犯者同進会

代表 李鶴来
朴充商
金 鏞
金基永
文済行
金完根
朴昌浩
高在潤
李大興
鄭殷錫

台湾出身 戦犯者同恵会

朴 東 雲
簡 水 渡
許 鶴 茂
陳 清 川
欧 丙 甲
陳 申 丁

日本国内閣総理大臣

岸信介 殿

私達は日夜、政務に精励しておられる貴下に、敬意を表明致します。

さて、私達は別添要請書のとおり、国家補償を鳩山、石橋、岸、歴代内閣に強く要請して参りましたが、未解決のまま今日に至っております。

私達はこの間、数次にわたり日本政府の厚誼的な措置を受けており、このことについて感謝致しますが、いづれも漸定的措置にすぎず根本的な国家補償は何らの進展をみておらず、誠に遺憾に増えません。

私達が要請している国家補償は別添要請書とおり、戦後戦争犯罪者として私達が拘禁された期間に対する補償を日本政府に求めるものであります。

最近、韓日両国の国交正常化の機運が最まりつつある折柄、日本政府は道義的責任においても私達の問題を放置することはできない筈であります。

また、日本政府はさきにソ連地区の日本人墓地の墓参や外地戦犯刑死者の遺骨収集を行ない、且つそれぞれの遺族には相当の処遇をしているに拘らず、第三国人戦犯刑死者の遺族に対しては、なんの措置もなされていない状況であります。このような状態が続くことは日本国民の良識と信義に戻(もと)ることであり、国家間の親交上からも、望ましいものではないと信じます。

私達は日本政府がこの際、誠意をもって左記要請事項について特別なご配慮をしていただくようお願い申し上げます。

記

一、第三国人戦犯者に対して逮捕日から出所日までを通算、日当五百円也の割合にて支給(一人当)

一、第三国人戦犯刑死者の遺族に対して金五百万円也の支給(一柱当)

右要請致します。

昭和三十七年十月 日

韓国出身 戦犯者同進会

代表 李 大 興

李 鶴 来

高 在 潤

陳 殷 錫

安 正 燦

車 駿 錫

台湾出身 戦犯者同志会

代表 鄭 火 旺

林 東 雲

欧 丙 甲

簡 水 渡

陳 土 城
西河義徳
福島政雄

内閣総理大臣

池田勇人 殿

日夜政務に精励され、この度は重要政務に就任された貴下に、謹んで敬意を表明し、心からお喜び申し上げます。

唐突ではありますが、貴下の格別の御厚情に期待し、書面をもって請願申上げのおとをあらかじめ御詫びいたします。

私たち、かつての韓国出身戦犯者は、いずれも昭和 17 年 6 月、日本軍に徴用されて南方各地に従軍し、その結果、戦争犯罪の罪に問われ、23 名が死刑に、125 名が無期有期刑の重刑に処されました。

外地と巣鴨刑務所における永年の拘禁生活後、幸いにして生を得て釈放された者も、家族や知己もなく、またしたがって生活基盤の全くない異国の日本社会において、どんなに苦しみに満ちた生活をつづけてこなければならなかったか、幾人かの病死者や自殺者の出たことをもって、充分御諒察いただけたと思います。

ところで私たちは、今日なお精神病院に隔離収容されている二名の友人、木村・慶本両君(別紙参照)の存在について御報告しなければなりません。

両君の発病の原因は、いうまでもなく長い獄中生活の苦しみに起因しています。両君の魂を無残に引き裂き、哀れな廃人にしたのは他の何者でもなく、まさにいわゆる第三人国ではあるが、日本軍隊の一員として訴追された戦争犯罪者としての拘禁生活そのものです。

両君は巣鴨から「仮出所」ということで、そのまま精神病院に移管されました。両君は、かくて終ることのない終身徒刑囚の生活を、今日もなお引続いて余儀なくされています。

しかし、日本政府は、未だ両君の一度の見舞いすら致しておりません。その事實は、私たちにとって、まことに諒解に苦しむところであります。

両君の病状は、いまのところ治療の見込みがたちません。担当医師と私たちの間において種々検討した結果、両君が全快するかもしれない唯一にして最大の可能性は、両君が祖国に帰り、父母兄弟の下で療養する以外にないという結論に達しました。

たとえ医学的に断定できなくとも、二十年間も見えることのなかった父母兄弟の暖い眼差に見守られ、二人が生れ、育ってきたなつかしい大地の香りに包まれて生きることが、両君の病状にとって有利でないといえましょうか。人道的にも、それは当然取られねばならない措置と思います。

以上の事情を御賢察の上、日本政府が左記事項について格別の措置を講じられるよう、ここに請願いたします。

記

- 一、両君に慰藉措置を講じること
- 一、帰国後の療養費を支給すること
- 一、帰国目的地まで付添人をつけること
- 一、帰国に必要な経費及び諸便宜を計ること

昭和 37 年 7 月 30 日

韓国出身戦犯者同進会

会長 李 大 興

厚生大臣

西村英一殿

P153 戦犯関係鮮台人入院患者名簿 昭 27・10・1 現在

氏名 国籍 病名 留守宅

木村泰誠 韓国 精神病 全羅北道全州府八達町六八 父 朴徳根
(朴泰誠) (精神分裂症)

病院名 入院月

千葉県千葉郡誉田村誉田国立下総療養所 昭和 26.11.9(仮出所と同時入院)

裁判国 刑期 摘要

英国 十年 生活保護法に従って入院(現在退院の見込なし, 30.7.13 調)

氏名 国籍 病名 留守宅

慶本永吉 朝鮮 精神病 平安北道寧辺郡鳳山面龍興洞 兄 李永錫
(李永吉) (神経症)

病院名 入院月

千葉県千葉郡誉田村誉田国立下総療養所 昭和 26.11.9(仮出所と同時入院)

裁判国 刑期 摘要

蘭印 十年 生活保護法に従って入院(現在退院の見込なし, 30.7.13 調)

1. 問題の経緯

- (1) 太平洋戦争中、台湾人及朝鮮人は昭和 17 年以降、軍の募集により軍属、傭人の身分をもって 2 年契約で、主として俘虜収容所関係に勤務した。終戦後、これらの者のうち 321 名が戦犯(対英、蘭印軍関係)に問われ、49 名が死刑、272 名が無期又は有期の刑を受けた。
- (2) 在日第三人戦犯者は巣鴨出所後、団体をつくり、台湾人出所者関係は友和会(会長 木村篤太郎氏)、朝鮮人出所者関係は清交会(会長 田中武雄氏)に属し、従来から数次にわたって授護又は補償に関する政府の配慮を要望してきている。ことに、昭和 31 年 2 月ごろには、
 - (イ) 刑死者の遺族に対し 500 万円を支給すること。
 - (ロ) 服役戦犯者に対し、逮捕日から出所日まで 1 日あたり 500 円を支給すること。を要求した経緯がある。

2. 政府の措置

- (1) 巣鴨入院中(昭和 28 年 8 月～32 年 4 月)、厚生省はその家族(独身者の場合は積立て)に対し、盆、暮に各 6000 円の見舞金を支給した。
- (2) 昭和 30 年 7 月 28 日付閣議報告「巣鴨刑務所出所第三国人の被護対象」に基づいて、一時居住施設及び生業資金につき授護を行なった。

このうち、一時居住施設については、法務省保護局から昭和 30 年度及び昭和 31 年度に経費合計 1,000 万円を友和会及び清交会に交付して、台湾人出所者関係 3 箇所、朝鮮人出所者関係 3 箇所の施設を設けた。これらの施設は現在もなお利用されている模様である。

また、生業資金については、厚生省授護局から昭和 30 年～32 年度にわたり、合計 645 万円を財団法人更生助成会に委託し、1 人 5 万円を限度として期間 5 年以内利率年 6 分の条件で貸付を行なった。なお、この貸付金のその後の償還状況は良好ではない模様である。

- (3) 昭和 32 年度予算において、法務省に「巣鴨刑務所特定出所者等授護費補助金」として 660 万円(132 人分)を計上し、友和会及び清交会を通して 126 人に対し、1 人につき 5 万円を生活資金として支給した。(6 人分は帰国その他の事情のため支給できなかった。)

- (4) 昭和 33 年 12 月 26 日付閣議諒解「巣鴨刑務所出所第三国人の慰籍について」に基づき、特別な懸案の措置として 1,260 万円(1 人につき 10 万円ずつ 126 人分)を内閣官房長官から交付し、なお生業の確保、公営住宅等えの人居などについて極力好意的な取扱いをすることとなった。

このうち、生業の確保については台湾人出所者関係のペンキン自動車株式会社(代

表者 簡 水波、保有台数 23 台)及び朝鮮人出所者関係の同進交通株式会社(代表者 李大興、保有台数 22 台)に対し、それぞれ昭和 35 年 7 月 13 日に一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の免許が与えられており、この同社とも現在営業を続けている。また、公営住宅等への入居については、「巢鴨刑務所出所第三国人の公用住宅への優先入居について「(昭和 34 年 2 月 26 日住発第 49 号)」により、建設者住宅局長から東京都を含む 17 都道府県知事に対して通報が発せられ、第 2 種公営住宅の入居者の選考に当たっては、これらの者を住宅の因窮が著しく高いものとして優先的に取扱うよう配慮している。

3. 補償要求に関連する法律問題

上記(1 の(2))の補償要求の背景となる主張について、政府がとった法的見解は次のとおりである。

- (1) (従軍強制の問題)兵役義務のない者を従軍に強制した事実はなく、志願兵制度、軍属募集等の正規の手続によった。
- (2) (2 年の従軍契約期間の不履行の問題)能う限り 2 年をもって復員させており、その他は、戦地における帰国不可能の状態のまま、やむを得ず延長した。
- (3) (従軍中の俸給の一部不払及び天引貯金の問題)これは当時の現地各部隊における慣行等により行なわれたものと思われるが、いずれにせよ台湾人については中国との平和条約第 3 条、及び朝鮮人についてはサンフランシスコ平和条約第 4 条の(a)に規定する台湾又は朝鮮の当局との特別取極の締結をまって解決すべき問題である。
- (4) (退職金及び在監中の俸給等の不払の問題)連合軍の指令により戦犯者はもとより、大部分の軍人及び判任待遇以上の軍属に対しては、退職金は支給できなかった。もっとも、在日第三人戦犯者に対しては、昭和 32 年度に法務省から生活資金を支給した際(2 の(3))、一時恩給相当額が計算上その資金の金額の中に含まれている。また、当時の規定によれば、逮捕の日に退職したものとみなされることとなっており、日本人であると否とを問わず、在監中の俸給等を支給すべき根拠がない。
- (5) (日本国政府による巢鴨拘禁の責任の問題)構和条約発効後の拘禁は、平和条約第 11 条及び旧「平和条約第 11 条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和 27 年法律第 103 号)」に基づいて行なわれたもので、最高裁判決(昭和 30 年 7 月 30 日)により適法を処置であることが明らかであり、これに伴う補償責任はない。
- (6) なお、各戦犯者において、金銭債権等につき具体的な反証があれば、訴を裁判所に提起して解決を求めればよいことは勿論である。

以上のとおり、政府としては、一般に補償要求に応ずべき義務はないとしつつ、在日第三人戦犯者のおかれてきた特殊な事情にかんがみ、これらの者を慰籍するため、各

種の援護の措置を講じて今日にいたっている。

P159 国家補償要請について

私達が日本政府に国家補償を要請するに至った経緯は、周知の通りである。今更、言及するまでもないことだが、本件解決のため鳩山内閣以来、歴代内閣に交渉してきたが今日尚未解決のままになっている。

この間、日本政府はおそまきながら過般数度に亘り、私達に援護措置が講ぜられた。これらは日本政府がしばしば言明したように、「取敢えず」の措置としてなされたことは言うまでもないことである。

ところが、昭和 37 年 11 月 21 日私達の代表と総理府古谷総務副長官近藤参事官との交渉の席上で、巣鴨刑務所出所者第三国人の慰籍について(昭和 37 年 10 月 11 日、内閣審議室)の経緯及所見拝聴した。

その内容の 1.2.は殆んど相違がないようである。但し、生業確保については閣議決定(昭和 33 年 12 月 26 日付)以前から免許基準に合致した諸準備を整え、夫々 30 台の免許申請をし、運輸省をはじめ主務当局に毎日の如く陳情を重ねたが、当局は閣議決定など全く無視した言動であつた。結局は田中武雄(清交会々長)先生が前岸総理大臣に直訴し、やっと 10 台の免許を受けたのである。その後、増車にあたっては特別に配慮するよう細谷副官房長官名の覚書が運輸省に発せられているが、なんらの特別の配慮がなかったのである。現在、同進交通株式会社 22 台、ペンギン自動車株式会社 23 台の保有台数は退去二年間において、一般既存会社と同率で増車を受けたものである。また、日本政府は資金面においても具体的に相談に応じるという発言があつたので、私達は期待していたが、これとて実現出来ず、社債や小規模営業からくる経営難に喘いでおり、勿論、一文の株主配当など望める状態にないのである。それから、一時住宅施設のことであるが、若干の援護資金でご承知のような六ヶ所の施設が出来る筈がないことは自明である。施設やその補修等で、援護団体に相当額の負債になっていることを附記したいのである。

3 の補償要求に関連する法律の見解なるものは、全くもって心外に堪えない次第である。従軍中の俸給の一部不払い及び天引貯金等は事実であり、退職金及び在監中の俸給等は連合軍の指令に依り……云々とあるが、日本政府は一独立国家として現段階でどう処理すべきかであつて、連合軍に責任転嫁をすべき性質のものではないと思われる。もし、日本政府の見解通りだとすれば、日本人戦犯の場合、恩給年限の満たない分については戦犯として在監中の期間を恩給年限に加算している事実をどう解釈すべきか、に疑義をもたざるを得ない次第である。また、日本政府は平和条約発効後、連合軍に代つて、私達を直接拘禁した責任を回避しようとし、最高裁判決の適法性を引用しているが、別冊裁判記録を一読すれば単なる法理解釈だけではなく、いかに複雑な事情のもとにそのような判決になったかが伺われるであろう。

仮に日本政府の見解通りだとしても、兵役の義務のなかった私達を強制徴用し、契約

不履行だけをもってしても末節にある「日本政府としては補償要求に応ずべき義務はない……」ということが言えるだろうか!! それは「否」と断言せざるを得ない。

私達は日本国家の契約不履行及び形式はどうあろうと、強制徴用をしたことについては多言を要する必要はない。幸いにして、私達を直接戦地に送り出した当時の最高責任者である朝鮮総督府政務総監田中武雄(清交会々長)先生が健在でおられるからである。先生は日本政府の委嘱を受け、私達の援護団体である清交会々長就任挨拶の中で「……私は朝鮮の諸君に頭を下げたことがない。しかし、諸君達には誠にすまないことをしたと思っている。……今後出来るだけ緒君のお世話をしたいと思って、会長就任を快諾した次第である。」と述べておられる。このことは、やはり、私達の今日に至るまでの経緯や境遇をよく知っておられるからだ私達の深く感嘆銘するところである。

また、私達の元上官らが、最高裁判所に提出した陳情書の一部を幾つか、左記に抜挙引用すれば充分であるからである。

野口讓・元陸軍大佐、釜山教育隊々長、朝鮮俘虜収容所長

「……右三千名の一部(二小隊 70 名)朝鮮俘虜収容所に配属服務せしめられ、約二年の後、新要員と交迭、新要員は(前述と同様の者)終戦まで服務し、終戦の翌日を以て除隊帰郷せしむ。而して、収容所勤務中における対俘虜打擲殴打はなきに非ると雖も、彼らは全然逮捕せらるることなく元より起訴もされず、その罪は凡て収容所長に問われたり。」

福田恒夫・元陸軍大尉、釜山教育隊小隊長、シンガポール俘虜収容所員

「……志願する者は、極めて僅少であったようです。その結果、各道に割当制を実施し、各府、邑、面長(市町村長)、並に警察、駐在所よりの勧説の結果、自己の意志からではなく、周囲の状況から止むなく応募してという実状を当時、その人たちから聞かされて居りました。当時の府、邑、面長や警察の勧告が、単なる勧告にすぎざるものでなかったことは想像に難くありません。志願という形式は採っておりますものの、その実は強制徴用であったことは否みません。

それで、応募の条件としての最も重要な服務年限は二ヶ年となっていたのであり、軍もまた応募者もそれを前提として募集し、応募したものでありました。その他、俸給の件も募集に際し公表されたものと、実際支給額とは若干の差異があり、それは常に実際支給額が少なかったのであります。……ここで附記したいことは収容所には将校下士官が少なく、分遣所に依っては、一将校一下士官が一ヶ所を兼任することがあったのであります。それがためある部面には実質的に委任行為があったのであり、その責任をこの人達に負わしめることは過酷と申さねばなりません。……もし二ヶ年経過したときに萬難を排して帰国せしめれば、今日のこの悲境に陥ることがなかったであろうと思ふ時、遺憾に堪えません。……」

河村芳夫・元陸軍大佐、爪哇(ジャワ)バンドン抑留所第二分所長

「……僅か二ヶ月の軍事教育実施の上、俘虜監視員としてその大部分が南方各地に赴

き、常に生死の巷を彷徨しつつも、命のままに粉骨砕身の苦勞を嘗めながら、最も積極的に且つ忠実に、日本に協力した者達であります。而して、二ヶ年の契約で除隊せしむるという国家保証も不履行のまま、冷厳なる日本敗戦の事実により、戦規を以て過せられ・・・」

酒井 光・元陸軍々医大尉、爪哇俘虜収容所兼抑留所附

「・・・当時、連合軍に対する日本軍の感情は、ご承知の通り敵愾心に燃え、しかも人的物的不足の折柄、その俘虜、抑留者に対する管理方針、すべての命令指示は極めて厳格にして無為徒食を厳しく戒めたものであります。従ってその監視員に服務した韓国人に対する命令、指示も極めて厳格、命令に絶対服従を要求され、その命令は至上のものとして忠実に履行したにすぎずして、彼らには何らの権限も与えられていなかったのです。・・・」

神谷春雄・元陸軍法務少佐、シンガポール第七方面軍司令部勤務

「俘虜の接する機会の最も多かった韓国人軍属、占領地行政の末端において華僑、その他現地人に接する機会の最も多かった台湾人通訳は、対日感情の極めて陰悪であった終戦直後の報復的戦犯裁判における、最大の犠牲者となったのです。」

以上引用したものは、主として韓国出身戦犯者に対するものであるが、台湾出身戦犯者も同様な事情のもとにあったことは言うまでもないのである。

さらに、私達の代表が昭和 31 年 8 月 16 日首相官邸で、田中副官房長官、岸本法務事務次官、木村厚生事務次官外両局々長、事務官数名の会合の席上、口述した冊別「第三国人戦犯者(韓国)の国家補償要請について」国家補償を要請する大要が述べられている。

上記田中武雄先生の挨拶や陳述書の中で述べられている様に、強制徴用、契約不履行の厳然たる事実、なに人と言えともこれを歪げるわけにはいかないだろう。

日本政府は、能う限り二ヶ年をもって復員させたというが、韓国出身戦犯者は朝鮮に残った 70 名を除き、外地に従軍した者は唯一人として復員しておらず、また台湾出身戦犯者は契約満了後、あえて全員を帰国させなかった事実は明らかである。要は復員している者の問題ではなく、契約不履行のため帰国出来なかった者の問題で、つまり日本政府の契約不履行に依り、私達が受けた一切の損失について補償するのが私達に果すべき日本政府の信義であり、当然の業務であることは言うまでもないことである。しかも、戦犯になった直接の事情が福田趣夫、酒井光両氏が述べている通りであるのだから、尚更、日本政府はその責任を痛感せねばならない筈である。

にもかかわらず、殊更今日に至って、法律の見解云々は極めて遺憾千万である。

以上が日本政府の法律の見解に対する、私達の考えである。私達は私達が受けた一切の損失ではなく、極く一部の補償を要請しているのである。

服務戦犯者に対して逮捕日から出所日までを通算日当五百円也の支給。刑死者の遺族に対して五百万円也の支給を要請しているだけである。

私達の本懸案は、もとより因果性に依るものであり、法律的であるのみならず、日本国家の信義と道義的な重要な問題だと考える次第である。

この問題は、日本国対韓国、中国との国交に関係なく、日本政府対私達の問題である。故に、今日まで、私達がおかれている境遇を理解しておられる多くの方々のご支援の下に、独目的な立場で日本政府と交渉をつづけてきたのである。日本政府対中国との国交は昭和 年にしており、韓日両国の国交正常化も妥結しようとしている。この際日本政府は国家的責任において、最も身近な私達の本懸案を解決すべきである。

私達は本懸案の解決を強く要請するものである。

尚、後日、名簿、服務年月日数等の資料を提出するつもりである。

昭和 37 年 12 月 12 日

韓国出身 戦犯者同進会

台湾出身 戦犯者同志会

P169 昭和 40 年 4 月 16 日提出

質問 第 11 号

韓国及び台湾出身戦犯刑死者の措置に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和 40 年 4 月 16 日

提出者 島上善五郎

衆議院議長 船田 中 殿

P170 韓国及び台湾出身戦犯刑死者の措置に関する質問主意書

韓国及び台湾出身戦犯刑死者は、韓国が 23 名、台湾が 26 名で合計 49 名であるが、これらの人々は兵役の義務はなかったが、日本国の国際遂行のためにと昭和 17 年 6 月、二箇年の契約で日本軍に徴用され、南方各地において従軍し、それぞれ現地で終戦になったものである。ところが終戦後、従軍中の勤務が問責され、連合軍国の軍事裁判により処刑された者である。

しかるに日本政府は、日本のため犠牲となったこれら刑死者に対して、今日に至るものらの措置を講じていないのは、はなはだしく無責任不行届きと言うのほかなく、まことに遺憾である。

よって左記事項について質問する。

- 一 死刑者に対して今後いかなる措置をとるのか、政府の方針をお伺いしたい。
- 二 刑死者の遺族に対して、政府は処刑に至る事情をつぶさに報告し、かつ礼をつくして遺骨をお渡しし、弔意を表明すべきだと考えるが、それを行なう意思があるかお伺いしたい。
- 三 韓国出身戦犯者同進会、台湾出身戦犯者同志会から、政府に対して刑死者の遺族補償が

要請されているのに、首を左右にし、なんら具体的誠意を示さず、今日なお未解決ときいているが、今後これに対してどう措置するか、その方針をお伺いしたい。

右質問する。

P172 内閣衆 48 第 11 号

昭和 40 年 4 月 23 日

内閣総理大臣 佐藤栄作

衆議院議長 船田中殿

衆議院議員島上善五郎君提出

韓国及び台湾出身戦犯死刑の措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

P173 衆議院議員島上善五郎君提出韓国及び台湾出身戦犯死刑者

の措置に関する質問に対する答弁書

韓国及び台湾出身戦争裁判関係死没者については、一般戦没者とともに当該国政府に対し、死亡の時期、場所等を記載した名簿を送付している。また、日本政府が収集した遺骨は、台湾出身者については中国政府に送付済みであり、韓国出身者については、数年前から韓国政府に引取り方を交渉中である。

なお、韓国出身者の遺族補償については、日韓会談の請求権問題の一環として韓国側は、徴用された韓国人軍人軍属及び労務者のうけた被害に対する補償を要求しているが、本件交渉は、いまだ最終的妥結に達するにいたっていない。次に、台湾出身者の遺族補償については現在のところ、台湾人の日本政府に対する請求権処理の問題に関連して、「日本国と中華民国との間の平和条約」(1952 年 4 月 28 日締結、同年 8 月 5 日発行)の第 3 条の特別取極の一環として中国側と話し合うより他はないものとする。しかしながら、わが方としては本件交渉開始方につき、昭和 28 年在華大使に中国側の意向を打診させて以来、機会ある毎に正式文書あるいは口頭をもって、しばしば催促しているにもかかわらず、中国側がこれに応じないため、いまだ実質的な交渉の開始に至っていない。

P175(訳者注：文面が繋がらないが、他の文を参照すると次の通り。「右補助会の予算はとりあえず、法務省の予算をもってまか）なうが、本年度内に大蔵省において補てんの措置をとり、また、更生保護会の社会福祉事業振興会への返済金については、明年度の予算措置において善処すること。

二、生業資金の貸付について

(イ)適当な事業計画を有する者については、おおむね国民金融公庫の更生資金貸付の例に準じて貸付ができるよう、法人格を有する適当な団体に、これに必要な資金を交付し、貸付業務を実施させること。

(ロ)右の資金は本年度約 300 万円とし、厚生省引揚者等援護費の中においてまかなうこと。

以上

P176 巣鴨刑務所出所第三国人の援護対策について

昭和 30.7.28.

内閣官房副長官、外務次官、政務次官、大蔵次官、厚生次官 申合せ

一、一時入居施設について

(イ) 一時入居施設を韓国人及び台湾人の別に従い、それぞれ別個の適当な更生保護会をして、設置せしめること。

(ロ) これに要する経費として更生保護会に対し、総額約 300 万円の補助金を交付し、かつ社会福祉事業振興会をして総額約 300 万円を貸付せしめること。

(ハ) 右補助会の予算はとりあえず、法務省の予算をもってまかなうが、本年度内に大蔵省において補てんの措置をとり、また、更生保護会の社会福祉事業振興会への返済金については、明年度の予算措置において善処すること。

二、生業資金の貸付について

(イ) 適当な事業計画を有する者については、おおむね国民金融公庫の更生資金貸付の例に準じて貸付ができるよう、法人格を有する適当な団体に、これに必要な資金を交付し、貸付業務を実施させること。

(ロ) 右の資金は本年度約 300 万円とし、厚生省引揚者等援護費の中においてまかなうこと。

以上

P177 巣鴨刑務所出所第三国人の慰籍について

(昭和 33.12.26. 閣議諒解)

巣鴨刑務所出所の第三国人で、現に日本国内に居住する者についてはそのおかれてきた特殊な事情にかんがみ、特別な慰籍の措置を講ずることとする。

なお、これらの者に対しては、生業の確保、公営住宅等への入居などについて極力好意的取扱いをする。

P178

韓国出身戦犯者同進会

37.11

国家補償及慰籍額

種別	人数	在監年月日数	補償額	慰籍額	療養費	合計
刑死者	23		115,000,000 円			115,000,000 円
帰国者	68	363.0.21	66,258,000			66,258,000
在日者	57	390.9.9	71,316,000	9,000,000 円	4,200,000 円	84,516,000
計	148	753.10.0	252,574,000	9,000,000	4,200,000	265,774,000

P179

在日者慰籍及療養費内訳

区分	人数	慰籍	療養	合計	備考
1	自殺者	2	2,000,000 円		2,000,000 円
2	病死者	2	2,000,000 円		2,000,000 円
3	精神異常入院中	2	2,000,000 円	4,200,000 円	6,200,000 円
4	肺結核入院中	1	500,000 円		500,000 円
5	肺結核者	4	2,000,000 円		2,000,000 円
6	戦傷病者	1	500,000 円		500,000 円
7	健在者	45			
	計	57	9,000,000 円	4,200,000 円	13,200,000 円

P180

算定基礎

算定基礎:8

1	刑死者	5,000,000 円×23 名=115,000,000 円
		363 年－21 日=132,516 日
2	帰国者在監日数	500 円×132,516 日=66,258,000 円
		390 年 9 月 9 日=142,632 日
3	在日者在監日数	500 円×142,632 日=71,316,000 円
		753 年 10 月=275,148 日
4	総在監日数	500 円×275,148 日=137,574,000 円
5	自殺者	1,000,000 円×2 名=2,000,000 円
6	病死者	1,000,000 円×2 名=2,000,000 円
7	精神異常者	1,000,000 円×2 名=2,000,000 円
8	結核及び戦傷病者	500,000 円×6 名=3,000,000 円

P181

刑死者

	氏名	裁判国	刑別	執行年月日	備考
1	金宋柱	英	絞首刑	21. 7. 30	
2	金貴好	英	絞首刑	21. 1. 22	
3	姜泰協	英	絞首刑	21. 1. 22	
4	張水業	英	絞首刑	21. 1. 22	
5	千光麟	英	絞首刑	21. 1. 20	
6	朴成根	和	銃殺刑	22. 2. 5	
7	趙文相	英	絞首刑	22. 2. 25	
8	金長録	英	絞首刑	22. 2. 25	
9	朴栄桓	英	絞首刑	22. 2. 25	
10	金沢振	英	絞首刑	22. 2. 25	
11	林永俊	英	絞首刑	22. 6. 18	
12	崔昌善	和	銃殺刑	22. 9. 5	
13	朴俊植	和	銃殺刑	22. 9. 5	
14	卞鍾尹	和	銃殺刑	22. 9. 5	
15	洪思翊	米	銃殺刑	22. 9. 20	
16	車釣福	中	銃殺刑	22. 5. 3	
17	白天瑞	中	銃殺刑	21. 9. 12	
18	金奎彦	中	銃殺刑	22. 1. 9	
19	朴享俊	中	銃殺刑	22. 6. 12	
20	趙充台	中	銃殺刑	22. 3. 23	
21	庾三千	中	銃殺刑	22. 2. 4	
22	金子安一	中	銃殺刑	22. 1. 上旬	
23	柳川広雄	中	銃殺刑	22. 5. 25	

P183

在日者

	氏名	裁判国	刑期	逮捕年月日	出所年月日	在監年月日	備考
1	李大興	和	10	21. 2. 18	26. 5. 3	5. 2. 16	
2	李鶴来	濠	20	20. 9. 29	31. 10. 6	11. 0. 8	
3	李鳳極	和	15	21. 6. 3	28. 7. 30	7. 1. 28	
4	丁奎文	永	5	21. 6. 6	25. 3. 12	3. 9. 7	肺結核
5	高在潤	和	18	21. 4. 13	29. 5. 28	8. 1. 16	
6	尹東鉉	和	20	21. 4. 13	31. 1. 6	9. 8. 24	
7	金景淳	和	5	21. 4. 15	25. 3. 18	3. 11. 4	
8	朴充商	和	15	21. 4. 13	29. 3. 18	7. 11. 6	戰傷病
9	鄭殷錫	英	15	21. 2. 4	31. 2. 6	10. 0. 3	
10	金完根	英	10	20. 11. 11	27. 3. 6	6. 3. 26	
11	趙湧濟	和	15	21. 6. 3	27. 4. 18	5. 10. 16	
12	金祥龍	英	終身	21. 2. 4	31. 2. 3	10. 0. 0	
13	李億万	和	8	21. 6. 3	25. 9. 12	4. 3. 10	
14	金鍾淵	濠	12	20. 9. 16	27. 3. 6	6. 5. 21	
15	李善根	和	12	21. 5. 15	27. 1. 22	5. 8. 8	
16	朴昌浩	和	15	21. 4. 9	30. 1. 8	8. 9. 0	
17	鄭春吉	英	12	20. 9. 24	27. 4. 11	6. 6. 17	
18	洪鍾默	英	終身	20. 9. 29	30. 9. 27	9. 11. 9	
19	文泰福	英	10	20. 9. 29	27. 4. 8	6. 6. 10	
20	崔榮楨	和	12	21. 6. 3	27. 2. 19	5. 8. 17	
21	金昌植	濠	終身	20. 9. 29	32. 4. 5	11. 6. 7	
22	安正燦	和	18	21. 2. 18	31. 1. 6	9. 10. 16	
23	趙雲国	英	15	20. 9. 28	31. 3. 17	10. 5. 20	
24	車駿錫	英	終身	20. 9. 29	30. 9. 27	9. 11. 29	
25	鄭福植	和	10	21. 4. 15	26. 10. 25	5. 6. 11	
26	崔銘誠	英	終身	20. 9. 29	30. 9. 29	10. 0. 1	
27	崔元溶	米	10	20. 9. 18	26. 12. 4	6. 2. 17	
28	韓允哲	英	15	20. 10. 10	31. 8. 15	4. 3. 12	
29	裴禎万	英	6	21. 12. 13	25. 10. 12	3. 10. 0	
30	丁永玉	和	8	21. 4. 15	26. 4. 26	4. 0. 2	
31	文濟行	和	8	21. 2. 18	26. 8. 8	5. 5. 21	

32	閔鶴基	和	8	21. 2. 18	26. 2. 17	5. 0. 0
33	李義吉	英	終身	20. 8. 20	26. 3. 26	5. 7. 7
34	崔善耀	和	15	21. 2. 18	27. 4. 15	6. 1. 28
35	姜大述	和	7	21. 4. 15	25. 10. 30	4. 6. 16
36	梁承烈	和	15	21. 6. 3	28. 7. 30	7. 1. 28肺結核入院中
37	金雲永	和	15	20. 11. 9	27. 4. 28	6. 5. 20
38	金喆洙	和	18	21. 3. 29	28. 7. 30	7. 4. 2
39	李桓庸	和	9	21. 4. 15	26. 7. 20	5. 3. 6
40	金基永	英	10	21. 2. 4	27. 4. 15	6. 10. 3
41	朴洄教	濠	15	20. 10. 3	31. 8. 15	10. 8. 3
42	俞東祚	英	10	21. 2. 6	27. 1. 7	5. 11. 2肺結核
43	韓昌範	和	10	21. 6. 3	27. 1. 10	5. 7. 8
44	金奉鎮	英	5	20. 9. 10	25. 5. 6	4. 7. 27
45	吳炳祚	和	7	21. 4. 15	25. 8. 31	4. 4. 17
46	田泰範	和	15	21. 4. 9	29. 5. 28	8. 1. 20
47	朴敬錫	和	6	20. 8. 20	25. 6. 9	4. 9. 20
48	金東濟	和	10	21. 2. 16	26. 8. 8	5. 5. 23
49	丁瓚鎮	和	10	21. 4. 15	27. 2. 14	5. 10. 0
50	吳在清	英	6	20. 9. 10	25. 3. 7	4. 5. 28肺結核
51	金在俊	和	5	21. 4. 9	25. 3. 31	3. 11. 23肺結核
52	朴泰誠	英	10	21. 2. 6	26. 11. 9	5. 9. 4精神異常入院中
53	李昌白	和	10	21. 4. 15	26. 11. 2	5. 6. 18精神異常入院中
54	崔南国	和	5	21. 4. 9	25. 3. 22	3. 11. 14 29. 11. 13 病死
55	朴貞根	濠	20	21. 2. 16	31. 10. 6	10. 7. 21 36. 8. 16 病死
56	梁月星	和	14	21. 4. 1	26. 10. 2	5. 6. 2 30. 10. 20 自殺
57	許 榮	英	10	21. 2. 6	26. 12. 15	5. 10. 10 30. 7. 19 自殺
	計					390. 9. 9

P188

帰国者

	氏名	裁判国	刑期	逮捕年月日	出所年月日	在監年月日	備考
1	呉善沢	英	10	21. 2. 4	28. 5. 7	7. 3. 4	
2	梁海根	英	1. 6	20. 10. 10	22. 12. 22	2. 2. 13	
3	申洙珍	英	2	20. 9. 24	23. 6. 12	2. 8. 19	
4	朴秉淑	英	2	20. 9. 28	23. 6. 24	2. 8. 27	
5	黄錫鉉	英	3	21. 2. 6	23. 6. 24	2. 4. 19	
6	鄭宰洙	和	2. 6	21. 2. 18	24. 3. 10	3. 0. 23	
7	沈永沢	英	3	21. 6. 10	24. 3. 12	2. 9. 3	
8	洪根孝	英	3	20. 9. 24	24. 3. 12	3. 5. 19	
9	宋根玉	英	3	21. 2. 6	24. 3. 12	3. 1. 7	
10	趙寿行	英	10	20. 9. 10	23. 7. 10	2. 10. 1	
11	李孟錫	英	3	20. 9. 24	24. 3. 12	3. 5. 19	
12	閔鴻基	英	5	20. 9. 28	24. 4. 14	3. 6. 17	
13	金漢権	英	終身	21. 2. 6	25. 4. 30	4. 2. 25	
14	李経丸	和	3	21. 4. 13	24. 5. 10	3. 0. 28	
15	金大奉	和	3	21. 6. 3	24. 5. 10	2. 11. 8	
16	崔咸教	英	6	20. 9. 28	25. 9. 25	4. 11. 8	
17	朴丙讚	和	2	21. 6. 3	25. 2. 17	3. 8. 15	
18	李権宰	和	3	21. 6. 3	25. 2. 17	3. 8. 15	
19	李永換	和	3	21. 4. 9	25. 2. 17	3. 10. 9	
20	金玉鋼	和	3	21. 4. 13	25. 2. 17	3. 10. 5	
21	鄭換圭	和	5	21. 2. 18	25. 2. 17	4. 0. 0	
22	金斗三	和	4	21. 6. 3	25. 2. 17	3. 8. 15	
23	申明休	和	5	21. 2. 18	25. 3. 3	4. 0. 17	
24	李義度	和	5	21. 4. 15	25. 3. 18	3. 11. 4	
25	柳夏淵	和	5	21. 4. 15	25. 3. 18	3. 11. 11	
26	趙傭赫	和	6	20. 6. 20	25. 6. 9	4. 2. 20	
27	李長寿	和	6	21. 4. 15	25. 6. 26	4. 2. 12	
28	金孟右	和	6	21. 4. 15	25. 7. 26	4. 3. 12	
29	鄭鍾觀	和	5	21. 6. 3	25. 8. 25	4. 2. 23	
30	趙泰元	和	7	21. 4. 15	25. 9. 8	4. 4. 24	
31	金教臣	和	7	21. 4. 15	25. 9. 8	4. 4. 24	

32	李殷雨	英	7	21. 1. 10	25. 5. 25	4. 4. 16
33	吳完根	和	8	20. 8. 20	26. 3. 26	5. 7. 7
34	宋布烈	英	7	21. 2. 6	26. 7. 16	5. 5. 11
35	金寬濟	英	7	21. 2. 6	26. 7. 16	5. 5. 11
36	金根植	英	6	20. 9. 28	26. 9. 1	6. 0. 4
37	金基同	和	10	21. 3. 18	26. 9. 21	5. 6. 3
38	朴榮來	和	10	21. 6. 3	26. 9. 21	5. 3. 19
39	盧在永	和	10	21. 2. 18	26. 11. 2	5. 9. 5
40	白樂錫	英	10	20. 9. 24	27. 1. 7	6. 3. 14
41	金泰烈	和	12	21. 2. 18	27. 2. 19	6. 0. 2
42	金達直	和	12	21. 4. 15	27. 3. 3	5. 10. 19
43	金容判	英	10	20. 9. 29	27. 3. 24	6. 5. 26
44	崔柱浩	英	10	20. 9. 24	27. 4. 11	6. 6. 18
45	金昌禧	和	15	20. 11. 15	31. 1. 6	10. 1. 22
46	朴鍾介	英	15	20. 9. 28	31. 8. 15	10. 10. 18
47	朴健泳	英	15	20. 9. 28	30. 9. 27	10. 0. 0
48	金 鏞	英	終身	20. 9. 29	30. 9. 28	10. 0. 0
49	羅三祚	英	終身	21. 2. 4	31. 2. 3	10. 0. 0
50	洪起聖	英	終身	20. 9. 18	30. 9. 23	10. 0. 0
51	金哲基	和	6	21. 4. 13	25. 9. 12	4. 5. 0
52	周會元	和	6	20. 8. 20	25. 11. 15	5. 2. 26
53	盧在明	和	8	21. 4. 15	26. 4. 26	5. 0. 12
54	盧鍾石	和	8	21. 4. 15	26. 5. 3	5. 0. 19
55	朴觀真	和	8	21. 4. 15	26. 5. 3	5. 0. 19
56	曹壽鉉	英	10	20. 9. 29	28. 3. 28	7. 6. 0
57	朴泰錫	和	11. 6	21. 4. 9	26. 12. 12	5. 8. 4
58	崔大椿	和	12	21. 4. 15	27. 3. 24	5. 11. 10
59	金熙哲	英	10	21. 6. 3	27. 3. 27	5. 9. 25
60	宋甲進	米	10	21. 1. 6	27. 2. 4	6. 0. 29
61	徐萬杰	中	終身	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
62	張仁國	中	終身	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
63	李炳董	中	12	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
64	金英索	中	12	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16

65	張錫求	中	7	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
66	崔秉斗	中	7	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
67	鄭南浩	中	7	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 11. 16
68	姜張虎	中	5	20. 8. 20	27. 8. 5	6. 1116
	計					363. 0. 21

P194

昭和 31 年 8 月 25 日

第三国人戦犯者(韓国)の国家補償要請について

韓国出身戦犯者 同進会

P195

口述要旨目次

一、私たちの生立	・ ・ ・ ・ ・	一
二、日本軍隊入隊当時の事情	・ ・ ・ ・ ・	一
三、日本軍隊服務中の諸事情	・ ・ ・ ・ ・	三
四、戦犯裁判前後の事情	・ ・ ・ ・ ・	五
五、戦犯服務役中の諸事情	・ ・ ・ ・ ・	七
六、最高裁判所へ釈放請求訴訟	・ ・ ・ ・ ・	一〇
八、結論	・ ・ ・ ・ ・	一三

(注)この内容の記事は昭和 31 年 8 月 6 日首相官邸で、田中副官房長官、岸本法務事務次官、木村厚生事務次官、外両省の局長数名、事務官数名の会合の席上口述したものである。

p196 一、私たちの生立ち並びに現状

私たちがこの世に産れ出た時は、すでに私たちの祖国は日本の統治下に置かれていた。従って私たちの受けた教育も日本的なものであり、勿論日本国家のために忠誠を尽すように教育させられたのだった。

このような私たちは少年期から青年期にかけて、満州事変、支那事変を経て大東亜戦争という、あの第二次世界大戦に際し、当時の日本国家の強圧と周囲の情勢は無理やりに吾が身を南方の戦場にさわすように運命づけられた。

そうして紅顔の青少年の時期に南方の戦場に出征し、其の後引き続き戦犯に問われて、理不尽にも牢囚の身となり、修苦をなめ悲嘆に耐えて、今日に至った。この間十数年を、全く不本意ながら生活の技能を習得する機会にも恵まれず、既に四十台に近い現在、又肉親、知人とも離ればなれの異邦のこの地で、意にかなう就職口も容易にはみつからず、それといって諸種の複雑なる事情で、帰国すらも早急には考えられないような立場に置かれ、日を追って生活の困窮に落ち沈められつつある。

二、日本軍隊に入隊した当時の事情

私たちは昭和 17 年 6 月、釜山の野口部隊に入隊させられた。入る時の形式は「志願による」ということではあったが、既に戦争も第二年目を迎え、私たちをどこに使用するかということも決っており、従って所定の人数は当然揃えなければならない事情のもとでのことであれば、当時の朝鮮に於ける周囲の雰囲気と相まって、実危的には強制的な面が多分にあった。いわゆる当時のことはでいえば募集といい

イ、募集官 朝鮮総督府

朝鮮軍司令部

ロ、任務 俘虜監視
ハ、身分 陸軍軍属 傭人
二、待遇 本俸 五〇円
ホ、服務年根 二ヶ年契約

(上記の事項は昭和 27 年 6 月最高裁に、私たちが釈放を請求して提訴した時、元上官原氏の最高裁長官に提出した陳述書並に口述書による)

そして私たちは釜山野口部隊において二ヵ月訓練を受けた。

イ、入隊当初、宣誓式を行い軍属誡法を堅く遵守すべきことを誓約され、署名捺印せしめられた。

(軍属誡法には、上官の命令はそのことの如何を問わず、ただちに服従すべきこと等が明記された)

ロ、精神教育は軍人勅諭を経とし、戦陣訓を緯としたものだった。

ハ、術科は軍律的訓練で、初年共教育と同様であった。

(然し国際法とか直接俘虜の取扱いについては、必要な法令、法規等は一切ふれてもくれなかった)

訓練中の二ヵ月間に私たちは、50 日は口の中がくじゃくじゃになる程殴打されて、食事もろくろくかめない程の、むごい非人間的な取扱を受けた。そのような二ヵ月の後、私たちは南方各地に派遣され、一部約七〇名は朝鮮に残され朝鮮俘虜収容所に配属された。

出発の際には壮行式を行い、当時の政務総監朝鮮軍参謀長も来場して、口を揃えて「諸君は陛下の赤子として召されて出征するのであるから " 鬼畜米英を打ちてしやまむ " 迄、赤誠を尽して軍務に服務せよ。留守家族のことは、皇国の責任に於て一切後悔の憂いのないように、萬全を期して尽してやる」と言明した。

(それなのに私たちの遺家族や留守家族たちは、一家の支柱である私たちが現在のような境遇に陥った故に破産し、死亡し、離散し、あるいは路頭に迷っている。一体日本政府は空手形を発行したとでもいうのだろうか)

三、軍隊服務中の諸事項

私たちが南方に派遣されて、それぞれの服務地に配属された当初、配属入隊式を行い、その席上で当時の俘虜収容所の所長の一少将(後の中将)は「俘虜は我が皇軍が、尊い命を犠牲にして獲捕した敵である。故にこの俘虜を逃亡させたものは銃殺に処し、これに同情を示したものは皇軍に反逆したものとして、厳罰を以て処断する。依って監視人であるお前たちは、夢にもこのことを忘れるな」といった。

P199 この訓示の示す通り、私たちは常に後には日本人である将校下士官に厳重に監視され、人間としてのしるびないようなはめにおちいって困苦している俘虜を前にして、私たちはまるで板ばさみのような苦しい勤務をした。

俘虜の糧食があまりにも少くて、命令通りの作業を進行さしえない時、あまりにもひど

い仕打ちなので、俘虜にもう少し糧食を増給しなければと経理将校に上申すれば、その経理将校は「俘虜は敵だぞ。一人でも多く死ねば、死ぬ程よいのだ。余計なことを口出しするな」とどなられ殴打され、あげくのはて軽い場合が営倉、さもなくば陸軍刑務所行きが私たちの辿り着く場所であった。私たちは上官の命令は、そのことの如何を問わず、ただちに服従すべきことを誓わされた。機械よりもなおみじめな、奴隷よりもなお悲しい。二等兵服にも敬礼し服従し、軍馬、軍犬よりも、なお序列が下だと、日本軍人にどなられた。植民地人の重属傭員なのであった。

当時、日本人であれば同じ軍属でも、その本人の学歴経歴、技能に応じて階級があたえられたのに、私たちには一切そのような処遇どころか、常に厳しい監視下に、瘴癘のジャングル地帯や孤島にて、雨の日も風の日も野ざらしにされながら、昼夜をわかつた激務に追いまわされ、さいなまれねばならぬ身分であった。

四、戦犯裁判前後の事情

昭和 20 年 8 月 15 日、いくら忘れようと努めても忘れられない日。この日から私たちは、新しい支配者によって死の行進が強制させられた。戦犯容疑者として連合軍に逮捕され、一日僅か 1,000 カロリー(普通人で一日 2,600 カロリー以上必要)の食物が支給された日が、数年続いた。肉体は骨と皮がくつつく程にやせ細り、黒くこけ、目まいはする。炎天下で重労働が強制され、栄養失調云々どころのさわぎではない。これに昼も夜も、むごい殴打にさらされた。それから取調もろくろくされずに起訴状にサインを強制され、戦犯裁判廷に立たされた私たちは目まいがし、恐怖心にかかれてものもよういえなかった。

何故だったろう。南方一帯で直接俘虜に接触するのは日本の国策だったのか、植民地出身の私たちだった、上官の監視と命令をうけて。しかし俘虜の数は非常に多く、中には性質のよくないものもいるので、それらを含めて軍規を保ち、命令を実行して行くのは容易ではなかった。そのために、時には俘虜のビンターをはるくらいのことはあった。そうした場合、一般は不自由な生活をしている俘虜たちの心理として、すべての不満が私たちに集中して向けられ、私たちが見てきた私たちの力の最善を尽した最大限である面倒も、何の役に立たずかえってわざわざされたのであった。

迫害、私たちは今、真剣にこの言葉のもつ意味を感味している。

裁判当時の事情の一端を、当時南方軍の一裁判長であった元陸軍法務少佐神谷春雄氏が、昭和 27 年 6 月最高裁長官に提出した陳述書から引用しよう。

p201 「戦犯裁判における彼らの立場

今まで軍隊的統率下に抑えられていた夫々の民族意識が昂まる一方、既に解体の運命を予約された日本軍内部の階級観念が、漸次崩潰に伴い軍の統制が弱化するにつれて、日本人との間の疎隔が表面化するに至り、このような状況下において戦犯容疑者の検挙が行われた(その当時でもまた、日本軍の上官の決断と措置如何に依っては、私たちを病院に入院さすなり、名前をくらまして他の部隊に転属さすなりして、多少の困難を伴うとも、何とか救助する方途を残されていたのだった。)

戦犯裁判が始められた。俘虜と接触する機会の最も多かった韓国人軍属は、対日感情極めて陰悪であった終戦直後の報復的戦犯裁判における、最大の犠牲者となった。

しかも裁判となれば、彼らの上官であった日本人との間に種々の利害の相反する場合もあって、その間いろいろと不愉快な暗闘などもあった。(命をかけての土断場なのに、弱い私たちが殆んど死刑にされるはめにおちいった。)その上、彼らは殆んど必ず、このような上官と一諸に起訴され一諸に法廷に立つことになり、常に起訴と同時に公判期日が通知されるという有様で、ろくに弁護人と打合せも出来ずに、法廷に立たねばならぬ場合が多かった。一諸に起訴された日本人にも、ましてや彼等の利害が充分護られなかった例が多い。又日本語による微妙な思想、感情の表現が思うようにはゆかない、彼等にとって裁判における不利な立場は、思うにあまりあるものであった。

勿論、法廷で彼らをかばい、今でも敬愛せられている旧上官もいるが(私たちはそのような人をば、終生心から敬愛するであろう)概して彼らの心情においてはこの思いも及ばなかった。

戦犯裁判において日本人の旧上官には見離され、弁護人にすら見離され、結局日本は彼らに何の保護も与えなかったということは事実であり、この意味において彼らが非常に気の毒な局面に立された、という事実を忘れることはできない」

このようにして私たちは、戦犯者という残酷な烙印がおされたのであった。だが私たちは反省している。連合国の軍人である俘虜を殴打した事実を。それが日本軍の軍隊教育の伝統の影響が、多分に私たちの行動を支配したのではあっても、私たちは人を殴った事実は否定出来ないし、よくないことをしたという良心のささやきに伏せねばならないから。

五、戦犯服役中の諸事情

当時若かった(平均年令 25 才)私たちは、或るものは死刑の宣告を受け、人類の平和を本当に心底から希求し、世界の福祉を心から希願した。

以下、死の寸前までに書いた趙文相君の手記を抜萃する。「この世よ幸あれ、絶望の深淵には苦痛はない、そもそも希望には常に苦痛を伴う。この世のすべてのことに絶望した時、始めて人間は安心する。浮世のはかなき時間に何故、相~~廃~~き、相憎まねはならぬだろう。日本人も朝鮮人もないものだ。皆東洋人じゃないか、いや西洋人だって同じだ。云々」そしていくら過去の行為が不都合であらうとも、妻や子のある年長者の旧上官を生かして、一人ものの若い私たちが犠牲になった方が最初限の犠牲になることなら、人間相互間の悲惨事はもうごめんだ。旧上官が生きることによって、彼の妻子が幸福になれることを思えば従容と、死に向かった。

そして重刑を科せられた者は、来る日も来る日も空腹をかかえて、肉体的重労働と精神的重圧にあえぎながら外国の監獄の鉄鎖にしばられて、文字通り生か死かの線上を彷徨するようになった。

それに加えて祖国の動乱、あれ程希求せしめて私たちの犠牲によって二度とこの世に戦争が起こらないならと念願した平和が破れ、兄弟同胞が殺しあうあの動乱が祖国に執発し

ようとは。故郷は灰燼し、田畑は荒れはて、人心は乱れ、妻や子や老いたる父母は死亡し又は離散して路頭にまようようになった。このような時「何が僕らをこのようにしたのか」と向い、無理に強権で徴用し最下級の軍属傭人として白人俘虜を監視せしめ、犬馬の勞をつくさしたあげく、日本は私たちの身柄まで連合国に売り渡した。その結果、父母や肉親の悲惨な実情を知りつつ、どうにもならなかった私たちの心境を、日本人の道義心に向うことは不当だろうか。

六 最高裁判所へ釈放請求訴訟

私たち蘭印関係戦犯者は昭和 25 年 1 月、英領関係戦犯者は昭和 26 年 8 月、それぞれ巣鴨プリズンに移管された。そして講和条約にすべての期待をかけたのであった。

だがはたして講和条約は、私たちに何をもたらしただけであつたか。それは、今度は日本政府の手によって直接拘禁の辱めの苦遊をなめさせるはめとあいなつたのである。

日本には八〇〇〇万の人間が住み、宏大な皇宮には天皇が如前と生きているのに、運命の悪戯というにはあまりにも残酷なことであつた。

それは又、私たちに残された最後の信義というものに対する、一すじの信頼の欠けらも蹴られる無情な仕打ちであつた。そこで私たちは、日本弁護士会の加藤隆久先生の熱誠あふれる御知恵に依り、昭和 27 年 6 月 14 日東京地裁に人身保護法による釈放請求の訴訟を起したが、最高裁は東京地裁の審理をゆるさず直接、最高裁で裁判することにしてしまった。そしてその判決は「刑が課せられた当時、日本国民であること」との理由で私たちの訴訟を却下し、連合軍が私たちに理不尽な刑を課したことは一切不問に附し、最高裁までも私たちに刑務相応しいといふはえある恩典を御下賜あそばされたのであつた。

都合のいいときは「日本人」だ、都合の悪いときは「朝鮮人」だと馬鹿にし、同胞からは対日協力者だとさげすまれ、連合国から極悪無道な重罪者にされ、この地球上に五尺の小さい体すら、し入れるところのなくなった私たちの行き着くところを、よくもあたえてくれたものだった。これで日本に法が守られ、道義心がたて直されるなら、それこそ新しい不思議が地球上にもう一つふえるだらうに。

七 国家補償を要請する根拠

- 兵役義務のない私たちに日本は、国家遂行のために従軍を強制した。
- 二カ年の従軍という契約を不履行した。

昭和 27 年 6 月最高裁長官に提出した元シンガポール俘虜収容所員陸軍大赦福田恒夫氏の口供書の抜粋「応募の条件としての最も重要な服務年限は二カ年となっていたのであり、軍も、また応募者もそれを前提として募集し、応募したものであります。」「応募の時に念頭においていた、二年経てばを據りどころとし、軍属傭員という最下級の地位に甘んじながらも、真面目に勤務していたこの人達……」「それで二年という根拠の説明として、朝鮮に勤務していた人達は二カ年で交代を致して居る事実で足りる」「もし二年経過した時に萬難を排して帰国せしめられれば、今日この悲境に陥ることがなかったであろうと思う時、遺憾に堪えません。」(昭和 27 年 6 月最高裁長官に提出した元釜山野口部隊部隊長として、

私たちに二ヵ月の訓練を施した責任者であり、後朝鮮俘虜収容所長であった陸軍少将野口護氏の口供書より抜粋)

「三千名の一部(二小隊七〇名)は朝鮮俘虜収容所に配属服役せしめられ、約二年の後新要員と交迭、新要員は終戦迄服役し、終戦の翌日を以て除隊帰郷せしむ、而して、収容所勤務中に於ける対俘虜打擲、殴打はなきに非ると雖、彼らは全然逮捕せらるることなく、元より起訴もされず、其の罪は凡て収容所長に向われたり」

○ 南方に出発する壮行式の時、朝鮮総督府政府政務総監田中武雄氏の日本政府と日本国民を代表してなした、言明に対しての不実行

○ 従軍中の差別待遇によって不当なる取扱に対する責任、並びにそれによって生じたる多くの不利益に対する要求

○ ポツダム宣言を受諾するに当り、日本政府は天皇のことは深く考慮を払い連合国の請求を得ながら、私たち第三人戦犯者の立場を考慮しなかった無責任と不道義はポツダム宣言には領土のことが明記されているし、又韓国の独立はその以前の連合国諸協定、宣言等によって、予め明白にされていた事由を思い返してもらいたい)

○ サンフランシスコ講和条約締結の際、日本政府は私たちの存在を充分知りながらも考慮を払わなかった無責任と不道義

○ 日本政府の手による直接拘禁の道義的責任と非人道的な不当性

○ 日本人の戦犯者の刑務所服役期限を恩給年限に通算する事実

○ 私たちの精神的肉体的損失(前記福田氏口供書より)

「現在に於ては、国家が契約不履行により拘心両面に与えた無量の損失の、幾分でも補償してあげることが考慮せられねばならない。」

○ 募集のとき公表した本俸五〇円が、南方においては実施されなかった故に、もらえなかった金額の要求

(前記福田氏口供書より)

「俸給の件も、募集に際し公表されたものと実際支給額に差異があり、それは常に実際支給額が少なかったのであります」

(その差額、三年間を通算して一、五〇〇円)

○ 強制貯金をされたその貯金の要求

(三年間を通じて強制的に天引貯金された額は大体一人平均二、〇〇〇円)

○ 退職金を払うようになっていたのに私たちには支給されなかった退職金の要求

(その額は八〇〇円であり、戦犯者に問われなかったものには支給された)

○ 逮捕日より出所日迄の未払俸給の要求

(昭和 20 年 7 月、大体私たちの俸給は月額一五〇円くらいであった)

八、結語

上記の諸所に記録した金額は全部、終戦前の金額を記録したのであるから、今仮りに満十年服役したものを例にとりて、今の金額に換算すれば(二〇〇倍として)当然もらうべ

きものを未だにもらっていない分だけでも

	当時の金額	現在の金額
イ、本棒の差額	一,五〇〇円	三〇〇,〇〇〇円
ロ、天引貯金	三,〇〇〇円	六〇〇,〇〇〇円
ハ、退職金	八〇〇円	一六〇,〇〇〇円
ニ、一〇年間の未払俸給	一八,〇〇〇円	三,六〇〇,〇〇〇円
計四百六十六万円になるのである。		

その外青春を棒にふり、あらゆる不利な諸損失を計算すれば、おそらく五、六百万円では、きかないことであろう。故に私たちは本当に正確に計算して日本政府に補償を要求すれば、優に一人当たり一千万円は超すことであろう。

だが私たちの要請額は

1, 死亡者(刑死者の他)一柱当 五,〇〇〇,〇〇〇円

1, 逮捕日から出所日までを通算日当五〇〇円しか要請していないのである

はたして私たちの要請が不当であろうか、若しそれが不当であれば、私たちに得心の行くように一々説明して欲しいのである。

更に又つけくわえれば、日本政府に対して私たちは忠誠こそ尽せ、日本の法律を犯したおぼえは全然ないのである。あたりまえからいえば、日本政府から功労に対する報賞を受ける権利はあっても、刑務所にたたき込まれて辱めを受ける義務は全然なかった。私たちは日本の刑法上からは、完全に無罪である。であれば日本の刑事補償法を参考迄に考えて見ても、私たちの要請額は最小限の要請であることが、明白にわかってくれることを信ずる次第である。

最後に私たちは世界で、祖国の次には日本を最も愛するものである。日本が一日も早く道義的責任を自覚し、そして尽すべきを尽し、はたすべきをはたして、真正なる方向に進むことを念願してやなまい。

私たちは生涯をかけて、韓日両民族の上に恒久親和と隣邦友愛の肉情のすて石たらんことを念願しているものである。

韓国出身戦犯者数 一四八名

内訳 在巢鴨 三

在日者 六四

帰国者 五六

刑死者 二三

死亡 一

自殺 一

太平洋戦争が勃発して間もない昭和 17 年 6 月、わたくしたちは日本軍に徴用され、南方各地に派遣されて、昭和 20 年 8 月 15 日終戦に至るまで軍務に従事しました。戦后、多くの同僚は解放した祖国に帰ることができました。しかし、わたくしたちは理不尽にも戦争犯罪容疑者として裁判に問われ、22 名の同僚が死刑に処され、117 名のものが重刑を科せられました。この戦犯裁判それ自体や、重刑の当不当はさておいて、とにかく長い間の獄中生活は、わたくしたちに多くの思索と反省の機会を与えてくれました。その体験から生れた、いくつかの悲嘆の実現を希求しつ、社会生活に必要な基礎を築くべき最も大切な青年期の十年前後の空白のみを背負い、九七名のものが圜圉の生活から、生存戦争の激しい異国の社会に投げ出され、今なお巣鴨刑務所に二十名の者が拘禁されています。そして、わたくしたちを受け入れる社会は、わたくしたちのために、不適合な条件ばかりで、また日本政府も、わたくしたちの問題に関して積極性をもっていません。

この困難な情勢から、わたくしたちは、お互いが協力しあうとともに、広く有志者各位の御支援をえて、自由で明るい人間的な生活権を確保するために、本会を設立するに至った次第であります。

よって貴下の御意向と御協力をえますれば幸甚に存じます。

以上の趣皆を達成するために次の事項を行います。

- 一、会員の親睦，融和向上
- 二、日本政府との交渉
- 三、理解のある個人，又は団体との連絡及び提携
- 四、刑死者に関する事項
- 五、営利事業並びに基金の募集
- 六、会機関紙「」の発刊

昭和 30 年 4 月 1 日

発起人

代表 金城基永

大川允商

洪 起聖

完山金藏

広村鶴来

高野幸次郎

第一章 総則

第一条 本会は韓国出身戦犯者同進会(以下会という)と称し、その事務所を におく。

第二条 会は創立の本旨に基き相互扶助の下に基本的人権並びに生活権の確保を目的とする。

第三条 前条の目的を達成するため左のことを行う。

- 一、会員の親睦融和向上に関する事項
- 二、日本政府と交渉に関する事項
- 三、理解ある個人、又は団体との連絡及び提携に関する事項
- 四、刑死者に関する事項
- 五、営利事業並びに基金の募集等
- 六、会機関紙「 」を発刊する。

第二章 会の組織及び会員の権利義務

第四条 会の組織は左のものによる。

- 一、日本内に居住又は拘禁されている韓国出身戦犯者を以て組織する。
- 二、刑死者の遺族(後継者)帰国者は会員になることができる。

第五条 会員は左の権利を有する。

- 一、会の役員を進出し、又は進出される権利
- 二、正常な手続を経て自由に意志を表明し議決に参加する権利
- 三、会員の名において一切の利益をうける権利
- 四、会の書類を自由に閲覧し、その内容につき関係者から説明を求める権利

第六条 会員は左の義務を有する。

- 一、規約、活動方針を遵守し、会の発展に努める義務
- 二、機関の決定に服する義務
- 三、所定の日まで会費を納入する義務
- 四、会員は必要な書類を提出せねばならない。

第三章 役員及び委員

第七条 会に左の役員をおく。

役員は兼務することができる。

会長 一、 副会長 一、 委員 八、 執行委員 五、 監査 二、

第八条 前条の他に若干名の顧問をおくことができる。但し顧問は役員会の議を経て会長がこれを推せんする。

第九条 役員の職務は左の通りとする。

- 一、会長は会を代表し会務を統轄する。
- 二、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 三、委員は担任部門を統轄し、別に定める細則によってその職務を行う。

四、執行委員は会務を執行する。

五、監査は会務を監査し、総会に監査報告をする。

六、顧問は会務を諮問する

第一〇条 役員は無償奉仕とする。

第一一条 委員の選出方法は細則に定め、委員数は一〇名とする。

第一二条 役員の選出は委員の互選によって定め総会の承認をうる。

第一三条 役員の任期は一ヶ年とする。再選を妨げない。又欠員を生じたときは補欠選任することができる。但し、前任者の残任期間とする。

第一四条 役員は左の場合資格を失う。

一、総会又は役員会の承認を得て役員を辞職した場合

二、総会、又は役員会で不信案がぎ議決された場合

第四章 機関の構成

第一五条 会に左の機関をおく。

総会 役員会 執行委員会

第一六条 総会は会の最高機関であり、会員で構成し、左の事項を決定する。

一、規約の改正に関する事項

二、活動方針の基本的事項及び重要なる行事計画

三、予算決算に関する事項

四、役員の承認に関する事項

五、企業計画に関する事項

六、一般経過報告に関する事項

七、その他必要と認められた重要事項

第一七条 会の招集及び採決

一、総会は毎年一回会長これを招集する。

二、その日時、場所及び議題は一週間前に全員に知らせねばならない。

三、役員会の議決、又は会員の三分の一の要求があれば臨時総会を開くことができる。

四、総会は会員の三分の一以上の出席で成立し、決議は出席者数の二分の一以上の過半数の同意を要する。

五、可否同数のときは議長がこれを決する。

六、議長、副議長は出席会員から選出する。

第一八条 総会が成立しないときは、会長は十日以内に再度招集しなければならない。

第一九条 役員会は役員をもって構成する。但し会計監査は随時出席することができる。

第二〇条 役員会は総会につぐ決議機関であり、総会で決議した事項を執行する機関である。

第二一条 役員会は左のを行う。

一、総会の決議事項に関する件

二、細部活動方針に関する件

- 三、予算、決算に関する件
- 四、企業、計画に関する件
- 五、役員の決定、補欠選任新任不信任に関する件
- 六、規約に関する件
- 七、その他必要と認められた重要事項に関する件

第二二条 役員会は毎月一回定期的に会長これを招集する、但し三分の一以上の要求があったとき及び緊急必要なときは、随時会長はこれを招集することができる。

第二三条 役員会役員の三分の二以上の出席により成立し、議決は出席者数の三分の二以上の同意を要する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。議長は出席役員から選手する。

第二四条 執行委員会は執行委員で構成し、会務を執行する

- 一、執行委員会の決議事項は会長の同意を得て執行する
- 二、執行委員会は必要に応じ随時開くことができる。
- 三、執行委員会は全員出席で成立し、決議は全員の同意を要する。
- 四、会長は執行委員会に出席する。

第二五条 役員会に左の部門をおく。

執行部 総務部 渉外部 厚生部 企業部 監査部 経理部 結集部

第二六条 総会及び役員会において必要と認めた場合は前条の他に専門機関を設置することができる。

第五章 会計

第二七条 会の経費は会費及びその他の収入でこれにあてる。

第二八条 会費は会費一名につき一ヶ月壹百円也とする。

第二九条 会計法はいつでも会員の閲覧、監査の監督に応ずることができるように明らかにされていなければならない。

第三〇条 会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第三一条 収支予算及び決算は総会の議決を必要とする。

収支はすべて役員会の承認を必要とする。

第六章 細則

第三二条 この会則に準じて細則を設けることができる。但し役員会の承認をうけなければならない。

第三三条 総会及び役員会の議決事項はできるだけ速かに会員に知らせねばならない。

附則

この規約は昭和三十年四月十日より実施する。

この規約は昭和三十一年三月十八日第二次定期総会の承認を得て部分的に改正した。

P217 裁判記録

人身保護法による

釋放請求事件

韓国出身戦犯者 同進会

P218 本記録は昭和二十七年六月十四日～九月十日の間、日本国最高裁判所大法廷に於て人身保護法に依る釈放請求に関する裁判記録を転写したものである。

昭和三十三年三月 韓国出身戦犯者同進会 編集

p219 目次

△訴訟状（昭二七・六・一四・東京地裁に提訴）	 (2)
△審問期日呼出状（東京地裁より）	 (12)
△答弁書（拘禁側答弁）	 (13)
△抗告書（東京地裁より最高裁に送致したことに対して）	 (26)
△審問期日呼出状（最高裁から）	 (28)
△陳述書（昭・二七・七・九 於日本国最高裁番所大法廷）	
陳述書 洪起聖・高在潤・金鏞	 (29)
△陳述書（野口讓・福田恒夫・河村秀夫・酒井光・安井嚴	
塩沢主計・河戸一彦・樋口富蔵・下條春吉・神谷春雄）	 (51)
△弁護（加藤隆久・松下正寿両弁護人）	 (73)
△呼出状（最高裁より判決の呼出）	 (126)
△判決（最高裁）	 (127)
△上申書（被拘禁者側）	 (139)
△決定（上申書に対する最高裁の決定）	 (150)

P220 人身保護法による釈放請求

豊山起聖 高野幸次郎 金光喆洙 笠山義吉

完山金蔵 徳山光男 広村鶴来 呉川善譯

羅山徳一 曹玉寿鉉 三中駿錫 金林昌禧

石原辰雄 清原正茂 新井英夫 大川允商

金城昌植 田村泰範 南原高暉 新井鍾介

正木文雄 伊泉東鉉 毛利俊之 雲井英治

安原正茂 新井昌浩 松本明山 金山詳竜

森本錦泳 陳長居

以上全員

現在 東京都豊島区西巣鴨一丁目三二七七番地 巣鴨刑務所に拘禁中

東京都文京区真砂町三七番地

右請求代理人弁護士 加藤隆久

東京都千代田区神田駿河台三番地ノ七

同右 滝川政次郎
東京都新宿区信濃町二九番地ノ三
同右松下正寿
東京都豊島区西巣鴨一丁目三二七七番地 巣鴨刑務所
拘束者 巣鴨刑務所長 川上悞

請求人等の巣鴨刑務所に於ける拘禁を解き即時これを釈放する、との裁判を求める。

請求の原因

一、平和条約によって拘禁される者の範囲

右請求人等は英国、オランダ及び濠洲領の南方諸地域に於て別表記載の年月日・法廷・刑種及び刑期等に依り拘禁せられていたものであるが、別表記載の年月日にそれぞれ日本へ移送され、今日に至るまで引続き巣鴨刑務所に於て拘禁されているものである。併しながら平和条約の発効した本年四月二十八日以後は同条約第十一条により日本国としては、これらの第三人を拘禁する権利も義務もないのである。

平和条約第十一条には「日本国内及日本国外の極東軍事法廷及び他の連合国戦犯法廷の判決を受諾し且つ日本国で拘禁されている日本国民に、これらの法廷が課した刑を執行しなければならない。」とあるから、日本国民にあらざる本件請求人等に対しては最早その執行をなすべき権義なきものといわねばならない。或は右の解釈を「日本国民として処刑された者」とか、或は「日本国民であつて処刑されたもの」というように解し、朝鮮人、台湾人は課刑された当時は日本国民であつたから、平和条約発効によって日本の国籍を喪失しても同条第十一条によって日本国がこれを拘禁する義務があるというのである。併し条約原文の

"and will carry out the sentences imposed upon the Japanese nationals imprisoned in Japan"

ということを率直に解釈すれば、「現に日本に於て拘禁されている日本国民に」と解するの外はない。しかも条約は発効の日を基準として解釈しなければならないから「今年四月二十八日現在以後日本に於て拘禁されている日本国民」と解すべきである。然るに朝鮮人及び台湾人は平和条約発効と同時に日本の国籍を喪失されたものであるから最早日本国民ということとはできない。

殊に平和条約の調印されたのは一九五一年(昨年)九月八日であり、その当時から既に朝鮮人や台湾人は条約発効と同時に日本の国籍を喪失することが予定されていたのであるから、若し論者のというような意味を表わすとまれば原文に於てもこのことを明らかにして

" and will carry cut the sentences imposed upon persons who had Japanese nationailty at the time of Judgement emprosoned in Japan "

というような文書を使用すべきであるに拘らず単に **" Japanese nationals "** とだけにしたことによってみては自ずから明らかである。従つて平和条約の発効によつ

て日本国籍を喪失した本件請求人等に対し日本国はこれを拘禁する権利も義務もないものといわねばならぬ。現に法務総裁も同一意見を発表している。

[註 1] 衆議院・法務委員会議録一二号六頁 大橋法務総裁答弁

朝鮮人や台湾人で日本の戦争遂行に^{四〇}し、現在戦犯者として日本国内に於て拘禁されている者については第十一条は直接関係はない。

二、国家の主権と条約の効力

講和条約の発効するまでは戦争状態の継続として連合国によって日本が占領されていたから日本には完全なる主権がなかった。しかし条約発効と同時に日本は主権を回復し独立国家として連合諸国から承認せられたのであるから、国際連合に加盟すると否とに拘らず、国際法上の独立国となったのである。それと同時に日本としては、他国の独立と主権を尊重しなければならない。

故に従来日本の領土であった朝鮮及び台湾に対して国際法上、それらの主権を十分尊重するのは当然のことである。このことは平和条約第二条にも明記されている。その結果として従来日本国民であった朝鮮人及び台湾人もそれぞれ朝鮮及び中華民國の主権に復することとなった。

そして平和条約は発効の日を基準として解釈すべき立前であるから、平和条約発効の日に朝鮮人及び台湾人は日本の国籍を喪失したのであるから、平和条約第十一条によって拘禁されるものは平和条約発効後なお日本の主権に服する日本国民だけを日本国が拘禁すべきことを定めたものと解釈するの外はない。

このことは国際法上より生ずる当然の帰結であって、これ以上に及ぶことは許されない。蓋し国際条約は条約締結の当事国及びその国民を拘束するに止まるものであって条約に参加しない第三国及びその国民をも拘束する効力を有しない。

故にサンフランシスコ平和条約によっては日本及び日本国民を拘束することはできるが、条約に参加しない朝鮮及び中華民國又はそれらの国民を拘束することはできない。従って条約発効当時又はその後、に於て合法的に第三国人となった者には該条約の効力は及ばない。故に日本の国内法に違反する場合の外平和条約第十一条のみをもってしては朝鮮人及び台湾人は最早これを日本国に於て拘禁することのできないことは自明の理である。

(註 2) 平和条約に伴う朝鮮人及び台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理についての通達（昭和二十七年四月十九日 法務府民事局 甲四三八号甲）

朝鮮及び台湾関係

朝鮮及び台湾は条約の発効の日から日本の領土から分離することとなるので、これに伴い朝鮮人及び台湾人は内地に在主しているものを含めて、すべて日本の国籍を喪失する。

(註 3) 単独条約で平和条約を承認するのは自ら別問題である。

現に中国(台湾)は本年四月二十七日調印して日華条約で平和条約を承認し

たが議定書で戦犯の拘禁を除外している。

三、平和条約による日本と朝鮮及び台湾との問題との関係

平和条約第二条には

A, 日本国は朝鮮の独立を承認して済州島, 巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利・権限及び請求権を放棄する。

B, 日本国は台湾及び澎湖島に対するすべての権利・権限及び請求権を放棄する。となるから平和条約の効力発生と同時に日本は朝鮮の独立を承認し、且つ朝鮮人は当然日本の国籍を喪失して朝鮮国民となったのである。

このことは台湾人についても同様である。

ただ台湾については「独立を承認する」という文言はないが、中国は現在二つに分れ、本土は中共となっているが、中共は連合国から承認されていないし、台湾政府としても中国本土の主権を放棄しているわけでないから台湾だけの独立を承認するというような表現は、中国の現状からみて疑義があるので差控えられたものと思われる。

しかし主権の尊重ということは朝鮮に対する場合と実質的には少しも異なるところのないことは、平和条約第二十一条の規定からみても明らかである。

書上によってこれを見るに、日本は過去数十年間に亘って朝鮮及び台湾に於て営々として築き上げた權益を一朝にして喪失したことになるので、その損失の帰するところは到底筆話のつくすところではない。

併し、これも敗戦という嚴肅なる事実の前には寧ろ釈然とし諦めなければならない。前述したように条約の効力は第三国人を拘束するものでないが、日本が平和条約を承認したことによって朝鮮や台湾が反射的に利益をうけたというだけのことである。従って朝鮮及び台湾がこれによって利益こそうけても何らの拘束をうけるものでもないから、毫も「条約の効力」に関する原則にもとるわけではない。

次に日本の国籍を議決した朝鮮人が、大韓民国(南朝鮮)又は朝鮮民主人民共和国(北朝鮮)いずれの国籍を取得するかは、朝鮮の国内問題である。(衆議院平和条約等特別委員会様録五号)

然し一九四八年八月十五日国際連合によって大韓民国が承認せられしが、大韓民国憲法は朝鮮全土の主権を主張しているから、平和条約の前文によって国際連合に協力すべき義務を有する。日本としては大韓民国(南朝鮮)だけを認めるの外はない。従って北朝鮮人である朝鮮人でも、日本からすれば大韓民国人と看做すの外はないのである。

(註 4) 北朝鮮は一九四八年九月八日独立宣言し、やはり朝鮮全土に主権を主張しているが、国際連合は認めていない。

四、法令の解釈と平和条約第十一条

法令の解釈は文理解釈のみでは正義に反する結果を生ずるが、或いあ条理にもとるよ

うな場合において、始めて類推解釈若しくは精致解釈によって正しい法の解釈を引出さなければならない。

しかし、文理解釈によって何らの不合理が生じないにも拘らず、徒らに拡張解釈をなすべきではない。特に刑罰法令に於てこの原則は遵守されなければならない。本件請求人等は、かつて日本の国籍を有していた当時課刑せられ、平和条約の発効に伴い日本の国籍を離脱したことによって拘禁を免れたとして、それがどうして正義に反し條理にもとるでありましょう。

そうして本件請求人等の行為は日本国外に於て、しかも日本軍属として捕虜収容所等の勤務中、上司の命令に従って行った行為であって、所謂法令又は正当の業務による行為である。従って日本の法律によって処罰すべき行為ではない、ただ敗戦によって敵国に捕えられ、敵国によって戦争犯罪人として処刑されたにすぎないのである。

又、本件請求人らが日本の国籍を離脱したのは彼らの自由意志によるものではなく、戦勝国たる連合国と日本国の合意によるものである。現に終戦後、日本の或る婦人がアメリカの軍人と結婚して日本の国籍を喪失したために、免訴の判決をうけた実例すらある。この場合はその婦人の自由意思によるものである。

(或は刑を免れるためであったかも知らないが)それでもなお日本の法律は、彼女を処罰しえなかったのである。

然るに本件請求人等の国籍喪失は、彼らの意思によるものではなく戦勝国たる連合国の発急によるものであるとすれば、日本政府としては連合国の意図に添う範囲に於てのみ義務を負担すれば足りるのである。

故に徒らに連合軍の意中を待受するのあまり、必要以上の解釈に走ることは決して連合国に対しても忠実な所以ではない。

加え戦犯釈放に関する内外の与論が日を追うて鼓舞せんとしている情報に鑑み、彼ら第三人については特別の考慮を払い、優先釈放することが国際道義の要諦である。

殊に彼らは朝鮮及び台湾において日本軍によって徴用せられ、日本のために身命を賭し、炎熱の蛮地に九死に一生をえて加ゆるに、戦争犯罪人の汚名を以ってし、既に七カ年の長きに亘る異郷の囹圄に〇斛の涙をのんで因われの身となり、故国は動乱の戦火に奪われ、家は焼かれ、父母兄弟妻子の消息すら判明しないものも多数である。

これらの数寄なる運命に泣く、不幸な第三人の身上を察するときは、吾々日本人として胸の痛みを禁ずるころはできない。

一体、講和条約が発効してなお戦争犯罪人を拘禁しておくということは、異例に属する措置である。殊に「和解の講和」といわれる程の寛大な講和であるに於ては尚更である。

従って戦犯釈放についても講和の喜びを容れて一日も早く釈放すべきである。現に近く批准されんとする日華条約では、平和条約第十一条の戦犯拘禁の規定を除外して、批准と同時に中国関係の日本人戦犯九一名は釈放されることになっていることに徴し

ても明らかである。講和は法を超越して戦争当事国が一切の過去の悪習を拂拭する歓善の象徴である。されば大慈の世界観に立って人類愛の温情により、国籍の如何を問わず一視同仁の友愛心を以って、その歓びを謳歌させ、全戦争犯罪人を釈放することが講和の要諦でなければならない。

五、釈放請求

以上の次第で平和条約が発効して既に四十数日を経過しているに拘らず、請求人等は今なお巣鴨刑務所に拘禁されているが、既に述べたように平和条約発効後に於ては請求人らは、同条約第十一条の適用を受けるものではない。従って昭和二十七年四月二十八日法律第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律第十一条の適用をも受けるものではない。

故に平和条約発効後の今日に於ける請求人等の拘禁は何らの法的根拠なくして身体を自由を拘束しているものといわなければならない。

依って人身保護法第二条によりその救済を求めるため現に請求人等を拘束している巣鴨刑務所の管理者である巣鴨刑務所長に対して本請求に及んだ次第である。

昭和二十七年六月十四日

右請求代理人 加藤隆久(印)

” 滝川政次郎(印)

” 松下正寿(印)

東京地方裁判所

御中

P230 事件番号 昭和 27 年(人) 第 2 号

人権保護請求事件

昭和 27 年 6 月 20 日

請求者(被拘束者)高野幸次郎こと

予納済

高在潤 殿

東京地方裁判所民事第九部

裁判所書記官補 堀内悌次(印)

審問期日呼出状

審問期日は昭和 27 年 6 月 28 日午前 10 時と定められました。

同期日に当裁判所刑事第 19 号法廷(2 階)に出頭して下さい。

(出頭の歳は、この呼出状を法廷に示して下さい。)

裁判所の所在 東京都千代田区霞ヶ関 1 の 1

(都竜桜田門または日比谷、国電有楽町下車)

P231 昭和二十七年(人)第二号

答弁書

請求者(被拘束者) 豊山起聖こと 洪起聖

外二九名

右代理人 加藤隆久

外二名

拘束者 巣鴨刑務所長 川上 悍

右当事者間の人身保護請求事件につき 拘束者は 左記のとおり答弁する。

昭和二十七年六月二十五日

東京都豊島区西巣鴨一丁目三二七七番地

拘束者 巣鴨刑務所長 川上 悍

右訴訟代理人

東京都港区赤坂一番地 旧赤坂離宮内

法務府行政法局局長 小沢文又雄

東京都千代田区霞関一丁目一番地

法務府矯正保護局長 古藤浦四郎

法務府行政長官総務室主幹 長戸寛美

東京都港区赤坂一番地 旧赤坂離宮内

法務府行政訟務局第四課長 杉元良吉

東京地方裁判所民事第九部

御中

記

一、人身保護法命令に対する答弁の趣旨

請求者等の請求をいづれも棄却する

被拘束者等をいづれも拘束者に引渡す

旨の判決を求める。

二、拘束者の日時・場所及び事由

(イ) 拘束の日は、各被拘束者いづれも昭和二十七年四月二十八日午後十時三十分である。

(ロ) 拘束の場所は、東京都豊島区西巣鴨一丁目三二七七番地巣鴨刑務所である。

(ハ) 拘束の事由は、平和条約第十一条及び平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年四月二十八日法律第百三号)第五条以下の規定によるものである。

被拘束者らはそれぞれ別表相当欄記載の連合国の戦争犯罪法廷において、相当欄記載の年月日に、相当欄記載の罪により、相当欄記載の刑に処せられ、その刑期満了の日まで刑の執行を受くべき者である。

被拘束者らは、いずれも裁判の後日本国内に移送せられ、平和条約発効のときまで日本国内で連合国最高司令官によりスガモ・プリズンに拘禁されていたのであって、平和条約発効と同時に連合国最高司令官より巣鴨刑務所長に残刑の執行のため引渡され、同刑務所に収容されたものである。

三、問題の経緯

平和条約第十一条「日本国は極軍国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の外の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受託し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。……」〈Japan accepts the judgments of the international military tribunal for the far east and of other Allied war courts both within and outside Japan and will carry out the sentences imposed thereby upon Japanese nationals in Japan the power〉の規定については、かねてから問題があった。特に朝鮮人及び台湾人等いわゆる準日本人戦犯で巣鴨に収容されていた者については、平和条約第二条(a)及び(b)の領域に関する規定並びにそれに伴う日本国籍の喪失と絡んで種々の論議があった。昭和二十六年十一月十四日第十二回国会衆議院法務委員会において、大橋国務大臣は、法律委員の質問に対し、「御指摘のごとく、日本国民ではなく、戦犯者として日本国内において現在拘禁されておる者については、直接平和条約第十一条に関係はないと思います。しかし、これもおそらく日本政府にスガモの刑務所が引渡される場合におきましては、同じように引渡される可能性があるのではないかと存じますので、それを日本政府として、どういうふうに処理すべきであるかという点を、ただいま関係当局と折衝いたしております。」と答え、また、西村条約局長は、同年十一月十日参議院の平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において、杉山委員の質問に対し「御指名の日本偉人にあらざる者、平和条約発効後におきまして日本人でない者、具体的に申しますと、朝鮮人たる戦犯者が平和条約実施後十一条との関係においてどうなるかという問題でございます。私どもと致しましては、十一条によって日本政府が刑の執行の義務を受けている者は、日本人たる戦犯同胞諸君であると考えているわけでございますからその線に沿って平和条約発効まで円満なる解決がつくものと考えております」と答えた。政府としては、この線に沿って古橋法務府矯正保護局長、長戸法務府刑政長官総務室主幹等関係係官が中心となって、昭和二十六年九月頃より、総司令部法務次官ヘーゲン(parole Board 担当)及びその他の保管と折衝を続けたが、総司令部の見解によれば、平和条約第十一条の「日本国民」を条約発効時を基準として解釈するのは不当である。戦犯者が、敗戦国の国民に限らないのみならず、戦犯者とは戦時犯罪を犯した行為者本人を指すのであるから、行為時又は裁判時において日本人であるならば、すべて平和条約第十一条の「日本国民」に該当し、その後の国籍の変更、喪失は、刑の執行の対象たることに於いて同時影響がない。というのであって、この解釈については、日本政府に異論があっても個別折衝を許さず。異論があ

るならば、総司令部を通じて、関係各国に通知する、旨の強い線が示された。その後も種々の角度から、右条項の趣旨内容を明確にするため総司令部との折衝が重ねられたが、昭和二十七年二月九日平和条約第十一条による刑の執行及び赦免に関する法律案の作成に当り、同法案第一条中に「日本国民」の用語を採用したことに關し、総司令部法務局で強い反対が示されるに及んで、平和条約第十一条に関する連合国の意思並びに解釈は、最早明白であって疑う余地がなく、日本政府としても種々検討の末、平和条約第十一条にいわゆる「日本国民」は、同条項によって日本が受諾した裁判の裁判時を基準として解釈すべきものであるとの結論に到達したので、同年三月三日右法案第二次案より「日本国民」の用語を削除し、次いで同年四月十二日第十三回国会衆議院法務委員会において、大西(正)委員の質問に対し古橋政府委員は、「その点は条約第十一条の解釈ということに相なるのかと思うのでございます。従いまして朝鮮、台湾人もここで十一条にいう日本人と解釈するのでございます。また講和条約発効までは、これらの人たちも日本人でございまして、発効いたしましてからは朝鮮人なり、あるいはその他の国籍になると思うのでございますか、それまでは日本人としての義務をもっているのでございます。たださように条約が発効を発生いたしましてから、朝鮮、大韓民国なり、あるいは中国なりの国籍を取得する者に対しまして、日本において刑の執行をするということが事情の上から申して、はたして忍びうるかどうかというものにつきましては、別の方法を考えることが必要だと思うのでございます。」と答え、里光説明員も「平和条約第十一条の『日本国で拘禁されている日本国民』の範囲についての外務省の見解も、ただいまの法務府の方から答弁されたことと全く同一でございます。」と答弁したのである。かくて平和条約第十一条を実施するため、昭和二十七年四月二十八日法律第百三十三号平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律が公布され、その第三十八条によって平和条約の最初の効力発生の日、すなわち昭和二十七年四月二十八日午後十一時三十分(昭和二十七年内国告示第一号)より執行されることになり、同時に巢鴨刑務所長川上 悍は、総司令部から、このときまで巢鴨ブリズンに収容されていた戦犯の計の執行の引継を受け、現に執行を継続中である。引継を受けた朝鮮人(二十九名)及び台湾人(一名)の本籍、氏名、年令、別紙疎乙第一号写(朝鮮人、台湾人名籍)のとおりであり、また引継の際に総司令部から交付されたそれらの者に関する送致の書類は、別紙添附の疎第二、三号各証写のとありである。

四、拘束者の主張

- (一)(イ) 条約は国家間の文書による合意である。しかしその内容は必ずしも明らかではない場合が往々にしてある。従って条約の内容の確定、即ち条約の解釈が重要な問題となる。条約の解釈については、従来二説があり、その一は、国際法上、原則として、国家は自ら承認を与えた場合において、またその限りにおいてのみ拘束せられるのであるから、条約解釈は当然に当事国が何を欲したかとい

う当事国の意思が基準とならなければならぬ。即ち当事国の真意の発見をもって条約の解とする。その二は、条約分を基準として当事国の意思と独立して条約の内容を確定することをもって条約の解釈とする。第二説は、国内法の解釈なる意義に栄養ある説で少数説であり、第一説が多数説であるといわれている。もとより当事国の意思は条約文によって表現されるのであるから、条約の解釈最も重要な基準となるべきものは条約文であることはいうまでもないが国内法の解釈における如く、当事国の意思と独立して条約の内容が確定さるべきではない。しかもなお且つ条約の内容が不明である場合には、当事国の外交交渉により或は最終的には(紛争がある場合には)国際司法裁判所によって決定されるのが原則であって、平和条約第二十二条は、この原則の下に規定されているものと思われる。ところで本件の焦点である平和条約第十一条の解釈については、現在のところ「日本で拘禁されている日本国民」の意義については当事国間に裁判時において日本国民であるならば、その後における国籍の変更は影響がないと見解が一致しているのであるから、日本の国内裁判もこの解釈に拘束されるといわなければならない。日本国憲法において、国際調主義、恒久平和主意を採り、条約の違憲審査権を認めず、且つ又、憲法第九十八条第一項が特に意誠的に条約について規定せずして、同条第二項で条約の誠実遵守を定めている等いわゆる国際法上位の原則(条約優位の原則)を採用していることがうかがわれる我が国においては特に国内裁判所が独自の条約解釈権を有すると解すべきではないと思われる。

(ロ) 条約の解釈及び実施に関する事件は、裁判所が司法的に解決するよりも政治的に解決する方がより適当であり、かような事件は、国内裁判所の訴訟の対象たるに適しないと解すべきではなかろうかと思われる。(司法研究、報告書第四輯第五号、実務上からみた行政訴訟の争点二一〇頁、宮沢教授の「行政裁判と統治作用」一佐々木博士還暦祝賀祈念文集所載、「フランスの判例法における統治行為」一野村教授公法政治還暦祝賀論集所載参照)。各国が自己の意思によって他国に対して自らを拘禁する点に国際法の法的性質が発するので、国際法は、それが国法であるとき、また国法である限りにおいてのみ法である。従って、国際法も国内法の一構成部分に外ならず、それは外面的な国法にすぎないとの国内法上位説(一少数説一憲法優位説)の観点からは、条約の実施に関する事件はすべての裁判の対象になるとの結論になるかも知れないが、前記の如く少くとも条約の優位を認めることがうかがわれるわが国においては、かような条約の実施に関する事件は、政治問題として、裁判所は自ら審理権を謙抑するのが適当な事項であると思われる。

(二)(イ) 仮に国内裁判所が平和条約の解釈に関し、独自の権限を有するとしても、平和条約はひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、並び

に日本語で作成されたものであるから(同条約第二十七条)英文の解釈が重要であることはいうまでもない。ところで **Will carry out the Sentences imposed there by upon Japanese nationals imprisoned in Japan** とあり、日本国の義務内容は国際裁判の刑の執行の実施である。実施するのは刑の執行自体であって、刑を日本では **Sentences** の形容句であり、**imposed in Japan** は **Japanaese nationals** の形容句であり、しかも、**imposed** 及び **imprisoned** は「日本国民に課せられた」「日本において拘禁せられた」と過去型に解するのが正当であるから、本文における「日本国民」とは、それらの法廷が刑を課した当時における日本国民、換言すれば「日本国民」の解釈の基準は、裁判時における趣旨と解するのが相当である。英文を読んで日本文よりも一層「日本国民」の意味を、裁判時を基準としているように感ぜられるのは、或いは、両国語の表現構造の差異に起因するかも知れないが、何れにしても、本条項にいわゆる「日本国民」は、裁判時を基準として決められるべきである。しかも、刑の執行は、受刑者がその後国籍を変更するに至っても、何等影響を受けないと考えられるから、本件の場合、裁判時にあって日本人であった朝鮮人、台湾人は、平和条約の発効によって、日本国籍を喪失するに至っても、本条項の適用より除外されないものと解する。ただ、そのことと、平和条約が発効し、日本国籍を喪失した朝鮮人、台湾人に対し、かつて、それらの人が戦争に協力した日本国において、平和条約発効後はなお刑の執行を継続することが諸般の事情上適当かどうかとは別問題である。前述した総司令部との交渉の過程ないしは、国会における政府の答弁にかかる政策的見解ないしは希望が混在していたことは否定できないのである。

- (ロ) 平和条約によって第三人(非署名国国民)たる身分を回復した朝鮮人、台湾人(裁判時において日本人たる者)に対する国裁判の別の執行を実施する権限を受諾することができるかどうかは若干の問題があるところであろう。条約は当事国を拘束するが、第三国にはその効力を及ぼさないのが原則であり、第三国は他国の締結した条約によって条約上の権利を取得することもなければ、条約上の義務を問わされることもない。しかし、その条約によって第三人が権利を取得したり、権利を侵害されたりすることはありうるが、これは条約上の権利・義務の拘束とは別問題である。従って第三国の国際法上の権利を侵害する場合には、第三国は、これに対する適当な手段をとりうるにすぎないであろう。本件の場合においては関係第三国に予め諒解を求めた実績がある。のみならず、既述のとおり、日本国は平和条約発効に至るまで日本人であった請求者らに対する国際裁判の刑の執行権の実施を受諾したにすぎないのであるから、条約締結当時かような刑の事項の実施を受諾する権限があった以上は、その後において、受刑者の国籍の変更を生じて実施権限には影響はなく、これによって第

三国の権利を侵害したということとはできないのではないかと思われる。いづれにしても当該第三国より異論の生ずる事態に至れば、外交交渉によって解決されるべきことがらである。

(三) 仮に以上拘束者の主張がいずれも容れられないとしても、本件救済実現の方途は慎重に決めるべきものと信ずる。ただし、人身保護法則第二条によれば、釈放その他適当であると認める処分をすることによって実現するとある。本件において、拘束者が請求者を拘禁する権限がないとしても、日本国が承認した国際裁判の刑の言渡しが存する以上、請求者等は、拘束者が拘禁する権限がないことによって、無罪又は刑期満了となるわけではないから、裁判所による救済も、完全釈放以外の適当な処分によって、請求者等の救済が実現されるべきではないかと思われる。事柄は、人身の保護という極めて重大な問題であるとともに国際条約の誠実遵守とも関連する微妙な問題であることは多言を要しないところである。

五、疎明方法

(一) 書証

疎乙第一号証(朝鮮人、台湾人名簿)

疎乙第二号証の一乃至三〇(各請求者別執行書類)

疎乙第三号証(全権容者の引継書)

疎乙第四号証(昭和二十六年十一月十四日大橋国务大臣の国会における答弁に関する会議録)

疎乙第五号証(昭和二十六年十一月当か西村条約局長の国会における答弁に関する会議録)

疎乙第六号証(昭和二十七年四月十二日古橋矯正保護局長並びに重光説明員の国会における答弁に関する会議録)

(二) 人証

長戸寛美 (法務府刑政長官総務室主幹)

川上 悍 (巣鴨警務所長)

重光 晶 (外務省条約局第三課長)

P242 (別表) 在所者(朝鮮人・台湾人)名簿

氏名	裁判国	裁判年月日	罪名	刑期	備考
豊山起聖	英	二一.一〇.二三	シヤムに於ける連合軍捕虜の虐待	終身	
高野幸次郎	和蘭	二三.二.二五	計画的暴行	十八年	残刑 17 年 1 月
金光喆洙	和蘭	二三.七.二六	計画的暴行	終身	〃
笠山義吉	英	二一.七.二六	アンボンに於ける俘虜の虐待致死	終身	
完山金蔵	英	二一.八.二二		終身	本人の申立に依れば判つきりとした罪名の言渡し がなかったと
徳山光男	英	二一.八.二二		終身	本人の申立の罪名はタイ 国俘虜収容所に於ける取 扱責任を問われたとのこ と
広村鶴来	濠洲	二二.三.二〇	シヤムに於ける濠軍捕虜の虐待	二十年	
呉川善沢	英	二一.九.六	スマトラパレンバンに於ける濠軍捕虜の虐待	十年	
羅山徳一	英	二一.九.六	同右	終身	
曹玉寿鉉	英	二一.八.二二	戦犯	十年	本人の申立に依れば俘虜 不当取扱いとのこと
三中駿錫	英	二一.八.二二	シヤムに於ける連合軍捕虜の虐待	終身	
金林昌禱	和蘭	二二.五.一	俘虜に対する不当なる取扱・計画的暴行	十五年	裁判十三年十月
石原辰雄	英	二一.九.六	スマトラパレンバンに於ける捕虜の虐待	二十年	
清原正茂	英	二一.七.二三		十五年	本人の申立による罪名は サイゴン及びタイ国に於 ける連合軍の俘虜虐待
新井英夫	濠	二一.九.一六		二十年	本心の申立による罪名は ビルマに於ける連合軍の俘 虜ぎゃくたい。

大川允商	和蘭	二三.二.二五	計画的暴行	十五年	残刑十四年一月
金城昌雄	英	二二.四.二	シヤムに於ける連合軍 捕虜の虐待	終身	
田村泰範	和蘭	二二.五.一	四人に対する不当な 取扱い	十五年	残刑十三年十月
南原高耘	和蘭	二三.三.一五	虐待	十五年	同十四年一月
新井鍾介	英	二一.六.二六			本人申立の罪名によれば クアラルンプール俘虜病 院に於ける虐待
正本文雄	英	二一.一二.四	シヤムに於ける濠軍 俘虜の虐待		
伊泉東鉉	和蘭	二二.二.一〇	虐待	二十年	残刑十九年一月
毛利俊之	和蘭	二二.一〇.三	計画的暴行	十五年	同十四年一月
雲井英治	英	二一.八.二二	シヤムに於ける連合 軍俘虜の虐待	十五年	
安原正茂	和蘭	二二.一〇.二一	計画的暴行。民間人に 対する拷問	十八年	残刑十九年一月
新井昌浩	和蘭	二三.一.一二	俘虜に対する不当な 取扱い	十五年	残刑十四年一月
松本明山	英	二一.八.二二	シヤムに於ける連合 軍俘虜の虐待	終身	
金山祥龍	英	二一.九.六		終身	
森本錦泳	英	二二.八.二二	シヤムに於ける連合 軍俘虜の虐待	十五年	
陳長居(台 湾人)	英	二一.二.一六		終身	俘虜○○罪名○○○拷問及び 虐待

下名等は、昭和二十七年六月二十五日、最高裁判所第二小法廷がなした昭和二十七年(マ)第七九号の決定に対し抗告する。

同法廷が、下名等が昭和二十七年六月十四日朝鮮人 洪起聖 外二十九名の代理人として東京地裁判所に人身保護法第二条による釈放を請求したことに対し、同裁判所が決定した昭和二十七年六月二十八日午前十時の審問期日を取消す決定をしたことは、憲法第十一条に違反するものである。

憲法第十一条の趣旨に従って制定せられた人身保護法第一条は、「この法律は、基本的人権を保障する日本国憲法の精神に従い、国民をして、現に、不当に奪われている人身の事由を司法裁判により、迅速、且つ、容易に回復せしめることを目的とする」といい。該法によって人身の自由を回復することを請求する者があった場合には、「迅速、且つ容易に」その目的を達成せしむべきものとしている。然るに第二小法廷が、東京地方裁判所が該法の趣旨に従い、昭和二十七年六月二十八日に対したる審問期日の決定を、新たに審問期日を決定することなくして取消したことは、請求人らの釈放を遅延せしめるものであって、人身保護法制定の趣旨に反し、憲法第十一条に違反する行為である。

人身保護法第二十二条は、最高裁判所は、下級裁判所に係属するこれらの事件を送致せしめることを得、且つ下級裁判所のなした裁判及び処分を取消しうるものとしているがこれを行う場合は、「最高裁判所が、特に必要があると認めるとき」に限られている。法第二十二条にいう「特に必要があると認め」られる場合は、法第一条の趣旨によって、人身の自由を回復することが特に緊急を要する場合を種したものと解されねばならない。請求人の身体の自由を回復することが急速を要するに拘らず、下級裁判所が迅速なる処理をすることができない場合に、最高裁判所が自らこれを取上げ、事件を迅速に処理することができるために法第二十二条はおかれているのである。故に最高裁判所は、下級裁判所に係属せる事件を送致せしめるに当っては、請求人又はその代理人の意見を聴取すべきであり、又意見を聴くことなしに事件送致命令を発した場合には請求人の人身の自由を回復するために下級裁判所がなしたる以上に、手続きを「迅速且つ容易」はらしめる処理をとらねばならない。従って最高裁判所は、下級裁判所が決定した審問期日を取消して、これを早めることはできても、これをおくらすことはできない。いわんや新しい審問期日を定めることなく、下級裁判所が決定した審問期日を無期延期する如き決定をなすことは、違法の甚だしきものであって、裁判所が法第二十二条をかくの如く解釈し、運用するに至っては、法第一条に定める人身保護法の目的は全く失われ、憲法第十一条に保障せられている基本的人権は、蹂躪せられるに至る。

故に第二小法廷のなしたる叙上の決定は、憲法に違反するものであるから、下名等は茲に人身保護規則第四十六条、民事訴訟第四百九十四条の二に準拠してこの抗告をなすものである。

昭和二十七年六月二十七日

最高裁判所大法廷 御中

P246

審問期日呼出状

請求人 洪起聖 外二九名

拘束者 巢鴨刑務所長 川上 悍

右当事者間の昭和二七年(マ)第七九号人身保護法による釈放請求事件について、審問期日を昭和二七年七月九日午前一〇時三〇分と指定せられたから、同期日に当裁判所法廷に出頭せられたい

昭和二七年七月五日

最高裁判所大法廷 裁判所書記官 奥村重一

高野幸次郎こと

高在潤殿

P247

陳述書(被拘禁者側)

一九五二年七月九日

於日本国最高裁判所大法廷

陳述書

洪起聖(韓国人戦犯者の現在迄の経過及結果)

高在潤(韓国人戦犯者の一般の家庭事情について)

金 鏞(韓国人戦犯者の心境について)

*洪起聖

恐縮ですが、陳述に入る前に、先ずすでに刑死されて今日、この席にも参席できずに南溟の椰子の木影に眠っている、故友の英霊の冥福を祈らしていただきます。一合拳
— 私は大韓民国人でありまして、日本語は、いわゆる他国語でございますから、日本語の清音と獨音の区別や語路の云いまわし方や、アクセントが不完全なのでございます故、何分にもお聴き苦しいことと存じますが、予めこの点を御諒承下されたく、おねがい申し上げます。

— 裁判長並裁判長各位に敬礼する —

(時刻は午後一時四分頃であったと思う)

一九五二年(マ)第七九号人身保護法による釈放請求事件につき 請求者 洪 起聖 は左記の通り陳述する。

私は、いつもためらって、云わねばならぬ日本式の名前を、豊山起聖と云い、はばかりことなくいえる、本名を洪起聖と申す者でございますが、今日この日本国最高裁判所の大法廷で陳述の機会を与えられましたことを非常に光栄と思い、心から感謝しております。私がここで申しのべたいと存じますのは、日本軍隊に入ってから今日に至るまでの約十年間の生涯の概略であります、ここにおります韓国人二十九名は殆んど同じような経路を辿っておりますので、申述べることも自然全部共通ものであることをあらかじめ御承知下されたく存じます。

私たちは一九四二年の六月に釜山に於て日本軍隊に入りました。入るときの形式は「志願による」ということでございました。が、既に戦争も第二年目を迎え、私たちを何処に使用するかということも決っていましたし、従って、所定の人数は自然揃えなければならない事情もあったようであり、当時の朝鮮に於ける周囲の雰囲気と相俟って、実質的には強制的な面が多分にありました。勿論その時に日本軍隊に入隊した三千名の者が、当時の日本が進んでいた方向に日本人として協力することを強いられたという気持ちがあったことは否定しませんが、それだけに、現在のような境遇になっていふりかえてみると、なんともいえない悲しい気持ちになるのをどうすることもできません。なお軍隊に入るときの契約は二年ということでもございました。別にその点について証文を受けとったわけではありませんが、入るときそのように、はっきり言明されていまして、事実その後もずっと朝鮮に残って軍務に服した同僚は、きっちり二年で交代帰郷したと承知しております。それに反して南方に派遣されたその他の二千七百名については、この約束が果されず終戦まで南方の現地に残されました。戦況上已むをえない事情もあったのですが、私たちとしては、このことも私たちの運命を大きく左右したことを考えざるを得ないのであります。

その時の三千名は釜山西面野口部隊に於て二ヵ月間の軍隊教育を受けました。その時の教育の根本方針は「朝鮮人を一人前の日本の兵隊に仕上げる」ということであり、軍人勅諭のほかに「上長の命令はそのことの如何を問わず直ちに服従すべきこと」というような「軍属読法」があり、訓練は非常に厳しいものでした。大体において日本の初年兵教育と同様なものであったと思います。が、実をいえば、私たちは日本の軍隊の立派な面を多くきかされ、それに対して当時は私たちの民族にかけていやしまいかと思われる団結心と規律を守る訓練に希望のようなものをもって入りただけに、あまりにも厳しい、そして制裁あるいは懲罰として殴打されることの多い教育には少なからず失望しました。しかし私たちが残念に思ったのは、朝鮮人としての私たちに向けられる日本人の優越感と申しますか、っそういった劣等視する態度や言動が時々日本人の間に見られることでありました。それは、たとえば「朝鮮人が日本の兵隊になれるんだから、少々のは我慢せよ」といった、言葉の中にも現れておりますが、日本のために動かされている私たちの真相がどうして分ってもらえないかと泣きたいようなことも屡々ありました。そのような空気は南方へ行ってからもありましたが、さしあたって、短かい二ヵ月というこのような教育が私たちに植えつけたものは何でもあったでしょう。勿論日本軍隊の良い面も学んだでしょうけれども、それと同時にそれまで全く白紙であった私たちに植えつけられた悪い面もあったことは否定できません。たとえば制裁として部かを殴るというようなことは私たちの側に於て何らの批判が加えられる余裕もなく、そのまま受けとられてしまい、それが俘虜に対する行為に現われるようなことになってしまったのですが、その当時もしも俘虜を殴った者は処罰するような措置がとられていたならば恐らく私たちが現在のような境遇に陥り込

まずに済んだものと思うとき、どうしてそれらを全部私たち個人の責任だと言い切れるのでしょうか。この点も私たちの悩みの一つなのであります。

前にも述べましたように一九四二年六月に釜山西面に入隊した三千名は二カ月の教育期間が終ると、その内の二カ小隊が朝鮮に残留した以外、他の二千七百名は八月に釜山港を出航して南方に向い、マライ、ジャワ、タイ国、後に佛印、ビルマ等の各方面に振分けられ、各々の土地の主として俘虜収容所に勤務することになりました。俸給は軍属として平均月額三十円余りを貰っておりましたが、これも最初の契約では五十円だったのをどうしたものか減らされてしまったのです。又軍属とはいふものの、軍隊に於ける階級は軍属傭人として最下級のものであり、二等兵の人に対しても敬礼しなければならなかったことは申すまでもありません。このような身分にもかかわらず課せられた任務は大きなものでした。俘虜収容所には一般に日本人としては将校と下士官だけで、それも数少いところから直接の俘虜に対する監視警戒から衛兵所勤務、所内作業の直接指揮、給養掛の助手、労務の割当、業務、通訳等いろいろな方面の任務が私たちに与えられました。勿論いづれも私たちの上には上官がいる訳ですが、直接俘虜に接触するのは、その命令をうけてやっている私たちなのです。しかも俘虜の数は非常に多く、中には性質の良くない者もいるので、それらを含めて規律を保って行くのは容易ではありません。そのために殴打行為にでることも時にはありましたが、そうした場合には、一般に不自由な生活をしている俘虜たちの心理として、すべての不満がそうした私たちに集中して向けられ、私たちが彼らの生活一般に対して見て来た面倒も何の役にも立たないのです。今から考えてみれば、私たちの身分からして、又私たちに与えられた権限から見て手に余る任務であったのですが、それでも日本軍の厳肅な命令として受けなければなりませんでした。

その結果が戦犯であります。戦犯になったことについては毎間の人々はどのような悪虐無道な行為をしたのだらうと思われるかも知れません。又私たちに付けられた抽象的な罪名だけを見ればそう考えるのも無理からぬことかも知れません。しかし残虐行為の正体は私たちの大部分の者についていえば、せいぜいのところ殴打なのであります。それも理由なく殴打のための殴打を行ったのちがって、いずれも先に述べましたような状況下に於て行われたものであり、先にのべましたように私たちの接してきた軍隊のその当時の雰囲気としては決して度をすごしたものとは思われません。勿論人を殴るのは悪いことです。又そういう雰囲気に少しでも巻き込まれたことは遺憾に思います。しかし、それよりも、単なる殴打を針小棒大に誇張張したり、それを恨みに私たちの責任に属せざる給養や衛生など一般収容所の管理責任を私たちに負わせ、甚しいときには本人が見つからぬ為にその代りとして全然身に覚えのない者を引き出してその者に対し、虐待、非人道行為、傷害致死、組織的テロ、殺人等々の恐しい罪名をかぶせて、死刑その他の重刑を課することの方が、はるかに悪いことであり、遺憾なことではないでしょうか。

南方に送られた二千七百名の内、私たち戦犯に問われた者が泰緬鉄道建設とか、スマトラ縦断鉄道建設とか、或いはアンボン飛行場建設の如く、南方に於いても特に**瘡痍**の土地に於て行われた、建設作業に協力した者であるという事実も御考慮いただきたいと思います。比較的恵まれた都会地等に勤務した者は終戦後無事に帰国したのに、戦争中最も辛酸をなめた私たちが戦犯に問われたのであります。このことは一方に於て、そういうところにた俘虜の苦痛が大きく、従ってその不満も大きかったということを示しておりますと同時に、他方に於て私たちのおかれた状況というものが他と比較して極めて切迫したものであったということ。いいかえれば、私たちの行動を支配したものが、私たちの個人としての性格ではなく、当時の一般的な状況であり、又そういう状況から出された軍隊命令であったということを御諒解下されうことと存じます。

その他私たちが戦犯に問われた所謂事件の内容や裁判のことについては必要があれば、弁護人さんの方からお話があることと思いますがここでは詳しく申しませんが、唯一つ裁判に当って私たちの韓国人が十分な弁護に恵まれなかったことを付け加えておきたいと思います。勿論戦犯にとわれた者のすべてが、日本人たると韓国人たるとを問わず十分な弁護に恵まれなかったこと、云いかえれば弁護を担当して下さった方々が皆証人申請や証拠の蒐集やその他必要な弁護活動に於てひとく制時されたことでありますが、それとは別に取りわけて私たち韓国人の場合には軍隊の最下級者であったがために、又弁護人である日本人の方とは民族を異にするために、日本人に比べてやってもすれば軽んぜられた傾向が感ぜられるのです。こんなことは第三国人としてのひがみのようにきこえて申し難いことえはありますが、私たちの中には日本語を思うように使えない者が殆どであります。又同胞に対してどうしても情が移るのは人情の常ではありましょうし、このことは必ずしもひがみばかりではないと思いますので、思ったことを率直に申し上げ、私たち韓国人の裁判当時の、やり場のない不安な気持の一端をお察しねがいたいと考えるのでございます。

こうして戦犯として処理された時の私たちの気持は何と申し上げていいか非常に複雑な、そして深刻なものでありました。勿論人類社会の現在に生存している人間がやることなのでから完全を望むことが如何に困難なものであるかを分らないのではないですが、それにしても餘りにも納得のいきかねる裁判に対する割切れない不満や、法に籍口した背後の権力乃至は暴力といったものに対する怒りや、その実相を知らずに、ただ抽象的な署名だけで、私たちを残虐行為者とか、非人道行為者とか、世界の敵だとかいう人々に対する大きな遺憾も勿論ありました。これらは私たち韓国人だけでなく日本人戦犯にも共通なものでありますが、その上に韓国人として耐え切れない程の苦しみが一つございました。それは、日本人の場合には、周囲から如何に非難され、罵られても、最後には「自分たちは身をもって国家のためにつくしたのだ」という慰めといたしますか、敗戦のあきらめといたしますか、そういったものをもつことができま

したのに比べて、敗戦と同時に日本人ではなくなった私たち韓国人としてはそんな慰めすら得ることができなかったということでもあります。慰めどころではありません。そういう風に考えようとすることが、それこそ胸を焼きつくような悔恨そのものに外ならなかったのであります。将来を失ってしまってもまだ過去だけでも待つことのできる者は幸福です。私たちは将来も過去も一舉失ってしまったのです。思い出しても何の慰めるところもない。いまわしい過去一都合のより時には日本人と呼ばれるかと思えば、そうでない時には朝鮮人として軽蔑され、又ある時には軍人として持ち上げられるかと思えば、ある時には軍属傭人として恥かしめられながら、ともかくも当時の日本が理想とするところのみを見つめさせられる厳しい命令のままに日本のためにつくしてきた過去が私たちにとって最も苦しい思い出となったこと。従って私たちとしては一刻も早くそのような過去を自分の身辺から振り落してしまいたかった気持もお分り下さることと存じます。それにもかかわらず戦犯と云う名は常に私たちをそのような過去へ結びつけているではありませんか、又もしも私たち韓国人に頼るものがあつたとすれば、それは終戦と同時に日本から開放されて独立した光復国として新出発をした祖国に対する祈りともうべきものであつたのです。しかし、この場合にも自分たちの過去をかえりみて同胞が私たちをどんな眼で見るだろうかを思い、この切なる祈りが殆んど理解されないのではないかと思うと本当に寂しい絶望的な気持ちになってしまいます。こうして再興祖国の将来にしがみつこうとする私たちの手も、ともすればゆるみがちなのです。このような状態で絞首台上に曳かれていった友人のことを思えば、その霊は文字通り宙に迷っているのではないかという感じがします。しかし考えてみれば、その時としては死ぬということが唯一つ私たちに残された道であつたかも知れません。私自身いくたびかそのようなことを考えました。そして獄房のコンクリートの壁に血の出る程頭をぶっつけたことありました。又ここにいる仲間の中には、自ら首をかき切ろうとして果さず今なおその傷痕を留めている者もあります。こういう暗い絶望と苦しみの中に今日まで生き長らえてきたのは何故でありましょうか。勿論本能的な生えの執着ということでありましょうけれども、そのほかに、前に述べましたような自分の生れた祖国に対する祈りや、特に自分を待っている父母妻子に対する執着が重要な要素であつたことは申すまでもありません。従って一九五〇年六月に突如勃発した故国動乱が私たちに与えたショックは非常なものでありました。監獄の中にいる私たちにはその事情ははっきりとは分かりませんが、同胞が相殺残し合うということだけで大国の間にはさまれた弱小民族の運命と申しますか、私たちの国が負わされた歴史的な宿命の悲哀を痛切に感ぜしめるには充分でした。特に心配なのは、家族のことです。戦線が自分の故郷に迫ってきたことを断商で見たときなどは一瞬もできぬような日がありました。そうする内に細々ながら便りを通じて戦乱の様子や家族の状態が分ってきましたが、いずれも想像を超えたひどいものでありました。然し私たちにはどうすることもできません。唯不安と焦燥と絶望の内に泣いたり、怒ったり、

わめいたり、或は茫然として自分を失ってしまったり、周囲の人が見れば狂気とも非常識とも見えたことでありましょうが、私たちとしては自ら顧る余裕もない程、悶々の日を送ってきたのであります。このような時私たちが「何が僕らをこのようにしたのか」と問うことがあったとしても誰もそれを咎めることはできますまい。それは私たちにとっても苦しいことです。苦しい過去を思い出すことであります。そうして私たちが過去に於て日本軍に攻めさせられたことが、こうした運命の発端であったとを思い出すことであります。云うまでもなく過去のそれらの行動について私たち個人のとるべき責任というものの反省を決して忘れているわけではありません。否、それあるがために、私たちの苦悩は一層厳しいものになるのでありますが、然しながらそれに対して与えられた現在の絶望的な状態というものはそれだけで納得の行くものでしょうか。私たちは過去七年間いかに反省に反省を重ねてもそこまではどうしても到達できません。日本軍隊の最下級者として機械のように動いてきた過去の私たちの姿が、いつもそれを邪魔してしまうのです。信仰や高速な理想がそれを取除いてくれることを私たちはいくたび願ったか知れません。然し手に触れる余りにも冷たい現実是我们をそのような信仰や理想からさえも曳き図りおろすのです。

こういった感情が、連合軍の直接管理下を離れて、私たちの身柄が日本政府に映されるときえの期待となって、おのずから現れることも御諒解いただけたと思います。故国の同胞のある方たちからは日本に対する協力者としてさげすまされ、頼るすべもない私たち及び私たちの家族の心細い心情は、従来も再三日本政府要路に訴えて参りましたが、をれも講和発効時そして日本が日本として自主的な措置をとることのできる独立の日に対する私たちのこの期待の表明に外ならなかったのであります。然るに、その日が来るや期待が裏切られ、日本のためによかれと念じつつ行動し、それ故に過去七年間日本政府を唯一のたよりとも、たのみともして来た私たち韓国人が、その当の日本政府の手によって直接拘禁の辱しめを受けるに至りましたことは運命の皮肉というには余りにも残酷なことではないでしょうか。そしてそれが最後に残された信義というものに対する信頼をも私たちから無情に去ってしまうことではないでしょうか。私たち二十九名の韓国人は今この大きな不安の前に直立しております。

最後に一言付け加えたいことは、今まで私が述べてきた中に、不当に他を非難するようなことがあったかどうかを常に怖れていたということです。国家として吾が大韓民国と日本国との間にあるいろいろな複雑な、そして時には感情的な問題に関連して私たちの問題が考えられることを怖れたからです。従って私は将来に於て予想されなければならない、両国間の親善というようなことについても何も申し上げません。実はそのようなことを云うには私たちの当面の現実は余りにも悲惨なのです。従って私は私の立場に於て、私がいつまでも忘れるこののできない一つの言葉を述べようと思います。それは外でもありません。私と同じくあの難工事であった泰緬鉄道建設作業に俘虜収容所の監視員として働き、終戦後戦犯に問われて死刑の宣告を受け、同じ死刑因

監房で私と三ヵ月も起居を共にし、遂に彼のみ昇天してしたもので、日本式の名前を平原守矩といい、本名を趙文相と申す故友が、絞首台に上る寸前迄したために還書の中にあるのですが、死刑執行前夜執行を予定される数名の韓国人、日本人の簡素な最後の晩餐会の席上で、同僚の金長録が「あの世ではまさか朝鮮人とか日本人とかいう区別はないでしょうね」と咏嘆声をもらしたのに対して趙文相は「浮世のはかなき時間に何故相揆き相憎まねばならぬだろう。日本人も朝鮮人もないものだ。皆東洋人じゃないか。いや西洋人だって同じだ」と述べているのです。私は最早多くを述べません。又法の庭に於てこのまうなことを申し上げることが適当かどうか知りません。唯、あの世に於てのみならず、この世に於ても彼の言葉が実現されることをひたすら祈りつつ、又このたびの私たちのこの訴訟が紙の御意にかないますように判決されんことを切に祈りつつ、私の陳述を終わります。

一ありがとうございました一敬礼一

*高在潤

私は、高野幸次郎 こと 高在潤という者であります。

ここに私は、我々全体の国家の状況について申し上げます。

私も韓国人は、只今洪起聖が申述べました通り家族を離れて十年に余る年月を数えております。その間戦時中の三年余りの外は囚れの生活にすごして参りましたが、終戦となるや、私ももの家族は一台千秋の思いで私の帰りを待ち応じておりましたのに与えられた現実には戦犯という悲しい結果でございました。

然して私も二十九名は全部南方から引揚げてきた者ばかりでございませう。殊に外地におります当時は家庭との文通は全く杜絶しておりましたため、家族はどんな生活をおりますものやら？その後どうなったものやら？さっぱり解らないままに不安な日々をすごしてきたのでございませう。幸いに日本に送還されましてから僅かに許された通信により判明致しました家庭の実情は、実に悲惨な極みでございませう。その通信としましても一昨年以来の祖国動乱のため一時は全然杜絶えてしまったのでございませう。殊に三十八度線以北の二名及び以南出身の者でもその内二名の者は終戦以来家族から一度も便りがございませう。勿論、家族の面会等あろうはずはありません。そのため詳しい事情は判りませんが、僅に得た通信による統計によりますと・・・・・・・・

◎戦犯家族なるが故に

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 就職を拒絶されたもの | 二 |
| 2. 村八分の迫害を受けたもの | 五 |
| 3. その他の社会的迫害を受けたもの | 六 |

◎次に家族の生活状態から見て

- | | |
|------------------|----|
| 1. 極度の困窮に陥っているもの | 二二 |
| 2. 来年になれば保ちえないもの | 五 |
| 3. 何とかやっているもの | 三 |

- | | |
|--------------------|---|
| 4. 親類の援護を受けているもの | 二 |
| ◎それから戦犯になったがために | |
| 1. 妻から離婚されたもの | 五 |
| 2. 婚約を解消されたもの | 一 |
| ◎次に戦犯として拘禁されている間に | |
| 1. 父の死にあったもの | 六 |
| 2. 母の死にあったもの | 二 |
| 3. 妻の死にあったもの | 一 |
| 4. 子の死にあったもの | 二 |
| 5. 兄弟の死にあったもの | 八 |
| 6. その他近親者の死にあったもの | 九 |
| ◎更に又戦犯として拘禁されている間に | |
| 1. 妻が自殺したもの | 一 |
| 2. 兄弟が自殺したもの | 一 |
| 3. その他の近親者が自殺したもの | 一 |

以上の数字になります。

その実例と致しまして、極く最近七月七日、三中駿錫こと車駿錫の母から受取りました手紙がございます。その手紙の内容の一節にはこう書いてあるのであります。

『今日までは喰うや喰わずで、ようやく生き伸びてきましたが、これから先は、お先真っ暗です。どうして一定の職も収入もなく麦一粒**伝**かずに老いたる母と幼い孫二人の生命をどうして維持して行けましょうか。可愛そうに幼い二人の孫たちは今日も " ごはん、ごはん " と食べ物ねだり " お父さんはいつ帰るの " ときいています。このような、なり行きでは私たちは餓死するほか仕用がないことでしょう。いくら同じことを繰り返して考えてみても貴方が助けてくれない限り助かる道はありません。当地では自分のものを持っていない者はどうすることもできずに死にたえるほかにすべはないのです。 " 駿錫よ！一刻でも早く帰ってきて何とかして助けて下さい!』

以上の様な手紙の文でありました。

更に、忠清北道鎮川郡出身の大川允商こと朴允商の家庭は本人が巢鴨に帰って受取った便りに依りますと

一九四八年、彼が戦犯として十五年の判決を受けた報らせを聞いた彼の要は

『夫の帰国の望みを失い、更に近所の人々に対して戦犯になったことを恥じる』

という遺書をのこして、その日の夜二里あまり離れた山の中の日本統治時代日本人の経営していた水利組合の貯水池に投身自殺を遂げました。その後当時九才だった子供一人は老いたる大川の父母の手で養われておりますが、動乱のため二度も避難して家は焼かれ、僅かに持っていた家財道具は何一つ残らず待ち去られて、その上たった一人の働き手でありました大川の弟は行方不明で現在に至るも全然その消息が分りませ

ん。今年の三月十一日に彼の許に届きました通信に依りますと、母は老衰と神経痛とかの病気で全然躬の自由がきかず病床に臥したままであります。そのため老令の父が炊事から洗濯物までせねばならないという状態であります。勿論何一つ財産もありませんので僅かな田畑を借りて小作農をやっておりますが、到底四人の家族の生計を保つことはできません。果して現在どんなにして生活しておりますものやら、さっぱり判りません・・・・・・・・

更にもう一つ実例を挙げますと

君等の仲間の或る一人の者の家庭は九人家族であります。終戦までは彼と彼の兄の給料で生活して居りましたが、兄はパラオ群島に日本軍の軍属として勤務中病気になり、帰郷後今日まで病床に臥しております。その兄の嫁と彼の弟とが農業をやって漸く生活を維持しておりましたところ、弟は韓国軍に徴用せられました。故国動乱により家財食糧衣類等は全部奪われ、その上家屋まで放火されてしまいました。そのためバラックを建てて生活しておりましたが、昨年再びゲリラの襲撃を受け母は傷付き、またバラックも焼かれてしまいました。今年八十才になります父母と子供を連れて疎開した兄の嫁が一人で働いておりますが、子供の教育は勿論できず どんなにして生活しておりますものやら・・・・・・・・送ってきた通信によると木の皮や草の根を掘って生活していると云うことであります。

その他いろいろたくさんな実例、家庭の悲劇は繰り返されておりますが、只今も申上げました通り自由にならない通信で詳しい実績を知ることもできず、只今ここで一々申上げられないのは遺憾に思います。これを要約致しますに

一つ、私どもの家族は故国に於ては、かつて日本軍に協力した者として一般同胞の間では好意を寄せられることなく不運に処せられているのではなかろうかと心配でなりません。

二つには、今次の故国動乱のためその被害は広範囲に亘り田畑、家屋、家財の損失はいうまでもなく、唯一の一家の働き手である私どもの兄弟は軍務に服し、或は戦死し、或は行方不明となり、その上私どもがこの現実では如何に私どもの留守家族が苦境において露頭に迷っているかを御想像下さい。

三つには、私共は日本人の戦犯と異って全然家族の面会はおろか、通人されも満足には行かず、その生活の詳細を知ることができません。そのため家族に対する対策の手を何一つ打つことができないのであります。その為私共の心境たるや実に焦燥と不安の日々を送っている実情であります。

以上の実情を何卒お汲みとり下さいまして、我等の釈放の念願が一日も早くかなえられますよう切望してやまない次第であります。

以上

*金鏞

私は、完山金蔵こと 金 鏞 という者です。

私たち韓国人二十九名に代って、ここに私たちの心境を開陳させていただく機会を与えて下さいました、日本国最高裁判所大法廷閣下各位の御好意に対し、衷心より感謝致します。私たちが現在抱いている心境を述べるに当りましては、私たちが今次戦争以来歩み来った幾星霜を御説明申し上げねば、閣下各位に充分なる御理解をいただけないのではないかと考えます。

御承知の通り私たちは二十才前後の少年の頃今次戦争の勃発に依り日本政府に依って軍属として徴用せられ、それぞれ前線の各俘虜収容所その他に配慮せられたのであります。私たちは徴用せられた当時今次戦争は大東亜を安定すると共に愛と道義に基づく平和を大東亜にもたらし聖戦であり、この平和と安定を招来するために、私たちも又できる限りの力をつくすべきであると教わり、又それを信じて、日本国政府の徴用に応じたのであります。

徴用後の私達の生活は厳格なる軍律の下規律と節制の日々でありましたが、私たちはこのような規律と節制を通じてこそ東洋に平和を招来し安定をもたらす日本国軍属の一員になりうるものと自から戒め鍛えるの日々を送ったのであります。

やがて私たちの南方各地の第一線に配慮を命ぜられ、それぞれ現地に赴任したのであります。私たちが現地で取扱わねばならなかった仕事は主として戦時俘虜の管理監視でありました。収容後相当の日月を至した俘虜達には既に疲労と苦悩とがその面上に現われておりました。それは皆必ずしも戦争の惨禍に巻き込まれ、父母妻子と離れ、希望を持ち得ない日々を送る者が誰しも身につける憂愁の面影であったのです。

私達はこれらの俘虜に接するに従って、人間にこのような苦悩をもたらす戦争そのものに多くの疑義を感じざるを得ませんでした。しかし、戦争が敗色を濃くするに及び上○部より下さる命令は次第に酷くなり、俘虜の労働力を戦力に転化するため、俘虜は後方の収容所より第一線陣地の構築に使用され、或は人間未踏の泰緬国境の鉄道建設に、或はジャングル○○のスマトラ地区の飛行場建設に使用され、それを管理監視する要員として私達はこれら俘虜と共に第一線に転戦したのであります。

戦争が末期に近づくに従い、私達の○○は次第に昂まり、この敗色を挽回するため、私達は軍属としてのあらゆる努力を傾^レべし 真に一身を忘れて軍務に没頭したのであります。人間として俘虜に対する憐憫・○愛の情も軍務のためには涙を吞んで振り捨てなければならないこともありました。また敵襲が度々加わり、私達が構築する陣地、鉄道が破壊されればその憤怒に依って、俘虜に過^レ度の労働を強いることもありました。しかし、これも私達には如何とも抗し難い戦争の暴力であったことを御了承下さる様おねがい申し上げます。

私達のこうした努力も歴史の動きの前には、戯の一つもがきにも足りなかったでしょう。歴史は一九四五年八月十五日私達に敗戦の審判を下し、私達は唯茫然たちざるをえなかったのであります。この茫然たる私達を失望^レに驚愕の底に突き落としたものは今次の戦犯裁判でありました。

私達が平和のため、安定のためにと、○○の蛮地で一身を挺して行った努力が犯罪行為を構成するのだと告げられたときの、私達の驚きはどの程なものであったのでしょうか。それ迄私達は日本を中心とする東亜だけが正しい東亜、唯一つの東亜だと信じて生きてきたのであります。私達の道徳、私達の価値尺度は絶対のものであり、唯一のものであり、かつ世界のどの人間にも通ずる基盤だと確信していたのであります。然るに私達を捕えた連合国は私達が今日まで生きてきた世界は嘘偽の世界であると教えるばかりでなく、私たちが依って立っていた道徳価値を容赦なく踏みこみ、その道徳価値の上で行われた献身の行為を犯罪行為として裁判の庭で糾問したのであります。

私達が驚愕と矛盾の自失におののきながら敗戦の数ヶ月をすごす中に、勝者の力は戦友の数々を絞首台に送り、無数の人達を獄に繋いだのであります。私達の苦悩は、この驚愕と矛盾感から始まったと云っても過言ではありません。

異国の植民地に於ける獄中生活の苦難は正に想像に絶するものがありました。その苦難に耐える、心の寄りどころを失った私たち同胞の中には自ら命を絶とうとした者もありました。やがて、獄中で祖国の解放と独立をきき、今更ながら自らを熱くする祖国愛を意識すると共に、犯罪人として祖国に汚名を着せた私たち自身を振りかえり、自己の悲運を如何に嘆いたことであらう。

私たちの苦悩はこれのみでは終りませんでした。二分された祖国はやがて血と骨、相はむ動乱にまで発展し、いくたびか砲車に踏みこまれた私たちの故郷は、その家を焼かれ、田畑を失い、離散した家族はその生死さえ不明になるに及んで、私たちの苦しみはその度々に達したのであります。

これらの苦しみに耐え、幾星霜の獄中生活を忍んで参ったのは唯一つ、日本国政府の独立の暁は、日本国の友誼として必ず私たちを救出、釈放するであろうとの確信でありました。

然るに、日本国の独立回復も訪れ、早や二ヶ月余を至過した今日、なお私達に対し何等の処置もなく、私達がそれぞれがために一命を賭した日本国自身の手によって、引き続き拘禁管理されるに至っては、私たちの胸中悲痛に満たされざるをえません。私達はここに平和条約の釈放を申上げるものではありません。が、私達が依然拘禁されることに対しては、悲痛の感に充され、正に忍びえざる義憤と不合理を感じるのには理由なきことであらうでしょうか。去る五月五日巣鴨刑務所々長を通じて、日本政府当局の韓国出身戦犯者管理に関する根拠を質問致しましたところ「韓国出身戦犯者は裁判当時日本国民であったから現在に至って韓国人ということで対日平和条約第十一条の適用から除外する道理のない限り、連合国側から日本政府に対して指令した規定に依り韓国出身者と雖も是亦日本人戦犯者と同僚にみなし管理服役せしめる義務を負わされている」との回答でありました。私達はこの回答に心から通嘆を禁じ得ません。

最高裁判所大法廷閣下各位!

私達が一命を賭し、かつ戦後幾年の苦難に耐えきたった今、日本国はその独立回復のときに於てこそ私達の労苦に報いるであろうとの友誼を信じたことが当をえないことであつたでしょうか。

私達はこの友誼こそ人間として持ち、人間として結びつけられる基本的な人権の真の基礎だと考えるのであります。

私達は敗戦、裁判、獄中生活の幾年月を通じて、今ようやく新しい心境に到達致しております。それは、人間は人間[■]に依って結ばれ、人間社会はその上に築かねばならないということであります。私達が敗戦と同時に知らされた二つの世界、二つの道義は結局戦争によって作り出された、歪んだ姿だということであります。

私達の同胞である勧告出身戦犯死刑囚の手記にも

”あの世では、まさか朝鮮人とか、日本人とかいう区別はないでしょうね。”

”浮世のはかなき時間に何故相揆き相憎まねばならぬだろう、日本人も朝鮮人もないものだ、皆東洋人じゃないか、いや、西洋人だって同じだ”

と述べております。

私達は、このように矛盾と苦悩を作り出す戦争を体験することに依って正しい正解、正しい道義とを掴み得たと自責致しております。

幸にして適正なる御判断に基き、私達が拘禁を解かれ、自由な身となりえたときは、戦争と圄圉の苦難と苦悩に依ってえた人間愛の尊さを基とし、更に自己の陶冶を図るとともに、多年私達同様拘禁されている日本人戦犯者の方々より受けた慰めと御同情を忘れることなく、私達の力の限り韓日親善に尽くしたいと念願致しております。

終り

P269 陳述書(旧上官)

野口 讓
福田恒夫
河村秀夫
酒井 光
安井 巖
塩沢主計
河戸一彦
樋口富蔵
下條春吉
神谷春雄

P270 * 野口 讓

予は現在巢鴨刑務所服役中なるもので、かつて韓国人軍属の教育隊長に任ぜられ、その基本教育に当たりたる者にして、彼らの即時出所を希う一人なり。

以下彼らの俘虜監視要員となれる事情を述べ参考に資せんとす。

一、募集

募集者 朝鮮総督府

昭和十七年六月、俘虜監視要員として服務せしむる目的を以て全鮮に亘り約三千名を募集す。募集は志願による立前になりしが、応募者中には強制的に応募せしめたる者もありし状況なり。

募集の条件は

1. 任務 俘虜監視
2. 身分 陸軍々属とす(軍律に服すべきものとす。)
3. 待遇 本人給料 五十円

その他省略

二、教育訓練

右記約三千名を、朝鮮軍に受領し、教育隊を編成し、釜山郊外西面の陸軍兵舎に收容し、約二ヵ月に亘り勤務に必要な基礎の教育訓練を行う。

この教育は、軍隊に於ける初年兵の二ヵ月間に於ける基本教育と同要領にして、特に挙げくべきは

1. 入隊当時宣誓式を行い、各人は軍属誦法(特に軍律に服すべきこと)を堅く遵守すべきを誓う旨を署名捺印せしめらる。
2. 精神教育は、軍人と同様に軍人勅諭を経とし、戦陣訓を緯として実施す。
3. 術科は特に軍律的訓練に重きをおきて行う。

教育の成果は優良にして軍隊のそれと比有するの程度に達せり。

三、南方派遣

教育を終るや教育隊は解散され、いよいよ俘虜監視の任につくべく、タイ、ジャバ、仏印に向け進発せしめらる。

進発は当りては壮行式を行い、政務総監及軍参謀長は祝辞を述べ激励せり。

○参考

右三千名の一部(二小隊七〇名)朝鮮俘虜収容所に配属服務せしめられ、約二年の後新要員と交迭、新要員は(前述と同様の者)終戦まで服務し、終戦の翌日を以て除隊帰郷せしむ。

而して、収容所勤務中に於ける対俘虜打擲殴打はなきに非ると雖も、彼らは全然逮捕せられる、ことなく元より起訴もされず、その罪は凡て収容所長に問われたり。

昭和二十七年七月十一日

p272 *福田恒夫(本シンガポール俘虜収容所々員 陸軍大尉)

今度韓国及台湾出身者の人達が人身保護法による釈放請求の訴えを提起されるに当り、かつて韓国出身のそれらの人達を朝鮮に於て教育に当り、且つ現地に赴任致し、ともに俘虜監視の任につき、更には今日までの歴史的畸型児としての存在たる"戦犯"として、暗黒悲惨なる運命の道を、相共に経験してきた私として、その経緯と実状を開陳する責務を痛感し進んで口述書をここに至する次第であります。

一、俘虜監視要員の募集と応募について

昭和十七年五月下旬、陸軍省の計画に基き、朝鮮軍に於て俘虜監視要員を三千名朝鮮人より募集せられましたが、志願する者は極めて僅少であったようです。その結果各道に割当制を実施し、各府、邑、面長(市町村長)並に警察、駐在所よりの勧説の結果、自己の意志からでなく、四面の状況から止むなく応募したという実状を当時その人たちから聞かされておりました。当時の朝鮮に於ける府、邑、面長夜景札の勧告が単なる勧告にすぎざるものでなかったことは想像に難くはありません。志願という形式は採っておりますもののその実は強制徴用であったことは否みません。それで、応募の条件としての最も重要な服務年限は二ヵ年となっていたのであり、軍もまた応募者もそれを前提として募集し、応募したものであります。その他俸給の件も募集に際し公表されたものと、実際支給額には若干の差異があり、それは常に実際支給額が少なかったのであります。しかし、当時俸給の差異など時としては上段話にでましたが、真に訴える者はどはありませんでした。それだけその人達は打算を超えた奉公の精神に燃えていたのであり、純真と純に生きていた若い青年であったのであります。囚みにそれらの人たちは大部分一九才～二五才であったのであります。

又、南鮮(黄海道以南)の人が殆んどであります。

二、教育開始と教育の主眼

右の方法にて概ねその定数に達し、昭和十七年六月十二日をトップとして、四日間ほどに全員釜山府西面廠舎に入隊致し、教育は開始されたました。教育については俘虜取扱規定の趣旨大要と教え、監視に必要な基礎訓練であったことは申すまでもありません。しかしここに特に見越しえないことは「白人が常に持つところの民族優越感と、その結果もたらされる東洋人蔑視感」に対しての殺然たる民族意識の涵養にあったのであります。

斯くして、当初予定された三ヵ月の教育も実施できず、既ね二ヵ月で繰り上げられ、八月十九日朝鮮に勤務する一部を残し、釜山港を離れ、南方諸地域(シンガポール、ジャバ、泰の各捕虜収容所)に出発したのであります。

三、二年経過時の状況

応募の時に念願においていた「二年たてば」を抛りどころとし、軍属傭人という最下級の地に甘んじながらも真面目に勤務していたこの人達に二年の歳月はすぎ去りました。

昭和十九年七月サイパン陥落にて戦況益々不利なるを知るにつけ、疑心天の如き状態にあったのであり、人の人たる以上また止むをえないものであったのであり、現実にこの人達を預り、日夜寝食をともにして、その胸中や^坪又やがて帰るであろうと一日千秋の思いで待つて居られる家族の心情を知る私達は、是非とも帰国させてあげたく上司に意見真申をなし、更に陸軍省にも要請されたように聞いておりますが、戦況より来る輸送の隘路のためか実現を見ず、そのまま継続して服務することになり、遂に終戦となったのであります。それで二年という根拠の証明として朝鮮に勤務していた人たちは二ヵ年で交代を致している事実で足りることと思います。

四、この人達の犯罪に問われた事実について

この人達の犯罪に問われた事実はそれぞれ個々に若干の相違はありますが、大体に於て殴打暴行、通訳補助や隊長の代理としての言辞及与えられた業務上よりの止むをえざる結果に基くものであると思われるのであります。その概要を申し上げますと、先ず殴打暴行であります。その行為は単なる私怒や私心からの行為でなかったことを私は断言いたします。彼等俘虜は全部が決して教養の高いゼントルマンではなく、相当悪虐非道の行為をして、命令し、規定に反する行為者のあったことであります。その証拠に、彼ら俘虜の国にも幾多の刑務所の存在することで納得していただけるものと思います。禁止区域の行動、糧秣、被服、物品の窃盗、輸送などの移務中の指示事項、違反行為や現地人との接触、物品売買交換などの現物にあつて、或は蔑視的態度に接した場合、道情的な殴打行為にでるのであります。これは要するにこの人達が日本軍の慣習を身に体していたことであり、(日本軍隊に於ける殴打行為はあまり罪惡視されなかった。)且つ、民族意識の自覚と昂揚の教育の結果、おのずから発せられた若き血の然らしめたものであり、それと相俟って、日本軍の慣習に帰する罪と思考するものであります。就中上官たる或る將校に至っては、自らその範を示した人があると仄

聞致しております。

次に、業務上止むを得ざる行為として、糧秣給養を担任として居りますと、仲々複雑なる問題がありまして、仮に非常糧秣として保管するものがありますが、それを支給することができないと、品物がありながら支給してくれなかったとか、或いは他所の預り品を返却した場合、それを横領したなどと俘虜は見解したことであります。ここで附記致したいことは、収容所には将校下士官が少なく、分遣所に依っては、一将校、一下士官が一ヵ所を兼任することがあったのであります。それがため或る部面には実質的に委任行為(特に移動中)があったのであり、その責任をこの人達に負わしめることは過酷と申さねばなりません。

五、戦犯の歩んだ道とその環境

右の如き次第で、この人達は忌わしい「戦犯」の烙印を押され、絞首刑以下の重刑を陳せられ、精神的重圧に耐えながらも、今日まで七年にならんとする歳月の殆んどを外国の獄舎に、文字通り生か死かの線上を彷徨してきたのであります。

私達日本人は日本に帰りえて心を感じる何ものかはめりますが、この人たちは家族の面会は尚更、風の便りすらもままならず、加うるに祖国の動乱に、その家族は離散し、想像に絶する苦難の中から、この人達の帰国を待っているのであります。又この人達も家郷に思いを馳せ私達の計り知ることのできない、私達とは別な苦悩に呻吟して居られる現状は全く見るに忍びないものがあります。

況して平和条約の発効した今日に於て、日本の国籍を離れた現在に於て、条約の解決がどうであろうとも正義と人道の上から看過し得ないものを痛感するのであります。もし二年経過したときに萬難を排して帰国せしめれば今日のこの悲境に陥ることがなかったであろうと思う時遺憾に堪えません。

されど、それも既に過ぎ去ったことではあり、現在に於ては国家が契約不履行により、物心両面に与えた無量の損失の幾分でも補償してあげることがその人達の釈放に努力すると共に併せて考慮せらばならない責任であると考ええるものであります。

* 河村秀夫(元爪哇バンドン抑留所第二分所長 陸軍大尉)

目下巣鴨刑務所に於て拘禁されている私は、このたび不当拘禁の理由で加藤、松下、瀧川の三弁護士を代理人とし釈放請求の訴訟を提起している勧告戦犯を一番よく知る者として茲に口述致します。

彼等韓国人二十九名は昭和十七年六月政府の要請に依り二ヵ年の契約で余儀なく軍属に志願せしめられ、僅か二ヵ月の軍事教育実施の上俘虜監視員としてその大部分が南方各地に起き常に生死の巷を彷徨しつつも、命のままだに粉骨碎身の苦勞を舐めながら最も積極的に且つ忠実に日本に協力した者達であります。

而して、二ヵ年の契約で除隊せしむるという国家保証も不履行のままに冷厳なる日本敗戦の事実により、戦犯を以て遇せられ数年に亘って牢獄呻吟するに至った気の毒な

境遇の人々で殊に心を彼らの祖国に致し、今なお凄惨な動乱の渦中に喘ぎながらも彼らの帰省することを一日千秋の思いで待ち焦れている彼らの肉親に及びますとき、実に悲痛極まりなく同情にたえない次第であります。

今や我が国は独立し、かつては日本国民の一員として忠実に働いて来た彼等も既に日本国籍を離脱している現在、速かに援護の手を差し伸べ、これを厚く偶するが日本の実務ではありませんでしょうか。

生死起居を共にしてきた私としても、彼等を斯くの如く無惨な運命をもたらした責任を痛切に感ずると共に万全をつくして一日たりとも早く彼らを自由な共に至らしめることを切望してやまない次第であります。幸いに目下最高裁判所に於て審理中の彼らは正に当を得たものと信じて止みません。

何卒彼等の哀れな切ない心情を、私の意のあるところなお汲み下され、その標榜にせられる信義と道義に基き万全を期して後世に残る名裁判をして戴けますならば幸甚、これに過ぎるものはありません。

東京最高裁判所

田中裁判長殿

* 酒井 光 (元爪哇俘虜収容所 兼 抑留所附 陸軍々医大尉)

私は昭和十七年八月より終戦に至るまで爪哇島に於ける俘虜、抑留者管理業務に服したものでありますが、現在巣鴨刑務所に於て服務中の韓国人につきまして若干申し上げます。現在巣鴨刑務所に於て服務中の戦犯、韓国人は大東亜戦争勃発と共に軍属(傭人)として採用され二年間の約束でそれぞれ南方の俘虜収容所或は抑留所に配属され、その警戒監視或は書記として服務したものであります。

当時連合軍に対する日本軍の感情は御承知の通り、敵愾心に燃え、しかも人的物的不足の折柄その俘虜、抑留者に対する管理方針、すべての命令指示は極めて厳格にして、無為徒食を厳しく戒めたのであります。従ってその警戒監視に服務した韓国人に対する命令、指示も極めて厳格、命令に絶対服従を要求され、その命令は至上のものとして忠実に履行したにすぎずして、彼らには何らの権限も与えられていなかったのであります。然るに俘虜、抑留者は "Kill time" の「モットー」の下に故意に作業を怠り、遅延させ、或は規則違反等をなして管理業務を妨害したのであります。取扱いは勿論公平を期したのでありますが、斯る場合感情の昂[■]により或は殴打するようなこともあったと思われませんが、あの当時の悪条件、悪環境を考えます時、これは止むをえなかったものがあったと思われるのであります。然るに、不幸にも彼らは戦犯となり、七年間の獄窓に肉体的、精神的苦痛に堪えながら遙か遠い動乱の故郷に最愛の家族を残して焦[■]と孤独の日々を送っている姿を見ると、誠に気の毒に堪えないものがあります。

幸に此のたび対日講和条約も発効し日本も独立、私達戦犯も日本管理となりましたが、

韓国は独立し、彼らは第三国人となりました以上釈放さるべきものと思いますので、何卒彼等の心中御賢察の上一日も速かに釈放御取計い下さいますようお願い致します次第であります。

昭和二十七年七月十日

巢鴨警務所酒井 光

最高裁判所長官 田中耕太郎殿

* 安井 嚴（元爪哇俘虜収容所附爪哇抑留兼務・陸軍々医中尉）

昭和十七年八月より昭和二十年八月までの間私は爪哇島に於て爪哇俘虜収容所、後に爪哇抑留所に於て俘虜及び抑留者に対する衛星業務並びに自隊の軍人軍属(韓国人及び若干の日本人)及び兵補の衛星業務に従事致しました。

現在巢鴨拘置所に於ける韓国人在監首中十名は昭和十七年秋爪哇島に俘虜収容所の要員として到着致しました者達の一部でありまして、私は勤務の関係上彼らと接する多くの機会を常に持っていました。彼らは当時純情、素朴にして向上心と物事を行うに熱意をもった青年達でありまして俘虜収容所或は抑留所に於ての服務に際しては上官の命に忠実に従い業務に精励したのであります。

戦争益々苛烈なるに及び物質の欠乏殊に食料の不足は俘虜、抑留者に不満の意をもたせ、戦況連合軍が優勢となるに至って、俘虜、抑留者の態度は不遜傲慢さを加えてきました。これに反して日本軍の命令、指示は厳格の度を増し、戦況不利の影響がむしろ神経質と思われる様でありました。この状況下にあつて直接俘虜、抑留者に接する業務に従事する彼らは真面目に熱心に事を行えばそれだけ多く俘虜、抑留者から感謝される機会があると共に又反面感情その他の齟齬から怒を買う機会が多くなるのは当然であります。

法廷に於て俘虜、抑留者達は、かつて収容所生活の困苦欠乏の怒を復讐の感情と化し、責任は俘虜、抑留者に関する規定に向うべきは自明であるにもかかわらず、無差別に唯々復讐すればいいという感情で少しでも落度があれば針小棒大に義務して取上げ裁判したのでありまして恩恵を受けた事柄は忘れてしまったのであります。

右の如き事情を御斟酌の上、命令を遵奉し私利私欲を捨てて日本のためつくしたに在監韓国人及び台湾出身者のため公明正大にして人間性豊かな裁判と判決を伏しておねがい申し上げます。

昭和二十七年七月十一日

最高裁判所長官 田中耕太郎殿

*塩沢主計（元爪哇俘虜収容所アンボン派遣隊）

高野幸太郎 大川允商 金光詰洙 笠山義告

右の者四名は終戦後不幸にして戦犯に問われ、長期刑の判決を受けました。数百名の

中で僅かこの者だけが戦犯となる理由はないと思います。

この者達は頭脳も優秀で当時下士官と同等程度の任務を言したため却って俘虜に判つきりと名前を覚えられてしまったことが、このような不利を招いたものでしょう。最も下級なる立場の健人待遇でこの罪は何故受けなければならなかったか。私にはどうしても判りません。もしこの者達がこのような罰を受けるならば、これと同等の立場にあった下士官が何故罪を受けなかったか矛盾しております。何れも戦時中た『負けたくない一年で一生懸命働いていた者であり、戦争中怠けた者や、入院ばかりしていた者は一人だって戦犯になっていない中にこの氏名の重刑は余りにも可哀相です。

死刑になった阿南中佐が裁判のとき、私の部下たちは熱心に命令に従い、一生懸命働きました。決して私の部下が悪いものではありません。私はどのような厳罰を受けても構いませんがこの部下には何等の罪をきせぬようにと涙を流して嘆願しました。

しかし、裁判の宣告は極めて厳しいものでした。終戦後七年、ただしく規制をまじめに守り自重して講和を待ちましたが、何らの恩與もない四名の心情を察し誠に哀功限りなきものがあります。日本の上司がせめてこのような運命児のため愛情の手をのべることこそ相互の友愛として又戦争中の努力に対して耐えるべきものであると信じます。

不幸にして私供の分所長阿南中佐は異国の刑場で果てましたが、この人々が一日も早く自由の身となることを祈っているであります。私もまたそのことを念じてやみません。

何卒彼らの心情をお汲みとり下さいますようお願いを申し上げます。

昭和二十七年七月十二日

p282 *河戸一彦 元爪哇俘虜収容所バタビヤ分所

爪哇軍抑留所バタビヤ分所 勤務下士官 陸軍曹長

私は朝鮮釜山俘虜監視要員教育隊(隊長 野口大佐)に於て、監視要員たる韓国人を昭和十七年六月より二ヶ月間俘虜監視に必要な教育訓練の任にあたり、彼等とともに同年八月二十日釜山を出帆して爪哇俘虜収容所に転属、爾来彼らと共に爪哇に於ける俘虜並びに一般市民抑留戦争における皇軍の一員として参加の光栄に浴せしむるにあり、朝鮮全島より軍属傭人として期間二ヵ年の條件附で三千余名を募集せられたのであります。

而して『聞するに朝鮮各道にその人員を割当てられ、各道にては割当人員を充足する困難なところもあり、強制的に徴用せられたのであります。釜山西面にて二ヵ月の教育の終了後爪哇、マレー、ビルマ地区及び朝鮮の俘虜収容所監視要員(軍属傭人)として各地に赴任したのであります。

私達の勤務致しました爪哇地区にもバタビヤ、バンドン、スマトラ、スマラン、チラチャプの各所に分散する七万の俘虜を日本軍将校、下士官の下にありて白夜監視の任務につき時に彼らの中で事務的才能のある心身共に健全なる優秀な者

を事務勤務として管理業務の助手をしておりました。彼らは軍属傭人でぬり作ら、その取扱いは兵隊と同様厳格なる軍視と軍隊内務の中に赴居をして誠心誠意忠実に自己の業務を遂行してきた者であることを特に申し上げます。

契約の期間の二カ年がすぎても戦争いよく苛烈となり、交代不能になり引続き勤務して終戦を迎えたのであります。私が考えますに、日本軍が彼等を二カ年にて交代させていたなら現在巢鴨に服役する韓国人は唯一人戦犯には問われていないと思います。爪哇地区で戦犯に問われた韓国人は主として事務室勤務者が多く、日本の片腕となり上官の命令指示を良く遵守し、忠実に国家並に日本軍に協力し上官の命令を実行したため、たまたま俘虜にとっては不平不満の原因を醸し裁判にかけられたり、或は他人の殴打行為が事務室勤務なるが故に俘虜と直接に接する機会が多く、従って名前をおぼえられたために 他人の行為お取上げられその末裁判にかけられた人もあります。今や韓国は独立しており、而も彼らの故郷は今なお動乱絶えず家族の安否さえ不明の環境を思うとき、彼らにとっては実に割り切れないものがあると信じます。

宣敷御賢察お願い申し上げます。

以上

*樋口富蔵（元泰俘虜収容所附 陸軍々医大赦）

元泰俘虜収容所勤務 陸軍々属 新井英雄

同 新井鐘介

同 金城昌雄

右の者は私と同じ部隊に勤務していた者でありまして、当時泰緬鉄道建設に従事し困難なる状況下なるにも拘らず、よく勤務に精励し、その肩書を完全に果したのであります。終戦となるや連合軍のために戦犯とされ、七年後の今日、なお韓国人でありながら日本人と同様に拘禁されているのは、甚だ気の毒にたえません、而も彼らが日本軍に徴用された動機及十年の長きに亘り肉親と離れていることを思うと、一日も早く釈放され故国に帰る自由を与えらるべきであると思います。

昭和二十七年七月十日

* 下條春吉（元泰俘虜収容所勤務 陸軍曹長）

韓国人金城昌雄、三中駿錫、曹玉寿鉉氏らは、或る期間私と同一地区に勤務中、勤務勉勵にしてよく努力せるも、戦後不幸にして戦犯とされ、今日に至っている者であります。同一地区の勤務中には連合国でいう所謂俘虜虐待等のことは開いたこともなければ勿論見たこともありません。然るに今日戦犯とされ祖国を遠く離れて獄中に呻吟していることは戦時中の三氏が協力したる事実を徴して日本人としての道義から到底これを見るに忍びず、依って一時も速かに釈放されんことをお願いします。

* 神谷春雄（元シンガポール第七方面司令部勤務 陸軍法務少佐）

私は元陸軍法務少佐で、戦争中はシンガポールの第七方面軍司令部に勤務し、戦后英軍事法廷で戦犯に問われ、六年に亘り同地ウォートラム刑務所に服役の後、昨年八月内地に移管、今尚巢鴨刑務所に服役中の者であります。現在同じくこの刑務所に服役する韓国人二十九名及び台湾人一名の窮状につき、彼等の一般的状況を申述べたいと思います。

一、概況

当所に服役するこれら旧同胞三十名は英領マライ及び蘭印に於て戦犯に問われた者であつて、何れもその言渡された刑が重なるが故に講和発効後の今日なお獄中に取残されているのであります。

そもそも今次大戦後マライ及び蘭印で戦犯に問われた韓国人は英領関係(シンガポール法廷)六一名(内絞首刑一〇名)、蘭印関係七〇名(内銃殺刑四名)計一三一名、何れも戦争中俘虜収容所の監視員(軍属として従軍勤務したものであり、刑死された者を除き、その大部分は既に出所して居ります。が現在英領関係一九名、蘭印関係一〇名、計二九名が当所に残留している状況であります。又濠洲を除き台湾人で戦犯に問われた者はマライ及びシンガポール合して一五名(内絞首刑三名)その大多数は戦争中支邦語通訳として従軍したものであり、現在では憲兵隊通訳を勤めた一名を当初に残して全部出所して居ります。序作らシンガポールに於ける B・C 級戦犯裁判の実態をみれば階級別にして最大の犠牲者を出した者は下級軍属であつて、その約八〇パーセント以上を占めているのが実にえら旧同胞だったのであります。

二、戦犯裁判に於ける彼らの立場

南方の戦犯に終戦を迎え日本軍が無条件降伏すると軍内における之等韓国人や台湾人の立場は実に複雑微妙なものになってきました。即ち彼らの郷土が日本の敗戦によって日本の統治を離れ或は独立し或は旧祖国に復する等東亜の形勢が一変するに至った情勢の認識から今迄軍隊統率下に抑えられていた夫々の民族意識が卒然として最まる一方既に解体の運命を予約された日本軍内部の階級観念の漸次崩壊に伴い軍の統制が弱化するにつれて日本人との間の阻隔が漸く表面化するに至ったのであります。この様な状況下において戦犯容疑者の検挙が行われ戦犯裁判が始められたのであります。俘虜の接触する機会の最も多かった韓国人軍属占領地行政の末梢において華僑その他現地人に接々触する機会の最も多かった台湾人通訳は対日感情極めて陰悪であつた終戦直後の報復戦犯裁判における最大の犠牲者となつたのです。しかも裁判となれば彼らの上官であつた日本人との間に種々利害の相反する場合もあつて、その間いろいろと不愉快な暗斗などもあつたように聞いております。その上彼らは殆ど必ずこのような日本人の上官と一緒に起訴され一緒に法廷に立ったことになり、常に起訴と同時に公判期日が通知されるという有様で、常に弁護人と打合せもできずに法廷に立たねばならぬ場合が多かったので、一緒に起訴された日本人にも増してや彼らの利害が十

分に守られなかった憾がないではありませんでした。これは必ずしも弁護人の罪ではなく、苟くも当時戦犯裁判を受けた者は誰でも等しく負わねばならなかった**荊棘**であったのでありますが、日本語による微妙な思想、感情の表現が思うようにはゆかなかった彼らにとって、裁判に於ける弁護が十分になされなかったとの不満はその一般的感情であると思われますが、日本語による微妙な思想、感情の表現が思うようにはゆかなかった彼らにとって裁判に於ける弁護が十分になされなかったとの不満はその一般的感情であると思われます。勿論法廷では彼らを庇い、今でも敬愛せられている旧上官もいるのでありますが、概して彼らの心情においては、この思いも及ばなかった戦犯裁判において日本人の旧上官に見離され、弁護人にすら見離され、結局日本は彼らに何の保護も与えなかったという印象を強く**抱**いていることは事実であります。そしてそれらは必ずしも根拠なき被害妄想とばかり云い切れない点もあったのですが、それらも考えて見れば前に述べたような外地で降伏した日本軍内分の複雑な民族感情の交錯がその大きな原因であったと私は思うのであります。この意味において彼らが非常に気の毒な局面に立たされたという事実を忘れることはできないのです。

三、外地の獄中生活

苛烈なる戦犯裁判に引続く長い外地の獄中生活に於て私共日本人と彼らの間には複雑微妙なる民族感情の交流がありましたが、何分にも外国権力の強圧下孤立無援の境涯にあっては、如何ともなしがたく、互いに手を取り合うと屈辱と忍従の六年を送るより外はなかったのであります。

かつては最下級の軍属として従軍し日本の為に犬馬の勞をつくした挙句、**○**兵と**齊**しく戦犯の煉獄に堕ちた彼らが、日夜懊悩の姿を眼の辺りみる私どもは日本人として彼らに何と申訳のしようもなく又何と慰めるべきもなかったのであります。事実獄中に於て線々と彼らの愁嘆を聞くときは身を功られるようであり、さなきだに故国と肉親の身を案じ暮す私共は、何故に自分達だけが絶対に逃避し得ない環境において毎日このような場面に対決しなければならぬかを疑わずには居られませんでした。況して新興独立国として立上った祖国が忍ちにして動乱の巷と化し、或はその郷土が半世紀に亘ってなじまなかった本国人の来たり統治するところとなり、騒然たる社会不安の中に或は離散或は窮乏の悲境に陥った彼らの留守家族との通信連絡は殆ど断絶してその安否を知る由もなく、彼らに苛酷なる運命を呪い暮す彼らの悲惨な姿を見るに至っては、同情胸に溢る人も雖も最早、どんな言葉を以てしてもこれを慰めることはできなかったのであります。

四、講和への期待と絶望の現在

朝鮮動乱勃発を間に挟んで蘭印関係戦犯は昭和二十五年一月二十三日内地移管、英領関係戦犯は昭和二十六年八月二十七日内地移管、共に米軍管理下の巣鴨プリズンに合流したのであります。

かくして彼らは私共同様講和にこそ一切の希望を繋いでどうにか獄中に生きてきたの

であります。その講和の発効は遂に告々戦犯の上に何ものをも齊らさず、それどころか曾て戦地に身命を賭して、敢えて日本の為に奮闘した彼らが今や却ってその日本の政府の手に依って縲紲の辱を受けなければならないという厳しい現実の前に戸迷う果ては何処に対象を救出すべくもない激しい憤懣がその胸中に燃え上るのも実に無理からぬことと私は考えるのであります。

今日巢鴨の私共日本人には親族、知友、国会議員、その他郷里等の有力者が頻々として面会のため来所慰問せられ、種々慰問品の差入等ある他、概ね家族との連絡も密に、場合によっては一時寄託さえ許されておりますが、彼らの上には殆どこれらのことがなく不遇の中にある私共日本人の身をすら獄中に羨望視している有様であります。彼らの寂寥と悲哀の心中を思うべきであります。

さりながら現在はお二十九名の同胞をもつ韓国人は所内に於て日夜互いに自国語をもって語り合い相激励して、そこに等分の慰めをもらっているのであります。只一人残された台湾人の心境に至っては真に深刻なものがあつた、たとえ親しき日本人と語り得ても同胞を所内にもたざる寂しさは遂に堪えがたく、寧ろこのまま獄中に於て死するに如かずと悲痛な決意を以て去る五月中旬断食を執行するに至りました。が幸に当局の温情と私共の慰撫によって漸く中止することを得ました。シンガポール以来起居を共にしてきた私共は極力彼らを励まし慰めております。が所詮は慰められない流寓の気持であり、その思い詰めた孤独感と絶望感を知ることができるのであります。

五、日本の反省と彼等の救済

茲に於て惟うに留つては、これら旧同胞をも戦争のために動員し、その結果最下級の軍属として駆使した彼らを今日の悲境に陥らしめたことについて日本国民は恐らく道義的責任を感じべきであると信じます。然しそれは今に至つて連合国から日本人として看過された彼らを無情にも惨虐行為の下手人と罵つて、これを弊履の如く獄中に見捨て、顧みざるに於ては、これこそ正に忘恩の行為であつて日本国民の恥辱これより甚だしきはなく、啻に旧同胞たりし隣邦に信を失するのみならず、新生日本立国の基礎である道義国家の理思は直にその日から崩れ去るであります。茲に於て速に適切なる施策を講じて当所に服役する彼らを慰箱し、今や窮乏に喘いでいるその家族に救済の手を差伸べると共に、何よりも優先的に彼らの赦免を図るべく有効なる処置を講ずることは日本刻下の急務であると信ずるのであります。

六、彼らに対して偏見を抱く勿れ

今、獄外の日本社会を動かしているものは最近頻発する日共とタイアップした、北朝鮮系と称せられるところの朝鮮の暴動であります。これあるが故に日本人があゝの巢鴨の旧同胞の救済を躊躇するなきやを私は極度に恐れるのであります。彼らは私共と同じく終戦以来社会から嚴重に隔絶された獄壁の中に生活しているのであつて、これらの社会の騒動分子とは全然関係ないことは明白なことなのであります。そののみか寧ろ彼らは戦時中日本に皮力した故を以て親日分子と見られ、今までその祖国からさえ冷

然と取扱われてきた、実に気の毒な人々なのであります。

今、日本が一視同にの救いを与えずして、誰が彼らを救済するでありましょう。

私は、世人が今日の日本の社会不安を誘発している、所謂北鮮系朝鮮人と同一視して
巢鴨の韓国人を見殺しにすることなかれということを声を大にして叫びたいのであります。
昭和二十七年七月十三日

P291 辯論要旨

請求者 洪 起 聖 外二十九名

拘束者 巢鴨刑務所長 川上 悍

右当事者間昭和二十七年(マ)第七九号人身保護法による釈放請求事件につき、請求者は左の
通り弁論する。

尚お請求訴状記載の内容を本弁論に援用する。

昭和二十七年二月十四日

右請求者代理人 弁護士 加藤隆介

最高裁判所大法廷 御中

P292 弁論要旨目次

- 一、平和条約第十一条と法律百三号との関係
- 二、平和条約第十一条の解釈について
- 三、条約は第三国又は第三国民を拘束しない
- 四、連合国は国際信義を無視せない
- 五、拘束者側疏明第七号について
- 六、講和条約の意義
- 七、結語

P293 一、平和条約第十一条と法律百三号との関係

平和条約第十一条には「日本国は日本国内及び日本国外の極東軍事裁判所及び他の連合国
戦争罪法廷の判決を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課
した刑を執行するものとする云々」とあるから、条約発効と同時に「日本国民」に非ざる本
本件請求人等は十一条の「日本国民」に包含されないことは理論上当然の帰結であって何
等疑義をさしばさむ余地はないのである。然るに拘束者は、この「日本国民」という解釈を、
犯罪時又は裁判時に於ける「日本国民」と解釈して、昭和二十七年法律一〇三号を作って、
条約発効後この法律によって拘束しているといっているが、平和条約第十一条はこの法律
一〇三号の母法であるから、たとえ右法律一〇三号が左様な解釈で作られたとしても、母法
である平和条約第十一条が、さような意味をもっていないものとすれば右法律一〇三号の
解釈も平和条約第十一条の解釈に従うべきであることは言を俟たないところである。
このことは、法律に基く委任命令が、その法律の趣旨に反する意味のことを定めたとして

も、そのことに関する限り母法である法律の趣旨に従って解釈すべきものであると同様である。

そうして、右法律一〇三号は平和条約第十一条の委任命令的性格をもっているから、右法律一〇三号は、平和条約第十一条の趣旨に反する解釈は許されないのである。殊に拘束者は答弁書第二項(ハ)の拘束の事由において平和条約第十一条及び右法律一〇三号を拘束の法的根拠としているところからみても明かである。

二、平和条約第十一条の解釈について

拘束者は、その答弁書第四項の(一)の(イ)に於て条約の解釈について二説あるとし、その一を当事国の意思によるものとし、その二を条約文によるものとしている。このことの当否については松下代理人から詳細な弁論があると思うが結論的には条約文を起訴として理解すべきである。なんとなれば当事国の意思は条約文によって表現されているものであり、又表現されていなければならないものであるからである。従って当事国の意思と条約文とは不離一体のものである。

そうして平和条約第一条によると

“and will carry out the sentences imposed there by upon the Japanese nationals imprisoned in Japan”

とあって、この条約文を率直に解釈すると「日本に拘禁されている日本国民に課せられた刑を執行する」という意味になることは何人が読んでもそう理解せざるをえないのである。

拘束者は答弁書第四項の(二)に於て、この条約文を分離して imposed 以下 Japanese nationals までは sentences の形容句であり imprisoned in Japan は Japanese nationals の形容句である、と説明しているが、かようは説明は拘束者側の独断であって、この句をかように分離すべき何らの根拠がないばかりでなく、形容は文の終りまでの形容であるから imprisoned in Japan まだがこの句の形容であると云わなければ正しい解釈にはならない。

又拘束者は imposed も imprisoned も共に過去型だと云って、そう解釈することによって英文を読んで、日本文よりも一層「日本国民の意味が裁判時を基準としているように思われる」と言っている。しかし、これは拘束者側がこの句を分離して imposed と imprisoned in Japan を Japanese nationals に対する別々の形容であるとし、又 imposed は過去の事実ではあるが imprisoned は現在なお継続して行われていることを無視したがためである。

従ってかかる誤った立脚点に立って解釈をするからして決文を読むと一層「日本国民」というのは、裁判時を基準とすべきだというような感じがするのであろう。

又条約は発効して始めて適用されるものであるから、拘束者の言うように発効までに拘禁された者(即ち過去)だけを、発効後拘禁するに止るものとする、今後においてにヒリッピンやマヌス島から内地へ送還されてくる戦犯は、日本国がこれを拘禁する義務がないことになる(拘禁者は七月九日の審問期日に同様な解明をし■)これは大■な誤りである。

要するに拘禁者は **imprisoned in Japan** を **Japanese nationals** から切り取ろうとするから、無理な解釈が出てくる。しかし **imprisoned in Japan** までのこの句の形容であるから、前提の平和条約第十一条の解釈はどうしても「日本に拘禁されている日本国民に課せられた刑を執行する」ということになるのである。

かように解釈することによって、条約発効の時に日本に拘禁されている日本国民は勿論、今後ヒリッピンやマヌス島から送還されてくる日本国民も日本で拘禁できるのであり、又そうすべきであることが平和条約の第十一条の趣旨であるといわなければならない。

しかし、平和条約はその効力発生の日、即ち昭和二十七年四月二十八日午前十時三十分を基準として、その日時から以後に適用されるのであるから、条約発効と同時に、その瞬間から日本の国籍を喪失する韓国人及び台湾人は条約発効後は平和条約第十一条の「日本国民」の中へ入れようにも入れようがないのである。このことにつき本代理人等が外務省の某々高官について調査したところによると次の通りである。

「外務省としては平和条約署名後、第十一条の解釈については、条約発効後は日本人にあらざる第三人は、第十一条の「日本国民」の中に入らないものと解釈しておった。法務府も同様の解釈の下に法律一〇三号の起案に着手したものである。しかしヘーゲン交渉には外務省はタッチしていない。又日本が独立してから施行される法律に司令部が干渉する権限はない。しかし法務府が相談に行ったから干渉したので、相談に行かなければ先方から積極的に干渉するようなことはなかったと思う。法務府がヘーゲンに干渉されて、平和条約第十一条の「日本国民」を拡張解釈して法律一〇三号を作ることにしたというので外務省としては事務的にそれに同調したまでのことである。

しかし、平和条約は前文と本文二十七条と後文の宣言とから成っているが、前文にも後文にも、又本文は一条から終りまで(但し二十一条、二十四条及二十七条を除く)すべての條文に「日本国」という文言があり、又第四条、第十四条(a)項 2 の(1)及び(b)項第十六条、第十八条並に第十九条に「日本国民」又は「日本国及びその国民」という文言がある。そしてそれはすべて狭義の「日本国」又は「日本国民」という意味で使用されているのに、ひとり十一条には「日本国」という字が四つもあるが、全部狭義の「日本国」である。然るに同条の「日本国民」の日本国だけを広義の日本国と解するのは不合連のようである。云々」かように述べているのであって、法務府が法律一〇三号を作るときにヘーゲンの指図に従ったことを寧ろにがにがしく思っているようであった。

総司令部は、日本の占領政策を支配するところである。従って占領中に施行せられる法律命令又は国の予算等については総司令部に伺いを立て、その承認を得るのはやむを得ないことであるが日本が独立してから施行される平和条約の解釈やそれによって作られる法令の立案は日本が独自の判断でやれるのであって、司令部がこれに干渉する権限のないことは、固より多言を要しないところである。

若し平和条約の解釈について意見の相異がある場合には平和条約第二十二条によって、日本政府から連合国の正式機関を通じて正式の手続によって全批准国の同意によって解決す

べきであり、もしをれでも解決できないときは国際司法裁判所の判断を受けることになる。

然るにこの正式の手續によらないで、一、二、の関係国の意見のみによって條約の疑義を解釈するということはできない。従ってかかる程度の解釈で平和條約の適法な解釈を下したとは云われぬ。殊に平和條約の解釈について何等の権限もない司令部の一官吏の意見に追従したというようなことで平和條約の解釈を左右できるものではない。

そもそも條約の内容をなす個々の条文に含まれている異議乃至その趣旨は、條約に署名したときの当事国の意思が根拠となつて、それが條約文に現れているのである。そして平和條約署名の際は十一條の「日本国民」の中に、條約発効後は、第三国人である韓国人や、台湾人は入らないものであるという意味であつたことは疑いの余地はないのである。

このことは、一九五一年九月八日條約が署名されてから同年十一月十四日衆議院法務總裁の答弁、十一月十日參議院の平和條約等の特別委員會における西村條約局長の答弁によつてもこのことが明らかである。(疏乙四五援用)。然るに平和條約が署名されてから本年二月に至り十一條について疑義が生じたに拘らず正式な手續によつてその疑義が解決されていない限り十一條の解釈は條約署名當時、日本のとつていた解釈が変更されたものとすることは許されない。

以上述べたところによつて、平和條約十一條の「日本国民」というのは、平和條約発効後において、日本の国籍を喪失した第三国人たる韓国人及び台湾人を除外すべきであることは洵に明白である。

三、條約は第三国又は第三国を拘束しない。

拘束者は答弁書第四項(二)の(ロ)において「平和條約によつて三国人(非署名国々民)たる身分を回復した朝鮮人、台湾人に対する国際裁判の刑の執行を実施する権限を受諾することができるかどうかは若干問題があるところであろう。條約は当事国を拘束するが、第三国にはその効力を及ぼさないのが原則であり、第三国は他国の締結した條約によつて、條約上の權利を取得することもなければ、義務を負わされることもない。しかし、その條約によつて第三国が權利を取得したり權利を侵害されたりすることがあるが、これは條約上の權利義務とは別問題である。したがつて第三国に不利益な條約も無効ではない。ただ條約が第三国の權利を侵害する場合には、第三国はこれに対し適当な手段をとりうるにすぎないであろう。本件の場合においては「関係第三国に予め諒解を求めた事跡がある云々」と述べている。

しかし、條約上の權利義務と條約による權利義務とを區別することは、條約が第三国人を拘束しないということの原則に何等の関係がないのである。かかる區別は觀念上の區別で實際問題としての區別ではない。條約に参加しない第三国は條約上の權利義務をもたないことは当然のことである。條約が第三国又は第三国人を拘束しないということは、第三国又は第三国人は條約による權利義務を有しないということである。換言すれば條約による効果は第三国又は第三国人に及ばないということである。但し條約による効果の内、單に權利

又は利益のみを与えることは、第三国を拘束するものでない。即ち不利益を蒙るものではないから、條約が第三国を拘束しないという原則に背くものではない。故に平和條約第二条において、日本が朝鮮の独立を尊重して、朝鮮本土及附近の島嶼に対する権利、権源及請求権を放棄したことは、大韓民国の利益にこそなれ毫も不利益を及ぼすものでないから、右の原則に背くものではない。このことは中国についても同様である。(平和條約第二十一条参照)拘束者は第三国に対し條約上の不利益を負わしめることはできないが、條約による不利益は負わしめてもそれは無効ではなく、この場合は第三国はこれに対し適当な手段をとりうるにすぎないといっているが「條約は第三国又は第三国人を拘束しない」という原則は、條約は第三国又は第三国人に不利益を及ぼすことができないということである以上、かかる不利益を及ぼす行為は、結論的に無効といわざるをえない。故にその不利益を及ぼす行為を行う国が行政上又は司法上その行為を中止せない場合には外交交渉又は武力によって中止せしめ、更に損害があればこれが賠償を要求しうるのであろう。

拘束者のいう「この場合第三国は適当な手段をとりうるにすぎない」ということは如何なる意味であるか。即ち第三国又は第三国人が異議を云ったときは、その不利益を除くべきであるというのか。意味ははっきりしないが、少なくともかかる不法な條約を受諾した場合には、第三国又は第三国人はこれが中止を求める権利のあることは明らかである。

本件請求人等は日本の司法処分によって、條約の不当解釈による身体の拘束の解除を求めているのであって、拘束者のいう「適当な手段」をとっていると云えるのである。條約が第三国又は第三国人に不利益を及ぼすことでない原則については、平和條約第二十五条には左の通り規定されている。「この條約の適用上、連合国とは、日本国に対し戦争状態にある国で、この條約に署名し且つ批准したものをいう。第二十一条の規定を留保して、この條約は、ここに定義された連合国の一国でない、如何なる国に対しても、いかなる権利権源又は利益をも与えるものでない。又日本国の権利、拘束又は利益はこの條約のいかなる規定によっても、前記の通り定義された連合国の一国でない国のために減損され、又は害されることはない。」かように規定されているのである。

即ち二十一条に定めた限度の利益を韓国と中国に与える以外の権利、権源及利益は、第三国に与えないことを明らかにしているのである。この利益を与えないということは反面において不利益をも与えないことを意味することは当然のことである。

このことは、本条後段の、日本国が連合国以外のいかなる第三国からもその利益を侵されないと規定されていることによっても推察することができるのである。故に平和條約を解釈する上においては、この第二十五条の原則を考慮にいれて解釈をしなければならない。従ってこの原則に従うときは平和條約第十一条の「日本国民」の中に條約発効後は、第三国人たる韓国人及び台湾人は包含せしめ得ないものと云わなければならない。

又拘束者は答弁書四項(二)の(ロ)において、「本件の場合においては関係第三国に予め諒解を求めた事跡がある。」といっているが、それは如何なる意味であるかにつき、七月九日の審問期日に、拘束者に釈明を要求したが、要領を得なかった。尤も「諒解を求めた」という

ので「諒解を得た。」とは云っていないが、若し「諒解を得た」という意味であれば、その事実を明かにすべきである。「諒解を求めた」ことはあるかも知れないが、「諒解をえた」事実はないのである。事実はそれとは逆で、日本政府は条約発効前に韓国政府に対し「条約発効までは仕方がないが、発効すれば直に釈放する。」という言質を与えているのである。このことは陳甲第一号証として提出した「世界新報」という韓字新聞の本年六月十四日付の社説によっても明かである。

四、連合国は国際信義を無視せない。条約は第三国又は第三国人を拘束しないことに関する原則を、連合国は十分これを熟知している。故に連合国が条約発効後第三国人を拘束するというような国際信義に背き、正義に悖るような条約を、日本国に強要したと解すべきであろうか。大韓民国は一九四八年(昭和二十三年)八月十五日国際連合がその独立を承認し、中華民国は現在台湾に追込められつはいるが、依然として中国全土の主権を主張して、今なお中国の代表政権として独立主権をもつ国家として国際連合に加盟している。

そうして、平和条約第二条には、日本国はこれらの国の独立主権を尊重すべきことを義務づけているではないか。

このように、世界の平和、殊に東洋の平和と安全のために全力を傾注しつつある連合国が日本をして朝鮮人、台湾人を拘禁して、間接にこれらの国の主権を侵害するようなことを強要しているとは到底考えることはできない。尤も拘束者はヘーゲン交渉で、彼は「戦犯者とは戦争犯罪を犯した本人を指すのであるから、行為時又は裁判時において日本人であるならば、すべての平和条約第十一条の日本国民に該当し、その後の国籍の変更、喪失は、刑の執行の対象たることに於いて何等影響はない」といったといっているが、これは極めて杜撰な解釈であるのみならず、彼は前述の如く条約解釈をする何等の権限がないばかりでなく、更に後述する如く、講和條約そのものの本質を理解しない乱暴な解釈であって、平和条約第十一条の精神を誤るものである。

平和条約第十一条は大体三段階に区別されている。即ち前段は、戦犯裁判の受諾であり、中段は刑の執行であり、後段は赦免、減刑、仮出所に関するものである。そうして、ヘーゲンの言の通り、戦争犯罪人とは戦争犯罪を犯した本人を指すことはいうまでもないことである。それならばこそ、彼等は終戦と同時に捕えられ、殴打、虐待、拷問、飢餓等言語に絶する苦難を経てしかも本件請求人の内、五名の者は人違いによる無実の罪を被せられているのである。そうして平和條約発効に至るまで七年の長きに亘って異郷の囹圄に方針の決を呑んで囚われの身となり、故国は動乱の戦火に掩われ、父母、兄弟、妻子の消息すら判明しない者も数多あり、中には三人の兄弟が全部共産軍と戦って戦死し、老母と幼児が饑餓にしている者もある。

終戦後七年に亘る日本の占領政治が終了して、日本が独立してから、日本で拘禁されている戦争犯罪人を如何に処遇すべきやを規定したのが平和条約第十一条である。即ちこれらの戦犯者の中いかなるものを引続き拘禁するか、又拘禁する者の赦免減刑等を如何にすべきかということを定めたのが、平和條約第十一条なのである。

故にヘーゲンの言のような戦犯者だからすべて拘禁を継続すべきであるというような簡単な問題ではない。即ち十一条はこれらを引つづき拘禁することによる国際的、国内的関係を十分に考慮に入れて極めて慎重に作られていることを注目しなければならない。

同条後段の赦免等に関し、裁判国の決定のみに止らず、日本に勧告権を認めたということなどは、日本の国内事情を考慮したものである。

平和条約発効後、第三人となる韓国人や台湾人を引続き拘禁することは、前述の如く終局的において不可能なことであるから、このことについても十一条は十分これを考慮に入れて、特に「日本国民」と云う意味を明らかにしたものであることに裁判所の御関心を喚起したいのである。

何となれば、条約は効力の発生する時を基準として解釈すべき立前でその条文が作成されているのである。そうして平和条約はダレス氏を中心として一九五〇年の秋からアメリカの手で起草せられ、一九五一年七月十三日、米英両国によって草案の全文が公式に発表されるまではアメリカを中心として連合国が約九ヶ月の月日をついやして、あらゆる角度から検討が重ねられて慎重審議の結果でき上ったもので、その一言一句にも粗漏のある若はないのである。

そうして、平和条約は効力を発生する瞬間に、朝鮮人、台湾人は日本の国籍を喪失して、大韓民国及中華民国の国籍を取得するのであるから、若し、平和条約第十一条が、これらの日本国籍を喪失すべき者をも引続き拘禁する趣旨であれば、その意味を十一条に明記すべき筈である。日本の国籍を喪失する韓国人及び台湾人は条約発効後はこれを拘禁する趣旨でなかったことが明かである。

これは、日本と連合国との平和条約の効力を第三国である、韓国民や中国民に及ぼすことの不合理を考慮にいたったものであろう。このことは、国際正義若しくは国際信義に重大な関係のあることであるから、たとえ、彼らが戦犯者であるとしても、平和条約発効後もなおその罪を罪するというよりも、国際法上の原則を守り、正義と信義を重んじて、彼らを除外したものと理解すべきである。

殊に日本のために働いた外国人を、たとえ敗戦したとはいえ、それらの者を日本国として自ら拘禁せしめるというのが如きは、人道上からしても、日本国の到底忍びうるところではない。

自由と正義を愛好するアメリカを始めとする連合国の大多数が、かかる非人道的な行為を日本に強要するような野蛮な考えはもっていないであらう。この良識は拘禁者と虽もこれを認めているのである。そうして答弁書の最後、即ち第四項(三)において、

「仮りに以上拘束者の主張が容れられないとしても、本件救済実現の方途は慎重に決せらるべきものと信ずる。けだし人身保護規則第二条によれば 救済は、釈放その他適当と認める処分をすることによって実現するとある。本件において拘束者が、請求者を拘束する権限がないとしても、日本国が承認した国際裁判の刑の言渡しが存在する以上、請求者らは、拘禁者が請求者等を拘禁する権限がないことによって、無罪又は刑期完了なるわけではない

から、裁判所による救済も完全釈放以外の適当な処分によって、請求者らの救済が実現されるべきではないと思われる。事柄は人身保護という極めて重大な問題であるとともに、国際条約の誠実遵守とも関係する微妙なる問題であることは多言を要しないところである。」と述べているが、右拘束者側の言葉の背景には、請求人らを拘束することが日本国として如何に非人道的であるかということの責任感の潜んでいることを見述すことはできない。しかし完全釈放以外に如何なる救済方法があるのでありましょう。

しかし、平和条約第十一条の中に、条約発効後は韓国及び台湾人が入らないのであるということになれば、平和条約発効と同時に請求人らは釈放されるべきものであるから、それで刑期が満了したということになって、最も不合理はないのである。平和条約の正しい釈放を下すことによって釈放されたとすれば、それは条約の遵守義務に背いたものではなく、却って條約を正しく遵守したものであって、いささかも国際信義に悖るものではない。

五、拘束者側疏明第七号について

拘束者は疏明第七号として本年六月二十三日附で駐英日本大使から英国外務大臣に宛てた口上書で、平和条約第十一条の「日本国民」の意味についての照会に対し英国外務大臣から「日本国政府の解決は正当であるから今後もその通り刑を執行するように本条約を解釈されたい。」という口上書で返事がきたので、拘束者右両口上書の写を疎明に供せんとするものと思われる。

併し日本大使の出した口上書には

「日本政府は・・・・・・平和条約の効力発生とともに日本国籍を失った朝鮮人及び台湾人も、『日本国民』の範疇に入れるべきであるという解釈の下にこれらのものに課せられた刑を執行してきました」ということ、即ち日本政府の解釈は、かような解釈であるということ前提としての質問であるから、先方としては、特に自国に不利益な問題でない限り、こちらの意見に同調するのは外交上普通行われる儀礼である。

しかし、この点は、ほんとうを云えば、ヘーゲンにコントロールされて、やむをえず法務府が、このような解釈をとっただけのことで、条約署名当時における日本政府の意思でないことは、拘束者の答弁書で明かである。従って若し駐英大使が、このような経緯を詳細に述べて質問すれば、英国側の解決もまた自ら異なるものであったかも知れない。又前にも述べたように、条約の解釈について疑義がある場合には、平和条約第二十二条による正式の手続を経べきものであって、一、二の国の意見のみで決められる問題ではない。従って英国政府のこのような解決によって以上□説したところによって、平和条約第十一条の「日本国民」というのは条約発効後もなお日本国民である、所謂狭義の日本国民であって、発効後日本国籍を喪失した韓国人及び台湾人は包含されないものであることは何人と虽もこれを否定することはできないでありましょう。

故に本件請求人等は直に釈放されるべきである。

六、講和條約の意義

條約を批准するということは、全権が調印した條約を本国に於て、合法的手続きによって

これを確認することである。故に講和条約を批准することは、講和を確認したことである。そうして講和ということは、交戦当時国が戦争状態を終結して、戦争から生じた一切の侵害を除去して平和状態に立ち帰ることである。換言すれば、戦争によってもたらされた敵愾心や、その他あらゆる憎悪、怨恨を清算して、すべての斗争的痕跡を払拭して、精神的に友情を取り戻し、戦争前と同様の国交を回復するにある。

国際連合憲章の前文にも「善良なる隣人として互いに寛容を実行し云々」とあり、又今次の日事条約にもこの原理を明かにしている。

しかし、講和条約の立て前として、戦敗国が戦勝国の要求に基いて、その領土や權益を放棄したり、又はこれを割譲したり、或は賠償を支払う責任を負わされることは敗戦に伴う当然の結果であって、けだし己むをえないところであろう。併し、をれはどこまでも物的責任(労務の提供には政府は資金を支払うから、これも物的責任である)に止まるべきものであって、精神的責任、即ち戦争によって生じた影響心や憎悪、怨恨を背景とする陰影は唯の一つも残してはならないのである。今次戦争の日本に対する講和は「和解の講和」といわれるくらいはものであって、伊太利や西独逸の場合に比べて非常に寛大である。これは連合国と日本が単に平和状態を回復するというにとどまらず、進んで連合国が日本を育成して国際連合の一員とし、ゆくゆくは日本を東洋の盟主として、世界の安全と平和のために寄与させようということを目的としているものと思われる。従って日本は、この目的のために、今後いかに有形的に困難な道を辿るとも、それに打ち勝つだけの勇氣はもっている。しかしアメリカを始めとする自由世界の国家群を敬慕して、真の友愛心を湧きおこさせなければ連合国の希望や期待にそいいうとは思われない。そうして真の友愛心というものは、相手の事態と友情に感獄することによって芽生えであるものである。殊に日本には「人生意気に感ずる」と云う格言すらあることを連合国は知っているであろうか。

日本が敗戦国として、講和条約で領土や權益の放棄、その他相当峻厳なる物的責任を問われたが、これは連合国が個々の利権から要求したものではなく、かつての日本の無責任な軍国主義を打倒して、民主主義を基調とする正しい国家的若しくは政治的組織を樹立して国家社会殊に東洋に於ける安全と平和を保障せんがための処置であろう。故に日本は過去の足跡に鑑みて自ら反省し、大衆的見地に立ってこれを受諾せざるをえないのである。したがって日本としてはこのことに関する限り、連合国に対して不平や不満をもつべきではない。

しかし、講和条約が発効して、講和条約が発効して、なお個人の戦争責任を問うて、これを拘禁したり、処刑したりすることは、前述の如く日本に対して精神的責任を問うものえあって、講和そのものの本質に反するものといわなければならない。殊に和解の講和と銘うつ以上はなおさらのことである。従って連合国が、かかる精神的陰影を払拭しない限り、日本人として連合国に対して真の憧憬も友愛心も起ってこないであろう。

そればかりでなく、日本の世論が戦犯釈放に一致してなお数ヵ月を徒過するようなことがあれば国家的に疑心暗鬼を生じ、却って連合国に対し反感を懷くようになる虞がないとは

かぎらない。もしもそんなことにでもなるものなら喜ぶのは共産党だけで、好まずして共産党の獄中に陥ることになる。この辺のところは、日本政府としては勿論、連合国としても特に関心をもたるべきであろう。

以上述べたことは、自由と正義を国是とするアメリカを始め、信義と人道を重んずる良識ある連合国としては十分に諒解しているところであろう。故に平和条約が効力を発生し、しかも批准書を寄託した国々としては、日本の勧告があれば直ちに戦犯を赦免する用意のあるものと理解すべきであろう。

第一次世界大戦の際、連盟国がオランダへ亡命したドイツ皇帝ウィルヘルムに世(カイゼル)の引渡しを要求して、これを処罰しようとしたが、オランダは条約参加国でなく、かつ戦争が終ってから、戦犯を処罰することを不当として、引渡し拒んだので遂にカイゼルの処刑は実現しなかった。チャーチルは大戦回顧録で、カイゼルを処罰しなかったことは、今となっては却ってよかった、と述べている。然るに戦争がすんでから戦勝国が戦敗国の国民個人を捕えて処刑したのは事実上今度の戦争が始めてやったことである。しかし戦勝国が戦敗国民を処罰するということは、戦争が□んでも一年や二年は、戦争による敵愾心や復讐心が残っているから審理が粗漏になり、刑罰も苛酷になって、無実の罪をきせたり、必要以上の重刑に処するに至るは不幸なことではあるが、人情の常である。このことは今後アメリカで数十万部読まれたフランクフルの着「山下裁判」で連邦大審院のマーフィー判事とラトレッジ判事の反対意見書の中に詳しく述べてられている。又巣鴨にいる戦犯の中本年三月二十二日現在、調査人員一〇五三名中(イ)人違いであった者一三八名、(ロ)日本人であるがため責任をとられた者一一八名、(ハ)著しく事実を歪曲された者三一名、(二)部下の行為の責任をとられた者二一四名、(ホ)上官の行為の責任をとられた者四三九名、(ヘ)他人のことまで背負わされた者三二一名、(ト)事件が起きた隊にいたために責任をとられた者一〇九名、(チ)事件が起きた地区にいたために責任をとられた者八六名というような状況である。このようなことが今後も行われるとすれば、将来不幸にして第三次大戦でも起るようなことがある場合には、降伏ということができなくなって、戦争の終結が長引くばかりでなく、恐らく双方ともに全員、全隊、否、全国民の玉砕というところまで進むことは必定である。今度の戦争でも指導的地位にあった者が処刑されると知ったなら、日本人の国民性として恐らく一億玉砕となっていたであろう。そんなことにでもなれば、悲運をみるのは国民であって、これくらい非人道的なことはない。戦争を防がんがために作り出される新国際法が、遂に人類を地球上から抹殺するようにならないと、誰が断言できるであろうか。かかることは天人ともに許さざる極悪にして最大の罪業である。故にこのことは、現在指導権をもつ国といわず人といわず、真に心境に銘すべき重大関心事であると云わなければならない。

七、結語

申すまでもなく人身保護制度は、数百年にわたる歴史的過程において、時の政府の政策的権力若しくは不当なる社会的又は個人的暴力による圧迫から、弱者若しくは弱小民族を救わんがために生れた制度である。換言すれば、権力若しくは暴力による圧迫を法の力によって

救わんとするのである。従って人身保護事件においては、常に権力と法の対立を見るのである。このことはイギリスにおけるリット・オブ・ヘービースービナス・コーパスアクトの発達史に徴して明かである。故に身体の自由の侵害を急速かつ容易に救済せんとするのが人身保護法の使命なのである。

本件においても裁判所は真に憲法の殿堂たるの使命に従って、権力に左右せられることなく、政策を顧慮せらるることなく、どこまでもこの法律の目的とするところに従って平和日本建設の門出に当り、最高裁判の威信と司法権の独立のために永く後世に垂範すべき公正果敢なる御裁判を賜わらんことを切望してやみません。 (以上)

P312 松下正寿 弁護代理人

辯論要旨

請求者 洪起聖 外二十九名

拘束者 巣鴨刑務所長 川上 悍

右当事者の昭和二十七年(マ)第七九号人身保護法による釈放請求事件につき請求者は左記の通り弁論する。

緒言

本件は、これを個人的立場から見れば、請求者三十名及び其の家族の運命に対し重大な影響を及ぼすものであり、これを国家の立場から見れば、憲法と条約との関係、条約の解釈、基本的人権の意義及びその範囲等憲法上最大級の問題を含み、本件に関する最高裁判所の判決は歴史的決定であり、その国民生活及び国際関係に及ぼす影響は重大である。故に最高裁判所におかれては請求者及び拘束者双方の主張を十分に聴取せられ、ながく歴史の批判に堪えうる公正妥当な判決を賜わりたい。

弁論の趣旨

請求者等は正当な理由がないのに拘禁されているものであるから速かに釈放さるべきである。

弁論の理由

争点第一

第一章 拘禁の法的根拠

請求者らは、平和条約第十一条により日本国は請求者らを巣鴨刑務所に拘禁しおく権利もないのであるから、彼らを速かに釈放しなくてはならないと主張し、拘束者はその答弁書第一項「問題の経緯」において、「平和条約第一条による刑の執行及び赦免等に関する法律」(昭和二十七年四月二十八日法律第十一条による刑の執行及び赦免に関する法律《昭和二十七年四月二十八日法律第百三号》第五条以下の規定によるものである」と述べている。(答弁書第二項(ハ))被拘束者、拘束者何れも平和条約及び法律第百三号の効力を認め、それを根拠として前者は釈放を主張し、後者は拘束を主張している。

第一節 拘束者主張の要約

今、拘束物の主張を要約するに

- 一、大橋国务大臣、西村外務省条約局長等政府当局者は初めは平和条約第十一条には条約実施の時の非日本人は含まれていない、という見解を有していた。
- 二、然るに昭和二十六年九月[■]総司令部法務局次長ヘーゲンその他の係官と折衝を続け先方の見解を容れて日本側の見解を変更し、予約実施時における非日本人をも条約第十一条包含するという了解の下に、法律第百三号が起草され、実施されることになった。
- 三、右の理由により拘束は合法的である、というにある。

第二節 拘束者主張の分析

そこで次の諸点が問題になる。

矛盾せる見解

昭和二十六年十一月十四日、大橋国务大臣が衆議院法務委員会において、同年同月十日西村条約局長が参議院特別委員会において、それぞれ表明した条約第十一条の解釈が本条約の真意であるが、又は昭和二十六年九月頃開始された古橋法務府矯正保護局長以下日本関係官吏が総司令部法務局次長ヘーゲン以下総司令部係官と折衝した結果あ到達された解釈が条約第十一条の真意であるか。右二つの解釈は明らかに矛盾しているものであるから何れか[■]真であるなら他は偽でなくてはならない。条約当事国が一つの事項に関し相矛盾した二つの意思を持っているということは論理的不可能であるからである。

日本国政府の公式の見解

平和条約の原案がいかなる時期に、いかなる人によって起草されたかは興味ある問題ではあるが、本案には直接の関係はない。右原案が相手国の正式の機関により、我国の正式の機関に提示され、我国の正式な機関が右原案を如何に理解したかが問題の重点である。勿論我々は条約の真意が諸当事国中一ヶ国政府の一方的理解により最終的に決定するものとは考えていない。条約は締約当事国間の意思の合致を表示するものであるから締約当事国全部の見解が一致しない限りその真意を最終的に決定することはできない。国家は條約を締結するに際し、専門的知識を傾け原案を慎重に審議し、案文中多少でも不明瞭な点が発見せられるときは交渉によりそれを明瞭にし、いやしくも後に至り解釈に関し紛議の生じないよう努めるのを常とする。然るに、かかる周到な注意にも拘らず後に至り解釈に関し往々にして紛議の生ずる場合がある。かかる場合当事国は先ず外交交渉により解釈に締結され、若しくは解釈に関する紛議解決を目的として国際司法裁判所又は他の国際仲裁機関に右紛議を附託し、右機関の決定が強制力を育すべきことが予め了解されている場合には、当事国は右機関の決定に従うことになっている。但し右に述べたのは条約の解釈に関し、当事国間に現実の紛議が生じた場合についてである。当事国に現実の紛議がないのに、一当事国の政府が他当事国の全部に対し、条約の字句の解釈につき、いちいち了解を求めるとか、うかがいを立てるとかいうことは理論上もありえないことであるし、慣例としてもなされてい

ない。条約が正式に成立した以上、当事国政府は自らの正式の機関が正式の手続きにより爾余当事国と交渉し、調印したときの自己の了解を以て右条約の正しい解釈とみなし、それぞ基礎としての行動をとるのが当然であり、然らざる以上条約当事国は条約上の権利をも義務をも行使乃至履行しえないことになる。換言すれば、他に反対の理由がなり限り交渉、調印の任に当った当事国政府の了解したところを以て条約の正しい解釈とみるのが至当である。

本弁護人は今まで「当事国政府」という言葉を使ってきた。然らば本件において「当事国政府」とは何を意味するか。「当事国」とは本件においては勿論日本のことである。「政府」とは何か。日本国憲法の下正式に成立している日本国政府であり、一般外交事項に関しては外務大臣であり、特に本件と関係ある平和条約に関してはサンフランシスコ会議における日本国全権である。然るに平和条約の交渉、調印、批准に関し最も責任ある地位にあったのは当時の総理大臣兼外務大臣について当時日本国主席全権であった吉田茂氏である。故に本件について「当事国政府」とは具体的には吉田茂氏である。日本国政府を代表する地位にあり、平和条約の交渉、調印に関し、日本国首席全権である。故に、本弁護人は申請は却下になり、従って我々は右十一條を吉田全権が如何に理解していたかを知る機会を失ったのである。

幸いにして、我々は拘束者の提出した答弁書第三項「問題の経緯」において次の事項を認めることができる。

一、昭和二十六年十一月十四日第十二回国会衆議院法務委員会において、大橋国務大臣は、佐藤委員長の質問に対し、「御指摘の如く、日本国民でなく、戦犯者として日本国内において現在拘禁されておる者については、直接平和条約第十一条は関係ないと思います」と述べたこと。

二、当年十一月十日参議院の平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において西村条約局長が杉山委員の質問に対し「御指名の日本人にあらざる者、平和条約発効後におきましては日本人でない者、具体的に申しまして、朝鮮人たる戦犯者が平和条約実施後第十一条との関係においてどうなるという問題でございます。私どもと致しましては第十一条によって日本政府が刑の執行の義務を受けている者は、日本人たる戦犯同胞諸君であると考えているわけでございます・・・・・・」と述べていること。右二つの事実において大橋国務大臣並びに西村条約局長がそれぞれ公の機関において、公に表明している見解は、言葉こそ異なるが、根本において全く一致している。即ち平和条約第十一条に於ける「日本国民」には朝鮮人及び台湾人は含まれていないという見解を日本国政府が持っていたという事実は明かである。そのことは拘束者側から答弁書において指摘しておられるところで、本弁護人において欣然として認めるところ、最高裁判所も、いかなる者もそれに対し一点の疑をも入れることのできない厳然たる事実である。

日本国憲法の下、正式に成立した日本国政府が、憲法第四十一条より「国権最高の機関」と規定されている国会に於て正式に表明した見解を以て日本国政府の正式の見解とみないで、

何を以て日本国政府の正式な見解となすか。

憲法第七十三条は「内容は・・・・左の事務を行う」とし「條約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。」と規定している。即ち、條約締結の権能は専ら内閣及び国会にあるのであって他の機関裁判所は條約及び法律を解釈する権能は之を有するが、條約及び法律を変更することの出来ないのは勿論である。従って、かりそめにも、條約乃至法律の解釈という形式によって実質的に條約又は法律の意義を変更乃至修正することは何人に対しても許されないところである。裁判所は條約に関しては條約締結権者たる内閣及び国会の意思に拘束される。万一、裁判所が條約締結権者の意思と異なる解釈を下したと仮定すれば、それはその程度だけ憲法違反になる。然るに、前に述べてた如く、日本国政府の正式の機関による、正式の機関における、平和條約第十一条の解釈は「日本国民」は朝鮮人及び台湾人を含まない、ということに確定している。右解釈は最後のであり、他の如何なる個人も、如何なる機関も、右と異なる解釈をなす権能を有さない。請求者らが加藤主任弁護士及び本弁護士を代理人として釈放を請求しているのは、右の如く動かすべからざる事実を、疑うべからざる法理に基いているのである。

p318 ヘーゲン折衝

拘束者は次に、同じくその答弁書第三項において

- 一、昭和二十六年九月頃から古橋法務府矯正保護局長、長戸法務府刑政局長官、総務室主幹等関係次官が総司令部法務局次長ヘーゲン及びその他の係官と折衝とつづけたこと。
- 二、右のヘーゲンらが平和條約第十一条の「日本国民」を條約発効時を基準として解釈すべきではなく、行為時又は裁判時に於て日本人であるならば、すべて平和條約第十一条の「日本国民」に該当する、という意見を表明したこと。
- 三、昭和二十七年二月九日平和條約第十一条による刑の執行及び赦免に関する法律案の作成に当り、同法案第一条中に「日本国民」の用語を採用したことに関し、総司令部法務局より強い反対が示されたこと。
- 四、右反対に鑑み、同年三月三日法務案の第三次案より「日本国民」の用語を削除するに至ったこと等の経過を述べている。

ヘーゲン折衝に対する請求者の見解

率直にいうと、右の文章を読んだとき弁護人らは驚愕の余り、自らの目を疑わざるをえなかった。読み違いであることをねがいつつ、再三読んでみたが、行文極めて明瞭であり疑いをいれる余地がなくなった。そこで我々は最後の手段として、拘束者に釈明を求め、拘束者の釈明により、右ヘーゲン折衝に関する記載が事実と相違することを認めしめ、よって右の箇所を訂正していただくことを期待した。然るに七月九日、本人法廷において拘束者は口頭を以て右ヘーゲン折衝に関するものが事実であることを確認された。本弁護士は他の如何なることよりもこのことを遺憾に存するものである。

憲法の下、正式に組織された日本国政府の最高の地位にある総理大臣兼外務大臣兼首席全権が明確な認識を以て調印した條約の意義を、その下僚たる法務府係官が総司令部の役人

と「折衝」によって勝手に変更するということは常識を以て考えることであろうか。我々は古橋局長以下の係官が法律により如何なる権限を与えられているかを知らない。併し、その権限が如何に広範囲のものであっても、日本国全権が四十八ヶ国全権とともに調印した平和条約の全部又は一部の意義を変更する権限を有しておらぬことは明らかである。日本国政府が平和条約第十一条を如何に解釈していたかは條約に関する最高事務当局たる西村条約局長が昭和二十六年十一月十日参議院特別委員会において公式に声明しているところにより明らかである。日本国政府は西村声明の意義に第十一条を解釈して調印し、他四十八ヶ国全権又右の如くに解釈して調印したのである。日本を含む四十九条約当事国の意思は昭和二十六年九月八日サンフランシスコにおいて合致し、厳肅に調印されたのである。

Pacta Sunt Senranda

pacta Sunt Senranda (約束は遵守さるべし。)約束は神聖である。茲に至り一点一角をも崩すことはできない。我々は日本国政府が一方において神聖なる約束を他四十八当事国となしながら、他方総司令部に対し、それを破棄する約束をなしたものと考えすることはできない。我々はまた古橋局長以下の係官が日本国政府の命令に反し、勝手に総司令部と折衝し、勝手に条約の意義を変更したと考えることもできない。もし斯くの如く考えるとしたら、それは日本国公務員に対する重大なる侮辱であろう。然らば何と考えていいか。遺憾乍ら本弁護人は何と考えていいのか分らないと告白する。本弁護人はひたすら右ヘーゲン折衝に関する答弁書の部分は何らかの書き違いであることを切望する。

ヘーゲンの権限

次にヘーゲン以下、総司令部係官の権限について一言する。我々は総司令部法務局次官が上司から如何なる権限を授与されていたものであるかを知らない。併し仮に右ヘーゲンの権限が如何に広範囲であったとしても、連合最高司令官の権限と同一又はそれ以上のものでなかったことは明らかである。従つて連合最高司令官は自らに与えられていない権限をその下僚に与えることはできない。昭和二十年九月二日午前九時八分調印され、発効された降伏文書によれば「天皇及び日本国政府の国家統治の権限は本降伏條項を実施するため適当と認むる措置をとる連合最高司令官の権限の下におかるものとす・・・・・・」とある。

占領下に於ける日本国と連合国との法的関係は一切右降伏文書に基くものであり、日本は右降伏文書以上又は以外の業務を連合国に対し負うものでなく、連合国も亦右降伏文書以上又は以外の権限を行使したこともなく、かかる義務履行を日本に対し要求したこともない。

交渉の主体は日米両国の政府

而して右降伏文書には平和条約に関しては何らの規定もない。事実上、当然のことながら、平和条約の交渉は米国政府と日本政府との間に直接に行われた。勿論、総司令部が、公に、もしくは私的に、平和条約に関し意見を述べたことはあるであろう。併し、それは飽くまでも参考意見にすぎず、交渉の主体は米国政府と日本国政府であつた。故に仮りにヘーゲン等

が平和条約第十一条に対し如何なる見解を持っていたとしても、それはせいぜい参考意見であって、条約の解釈に関し何らの関係もないことは明らかである。

ヘーゲン折衝は無権限者間の了解

故に若し、万一、拘束者答弁書に記載のような事実と類似する事実あったとしたら、それは権限のないものとの間の了解にすぎず、それによって昭和二十六年九月八日、日本国が四十八ヶ国と共に厳肅に調印した文書の内容を変更しうるものではない。

第三節 調印後の条約の変更

平和条約成立の過程

平和条約調印の日は昭和二十六年九月八日、日本国政府が憲法第七十三条第三号の規定に従って批准の手續を終えたのは同年十一月十九日、右批准書を寄託したのが同年同月二十八日、而して条約第二十三条により右条約が効力を生じたのが昭和二十七年四月二十八日である。批准は確認行為である。故に批准により当事国の意思は確定する。故に條約批准後効力発生の日までの間に条約の一部に対し文字上、又は解釈上変更を加え得るか否か疑問である。

批准後の変更は不可能

本弁護人は批准後は、文字に対しても、解釈上も、当時国は変更乃至修正を加えることができない、という見解をもっている。併し、茲では議論を簡単にするため当事国は批准日と発効日との間に文字上又は解釈上変更乃至修正をなし得るものと仮定しよう。調印日と批准日との間においては、当事国は変更修正をないうるのは勿論、全面的に拒否することすらできる。故に右の仮定を前提とするときは当事国は条約調印の日から発効の日の間に自由に条約の文字又は解釈に関し、変更、修正、留保宣言等をなし得る。

修正は他当事国を拘束しない

勿論茲で「なし得る」というのは一方的に申し入れることができるという意味であって他調印国の意思を拘束し得るということではない。文字の変更については調印国全部の同意が必要である。文字の解釈については二つの場合がある。

字句の修正と字句の解釈

文字の解釈につき当事国の一つが一定の解釈をもっている場合、右事事国は留保、条件、公文書の交換等正式の方法により、その意味を明らかにする。右の場合他当事国が右解釈を自国に不利であると見、かかる解釈の認容を許すべからざるものとするときは、之を理由として批准を拒むことができる。史上その例は決して少くない。それに反し、一当事国の一方的解釈が留保、宣言等の形式によってなされた場合、右解釈が自国にとり有利であるか。又無関係であるか、もしくは多少不利でも無視しうべき程度のものであると信ずるときは右遊歩を黙殺することがある。右の場合他当事国は右特定解釈に対し拘束はされないが、右保留国が右特定の解釈をもって批准したということを知らなかったと主張することはできない。

特定解釈には公式の表明が必要

何れの場合にせよ、当事国が条約調印日から発効日の間に字句の解釈につき特定の意思をもったときはそれを発効日までに公式に表明し、他当事国に対し、その意思を知らしめる必要がある。かくすることにより右当事国は他当事国に対し、批准拒否、留保、黙認等の機会を与えるのである。右の如き手続を得ずして一当事国が一定の公式解釈による一定の字句を含む条約に調印し、後に至り国内的にそれと矛盾する行為をなし、「自分は調印当時とは異った解釈をしておるのだ」と主張することは他当事国を欺したことになる。

調印は二十六年九月八日西村声明は十一月十日

日本国政府は昭和二十六年九月八日平和条約に調印した。而して調印した当時条約第十一条の「日本国民」には発効時における日本人以外の者は含まれないという解釈を日本政府がもっていたことは同年十一月十日の西村声明によって明かである。

日本政府の意思は調印日における意思

もし西村声明が昭和二十六年九月八日前になされ、重光声明がそれに引き続き同年九月八日前にはされていたとすれば、重光声明が日本国政府の正式の解釈であり、他当事国はそれを了解の上調印したと推定しうるであろう。併し事実としては西村声明は調印後なされたのであるから、我々は当然、日本国政府の意思は条約交渉時において、調印において、而して少くとも昭和二十六年十一月十日まで西村声明の解釈であったし、他四十八調印国は右解釈前提の下に調印し、批准したものと考えざるを得ない。

修正解釈通知の義務

もし日本国政府が、ヘーゲンの要求により、又は他の必要により、条約第十一条に対し調印当時とは異った解釈をもつことになったら、条約批准前に速かにその旨を外務省を通じ正式に他四十八ヶ国に通告しなくてはならない。かかる通告は明かに解釈による条約の変更であるから他四十八ヶ国は行動の自由をもって右変更を黙認する可能性、明示的に承認する可能性、反対保留をなす可能性、右変更の故に批准を拒む可能性等数々の可能性はあるが、それは他四十八ヶ国の自由であって、日本に関する限り、公式の如き通知は行われなかった。

重光声明は新解釈ではなく新解釈への「欲求」

行われなかったという事実が確定している限り、仮りに日本国政府が昭和二十六年十一月十日西村声明後の何らかの日に西村声明と矛盾する解釈をなすことを欲したとしても、それは単に「欲した」までであって新解釈をなしたことはない。条約を一方的に変更しえないことは国際法上確立した原則であるからである。

第四節 法律第百三号

昭和二十七年法律第一〇三号はヘーゲン折衝の結果成立したものであると拘束者は主張し、右法を拘束の事由の一つとしている。右法律第一〇三号には「日本国民」という文字が削除され、それに替るに「者」という文字が用いられている。而して拘束者はそのことを拘束の事由でると主張する。

右主張に対し本弁護人の意見を述べる。昭和二十七年法律第一〇三号が如何なる経緯によって成立したかに関し我々は不知である。我々の知っていることは次の二点である。

法律の名称

一、本法の名称が「平和条約第十一条による刑の執行及び赦免に関する法律」であること。

法律の目的

二、本法第一条(この法律の目的)において「この法律は平和条約第十一条による極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷が科した刑の執行並びに刑を科せられたものに対する赦免、刑の軽減及び仮出所が適正に行われることを目的とする」と規定されていることである。

本法規定の「者」の内に朝鮮人、台湾人が含まれているか否かにつき本法には何の規定もない。他と関係なく、本法だけを読む場合右「者」のうちには朝鮮人、台湾人は含まれていても解釈できるし、含まれていないとも解釈できる。故に若し本法が平和条約と無関係な法律であるとしたら、あるいは拘束者の主張の如く「者」の内請求者らが含まれているという解釈が成立するかも知れない。

法律は条約実施を目的とする

併し本法はその名称が示す如く第一条の示す如く、常識の示す如く平和条約第十一条を実施するために成立したことは明白である。

本件と一般立法権とは無関係

故に本法における「者」が平和条約第十一条により日本に対し拘束を義務づけられている者以外若しくは以上である者が無い。国会が、その立法権の発動により、条約第十一条とは関係なく過去において戦犯者として刑を課せられた以外人を拘禁しうるか否かについては若干の問題はあると思う。併し、その問題には本件は無関係である。国会は他の目的のためではなく、本法を制定したのである。故に前節で述べた如く平和条約第十一条における「日本国民」が朝鮮人、台湾人を含まないとしたら、本法においても彼らが含まれてはならないことは余りにも明瞭である。

立法者の意思と起草者の欲

仮りに、拘束者の主張する如く、本法起草に関係した係官がヘーゲン折衝を考慮して右「者」に朝鮮人、台湾人を含ませることを欲求したとしても、それは法案起草者の「欲求」の一つであって、法の真意ではない。

争点第二、第二章 最高裁判所の条約に対する違憲審査権

拘束者は、その答弁書第二項、(一)、(イ)において「日本国憲法において、国際協調主義恒久平和主義を採り、条約の違憲審査権を認めず云々」と主張している。七月九日加藤弁護人が右の点につき拘束者に対し釈明を求めたところ、拘束者代理人はそれ程強い意味ではない、というような釈明をされた。その真意は必ずしも明かではないが、拘束者は未だ右主張を正式には撤回してはいない。主張を正式に撤回されない限り、矢張り最高裁判所の条約に対す

る違憲審査権を一応否認しておられるものと確定するのほかはない。この点は実に重大であるから、茲に、簡単に、請求者らの主張を明かにしておく。

憲法の条規

憲法第八十一条は「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と規定している。又、同第九十八條第一項は「この憲法は、国の最高法規であつて、「この法規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と規定している。何れにも条約という文字は含まれていない。更に同条約第二項には「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規している。最後の項は当然の規定であるが、特にこれを明文で表わしたのは *Pacta Sunt Senranda* の精神を内外に対し強烈に表明するためであろう。主権国が一方において他国と条約を締結することは国際的に自己を拘束することである。故にその条約が他日自国の憲法に違反することが発見された場合、右国がその国内的手続により勝手に条約の効力を失わしめることができるとしたらそれはまことに重大なことであろう。

国際協調主義には同感

万一そのような手続が濫用され、国際的慣習となるに至るときは国際法秩序は自ら崩潰するであろう。拘束者が国際協調注意、国際法尊重主義に熟慮を示されたことに対し、深い敬意を払い、心より同感の意を表する次第である。

国際法尊重と国際法優位の別

併し右拘束者が述べておられ、請求者、その代理人一同の欣然として同意する崇高なる理念と拘束者が別に主張せられる「国際法優位の原則」違憲審査否認主義と何か必然的因果関係があるであろうか、換言すれば、国際法は尊重すべしという命題と国際法上位の原則乃至違憲審査権否認とは同一の命題であるか。本弁護人は、遺憾ながら、拘束者と異なる意見をもっている。日本国憲法に於ける違憲審査権の採用に重大な影響を及ぼしたのは米国憲法である。

米国の先例

米国においては法律に対する違憲審査権は問題なく、多くの判例を有しているが、条約については実にディリケートな問題として、最高裁判所な極力問題回避につとめているように見える。米国最高裁判所及び学者の殆ど一致せる見解は「條約を憲法と矛盾せるように解釈する」という立場である。何人も異存のないところであろう。併し、極端に言えばこの立場は問題の核心に触れていない。問題はもっと深刻である。万一、条約が明瞭に憲法に違反し、調和的解釈の余地がない場合はどうするかというのが問題である。米国最高裁判所はしばしばこの不幸な問題に対する解答を要求され、多くの場合、「解釈」により、問題の規定により、その他各種の巧妙を論理により解答を避けることに成功した。幸にして米国最高裁判所は今日に至るまで一度も公然と条約に対し違憲を宣したことはない。併し、事実上条約の効力を失わしめた不幸な例はある。

条約無効の例

一八四四年米支条約は締約国双方に対し出入国の自由を許すものであった。それは通商の必要上米国からの強い要求によって成立したものである。然るにその後情勢が変化し、米国議会は一八八八年中国労働者の入国を禁止する法律を制定した。右法律に違反して入国し、その理由による拘禁された中国人は人身保護令状を請求した。米国最高裁判所は米支条約と法律の何れかを違憲とする決定を要求されたわけである。右事件に関し一八八九年米国最高裁判所は米支条約を違憲であるとはいわず、又その無効をも宣しなかったが、法律を生かすことにより、事実上条約を奪ったのである。右判決に於てフィールド裁判長はわずかに三行ではあるが実に含みある言葉を用いている。即ち「若し中国の側に苦情を申し立つべき正当な理由があるとしたら、それは我国政治部門に対してなさるべきである」と。(Chol Chon ping U. Uni = ted States, 130 United States 581)

国内法秩序と国際法秩序

右判決に我々の註釈を加えれば、国内法秩序に関する限り、憲法は最高の法である。最高であるから国内法として見た条約の上位にある。併し、国家は同時に国際法上の義務を有する。

憲法により国家は国際法上の責任を免れない

故に万一、不幸にして、条約が憲法に違反、又は他の理由により、効力を失う場合には国家は国際法上の責任を負わなくてはならない。具体的には賠償金を払うとか、その他の手段で違法行為に対する精勤を果さなくてはならない。右が米国におけるこの問題に対する立場であるように思われる。

世界法が理想

諸国民、諸民族が融和し、世界が一体となり、万民が世界法の下に生活することが最も望ましい。それが不可能であるとしたら、せめて国際法が整備され、国際司法裁判所が大小一切の事件に関し、強制的管轄権を有し、法的性質をもつ一切の国際問題は凡て、右法廷において最終的に解決されることが望ましい。国際法優位の原則は我々の理想である。

国際法の整備が望ましい

併し、その理想は未だ実現されていない。否、現実の世界は冷戦又は暖戦の世界である。この冷厳な現実を直視するとき、我々は軽々に条約違憲審査権否認論を唱えることはできない。おの問題は本件に直接の影響を及ぼさないが、拘束者の主張であり、かかる主張が万が一にも最高裁判所に影響を与えることを恐れ、一応右主張の反駁をなした次第である。

争点第三 第三章 条約解釈権

拘束者はその答弁書第四項(一)、(イ)の末尾において「国内裁判所が独自の条約解釈権を有すると称すべきではないと思われる」と述べ、(ロ)条約の解釈及び実施に関する事件は、裁判所が司法的に解決するよりも政治的に解決する方がより適当であり、かような事件は、国内裁判所の訴訟の対象たるに遠くないと解すべきではなかろうかと思われる」という見解を表明している。

初め右答弁書が本弁護人の手に到達したときには、訴訟代理人は法務府行政法務局長、

法務府矯正保護局長，法務府別政長官総務室主幹，法務府行政法務局第四課長の諸氏であった。

条約解決権否認権は法務府の見解か

何れも法務府において責任ある地位にあられる方々であり，右諸氏の御見解は法務府の公の見解であるかの如くとられうる。而して右見解が何らの修正なく，長野代理人により引継がれたのである。万一右の見解が法務府の公式の見解を表するものであるとしたら事はまさに重大である。

違憲審査権と条約解释权とは別

前章で論じた違憲審査権については多少の問題がある。併し仮りに最高裁判所に条約を対象とする違憲審査権がないとしても，それによって条約解释权もないという結論がでてくるであろうか。

条約の種類

条約を仮りに二種類に分ける。

一，同盟条約，防衛条約の如く純政治的乃至軍事的条約にして，直接国民の権利義務に係のないもの。

二，通商航海条約の如く，国民の権利義務に直接に係のあるもの。

平和条約の如きは双方の性格を含むものである。第一種については訴訟は起らない。第二種については当然訴訟の対象となる。勿論多くの場合第二種の条約においても，それを国内的に施行するため法律の制定されることはある。

法律を伴わない条約

その場合条約は一応背後に退き、訴訟の退(対)象となるのは法律のみである、ということもある。併し、その場合においてすら当事者は条約による利益を主張しえないということではできない。時としては条約が有効に成立し、確定した場合、別段の立法的措置をとらず、そのまま実施することがある。今年五月二十三日国会において承認された「一九二七年九月二十六日ジュネーブで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約」の如きはその例である。もし拘束者の主張が正しいとし、ある者が右仲裁条約により外国仲裁判断の執行を求めた場合、裁判所はそれを却下すべしということになり、我国は条約上の義務を履行できないということになる。右はもとより極端な例であるが拘束者の主張の理論的帰結は右の如くである。

裁判を受ける権利は憲法で保証

憲法第三十二条は「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」と規定している。「何人も」としてあり、「日本国民」としてないから、これは請求者らの如き外国人をも含むこと勿論である。条約の解釈、実施に関する事件は裁判所が司法的に解決すべきではなく、政治的に解決すべきであるという拘束者の主張が正しいとしたら、条約上の権利義務から生ずる大小一切の事件は裁判所ではなく、外務省に提出し、外務省が外国と交渉すべしということになる。

Diplomatic interposition

それは一方において憲法第三十二条に違反するとともに、他方国際法上確立された外交交渉 **Diplomatic interposition** の原則に反する。国内において司法的救済がえられない場合初めて外交交渉が開始される。法律であると、条約であるとかかわりなく、権利義務に関する事件は一切裁判所において解決され、外交交渉が始まるのは外国が右裁判所の判決が自国の利益を不当に害すると信ずべきは相当な理由があったときに限られている。右に述べたことは確立された国際慣行であり、その程度、範囲についてこそ国際法学者の間に意見の相違はあるが、原則としては問題になったこともないし、問題になる性質のものでもないのである。

条約は詳細になる傾向

過去において日本が外国と条約を締結する場合、大体の傾向としては、条約においては原則的規定だけに止め、具体的規定は法律、命令その他国内的手続に一任していた。従って条約の解釈に関し裁判所が解決を要求される機会が少かったわけである。然るに終戦後日本と諸外国との関係は極めて緊密になり、従って条約、協定等国際的約定も極めて詳細になったし、将来益々その方向に向かうものと思われる。現に施行されている日米行政協定の如きも相当詳細であり、近く締結される日米通商条約の如きは極めて詳細なものであると聞いている。これら、及び今後無数に増加することの予想される条約、協定、取極等一切の国際約束により日本国に在住する内外人の権利義務に及ぼす影響は極めて複雑多岐にわたり、その内にはその性質上簡易裁判所の管轄に属する所謂小事件もあることと思われる。いくら条約があっても問題が起きなければ結構であるが、不幸にして紛争が生じた場合、拘束者は如何にしてそれを解決しようと提案せられるのであるか。簡易裁判所で取扱われるべき程度の無数の小事件を外務省を通じ「政治的」に解決するというようなことは常識を以て考えてられることであろうか。

外国法の誤解か？

憶測するに拘束者は、外国法の何かを誤解しておられるのではないかと思う。例えば米国において条約の解釈を含む外国との関係において発生した事件につき、裁判所により右事件が「政治問題 **political questions**」であると認定せられる場合には裁判所は自ら管轄権を否認するという慣行がある。然らば何が「政治問題」であるかというに、従来の米国最高裁判所の判例によれば、領土の併合又は割譲、交戦団体の承認、政治又は国家の承認、条約の終了、戦争の終了等の事実の存否について争ある訴訟である。

「政治的問題」の意義

これらは一応訴訟の形式は備えているが、若しこれらを取り上げるときは行政部の長官たる大統領の決定と反する判決が下る可能性があり、三権分立に反するその理由により「政治問題」については仮令訴訟の形式を備えていても裁判所はそれを却下するのである。併し右に列挙した性質の事件でも、政府の意思決定が明瞭であり、且つ司法的解決に適したものについては、裁判所は之を取り上げる。

「政治問題」は例外

換言すれば所謂「政治問題」とは判例により特定の意味を有し、その数は局限され、それは更にその例外により縮小されている。その他の事項に関し之は国際法の解釈、条約の解釈等一切裁判所の管轄事項として他の事件と同様の取扱をつけている。右の点に関し、日本における一部の学者の間に誤解があるように思われ、誤解に基いたと想像される見解が発表されていることは事実である。拘束者がかかる誤解にもとづく意見に影響されたのでなければ幸いである。なおこの点に関しては拙著「米国戦争権論」第一〇八頁以下にやや詳細に論述してあるから御参照ねがえれば幸である。

若し拘束者の主張が米国憲法における程度において「政治問題」を司法的解決から除外すべし、というのであれば、日本にはそのような憲法上の規定も、法律もないが、立法論としては承服できる。而して仮りに右立法論が解釈論であったとすれば、本件は明かに右例外から除外される。請求者らはその効力の存否について異論のない平和条約第十一条の解釈を問題にしているのであって、条約の存否を問題にしているのではないからである。米国憲法における「政治問題」に類する事件を我国の場合想像すれば、平和条約はソ連が参加していないから無効である。従って無効な条約を前提として成立した法律は無効であるという論理により、現行法の無効を主張する訴の如きであろう。ソ連を含まない平和条約の是非を決定するのは日本国政府であって、裁判所ではない。かかる場合裁判所がそれを取り上げるとすることは考えられない。条約等の解釈に関し裁判所の権限につき問題の生ずるのは右の如き場合であって本件とは全く関係がないのである。

争点第四 第四章 「日本国民」の意義

答弁書の引用

拘束者はその答弁書第四項(ニ)(イ)において平和条約第十一条の英文 **will carry out** 以下を引用した後「日本国の義務内容は、国際裁判の刑の執行の実施である。実施するのは刑の実行自体であって、別を日本人に執行することではない。すなわち **imposed** 以下 **Japanese nationals** までは **sentence** の形容句であり、**imprisoned in Japan** は **Japanese nationals** の形容句である。しかも **imposed** 及び **imprison** は『日本国民に課せられた』『日本において拘禁せられた』と過去型に解するのが正当であるから、本文における『日本国民』とは、それらの法廷が刑を課した当時における日本国民、換言すれば『日本国民』の解釈の基準は、裁判時による趣旨と解するのが相当である。英文を読んで日本文よりも一層『日本国民』の意味を裁判時を基準としているように感ぜられるのは、或いは両国語の表現構造の差異に起因するのも知れないが、いづれにしても本条約にいわゆる『日本国民』は、裁判時を基準として決められるべきである。

しかも刑の執行は、受刑者がその後国籍を変更するに至っても、何ら影響をうけないと考えられるから、本件のあ合い裁判時にあって日本人であった朝鮮人、台湾人は、平和条約の発効によって、日本国籍を喪失するに至っても、本条項の適用より除外されないものと解する。」と主張している。右拘束者の主張において「刑を日本人に執行することはできない」

という句の意義に関し請求者は七月九日本大法廷において拘束者に釈明を求めたのであるが、結局要領をえなかった。

釈明不明瞭

察するに第十一条により日本に課せられた義務は刑の執行を実施することであり実施の対象となるのは日本人だけでなく、朝鮮人、台湾人を含む、という意味であろう。若し、そういう意味であるとしたら拘束者は論証する前に先ず結論を申しつけているわけであって、論理的誤謬を犯したものである。実施の対象が日本人のみか、外国人をも含むかは争点中の争点であり、何れに決定せられるにせよ、論証を必要とすることはいうまでもないことである。

次に拘束者が「imposed 以下 Japanese nationals までは Sentence の形容句である」といっているのは文法の誤りである。imprisoned の形容句は文章の終り、即ち Japan までである。

Imprisonal in Japan が Japanese nationals の形容句であることは、拘束者の主張に同意する。但し、右二つは別個のものではなく、先づ imposed 以下 Japan までが Sentence nationals の形容句であり、それを更に分析し imprisoned in Japan を以下、Japanese nationals の形容句にするのである。

過去形か否か

次の拘束者が imposed 及び imprisoned をそれぞれ「日本国民に課せられた」「日本において拘禁せられた」と過去形に解するのが正当であると主張している。この主張の当否は本争点における争点であるから尚々詳細に論ずる必要があると思う。

日本語正文の読み替えは不当

先ず本弁護人は、このような重要な主張をなすに当り拘束者が何らの説明をなさず、imposed と imprisoned の二語過去型と断定し、而も平和条約日本正文にある「拘束されている」という言葉を「拘禁せられた」と書きなおしたことに對し遺憾の意を表するものである。

日本語は正文

平和条約第二十三条は日本語が英語、フランス語、スペイン語と共に正文であることを明記している。平和条約の原案が初め如何なる人により、如何なる状況の下に起されたかは本件に直接には関係はない。如何なる条約又は法律、若しくは契約でもそうであるように、初めは何れかの国の何れかの自然人が手で書き又はタイプライターを打って、最初の原案を作成しそれが次第に修正されて関係者の意思が一致して最後の文書が作成され、それに対し調印が行われる。最初の原案が英文で書かれたが、日本文で書かれたかはこの際全然問題にならない。如何なる経過を経たにせよ、最後に作成された條約の正文が日本語である以上、我々は日本語正文を信用する以外に方法がない。

日本正文は翻訳ではない

もし、本条約において、英文を正文であると規定されていたら英文が正文で日本文はその

翻訳をあるということになるから、問題は誤訳か正訳かということになるであろう。然るに条約第二十七条は日本文を正文としているのえあるから、我々は「翻訳」を問題とする必要はなく、英語の正文すら参考資料にすぎない。拘束者も請求者らも日本国内において、日本国の法律により日本国の裁判所において裁判を受けているのであった。外国において外国の法律により、外国の裁判所から裁判をうけているのではない。

「拘禁せられている」は「拘禁せられた」に変化しない。

故に仮りに英語正文における **imposed** 云々が過去形であったとしても、日本語正文において「拘禁されている」と明記されているのを「拘禁せられた」と読み替えることはできない。「拘禁せられている」ことは何辺くり返しても拘禁されていることだけであって、「拘禁せられた」ことに変化することはできない。若し拘束者が正文たる日本語条約第十一条における「拘禁せられている」の字句に不満であるなら、一定の手続により、政府を通じ、爾余四十八当事国と交渉し、条約改正を企てるという方法がある。

斯くして日本を含む四十九当事国が「拘禁されている」という日本語正文を「拘禁せられた」に変更することに同意し、四十九ヶ国における国内法上の手続きを完全に終了したとき初めて「拘禁されている」が「拘禁せられた」に変更するのである。

条約第十一条には「日本国で拘禁されている日本国民」と明瞭に書いてある。それ以外に読む方法がない。

現在の日本人の意味であること明らか

仮りに条約第十一条の規定が「拘禁せられた」であつたら、それはあるいは過去において拘禁されたものであり、朝鮮人、台湾人等過去において拘禁されたものを含むと解釈しうるかも知れないが、条約第十一条にはそのような規定が存せず「日本国で拘禁されている日本国民」と明記されているのであるから、現在日本国で拘禁されている現在の日本国民を意味することは余りにも明瞭であって論ずる価値の有無すら疑わしい。請求者らは現在日本国で拘禁されているが、現在日本の国籍を有さない者であるから第十一条から除外されることは明らかである。

日本語正文の軽視

拘束者は正文たる日本語を軽視し、英文における **imposed** や **imprisoned** を問題にし、条約に記載していないものを恰も記載してあるかの如く、我々に対し印象づけようとしている。

日本正文による裁判

正文が日本語であり、裁判が日本の主権の下、日本の裁判所において行われる限り英語における **imposed** や **imprisoned** の文法的意味を論ずるのは無用であり有害ですらある。故に我々は、主権国日本の名義のため、主権国日本の最高裁判所が平和条約第十一条を日本正文のみにより解釈せられんことをおねがいます。

英語正文の意義

次に本弁護人は第十一条の英語正文の意義について拘束者の意見に反駁を加えたいと思う。本請求者らが日本正文のみによる裁判を受ける権利を主張するのは、それが法律上、條理

上と羽前のことであるからであって、決して英語正文を軽視すべきであるとか、英語正文が請求者らに不利であると考えているからではない。

英語正文を一応問題とする理由

以下本弁護人が述べるところは、英文を本裁判所における証拠として認めているためでは決してなく、英文が正文であり、日本文がその翻訳であるという事実と相違する仮定の下に立っても、なお、請求者らの主張の正しいことを立証せんがためである。

過去型であると断定し、理由をのべない

拘束者は **imposed** と **imprisoned** を過去型であると断定し、その理由を述べていない。理由を述べていないから請求者らにおいても反対の理由を述べることはできないが拘束者の文法上の誤りを訂正することはできると思う。

文法上の誤りの訂正

imposed, imprisoned 何れもこれを他の語から切り離し、動詞としてみれば過去分詞である。過去分詞には種々の用法はあるがこの場合には **adjective use** 即ち形容詞的用法である。

形容詞的用法の過去分詞

偕、形容詞的過去分詞は既に動詞としての性質を失い、形容詞としての働きをなすものである。従って形容詞的過去分詞に対し、時 **tense** を要求することはできない。例を挙げて説明しよう。**I am imprisoned in Sugamo prison** (私は巣鴨刑務所に拘禁されている) というのは私が巣鴨刑務所に拘禁されているという現在の状態を語っているから、明らかに現在形である。

形容詞的過去分詞に時はない

右の文章において現在の状態が語られているということのわかるのは主たる動詞たる (**am**) いるが現在であるからであって **imprisoned** には関係がない。

時は主たる動詞によってきまる

仮りに私が昨年巣鴨刑務所に拘禁されていたが現在は拘禁されていないという事実があり、昨年のことのみを語りたい場合には **I was imprisoned in Sugamo prison last year** (私は昨年巣鴨刑務所に拘禁されていた、又は拘禁された) となる。右の文書において過去のことの語られていることのわかるのは矢張り主たる動詞 **was** (いた) が過去であるからであって前と同様 **imprisoned** には関係がない。**imprisoned** は形容詞的用法をもつ過去分詞であるから、本文における主たる動詞と切り離して、これを現在であるとか過去であるとか論ずることはできない。

主たる動詞は **will carry**

さて、英文平和条約第十一条前段において何語が主たる動詞であるが、先ず文章の構造を検討しよう。本文章における主語は明かに **Japan**(日本)である。最初の句たる **Japan** から **Japan** までについては問題がない。問題になっているのは **and** 以下の第二句である。**and** は接続詞であるから本句は「**Japan.....will carry out** 云々」と読まれる。本句に於ける主たる動詞は **carry** である。然るに **carry** の前には **will** という未来形の助動詞がついている

から **will carry** を合せて本句の主たる動詞は未来形であるということになる。即ち日本は平和条約発効のとき将来にわたり **imposed** 以下の旨に対する刑を執行する義務を受諾したのである。

我々が拘束者、請求者という対立した立場を離れ、本件における一切の事点を無視し、単なる英語として右句を文法的に分析するとき確信をもって言うことは本句における主語が **Japan** 日本であり、主たる動詞は **will carry** という未来形であるということに止り、それ以上一步もでることはできない。

文法上当然解釈は不可能

換言すれば **imposed** 及び **imprisoned** が過去に関するものか、現在に関するものであるかは文法上当然には何れにも断定できないのである。

既知の事実

英語にはこの種の例が極めて多い。右の如き場合、文章を如何に解釈するかは前後の関係及び我々が既に知っている事実を前提とし、逆に文章をパラフレーズすることによって可能となる。本句においては前後の関係は明らかであるから省略する。

課刑は過去

我々凡てが知っている事実は

一、刑を科せられたのは、高野幸次郎につき昭和二十三年二月二十五日以下凡て過去のできごとであること。

二、拘禁されているというのは現在の状態であること。

の二つである。勿論茲に若干の疑問が起る。

拘禁は現在

即ち第一二 **imposed** 即ち刑を科せられたという言葉が高野幸次郎につき昭和二十三年二月二十五日の何時何分かに刑を言い渡したという数分乃至数秒間に行われた非継続的できごとを意味するか、又は右の時間に起きたできごとから今日まで継続している刑を科せられている状況を意味するか。

刑の言渡しの時か

前の意味であれば「刑を課せられている」という現在の状態を指すことになり、現在形になる。何れをとるべきかはわからない。

日本正文は過去形

それは英語の構造そのものが不完全であることに困るものであつて、何人の罪でもない。右の点につき日本正文は「法廷が課した刑」と明かに過去形になっている。何れにも解釈しうるのであるから、この際は日本正文を逆に参照して **imposed** の方は過去に行われた事実と仮定しよう。

誤解を防ぐための「疑問」

第二の問題は **imprisoned** も又現在とも過去とも解釈しうるのではないかという疑問である。本弁護人が益に特にこの問題を「疑問」として持ち出したのは決して自ら疑問があるから

ではなく、万一裁判所におかれて疑問をいだかれはしないかを恐れそれを予め防ぐことを目的とする。

一応二つの解釈

imprisoned も imposed と同様。一応二つの意味に解しうる。即ち 一、拘束されているという継続せる現在の状態をいう意味、二、請求者らが日本におけるスガモ・プリズンに拘禁されたという一回きりの過去の事実。前の意味であるならば現在形になり後の意味であるならば過去形になる。併し、後の意味に解することは平和条約第十一条の本音からみても言葉の用法からみても無理である。

条約の本旨というのは次の意味である。そもそも本条約において第十一条が規定された主たる目的は条約発効前において既に拘禁されている戦犯者は条約発効後も引続き拘禁すること。即ち拘禁状態の継続を目的としたのであって、過去において何年何月何日拘禁された。又は投獄されたかということは問題にならなかったのである。故に条約の本音からみて、imprisoned は継続せる現在の状態と解すべきである。

仮りに条約当事国又はその全権が右に述べた条約の本旨にもかかわらず、特に過去において拘禁されたこと、即ち投獄されたことに重点をおく必要があったら、それは異例のことであるから特にその意を現わす言葉を用いたのであろう。例えば正文の如く単に imprisoned とせずに who were imprisoned とするか、もっと正確に表現すれば、who were put into prison とすべきであった。かく表現することによって初めて請求者らが過去の一定時日に投獄されたという意味であったことが明瞭になる。英語正文には一切そのような文字が使われていない。故に我々は以上述べたことを統合し、平和条約第十一条英語正文における関係個所のようにパラフレーズすることができる。Japan will carry out the sentences which were imposed thereby upon japanese nationals who are imprisoned in Japan

右パラフレーズされたものを日本語に正確に翻訳すると日本語正文の相当個所と完全に一致する。もし右に述べたことが承認せられるとすれば、英文正本においても第十一条における「日本国民」は現在拘禁されている現在の日本国民という意味になり、右規定は請求者らには適用されないということが明かになるのである。

結論

本弁護人は事点第一から第四にわたり拘束者と請求者との間に存する争点に関し請求者らの主張を明かにした。右のほか主張の裏づけとして、内外の憲法、国際法に関する学説、内外裁判所の判例、常設国際司法裁判所及び国際司法裁判所の判決並に勧告的意見、その他国際仲裁機関の仲裁判断等を用意し、証拠として提出する準備していたが、迅速を要する人身保護事件の性質に鑑み、且つ賢明にして学識深い裁判所、裁判官各位に対してはし釈迎に説法の嫌いにあることを恐れて一切省略することにした。

裁判長、裁判官各位が長時間にわたる本弁護人の弁論に対し忍耐強く耳を傾けられたことに対し深甚の感謝の意を表する。かくも長時間に亘り最高裁判所を煩わしたのは一による

べなき請求者三十名をして無告の民とせしめたくないという一念にもとすぐものである。
最後に本弁護人は学徳ともに優れた裁判長，裁判官各位が，拘束者及び請求者らの主張を
慎重に検討せられ，公正な判決を賜われることを信じ，再び裁判長，裁判官各位に感謝の意を
表し，この弁論を終る。

昭和二十七年七月十四日

右弁護人 松下正寿

P344

期日呼出状

請求人 洪 起 聖 外二十九名

拘束者 巢鴨刑務所長 川上 悍

右当事者間の昭和二七年(マ)第七九号人身保護法による釈放請求事件について判決言渡期
日を昭和二七年七月三〇日午前一〇時三〇分と指定せられたから同期日に当裁判所法廷に
出頭せられたい。

昭和二七年七月二十八日

最高裁判所大法廷

裁判所書記官 奥村重一

高 在 潤 殿

P345 言渡 昭和二七年七月三〇日 交付 昭和二七年七月三〇日 取扱書記官

昭和二七年(マ)第七九号

判 決

東京都豊島区巢鴨一丁目三，二七七番地 巢鴨刑務所内

請求者 豊山起聖こと 洪 起 聖

同所 同 高野幸次郎こと 高 在 潤

同所 同 金光喆洙こと 金 在 洙

同所 同 笠山義吉こと 李 義 吉

同所 同 完山金蔵こと 金 鏞

同所 同 徳山光男こと 洪 瞳 黙

同所 同 広村鶴来こと 李 鶴 来

同所 同 呉川善澤こと 呉 善 澤

同所 同 羅山徳一こと 羅 三 祚

同所 同 曹玉寿鉉こと 曹 寿 鉉

同所 同 三中駿錫こと 車 駿 錫

同所 同 金林昌禧こと 金 昌 禧

同所 同 石原辰雄こと 鄭 殷 錫

同所 同 清原正茂こと 韓 允 哲

同所	同	新井英夫こと	朴 貞 根
同所	同	大川允商こと	朴 允 商
同所	同	金城昌雄こと	金 昌 植
同所	同	田村泰範こと	田 泰 範
同所	同	南原高暎こと	梁 承 烈
同所	同	新井鐘介こと	朴 鐘 介
同所	同	正木文雄こと	朴 洵 教
同所	同	伊泉東鉉こと	尹 東 鉉
同所	同	毛利俊之こと	李 鳳 極
同所	同	雲井英治こと	趙 雲 国
同所	同	安原正茂こと	安 正 燦
同所	同	新井昌浩こと	朴 昌 浩
同所	同	松本明誠こと	崔 銘 誠
同所	同	金山祥龍こと	金 祥 龍
同所	同	森本錦洙こと	朴 錦 洙
同所	同	陳 長 居	

右代理人弁護士 加藤隆介

瀧川政次郎

松下正寿

東京都豊島区西巣鴨一丁目三，二七七番地 巣鴨刑務所内

拘束者 巣鴨刑務所長 川上 悍

右代理人弁護士 長野 潔

右当事者間の昭和二七年(マ)第七九号人身保護法による釈放請求事件について，当裁判所は，次のとおり判決する。

主文

請求者の請求を棄却する。

被拘束者を拘束者に引渡す。

本件手続の費用は請求者等の負担とする。

p349

事実

請求者代理人は，被拘束者を釈放するとの判決を求め，その理由として，被拘束者三〇名は，拘束者の主張する事実に基き，拘束者主張の経過により，拘束者主張の日時から，拘束者主張の場所において拘束されているが，被拘束者洪起聖外二八名は朝鮮人として，被拘束者陳長居は台湾人として，いずれも平和条約発効と同時に日本国籍を喪失し，それぞれ朝鮮，台湾の属する国の国籍を取得したのであるから，平和条約第一条にいう「日本国民」に該当することなく，従って平和条約第一条による刑の執行及び赦免等に関する

法律の適用をつける理由はないと述べ、拘束者代理人は、主文第一、二項と同旨の判決を求め、答弁書に基き、拘束の日時は昭和二七年四月二十八日午前一〇時三〇分、拘束の場所は東京都豊島区西巣鴨一丁目三、二七七番地巣鴨刑務所、拘束の事由は平和条約第一条及平和条約第一条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二七年四月二十八日法律第一〇三号)第五条以下の規定によるものであり、被拘束者らはそれぞれ日本国民として、別表相当欄記載の連合国の戦争犯罪法廷において、相当欄記載の年月日に、相当欄記載の刑に処せられ、その後日本国内に移され、平和条約発効のときまで日本国民として連合国最高司令官によりスガモ・プリズンに拘禁されていたのであるが、平和条約発効と同時に連合国最高司令官により巣鴨刑務所長に残刑の執行のため引渡され、同刑務所に収容されたものであって、平和条約第一条にいう「日本国民」に該当すると述べた。

理由

拘束者は、日本との平和条約第一条及び昭和二七年法律一〇三号の規定に基く適法は拘束であると主張し、請求者兼被拘束者は、前記平和条約発効と同時に日本国籍を喪失したものであるから、拘束をうくべき法律上の根拠はないと主張する。

連合国は、戦争犯罪人に対し、極東国際軍事裁判所又は日本国内及び国外の戦争犯罪法廷において裁判を宣告し、その当然の順序としてこれに応ずる刑を科し来ったのであるが、前記平和条約第一条においては右刑の執行を日本国に委ねることに関し規定をおいたのである。そして、いかなる要件の下に戦犯者の刑の執行が日本国に委ねられたかというに、(一) 極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷において日本国民に裁判が宣告せられ刑が科せられたこと(すなわち刑が科せられたときに日本国民であること)、(二) 右戦犯日本人が平和条約発効の直前までに日本において(日本の刑務所であることを要しない)拘禁されていること(すなわち拘禁されている当時において日本国民であること)の二つの要件の具備することを要するのである。これらの要件の具備する限り、その後において国籍の喪失又は変更があったとしても、前記条約による日本国の刑の執行義務には影響を及ぼさないものというべきである。

さて本件における被拘束者らはいずれも日本国民として別表相当欄記載の連合国の戦争犯罪法廷において、相当欄記載の年月日に、相当欄記載の刑に処せられ、裁判の後日本国内に移され、平和条約発効のときまで日本国内で日本国民として連合国最高司令官によりスガモプリズンに拘禁されていたものが、平和条約発効と同時に連合国最高司令官より拘束者である巣鴨刑務所長に残刑の執行のため引渡され、同刑務所に収容されたものである。この事実は当事者間に争がない。従って本件拘束は法律上正当な手続によってなされているものというねばならない。

よって、請求者の本件請求は理由なく、手続費用について人身保護法第一七条及び民事訴訟法第八九条を適用して主文のとおり判決する。

この判決は裁判官栗山茂の意見を除く他の裁判官全員一致の意見によるものである。

裁判官栗山茂の意見は次のとおりである。

いわゆる戦争犯罪人の処刑が平和恢復と関係なく、その後においても連合国においてそれを続行せんとする意図にかかわりがないので日本国との平和条約(以下平和条約という)一条の規定の挿入をみたものであろう。従て同条で日本国で拘禁されている日本国民に同条所載の法廷が課した刑を日本国において執行するものと規定されたとしても、これによって日本国において右受刑者に刑を執行する権利が発生したのではなく、それは依然として平和条約発効前から関係連合国が行使している建前のものである。されば平和条約発効後において新しい証拠が出て受刑者中無罪となるべき事由が生じても又前記一条が日本国民と明示しているところから、これら受刑者中日本の国籍を喪失したため刑の執行を免除されべき事由が生じたとしても、右条項はかかる場合に関し特別の規定を設けていないから、右事由については当該連合国が決定すべきところと解すべきであろう。もっとも日本国は刑の執行の義務を負っているから、前記の事由が発生したため日本国政府に右義務履行について提議が生じたり、ひいては日本国政府と関係連合国政府との間に見解が異なることが判明した場合は、外交交渉によって処理される外はないのである。

日本国が締結した国際条約の条項はすべて条約解釈の名の下に国内裁判所の判断に適合しているものではない。条約若しくはその条項の性質上国と国との契約関係だけを定めているものは、たとい国内裁判所の条約の解釈は国内法上の効果しか生じないとしても、その条項の解釈が直接右契約の内容に関係するものであってみれば、右解釈は必然的に国の対外関係に影響するものであるから(日本国憲法九八条二項参照)、かかる種類の条約の規定については国内裁判所が独自の判断をするのには適していないものであって、国内裁判所も行政部の解釈を尊重すべきものである。

本件請求人等が平和条約の発効と同時に日本の国籍を喪失したとしても、平和条約発効後の現在において、日本政府(行政部)は請求人等は依然平和条約一条の日本国民中に含まれているとの解釈をとっていて、右解釈については条約当事国の間に争がないことは当裁判所に顕著であるといえるのである。果して然らば当裁判所としては日本政府の右解釈を尊重するのを相当とすべきであって、従によけいな文理解釈を試むべきではないと考える。而して日本政府の一機関である本件拘束者の拘束の理由は、日本政府の解釈によっていると信ずべき充分の理由があるから、本件請求は理由がないと断ぜざるをえない。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官 田中耕太郎

裁判官 沢田竹治郎

裁判官 霜山精 一

裁判官 井上 登

裁判官 栗山 茂

裁判官 真野 毅

裁判官 小谷勝重

裁判官 島 保

裁判官 齊藤悠輔
 裁判官 藤田八郎
 裁判官 岩松三郎
 裁判官 河村又介
 裁判官 谷村唯一郎
 裁判官 本村善太郎

P354 別表

氏名	裁判国	裁判年月日	刑期	備考
豊山起望	英	二一，一〇，二三	終身	
高野幸次郎	和蘭	二三，二，二五	十八年	
金光喆洙	和蘭	二三，二，二五	十八年	
笠山義吉	英	二一，七，二六	終身	
完山金蔵	英	二一，八，二二	終身	
徳山光男	英	二一，八，二二	終身	
広村鶴来	英	二二，三，二〇	二十年	
呉川喜澤	英	二一，九，六	十年	
羅山徳一	英	二一，九，六	終身	
曹玉寿鉉	英	二一，八，二二	十年	
三中駿錫	英	二一，八，二二	終身	
金林昌禧	和蘭	二二，五，一	十五年	
石原辰雄	英	二一，九，六	二十年	
清原正茂	英	二一，七，二三	十五年	
新井英夫	濠洲	二一，九，一六	二十年	
大川允商	和蘭	二二，二，二五	十五年	
金城昌雄	英	二二，四，二	終身	
田村泰範	和蘭	二二，五，一	十五年	
南原高暉	和蘭	二三，三，一五	十五年	
新井鐘介	英	二一，六，二六	十五年	
正木文雄	英	二一，一二，四	十五年	
伊泉東鉉	和蘭	二二，一，一〇	二十年	
毛利俊之	和蘭	二三，一〇、三	十五年	
雲井英治	英	二一，八，二二	十五年	
安原正茂	和蘭	二二，一〇，二一	十八年	

新井昌浩	和蘭	二三，一，一二	十五年	
松本明山	英	二一，八，二二	終身	
金山祥龍	英	二一，九，六	終身	
森本錦洙	英	二一，八，二二	十五年	
陳長居	英	二一，一一，一六	終身	台湾人

右は謄本である

昭和二十七年七月三〇日

最高裁判所大法廷

裁判所書記 奥村重一 印

P357 上申書

請求者 洪起聖 外二十九名

拘束者 巢鴨刑務所長 川上 悍

右当事者間昭和二十七年(マ)第七九号人身保護法による釈放請求事件の弁論再開申立の別紙(申立の理由の最後部主張)として添附すべき書面別紙の通り提出する。

昭和二十七年八月 日

右請求代理人 加藤隆介

松下正寿

瀧川政次郎

最高裁判所大法廷 御中

P358 別紙

第一

条約が第三国又は第三国人を拘束しない原理については請求訴状の請求原因第二項において「国家の主権と条約の効力」と題し左のとおり主張している。

二、国家の主権と条約の効力

講和条約の発効するまでは戦争状態の継続として、連合国によって日本が占領されていたから日本には完全な主権がなかった。しかし条約発効と同時に日本は主権を回復し独立国家として連合諸国から承認せられたのであるから、国際連合に加盟すると否とに拘らず、国際法上の独立国となったのである。それと同時に日本としては他国の独立と主権を尊重しなければならない。故に従来日本の領土であった朝鮮及び台湾に対しても国際法上それらの主権を十分尊重するのは当然のことである。このことは平和条約第二条にも明記されている。

その結果としては従来、日本国民であった朝鮮人及び台湾人もそれぞれ朝鮮及び中華民国の主権に服することとなった。そうして平和条約は発効の日を基準として解釈すべき立前であるから平和条約発効の日に朝鮮人、台湾人は日本の国籍を喪失したのであるから、平

和条約第十一条によって拘禁されるものは平和条約発効後なお日本の主権に服する日本国民だけを日本国が拘禁すべきことを定めたものと解するの外はない。

このことは国際法上より生ずる当然の帰結であって、これ以上に及ぶことは許されない。蓋し国際條約は條約締結の当事国及びその国民を拘束するに止まるものであって、条約に参加しない第三国及びその国民をも拘束する効力を有しない。

第一次世界大戦のとき、国際連盟がオランダへ亡命したドイツ皇帝ウィルヘルム二世(カイゼル)の引渡しを求めてこれを処罰しようとしたが、オランダは講和条約に参加していないことを理由としてこれを拒絶したことは有名な話である。

故にサンフランシスコ平和条約によっては日本及び日本国民を拘束することはできるが条約に参加しない、朝鮮及び中華民国又はそれらの国民を拘束することはできない。

第二

請求代理人加藤隆久はその弁論要旨第三項において「条約は第三国又は第三国民を拘束しない」と題し、又第四において「連合国は国際信義を無視せない」と題し左の通り主張している。

三、條約は第三国又は第三国民を拘束しない。

拘束者は答弁書第四項(二)の(ロ)において、「平和条約によって、第三人(非署名国国民)たる身分を回復した朝鮮人、台湾人に対する国際裁判の刑の執行を実施する権限を受諾することができるかどうかは若干問題があるところであろう。条約は当事国を拘束するが、第三国にはその効力を及ぼさないのが原則であり、第三国は他国の締結した条約によって、條約上の権利を取得することもなければ、義務を負わされることもない。しかしその条約によって第三国が権利を取得したり、権利を侵害されたりすることがあるがこれは條約上の権利義務とは別問題である。したがって第三国に不利益な条約も無効ではない。ただ條約が第三国の権利を侵害する場合には、第三国はこれに対し適当な手段をとりうるにすぎないであろう。本件の場合においては関係第三国に予め諒解を求めた事跡がある云々」とのべている。

しかし條約上の権利義務と条約による権利義務とを区別することは、条約が第三国又は第三国人を拘束しないということの原則に何らの関係がないのである。かかる区別は觀念上の区別で実際問題としての区別ではない。条約に参加しない第三国は條約上の権利義務をもたないことは当然のことである。條約が第三国又は第三国人を拘束しないということは第三国又は第三国人は条約による権利義務を有しないと云うことである。換言すれば条約による効果は第三国又は第三国人に及ばないということである。但し条約による効果の内、単に権利又は利益のみを与えることは、第三国を拘束するものでない。即ち不利益を蒙るものでないから、條約が第三国を拘束しないという原則にそむくものではない。

故に平和条約第二条において、日本が、朝鮮の独立を尊重して、朝鮮本土及び附近の島嶼に対する権利、権限及請求権を放棄したことは、大韓民国の利益にこそなれ毫も不利益

を及ぼすものでないから、右の原則にそむくものではない。このことは中国についても同様である。(平和条約第二十一条参照)

拘束者は第三国に対し条約上の不利益を負わしめることはできないが、条約による不利益は負わしめても、それは無効ではなく、この場合は第三国はこれに対し適当な手段をとりうるにすぎないといっているが、「条約は第三国又は第三国人を拘束しない」という原則は、条約は第三国又は第三国人に不利益を及ぼすことができないということである以上、かかる不利益を及ぼす行為は結論的に無効といわざるをえない。故にその不利益を及ぼす行為を行う国が、行政上又は司法上その行為を中止せない場合には、外交交渉又は武力によって中止せしめ、更に損害があればこれが賠償を要求しうるであろう。拘束者のいう「この場合第三国は適当な手段をとりうるにすぎない」ということは如何なる意味であるか。即ち第三国は適当な手段をとりうるにすぎない」ということは如何なる意味であるか。即ち第三国又は第三国人が異議をいったときは、その不利益を除くべきであるというのか。意味は判っきりしないが、少くともかかる不法な条約を受諾した場合には第三国又は第三国人はこれが中止を求める権利のあることは明かである。

本件請求人らは日本の司法処分によって条約の不当解釈による身体の拘束の解除を求めているのであって拘束者のいう「適当な手段」とをとっているといえるのである。条約が第三国又は第三国人に不利益を及ぼすことのできない原則については、平和条約第二十五条には左のとおり規定されている。

「この条約の適用上、連合国とは、日本国に対し戦争状態にある国で、この条約に署名し且つ批准したものをいう。第二十一条の規定を留保してこの条約はここに定義された連合国の一国でない如何なる国に対しても、いかなる権利、権限又は利益をも与えるものでない。また、日本国の権利、権原又は利益は、この条約のいかなる規定によっても前記のとおり定義された連合国の一国でない国のために減損され、又は害されることはない。」かように規定されているのである。

即ち第二十一条に定めた限度の利益を韓国と中国に与える以外の権利、権限及利益は、第三国に与えないことを明かにしているのである。この利益を与えないということは反面において不利益をも与えないことを意味することは当然のことである。

このことは、本条後段の、日本国が連合国以外のいかなる第三国からもその利益を侵されないと規定されていることによっても推察することができるのである。

故に平和条約を解釈する上においては、この第二十五条の原則を考慮に入れて解釈をしなければならない。従ってこの原則に従うときは平和条約第十一条の「日本国民」の中に条約発効後は、第三国人たる韓国人及び台湾人は包含せしめえないものといわなければならない。

又拘束者は、答弁書四項(二)の(ロ)において「本件の場合においては、関係第三国に予め諒解を求めた事跡がある」と云っているが、それは如何なる意味であるからにつき、七月九日の審問期日に、拘束者に釈明を要求したが、要領をえなかった。尤も「諒解を求めた」

というので、「諒解を得た」とはいつていないが、若し「諒解を得た」という意味であれば、その事実を明かにすべきである。「諒解を求めた」ことはあるかも知れないが、「諒解を得た」事実はないのである。事実はその逆で、日本政府は条約発効前に韓国政府に対し、「条約発効までは仕方がないが、発効すれば直に釈放する」という言葉を与えているのである。このことは疎甲第二号証として提出した「世界新報」という韓字新聞の本年六月十四日附の社説によっても明かである。

四、連合国は国際信義を無視せない。

条約は第三国又は第三国人を拘束しないことに関する原則を、連合国は十分これを熟知している。故に連合国が条約発効後第三国人を拘束するというような国際信義に背き正義に悖るような条約を、日本国に強要したと解すべきであろうか。大韓民国は一九四八年(昭和二十三年)八月十五日国際連合がその独立を承認し、中華民国は現在は台湾に追込められてはいるが、依然として中国全土の主権を主張して、今なお中国の代表政権として独立主権をもの国家として国際連合に加盟している。

そうして、平和条約第二条には、日本国はこれらの国の独立主権を尊重すべきことを義務づけているではないか。

このように世界の平和、殊に東洋の平和と安全のために全力を傾注しつつある連合国が日本をして朝鮮人や台湾人を拘禁して、間接にこれらの国の主権を侵害するようなことを強要しているとは到底考えることはできない。

尤も拘束者はヘーゲン交渉で、彼は「戦犯者とは戦争犯罪を犯した本人を指すのであるから、行為時又は裁判時において日本人であるならば、すべて平和条約第十一条の日本国民に該当し、その後の国籍の変更、喪失は、刑の執行の対象たることにおいて何等影響はない。」といったといっているが、これは極めて杜撰な解釈であるのみならず、彼は前述の如く条約の解釈をする何等の権限がないばかりでなく、更に後述する如く、講和条約そのものの本質を理解しない乱暴な解釈であって、平和条約第十一条の精神を誤るものである。

平和条約第十一条は大体、三段階に区別されている。即ち前段は戦犯裁判の受諾であり、中段は刑の執行であり、後段は赦免、減刑、仮出所に関するものである。そうして、ヘーゲンの云うとおり、戦争犯罪人とは戦争犯罪を犯した本人を指すことはいうまでもないことである。それなればこそ彼等は終戦と同時に捕えられ、殴打、虐待、拷問、饑餓等言語に絶する苦難をえて、しかも本件請求人の内五名の者は人違いによる無実の罪を被せられているのである。そうして平和条約発効に至るまで七年の長きに亘って異郷の囹圄に万斛の涙を吞んで囚われ、父母、兄弟、妻子の削息すら判明しない者も多数あり、中には三人の兄弟が全部共産軍と戦って戦死し、老母と幼児が饑餓に瀕している者もある。終戦後七年にわたる日本の占領政治が終了して、日本が独立してから、日本で拘禁されている戦争犯罪人を如何に処遇すべきやを規定したのが、平和条約第十一条である。即ちこれらの戦犯者の中、いかなる者を引継ぎ拘禁するか、又拘禁する者の赦免減刑等を如

何にすべきかということを決めたのが平和条約第十一条なのである。

故にヘーゲンのような戦犯者だからすべて拘禁を継続すべきであるというような簡単な問題ではない。即ち十一条はこれらを引続き拘禁することによる国際的、国内的関係を十分に考慮に入れて極めて慎重に作られていることを注目しなければならない。

同条後段の赦免等に関し、裁判国の決定のみにとどまらず、日本に勧告権を認めたということなどは、日本の国内事情を考慮したものである。

平和条約発効後、第三国人となる韓国人や台湾人を引続き拘禁することは、前述の如く終局的において不可能なことであるから、このことについても十一条は十分これを考慮にいれて、特に「日本国民」という意味を明かにしたものであることに裁判所の御関心を喚起したいのである。

何となれば、条約は効力の発生する時を基準として解釈すべき立前でその条文が作成されているのである。そうして平和条約はダレス氏を中心として一九五〇年の秋からアメリカの手で起草せられ、一九五一年七月十三日、米英両国によって草案の全文が公式に発表されるまでは、アメリカの中心として連合国が約九ヵ月の月日を費して、あらゆる角度から検討が重ねられて慎重審議の結果できあがったもので、その一言一句にも粗漏のある筈はないのである。

そうして、平和条約は効力を発生する瞬間に、朝鮮人、台湾人は日本の国籍を喪失して大韓民国及び中華民國の国籍を取得するのであるから、もし平和条約第十一条が、これらの日本国籍を喪失すべき者をも引続き拘禁する趣旨であれば、その意味を十一条に明記すべき筈である。然るに単に「日本国民」とだけに止めたことからしても、日本の国籍を喪失する、韓国人及台湾人は条約発効後はこれを拘禁する趣旨でなかったことが明かである。

これは、日本と連合国との平和条約の効力を第三国である韓国民や中国民に及ぼすことの不合理を考慮にいたったものであろう。このことは、国際正義もしくは国際信義に重大な関係のあることであるから、たとえ、彼らが戦犯者であるとしても平和条約発効後もなおその罪を罰するというよりも、国際法上の原則を守り、正義と信義を重んじて彼らを除外したものと理解すべきである。

殊に日本のために働いた外国人も、たとえ敗戦したとはいえ、それらの者を日本国をして自ら拘禁せしめると言うが如きは、人道上からしても日本国の到底忍びうるところではない。

自由と正義を愛好するアメリカを始めとする連合国の大多数が、かかる非人道的な行為を日本に強要するような野蠻な考えはもっていないであらう。

この良識は拘束者と雖も、これを認めているのである。そうして答弁書の最後即ち第四項(三)において

「仮りに以上拘束者の主張が容れられないとしても、本件救済実現の方途は慎重に決せらるべきものと信ずる。けだし、人身保護規則第二条によれば、救済は釈放その外適当と

認める処分をすることによって実現するとある。本件において拘束者が請求者を拘束する権限がないとしても、日本国が承認した国際裁判の刑の言渡しが存在する以上、請求者等は、拘束者が請求者等を拘束する権限がないことによって、無罪又は刑期満了となるわけではないから、裁判所による救済も完全釈放以外の適当な処分によって、請求者等の救済が実現さるべきではないかと思われる。事柄は人身保護という極めて重大な問題であるとともに、国際条約の誠実遵守とも関係する微妙なる問題であることは多言を要しないところである。」

と述べているが、右拘束者側の言葉の背景には、請求人等を拘束することが日本国として如何に非人道的であるかということの責任感の潜んでいることを見逃すことはできない。しかし完全釈放以外に如何なる救済方法があるのでありましょうか。

しかし平和条約第十一条の中に条約発効後は、韓国人および台湾人がないらないのであるということになれば、平和条約発効と同時に請求人らは釈放さるべきものであるからそれで刑期が満了したということになって、毫も不合理はないのである。

平和条約の正しい解釈を下すことによって釈放されたとすれば、それは条約の遵守義務に貸いたものではなく、却って条約を正しく遵守したものであって、いささかも国際信義にもとるものではない。

P368 写 昭和二七年(マ)第一一六号

決定

東京都豊島区西巢鴨一丁目三二七七番地

巢鴨刑務所内

申立人 洪 起 望

同所 同 高 在 潤

同所 同 金 喆 洙

同所 同 李 義 吉

同所 同 金 鏞

同所 同 洪 鍾 默

同所 同 李 鶴 来

同所 同 吳 喜 澤

同所 同 羅 三 祚

同所 同 曹 寿 鉉

同所 同 車 駿 錫

同所 同 金 昌 禧

同所 同 鄭 殷 錫

同所 同 韓 允 哲

同所 同 朴 貞 根

同所 同 朴 允 商
同所 同 金 昌 植
同所 同 田 泰 範
同所 同 梁 承 烈
同所 同 朴 鐘 介
同所 同 朴 洵 教
同所 同 尹 東 鉉
同所 同 趙 雲 国
同所 同 李 鳳 極
同所 同 安 正 燦
同所 同 朴 昌 浩
同所 同 崔 銘 誠
同所 同 金 祥 龍
同所 同 朴 錦 泳
同所 同 陳 長 居

右代理人弁護士 加藤隆介

松下正寿

瀧川政次郎

相手方 巢鴨刑務所長 川上悍

当裁判所昭和二七年(マ)第七九号人身保護法による釈放請求事件につき、当裁判所が昭和二七年七月三〇日になした判決に対し、申立人から異議の申立があったが、当裁判所は、裁判官全員の一致で、右申立を理由なきものと認め、次のとおり決定する。

主文

本件異議を却下する。

申立費用は申立人等の負担とする。

昭和二七年九月一〇日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官 田中耕太郎

裁判官 霜山精一

” 井上 登

” 栗山 茂

” 真野 毅

” 小谷勝重

” 島 保

” 斉藤悠輔

▼ 藤田八郎
▼ 岩松三郎
▼ 河村又介
▼ 谷村唯一郎
▼ 本村善太郎

右は正文である。

昭和二七年九月一〇日

最高裁判所大法廷

裁判所書記官 奥村重一

P373 昭和四十年四月十六日提出 質問 第一一號

韓国及び台湾出身戦犯刑死者の措置に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十年四月十六日

提出者 島上善五郎

衆議院議長 船田中 殿

P374 韓国及び台湾出身戦犯刑死者の措置に関する質問主意書

韓国及び台湾出身戦死刑死者は、韓国が三十三名、台湾が二十六名で、合計四十九名であるが、これらの人々は兵役の義務はなかったが日本国の国策遂行の爲にと昭和十七年六月、二箇年の契約で日本軍に徴用され、南方各地において従軍し、それぞれ現地で終戦になったものである。ところが、終戦後、従軍中の勤務が問責され、連合国の軍事裁判により処刑された者である。

しかるに、日本政府は、日本のため犠牲となったこれら刑死者に対して今月に至るものなんらの措置を論じていないのは甚だしく無責任不行届と言うのほかなく、まことに遺憾である。

よって左記事項について質問する。

一、死刑者に対して今後いかなる措置を取るのか政府の方針をお伺いしたい。

二、刑死者の遺族に対して政府は処刑に至る事情をつぶさに報告し、且つ、礼をつくして遺骨をお渡しし、誠意を表明すべきだと考えるが、それを行う意思があるかお伺いしたい。

三、韓国出身戦犯者同進会、台湾出身戦犯者同志会から政府に対して刑死者の遺族補償が要請されているのに、言を左右にし、なんら具体的誠意を示さず、今日なお未解決と
きいているが、今後これに対してどう措置するかその方針をお伺いしたい。

右質問する。

P376 内閣衆四八第一一号

昭和四十年四月二十二日

内閣総理大臣 佐藤栄作

衆議院議長 船田 中 殿

衆議院議員島上善五郎君提出

韓国及び台湾出身戦犯死刑者の措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

P377 衆議院議員島上善五郎君提出韓国及び台湾出身戦犯刑死者の措置に関する質問に対する答弁書

韓国及び台湾出身戦争裁判関係死没者については、一般戦没者とともに当該国政府に対し、死亡の時期、原因等を記載した名簿を送付している。また、日本政府が収集した遺骨は台湾出身者については、中国政府に送付済みであり、韓国出身者については、数年前から韓国政府に引取り方を交渉中である。

なお、韓国出身者の遺族補償については、日韓会談の請求権問題の一現として韓国側は、徴用された韓国人軍人軍属及び労務者のうけた被害に対する補償を要求しているが、本件交渉は、いまだ最終的受結に達するにいたっていない。次に、台湾出身者の遺族補償については、現在のところ、台湾人の日本政府に対する請求権処理の問題に関連して、「日本国と中華民国との間の平和条約」（一九五二年四月二十八日締結、同年八月五日発行）の第三条の特別取極の一現として中国側と話し合うより他はないものとする。しかしながら、わが方としては、本件交渉龍始方につき、昭和二十八年在華大使に中国側の意向を打診させて以来、機会ある毎に正式文書あるいは口頭をもって、しばしば催促しているにもかかわらず、中国側がこれに応じないため、いまだ実質的な交渉の開始に至っていない。

P378 経緯の概要

昭和十七年六月 二ヶ年の契約で日本軍に徴用

二ヶ月の軍事訓練を受け、南方各地に派遣、軍務に従事。それぞれ現地で終戦となる。
戦後軍務中のことが問責され戦犯に問われる。

刑死者 四九名

有無期刑 二七二名

計 三二一名

現地刑務所で昭和二十六年八月までに日本巢鴨刑務所に移管さる。

昭和二十七年六月 日本弁護士連合会の協力を得て人身保護法に依り即時釈放と提訴する

も同年七月三十日却下す。以後釈放促進日本人戦犯との差別待遇の撤廃、殊に昭和二十九年十二月新井氏、殊に昭和三十年五月伊泉、金林両氏の釈放を契機に、出所後の当面の生活問題として

一、生活費金の支給もしくは貸与

二、住宅斡旋

三、就職斡旋

昭和三十年七月 閣議決定

一、一時居住施設

二、生業資金の貸付等

昭和三十年十一月 財団法人清交会(韓国)、財団法人友和会(台湾)が設立された。爾来私達のあらゆる問題を論議している。

昭和三十一年二月 刑死者遺族に対して五〇〇万円の支給(一柱当)

服役戦犯者に対して逮捕日から出所日までを通算、日当五〇〇円也の割合にて支給(一人当) 国家補償を要請する。

昭和三十一年四月五日 鳩山首相に面談

首相は善処を約され、爾後は私の代理として田中官房副長官に面談するようにいわれた。

昭和三十一年七月十二日 岸本法務事務次官の主催する連絡協議会が開催され、各関係省の次官及び局長らが参席協議。

P380 経緯の概要

昭和十七年六月 二ヶ年の契約で日本軍に徴用

二ヶ月の軍事訓練を受け、南方各地に派遣、軍務に従事。それぞれ現地で終戦となる。戦后軍務中のことが問責され戦犯に問われる。

刑死者 四九名

有無期刑 二七二名

計 三二一名

現地刑務所で昭和二十六年八月までに日本巢鴨刑務所に移管さる。

昭和二十七年六月 日本弁護士連合会の協力を得て人身保護法に依り即時釈放と提訴するも同年七月三十日却下す。以後釈放促進日本人戦犯との差別待遇の撤廃、殊に昭和二十九年十二月新井氏、殊に昭和三十年五月伊泉、金林両氏の釈放を契機に、出所後の当面の生活問題として

一、生活費金の支給もしくは貸与

事情はよくわかった。善処したい。

昭和三十二年八月二十一日 代表委員、堀木厚生大臣に面談

就任したばかりで、もっと勉強しなければならないが、清交会会長田中武雄氏、友和会々長木村篤太郎氏とも懇意にしているからよく相談したい。

昭和三十二年九月十一日 清交会々長田中氏、要請書のことにつき岸首相に面談

昭和三十三年二月三日 代表委員、田中龍夫副官房長官に面談

事情はよくわかった。政府として誠に申し訳けない。

総理も戦后処理のことを考えている。清交会会長田中氏、友和会会長木村氏とも相談

の上早急に善処したい。

昭和三十三年二月二十六日 友和会会長木村氏，要請書のことにつき唐沢法務大臣に面談
法務大臣は愛知官房長官と相談の上善処したいと言明。

昭和三十三年三月九日 友和会会長木村氏，要請書のことにつき愛知官房長官に面談

昭和三十三年三月二十六日 代表委員，田中龍夫副官房長官に面談

先日の次官会議に話したが結論を得るに至らなかった。

明日の次官会議に図りたい。

昭和三十三年四月一日 代表委員，田中龍夫副官房長官に面談

昨日の次官会議の決論として本日午後三時，清交会，友和会両授護団体と協議することにした。

田中龍夫副官房長官の司会で，吉田内閣審議室長，渡辺内閣審議官，清交会々長田中氏，原田専務，友和会会長木村氏，徳永氏らが協議し，次の結論を得た。

一，問題の性質上，大局的な観点から問題を解決する。

二，今後内閣官房副長官は清交会々長，友和会々長と協議して促進を図る。

三，事務的なことは至急に内閣審議室長が担当して積極的に調査する。

昭和三十三年四月十五日 代表委員，渡辺内閣審議官に面談

新内閣が出来てから具体化されると思う。皆さんが納得がゆく様に政府として誠意を示したい。

昭和三十三年六月六日 代表委員，田中龍夫副官房長官に面談

国の財政のこともあるが，早急に善処したい。

昭和三十三年六月十八日 一般乗用旅客自動車運送事業申請(各三〇台)

昭和三十三年十二月二十六日 閣議決定

一，懸案措置 二，生業確保 三，公用住宅の入居等

昭和三十五年七月十三日 一般乗用旅客自動車運送事業免許になる。(各一〇台)

昭和三十七年十月 タクシー免許の獲得と免許後の事業経営のため国家保補の交渉一時中止していたが再開。

昭和三十七年十月二十三日 代表，細谷官房副長官に面談

懸案の国家補償を早急に解決する様要請した。

昭和三十七年十一月二十一日 代表，古谷総務副長官に面談

近藤参事官同席

細谷官房副長官の指示に依り総理府の古谷副長官に面談し，これまでの経緯と国家補償を要請するに至った根拠などについて説明，早期解決を要請した。

古谷総務副長官の指示に依り爾後，近藤参事官に面談することになった。

昭和三十七年十二月二十日 代表，近藤参事官に面談

近藤参事官は皆さんのことは最優先して善処すべきである。

日韓会談も事実上妥結している。責任を持って年度内に解決したい。

昭和三十八年一月二十三日 代表、近藤参事官に面談

要請に依り資料を提出し、入院中の木村、慶本両者の件を厚生省から総理府に移譲した。

官房長官が、田中、木村両授護会々長に正式に面談の通知をすることになっている。

昭和三十八年二月十一日 代表、近藤参事官に面談

参事官は第一段階として細谷、古谷両長官、授護団体と話し合い行政部にまわしたい。

昭和三十八年二月二十日 清交会の原田先生、近藤参事官に面談

昭和三十八年二月二十八日 代表、近藤参事官に面談

官房副長官のところに書類がいつているから来週早々原田先生と一緒に会いたい。

昭和三十八年三月七日 代表、近藤参事官に面談

事務当局の意見は一致しており、成案を官房長官に提出しているので連絡待ちである。
一、遺骨 二、補償 三、今後の生計 を骨子にした。

昭和三十八年三月二十二日 清交会・田中、原田先生、総務長官に面談、近藤参事官同席

長官は関係者の■解を受けており、よく事情を聞いた上で、私の腹をきめ、閣議に報告して決めたい。結論はよくわかった。具体的にどうするかは原田先生と近藤参事官が話合ってもらいたい。

昭和三十八年四月十日

昭和三十八年五月七日 代表、近藤参事官に面談

昭和三十八年六月三日 清交会原田先生、青山参事官に面談

昭和三十八年六月七日

昭和三十八年六月十四日

昭和三十八年六月十九日 代表、青山参事官に面談したが、就任したばかりで、よく検討したいとのことであったので、前任者である近藤氏に数回面談した。

昭和三十八年七月四日 代表、青山、広永両参事官に面談

昭和三十八年七月二十三日 代表、松永審議室長に面談

広永参事官の暴言について遺憾の表明があった。

経緯については細谷、古谷両長官に報告してある。

昭和三十八年九月四日 代表、松永審議室長に面談

最終的に決っていない。副長官の意見をお伺いした上、決めたい。

昭和三十八年九月十九日 清交会・田中、原田先生、古谷総務副長官に面談、松永審議室長同席

長官は仲々むづかしい問題で、これまで統一がとれていなかったが、積極的に考慮したい。

昭和三十七年二月十七日 清交会・原田先生、古谷総務副長官、松永審議室長に面談

早く結論を出してもらおうよう要請した。

昭和三十九年四月七日 清交会・原田先生、古谷総務副長官に面談長官は、充分とは言えな

いが資料はこれでよい。

原田先生は資料も集っていることだから早急に結論を出してもらいたい。

昭和三十九年五月八日 松永審議室長に面談

早急に解決方を要請した。

以上が交渉経緯の概要でございますが、昭和三十七年度内に私達の問題が解決されるものと確信しておりました。ところが人事移動、選挙等に依り未解決のまま今日に至っております。

P389 国家補償要請について

私達が日本政府に国家補償を要請するに至った経緯は周知の通りである。今言及するまでもないことだが、本件解決のため鳩山内閣以来歴代内閣に交渉してきたが今日尚未解決のままになっている。

この間、日本政府はおそまきながら過般数度に亘り、私達に授護措置が講ぜられた。これらは日本政府がしばしば言明したように「取敢えず」の措置としてたされたことは言うまでもないことである。

ところが、昭和三十七年十一月二十一日私達の代表と総理府古谷総務副長官近藤参事官との交渉の席上で、巢鴨刑務所出所者第三国人の慰箱について(昭和三十七年十月十一日、内閣審議室)の経緯及び所見拝聴した。

その内容の1.2.は殆んど相違がないようである。但し、生業確保については閣議決定(昭和三三年一二月二六日付)以前から免許基準に合致した緒準備を整え、夫々三〇台の免許申請をし、運輸省をはじめ主務当局に毎日の如く陳情を重ねたが、当局は閣議決定など全く無視した言動であった。結局は田中武雄(清交会会長)先生が前岸総理大臣に直訴しやっと一〇台の免許を受けたのである。その後、増車にあたっては、特別に配慮するよう細谷副官房長官名の覚書が運輸省に発せられているが、なんらの特別の配慮がなかったのである。現在、同進交通株式会社二二台、ペンギン自動車株式会社二三台の保有台数は、過去二年間において、一般既存会社と同率で増車を受けたものである。また、日本政府は資金面においても具体的に相談に応じるという発言があったので、私達は期待していたが、これとて実現出来ず、社債や小規模営業からくる経営難に喘いでおり、勿論、一文の株主配当など望める状態にないのである。それから、一時住宅施設のことであるが、若干の授護資金でご承知のような六ヶ所の施設が出来る筈がないことは自明である。施設やその補修等で、援護団体に相当額の負債になっていることを附記したいのである。

3.の補償要求に関連する法律的理解なるものは全くもって心外に堪えない次第である。従軍中の俸給の一部不払い及び天引貯金等は事実であり、退職金及び在監中の俸給等は連合軍の指令に依り・・・・・・云々とあるが、日本政府は一独立国家として現段階でどう処理すべきかであって、連合軍に責任転嫁をすべき性質のものではないと思

われる。もし、日本政府の見解通りだとすれば、日本人戦犯の場合、恩給年限の満たない分については戦犯として在監中の期間を恩給年限に加算している事実をどう解釈すべきか、に疑義をもたざるを得ない次第である。また、日本政府は平和条約発効後、連合軍に代って、私達を直接拘禁した責任を回避しようとし、最高裁判決の適法性を引用しているが、別冊裁判記録を一読すれば単なる法理解釈だけではなく、いかに複雑な事情のもとにそのような判決になったかが伺われるであろう。

仮に日本政府の見解通りだとしても、兵役の義務のなかった私達を強制徴用し、契約不履行だけをもってしても末節にある「日本政府としては補償要求に応ずべき義務はない・・・・・・・・」ということが言えるだろうか!! それは「否」と断言せざるを得ない。私達は日本国家の契約不履行及び形式はどうあろうと強制徴用をしたことについては、多言を要する必要はない。幸いにして、私達を直接戦地に送り出した当時の最高責任者である朝鮮総督府政務総監田中武雄(清交会々長)先生が健在でおられるからである。先生は日本政府の委嘱を受け私達の援護団体である清交会々長就任挨拶の中で「・・・・私は朝鮮の諸君に頭を下げたことがない。しかし、諸君達には誠にすまないことをしたと思っている。・・・・今後出来るだけ諸君のお世話をしたいと思って会長就任を快諾した次第である。」と述べておられる。このことは、やはり、私達の今日に至るまでの経緯や境遇をよく知っておられるからだ私達の深く感銘するところである。また、私達の元上官が、最高裁判所に提出した陳情書の一部を幾つか、左記に抜基引用すれば充分であるからである。

野口 讓・元陸軍大佐、釜山教育隊々長、朝鮮俘虜收容所長

「・・・・・・・・ 右三千名の一部(二小隊七〇名)朝鮮俘虜收容所に配属服務せしめられ、約二年の後新要員と交迭、新要員は(前述と同様の者)終戦まで服務し、終戦の翌日を以て除隊帰郷せしむ。而して、收容所勤務中における対俘虜打擲殴打はなきに非ると雖も、彼らは全然逮捕せられることなく元より起訴もされず、その罪は凡て收容所長に問われたり。」

福田恒夫、元陸軍大尉、釜山教育隊小隊長、シンガポール俘虜收容所員

「・・・・・・・・ 志願する者は極めて僅少であったようです。その結果各道に割当制を実施し、各府、邑、面長(市町村町)並に警察、駐在所よりの勧説の結果自己の意志からではなく、四囲の状況から止むなく応募したという実状を当時の府、邑、面長や警察の勧告が単なる勧告にすぎざるものでなかったことは想像に難くありません。志願という形式は採っておりますもののその実は強制徴用であったことは否みません。

それで、応募の条件としての最も重要な服務年限は二ヶ年となっていたのであり、軍もまた応募者もそれを前提として募集し、応募したものであります。その他俸給の件も募集に際し公表されたものと、実際支給額とは若干の差異があり、それは常に実際支給額が少なかったのであります。・・・・ここで附記したいことは收容所には将校下士官が少なく、分遣所に依っては、一将校には実質的に委任行為があったのであり、そ

の責任をこの人達に負わしめることは過酷と申さねばなりません。……もし二ヶ年経過したときに萬難を排して帰国せしめれば今日のこの悲境に陥ることがなかったであろうと思う時遺憾に堪えません。……」

河村秀夫・元陸軍大佐，爪哇バンドン抑留所第二分所長

「……僅か二ヶ月の軍事教育実施の上俘虜監視員としてその大部分が南方各地に赴き常に生死の巷を彷徨しつつも，命のままに粉骨砕身の苦勞を甜めながら最も積極的に且つ忠実に日本に協力した者達であります。而して，二ヶ年の契約で除隊せしむるという国家保証も不履行のまま冷厳なる日本敗戦の事実により，戦犯を以て遇せられ……」

酒井 光・元陸軍軍医大尉，爪哇俘虜収容所兼抑留所附

「……当時連合軍に対する日本軍の感情はご承知の通り，敵愾心に燃えしかも人的物的不足の折柄，その俘虜，抑留者に対する管理方針，すべての命令指示は極めて厳格にして無為徒食を厳しく戒めたものであります。従ってその監視員に服務した韓国人に対する命令，指示も極めて厳格，命令に絶対服従を要求され，その命令は至上のものとして忠実に履行したにすぎずして，彼らには何らの権限も与えられていなかったのです。……」

神谷春雄・元陸軍法務少佐，シンガポール第七方面軍司令部勤務

「俘虜の接する機会の最も多かった韓国人軍属，占領地行政の末梢において華僑その他現地人に接する機会の最も多かった台湾人通訳は対日感情の極めて陰悪であった終戦直後の報復的戦犯裁判における最大の犠牲者となったのです」

以上引用したものは，主として韓国出身戦犯者に対するものであるが，台湾出身戦犯者も同様な事情のもとにあったことは言うまでもないのである。

さらに，私達の代表が昭和三十一年八月十六日首相官邸で，田中副官房長官岸本法務事務次官，木村厚生事務次官外両局々長，事務官数名の会合の席上口述した冊別「第三人戦犯者(韓国)の国家補償要請について」国家補償を要請する大要が述べられている。上記田中武雄先生の挨拶や陳述書の中で述べられている様に強制徴用，契約不履行の歴然たる事実はなに人と言えどもこれを歪げるわけにはいかないだろう。

日本政府は，能う限り二ヶ年をもって復員させたというが，韓国出身戦犯者は朝鮮に残った七〇名を除き，外地に従軍した者は誰一人として復員しておらず，また，台湾出身戦犯者は契約終了後，あえて全員を帰国させなかった事実は明らかである。要は復員している者の問題ではなく，契約不履行のため帰国出来なかった者の問題で，つまり，日本政府の契約不履行に依り，私達が受けた一切の損失について補償するのが私達に果すべき日本政府の信義であり，当然の義務であることは言うまでもないことである。しかも，戦犯になった直接の事情が福田恒夫，酒井光両氏が述べている通りであるのだから，尚更，日本政府はその責任を痛感せねばならない筈である。にもかかわらず，殊更今日に至って，法律的見解云々は極めて遺憾千万である。

以上が日本政府の法律の見解に対する私達の考えである。私達は私達が受けた一切の損失ではなく、極く一部の補償を要請しているのである。

服役戦犯者に対して逮捕日から出所日までを通算日当五〇〇円也の支給刑死者の遺族に対して五〇〇万円也の支給を要請しているだけである。

私達の本懸案は、もとより、因果性に依るものであり、法律的であるのみならず、日本国家の信義と道義的な重要な問題だと考える次第である。

この問題は、日本国対韓国、中国との国交に関係なく、日本政府对私達の問題である。故に、今日まで、私達がおかれている境遇を理解しておられる多くの方々のご支援の下に独自の立場で日本政府と交渉をつづけてきたのである。日本政府对中国との国交は昭和 年にしており、韓日両国の国交正常化も妥結しようとしている。この際、日本政府は国家的責任において、最も身近な私達の本懸案を解決すべきである。

私達は本懸案の解決を強く要請するものである。

尚、後日、名簿、服役年月日数等の資料を提出するつもりである。

昭和三十七年十二月十二日

韓国出身戦犯者同進会

台湾出身戦犯者同志会

P396 昭和三十一年八月十五日

第三国人戦犯者(韓国)の国家補償要請について

韓国出身戦犯者 同進会

口述要旨目次

一、私達の生立	・ ・ ・ ・ ・	一
二、日本軍隊入隊当時の事情	・ ・ ・ ・ ・	一
三、日本軍隊服務中の緒事情	・ ・ ・ ・ ・	三
四、戦犯裁判前後の事情	・ ・ ・ ・ ・	五
五、戦犯服役中の緒事情	・ ・ ・ ・ ・	七
六、最高裁判所へ釈放請求訴訟	・ ・ ・ ・ ・	八
七、国家補償を要請する根拠	・ ・ ・ ・ ・	一〇
八、結語	・ ・ ・ ・ ・	一三

(注)この内容の記事は昭和三十一年八月十六日首相官邸で、田中副官房長官、岸本法務事務次官、木村厚生事務次官、外両省の局長数名、事務官数名の会合の席上口述したものである。

p398 一、私たちの生立ち並びに現状

私たちがこの世に産れ出た時は、すでに私たちの祖国は日本の統治下に置かれていた。従って私たちの受けた教育と日本的なものであり、勿論日本国家のために忠誠を尽すように教育させられたのだった。

このような私たちは少年期から青年期かけて、満洲事変、支那事変を経て大東亜戦争というあの第二次世界大戦に際し当時の日本国家の強圧と周囲の情勢は無理やりに吾か身を南方の戦場にさらすように運命づけられた。

そうして紅顔の青少年の時期に南方の戦場に出征し其の後引き続き戦犯に問われて理不尽にも牢囚の身となり惨苦をなめ悲歎に耐えて今日に至った。この間十数年を全く不本意ながら生活の反能を習得する機会にも恵まれず既に四十台に近い現在、又肉惠、知人とも離ればなれの異邦のこの地で意にかなう就眩口も容易には見つからず、それかといって種の複雑なる事情で帰国すらも早急には考えられないような立場に置かれ、日を追うって生活の困窮に落ち沈められつつある。

二、日本軍隊に入隊した当時の事情

私たちは昭和十七年六月釜山の野口部隊に入隊させられた。入る時の形式は「志願による」ということであつたが、既に戦争も第二年目を迎え私たちをどこに使用するかということも決っており従って所定の人数は当然揃えなければならない事情のもとでのことであれば当時の朝鮮に於ける周囲の雰囲気と相まって実質的には強制的な面が多分にあった。いわゆる当時のことはでいえば募集といい

イ、募集者 朝鮮総督府

○朝鮮軍司令部

ロ、任務 俘虜監視
ハ、身分 陸軍軍属 傭人
ニ、待遇 本 俸 五〇円
ホ、服務年限 二ヶ年契約

(上記の事項は昭和二十七年六月最高裁に私たちが釈放を請求して提訴した時、元上官諸氏の最高裁長官に提出した陳述書並に口述書による)

そして私たちは釜山野口部隊において二ヵ月の訓練を受けた。

イ、入隊当初宣誓式を行い軍属誡法を堅く遵守すべきことを誓約され署名捺印せしめられた。

(軍属誡法には上官の命令はそのことの如何を問わずただちに服従すべきこと等が明記された)

ロ、精神教育は軍人勅諭を経とし戦陳訓を緯としたものだった。

ハ、術科は軍律的訓練で初年兵教育と同称であった。

(然し国際法とか直接俘虜の取扱については必要な法令法規等は一切ふれてもくれなかった)訓練中の二ヶ月間に私たちは五〇日は、口の中がくじゃくじゃになる程殴打されて食事もうろくろくかめない程の、むごい非人間的な取扱を受けた。そのような二ヶ月の後私たちは南方各地に派遣され一部の七まる名は朝鮮に残され朝鮮俘虜収容所に配属された。

出発の際には壮行式を行い当時の政務総監朝鮮軍参謀長も来場して口を調えて「諸君は陛下の赤字として召されて出征するのであるから " 鬼畜米英を打ちてしまわむ " 迄赤誠を尽して軍務に服務せよ、留守家族のことは皇国の責任に於て一切後顧の憂いのないように萬全を期して尽してやる」と言明した。

(それなのに私たちの遺家族や留守家族たちは一家の支柱である私たちが現在のこのような境遇に陥った故に破産し、死亡し、離散し、あるいは路頭に迷っている。一体日本政府は空手形を発行したとでもいうのだらうか)

三、軍隊服務中の諸事情

私たちが南方に派遣されてそれぞれの服務地に配属された当初、配属入隊式を行いその席上で、当時の俘虜収容所の所長の一少将(後中将)は「俘虜は我が皇軍が尊い命を義柱にして獲捕した敵である。故にこの俘虜を逃亡させたものは統殺に処しこれに同情を示したものは皇軍に反逆したものとして厳罰を以て処断する。依って監視人であるお前たちは夢にもこのことを忘れるな」といった。

この訓示の示す通り私たちは常には日本人である将校下士官に厳重に監視され人間としてしのびないようなはめにおちいつて困苦している俘虜を前にして私たちはまるで板はさみのような苦しい勤務をした。

俘虜の糧食があまりにも少くて命令通りの作業を進行さしえない時、あまりにもひどい殴打なので俘虜にもう少し糧食を増給しなければと経理将校に上申すればその

経理将校は「俘虜は敵だぞ一人でも多く死ねば死ぬ程よいのだ、余計はことを口出しするな」ととなられ殴打されあげくのはては軽い場合が営倉、さもなくば陸軍刑務所行きか私たちの辿り着く場所であった。私たちは上官の命令はそのことの如何を問わずただちに服従すべきことを言わされた。機械よりもなおみじめな奴隷よりもなお悲しい、二等兵殿にも敬礼し服従し軍馬、軍犬よりもなお序列が下だと日本軍人にどなられた、植民地人の軍属傭員なのであった。

当時日本人であれば同じ軍属でも、その本人の学歴経歴、技能に応じて階級があたえられたのに、私たちには一切そのような処遇どころか、常に厳しい監視下に、瘴癘のジャングル地帯や孤島にて雨の日も風の日も野ざらしにされながら晝夜をわかため激務に追いまわされさいなまれねばならぬ身分であった。

四、戦犯裁判前後の事情

昭和三十年八月十五日、いくら忘れようと努めても忘れられない日、この日から私たちは新しい支配者によって死の行進が強制させられた。戦犯容疑者として連合軍に逮捕され、一日僅か一、〇〇〇カロリー(普通人で一日二、六〇〇カロリー以上必要)の食物が支給された日が数年続いた。肉体は骨と皮がくつつく程にやせ細り、黒こけ、目まいはする。炎天下で重労働は強制され栄養失調云々どころのさわぎではない。をれに昼も夜もむこい殴打にさらされた。それから取調しろくろくされずに起訴状にサインを強制され、戦犯裁判廷に立たされた私たちは目まいかし、恐怖心にかられてものもよういえなかった。

何故だったろう。南方一帯で直接俘虜に接触するのは日下の国家だったのが植民地出身の私たちだった上官の監視と命令をうけて、しかし俘虜の数は非常に多く中には性質のよくないものもいるので、それらを含めて軍規を保ち命令を実行して行くのは容易ではなかった。そのために時には俘虜のピンターをはるくらいのことはあった。そうした場合一般に不自由な生活をしている俘虜たちの心理としてすべての不満が私たちに集中して向けられ私たちが見てきた私たちの力の最善を尽した最大限である面倒も何の約に立たずかえってわざわざされたのであった。

迫害、私たちは今真剣にこの言葉のもつ意味を感味している。

裁判当時の事情の一端を当時南方軍の一裁判長であった、元陸軍法務少佐神谷春雄氏が昭和二十七年六月採光裁判官に提出した陳述書から引用しよう。

「戦犯裁判における彼らの立場

今まで軍隊的統率下に抑えられていた夫々の民族意識が昂まる一方既に解体の運命を予約された日本軍内部の階級観念が漸次崩潰に伴い軍の統制が弱化するにつれて日本人との間の疎隔が表面化するに至り、このような状況下において戦犯容疑者の検挙が行われた(その当時でもまだ、日本軍の上官の決断と措置如何に依っては私たちが病院に入院さすなり名前をくらまして他の部隊に転属さすなりして多少の困難を伴うとも何とか救助する方途は残されていたのだった。)

戦犯裁判が始められた。俘虜と接触する機会の最も多かった韓国人軍属は対日感情極めて陰悪であった終戦直後の報復的戦犯裁判における最大の犠牲者となった。

しかも裁判となれば彼らの上官であった日本人との間に種々の利害の相反する場合もあって、その間いろいろと不愉快な暗斗などもあった。(命をかけての上断場なのに弱い私たちが殆んど死刑にされるはめにおちいった。)その上彼らは殆んど必ずこのような上官と一緒に起訴され一緒に法廷に立つことになり常に起訴と同時に公判期日が通知されるという有様で、ろくに弁護人と打合せも出来ずに法廷に立たねばならぬ場合が多かった。一緒に起訴された日本人にも、ましてや彼等の利害が充分護られなかった憾が多い。又日本語による微妙な思想、感情の表現が思うようにはゆかない彼等にとって裁判における不利な立場は思うにあまりあるものであった。勿論法廷で彼らをかばい今でも敬愛せられている旧上官もいるが(私たちはそのような人をは終生心から敬愛するであろう)概して彼らの心情においてはこの思いも及ばなかった。

戦犯裁判において日本人の旧上官には見離され弁護人にすら見離され、結局日本は彼らに何の保護も与えなかったということは事実であり、この意味において彼らが非常に気の毒な局面に立されたという事実を忘れることはできない」

このようにして私たちは戦犯者という残酷な烙印がおされたのであった。がた私たちは反省している。連合国の軍人である俘虜を殴打した事実を、それが日本軍の軍隊教育の伝統の影響が多分に私たちの行動を支配したのではあっても、私たちはを殴った事実は否定出来ないし、よくないことをしたという良心のささやきに伏せねばならないから。

五、戦犯服役中の緒事情

当時若かった(平均年令二十五才)私たちは、或るものは死刑の宣告を受け、人類の平和を本当に心底から希求し、世界の福祉を心から希願した。

以下、死の寸前までに書いた趙文相君の手記を抜萃する「この世よ幸あれ、絶望の深関には苦痛はない、そもそも希望には常に苦痛を伴う。この世のすべてのことに絶望した時始めて人間は安心する。浮世のはかなき時間に何故相揆き、相憎まねはならぬだろう。日本人も朝鮮人もないものだ。皆東洋人じゃないか、いや西洋人だって同じた云々」そしていくら過去の行為が不都合であらうとし妻や子のある年長者の旧上官を生かして一人ものの若い私たちが犠牲になった方が最小限の犠牲になることなら、人間相互間の悲惨事はもうごめんだ。旧上官が生きることによって彼の妻子が幸福になれることを思えば従容と死に問かった。

そして重刑を科せられた者は来る日も来る日も空腹をかかえて肉体的重労働的精神的重圧にあえぎながら外国の監獄の鉄鎖にしばられて、文字通り生か死かの線上を彷徨するようになった。

それに加えて祖国の動乱、あれ程希求せしめて私たちの犠牲によって二度とこの世

に戦争が起らないならと願った平和が破れ兄弟同胞が殺しあうあの動乱が祖国に勃発しようとは、故郷は灰燼し、田畑は荒れはて、人心は乱れ、妻や子や老いたる父母は死亡し又は離散して路頭にまようようになった。このような時「何が僕らをこのようにしたのか」と問い、無理に強権で徴用し最下級の軍属傭人として白人俘虜を監視せしめ犬馬の勞をつくさしたあげく日本は私たちの身柄まで連合国に売り渡した。その結果、父母や肉親の悲惨な実状を知りつつもどうにもならなかった私たちの心境を日本人の敵義心に問うことは不当だろうか。

六、最高裁判所へ釈放請求訴訟

私たち爾印関係戦犯者は昭和二十五年一月英領関係戦犯者は昭和二十六年八月それぞれ巣鴨プリズンに移管された。そして講和条約にすべての期待をかけたのであった。

だがはたして講和条約は私たちに何をもたらしたのであったかそれは今度は、日本政府の手によって直接拘禁の辱しめの苦渋をなめさせるはめとあいなったのである。日本には八,〇〇〇萬の人間が住み、宏大な皇宮には天皇が如前と生きているのに運命の皮肉というにはあまりにも残酷なことであった。

それは又私たちに残された最後の信義というものに対する一すじの信頼の糸すらも断ち切る無情な仕打ちであった。そこで私たちは、日本弁護士会の加藤隆久先生の熱誠あふれる御厚意に依り昭和二十七年六月十四日東京地裁に人身保護法による釈放請求の訴訟を起したが最高裁は東京地裁の審理をゆるさず直接最高裁で裁判することにしてしまった。そしてその判決は「刑が課せられた当時日本国民であること」との理由で私たちの訴訟を却下し、連合軍が私たちに理不尽な刑を科したことは一切不問に附し、最高裁までも私たちに刑務所拘禁というはえある恩典を御下賜あそばされたのであった。

都合のいいときは「日本人」だ、都合の悪いときは「朝鮮人」だと馬鹿にし同胞からは対日協力者だとさげすまれ、連合国から極悪非道は重罪者にされ、この地球上に五尺の小さい体すらも入れるところのなくなった私たちの行き着くところよくもあたえてくれたものだったこれで日本に法が守られ、道義心がたて直されるなら、それこそ新しい不思議が地球上にもう一つふえるたらうに。

七、国家補償を要請する根拠

- 兵役義務のない私たちに日本は国家遂行のために従軍を強制した。
- 二カ年の従軍という契約を不履行した。

昭和二十七年六月最高裁長官に提出した元シンガポール俘虜収容所員陸軍大尉福田恒夫氏の口供書の抜萃

「応募の条件としての最も重要な服務年限は二カ年となっていたのであり、軍も、また応募者もそれを前提として募集し応募したものでありました。」

「応募の時に念頭においていた二年経てばを據りどころとし軍属傭員という最下級の地位に甘んじながらも真面目に勤務していたこの人達……」

「それで二年という根拠の証明として朝鮮に勤務していた人達は二ヵ年で交代を致して居る事実で足りる」

「もし二年経過した時に萬難を排して帰国せしめれば今日この悲境に陥ることがなかったであろうと思う時遺憾に堪えません。」

(昭和二十七年六月最高裁長官に提出した元釜山野口部隊部隊長として私たちに二ヵ月の訓練を施した責任者であり後朝鮮俘虜収容所長であった陸軍少将野口讓氏の口供書より抜萃)

「三千名の一部(二小隊七〇名)は朝鮮俘虜収容所に配属服務せしめられ、約二年の後新要員と交迭、新要員は終戦迄服務し終戦の翌日を以て除隊帰郷せしむ、而して、収容所勤務中に於ける対俘虜打撃はなきに非ると雖、彼らは全然逮捕せらるることなく元より起訴もされず、其の罪は凡て収容所長に問われたり」

- 南方に出発する壮行式の時、朝鮮総督府政府政務総監田中武雄氏の日本政府と日本国民を代表してなした言明に対しての不実行

- 従軍中の差別待遇によって不当なる取扱に対する責任並びにそれによって生じたる多くの不利益に対する要求

- ポツダム宣言を受諾するに当り日本政府は天皇のことは深く考慮を払い連合国の諒承を得ながら私たち第三人戦犯者の立場を考慮しなかった無責任と不道義(ポツダム宣言には領土のことが明記されているし、又韓国の独立はその以前の連合国諸協定、宣言等によって予め明白にされていた事由を思い返してもらいたい)

- サンフランシスコ講和条約締結の際日本政府は私たちの存在を充分知りながらも考慮を払わなかった無責任と不道義

- 日本政府の手による直接拘禁の道義的責任と非人道的な不当性

- 日本人の戦犯者の刑務所服役期限を恩給年限に通算する事実

- 私たちの精神的肉体的損失(前記福田氏口供書より)

「現存に於ては国家が契約不履行により拘心両面に与えた無量の損失の幾分でも俘虜してあげることが考慮せられねばならない。」

- 募集のとき公表した本俸五〇円か南方においては実施されなかった故にもらえなかった差額の要求

(前記福田氏口供書より)

「俸給の件も募集に際し公表されたものと実際支給額には差異があり、それは常に実際支給額が少かったのであります。」

(その差額三年間を通算して一、五〇〇円)

- 強制貯金をされたその貯金の要求

(三年間を通じて強制的に天引貯金された額は大体一人平均三、〇〇〇円)

○ 退職金を払うようになっていたのに私たちには支給されなかった退職金の要求(その額は八〇〇円であり戦犯者に問われなかったものには支給された。)

○ 逮捕日より出所日迄の未払俸給の要求

(昭和二十年七月大体私たちの俸給は月額一五〇円くらいであった)

八、結 語

上記の諸所に記録した金額は全部終戦前の金額を記録したのであるから今仮りに満十年服役したものを例にとって今の金額に換算すれば(二〇〇倍として)当然もらうべきものを未だにもらっていない分だけでも

当時の金額 現在の金額

イ、本俸の差額 一五,〇〇円 三〇〇,〇〇〇円

ロ、天引貯金 三,〇〇〇円 六〇〇,〇〇〇円

ハ、退職金 八〇〇円 一六〇,〇〇〇円

ニ、一〇年間の未払俸給 一八,〇〇〇円 三六〇〇,〇〇〇円

計四百六十六万円になるのである。

その他青春を捧にふり、あらゆる不利な諸損失を計算すればおそらく五、六百万円ではきかないことであろう。故に私たちは本当に正確に計算して日本政府に補償を要求すれば優に一人当たり一千万円は超すことであろう。

だが私たちの要請額は

1、死亡者(刑死その他)一柱当 五,〇〇〇,〇〇〇円

1、逮捕日から出所日までを通算日当五〇〇円し要請していないのである

はたして私たちの要請が不当であろうか、若しそれが不当であれば私たちに得心の行くように一々説明して欲しいのである。

更に又つけくわえれば、日本政府に対して私たちは忠誠こそ尽せ、日本の法律を犯したおぼえは全然ないのである。あたりまえからいえば日本政府から功労に対する報賞を受ける権利はあっても、刑務所にたたき込まれて辱めを受ける義務は全然なかった。私たちは日本の刑法上からは完全に無罪である。であれば日本の刑事補償法を参考迄に考えて見ても、私たちの要請額は最小限の要請であることが明白にわかってくれることを信ずる次第である。

最後に私たちは世界で祖国の次には日本を最も愛するものである。日本が一日も早く道義的責任を自覚したそして尽すべきを尽しはたすべきをはたして真正なる方向に進むことを念頭してやまない。

私たちは生涯をかけて韓日両民族の上に恒久親和と隣邦友愛の肉橋のすて石たらんことを念頭しているものである。

韓国出身戦犯者数 一四八名

内訳 在巢鴨 三

在日者 六四

帰国者	五六	
刑死者	二三	
死亡	一	
自殺	一	以上

P412 巣鴨刑務所第三国人の慰籍について

昭和三三，一二，二六 閣議了解

巣鴨刑務所出所の第三国人で現に日本国内に居住する者については、そのおかれてきた特殊な事情にかんがみ、特別な慰籍の措置を講ずることとする。

なお、これらの者に対しては、生業の確保、公営住宅等への入居などについて、極力好意的取扱いをする。

P413 韓国出身戦犯者同進会規約

第一章 総則

第一条 本会は韓国出身戦犯者同進会(以下会という)と称し、その事務所を

第二条 会は創立の本旨に基き相互扶助の下に基本的人権並びに生活権の確保を目的とする。

第三条 前条の目的を達成するため左のことを行う。

- 一、全員の親睦融和向上に関する事項
- 二、日本政府と交渉に関する事項
- 三、理解ある個人、又は団体との連絡及び提携に関する事項
- 四、刑死者に関する事項
- 五、営利事業並びに基金の募集等
- 六、会機関紙「 」を発刊する。

第二章 会の組織及び会員の権利義務

第四条 会の組織は左のものによる。

- 一、日本内に居住又は拘禁されている韓国出身戦犯者を以て組織する。
- 二、刑死者の遺族(後監者)帰国者は会員になることができる。

第五条 会員は左の権利を有する

- 一、会の役員を選出し、又は選出される権利
- 二、正常な手続を経て自由に意志を表明し議決に参加する権利
- 三、会員の名において一切の利益をうける権利
- 四、会の書類を自由に閲覧し、その内容につき関係者から説明を求める権利

第六条 会議は左の義務を有する

- 一、規約、活動方針を遵守し、会の発展に努める義務
- 二、機関の決定に服する義務

- 三、所定の日まで会費を納入する義務
- 四、会員は必要な書類を提出せねばならない。

第三章 役員及び委員

第七条 会に左の役員をおく。

役員は兼務することができる。

会長 一 副会長 一 委員 八 執行委員 五 監督 二

第八条 前条の他に若干名の顧問をおくことができる。但し顧問は役員会の議を経て会長がこれを推せんする。

第九条 役員の職務は左の通りとする。

- 一、会長は会を代表し会務を統轄する。
- 二、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 三、要員は担任部門を統轄し、別に定める細則によってその職務を行う。
- 四、執行委員は会務を執行する。
- 五、監査は会務を監査し、総会に監査報告をする。
- 六、顧問は会務を諮問する。

第一〇条 役員は無償奉仕とする。

第一一条 委員の選出方法は細則に定め、委員数は一〇名とする。

第十二条 役員の選出は委員の互選によって定め総会の承認をうる。

第十三条 役員の任期は一ヶ年とする。再選を妨げない。又欠員を生じたときは補欠選任をすることができる。但し、前任者の残任期間とする。

第十四条 役員は左の場合資格を失う。

- 一、総会又は役員会の承認を得て役員を辞職した場合
- 二、総会、又は役員会で不信案が議決された場合

第四章 機関の構成

第十五条 会に左の機関をおく。

総会 役員会 執行委員会

第十六条 総会は会の最高機関であり、会員で構成し、左の事項を決定する。

- 一、規約の改正に関する事項
- 二、活動方針の基本的事項及び重要な行事計画
- 三、予算決算に関する事項
- 四、役員の承認に関する事項
- 五、企業計画に関する事項
- 六、一般経過報告に関する事項
- 七、その他必要と認められた重要事項

第十七条 会の招集及び採決

- 一、総会は毎年一回会長これを招集する。

- 二、その日時、場所及び議題は一週間前に全員に知らせねばならない。
- 三、役員会の議決、又は会員の三分の一の要求があれば臨時総会を開くことができる。
- 四、総会は会員の三分の一以上の出席で成立し、決議は出席者数の二分の一以上の過半数の同意を要す。
- 五、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 六、議長、副議長は出席会員から選出する。

第一八条 総会が成立しないときは、会長は十日以内再度招集しなければならない。

第一九条 役員会は役員をもって構成する。但し会計監査は随時出席することができる。

第二〇条 役員会は総会につぐ決議機関であり、総会で決議した事項を執行する機関である。

第二一条 役員会は左のことを行う。

- 一、総会の決議事項に関する件
- 二、細部活動方針に関する件
- 三、予算、決算に関する件
- 四、企業、計画に関する件
- 五、役員の決定、補欠選任信任不信任に関する件
- 六、規約に関する件
- 七、その他必要と認められた重要事項に関する件

第二二条 役員会は毎月一回定期的に会長これを招集する。但し三分の一以上の要求があつたとき及び緊急必要なときは随時会長はこれを招集することができる。

第二三条 役員会は役員の三分の二以上の出席により成立し、議決は出席者数の三分の二以上の同意を要する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。議長は出席役員から選出する。

第二四条 執行委員会は執行委員で構成し、会務を執行する。

- 一、執行委員会の決議事項は会長の同意を得て執行する。
- 二、執行委員会は必要に応じ随時開くことができる。
- 三、執行委員会は全員出席で成立し、決議は全員の同意を要する
- 四、会長は執行委員会に出席する。

第二五条 役員会に左の部内をおく。

執行部 総務部 渉外部 厚生部 企業部 監査部 経理部 編集部
各部門に関しては細則をもうける。

第二六条 総会及び役員会において必要と認めた場合は前条の他に専門機関を設置することができる。

第五章 会計

第二七条 会の経費は会費及びその他の収入でこれにあてる。

第二八条 会費は会員一名につき一ヶ月壹百円也とする。

第二十九条 会計簿はいつでも会員の閲覧、監査の監督に応ずることができるように明らか

かにされていなければならない。

第三〇条 会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第三十一条 収支予算及び決算は総会の議決を必要とする。

収支はすべて役員会の承認を必要とする。

第六章 補 則

第三十二条 この会則に準じて細則を設けることができる。但し役員会の承認を受けなければならない。

第三十三条 総会及び役員会の議決事項はできるだけ速かに会員に知らせねばならない。

附則

この規約は昭和三十年四月十日より実施する。

この規約は昭和三十一年三月十八日第二次定時総会の承認を得て部分的に改正した。

太平洋戦争が勃発して間もない昭和十七年六月、わたくしたちは日本軍に徴用され、南方各地に派遣されて、昭和二十年八月十五日終戦に至るまで軍務に従事しました。戦后、多くの同僚は、解放した祖国に帰ることができました。しかし、わたくしたちは理不尽にも戦争犯罪容疑者として裁判に問われ、二十二名の同僚が死刑され、一一七名のものが重刑を科せられました。この戦犯裁判それ自体や、重刑の当不当はさておいて、とにかく長い間の獄中生活は、わたくしたちに多くの思案と、反省の機会を与えてくれました。その体験から生れた、いくつかの悲願の実現を希求しつつ、社会生活に必要な基礎を築くべき最も大切な青年期の十年前後の空白のみを背負い、九七名のものが圜圉の生活から、生存競争の激しい異国の社会に放り出され、今なお巣鴨刑務所に二十名の者が拘禁されています。そして、わたくしたちを受け入れる社会は、わたくしたちのために、不適合な条件ばかりで、また日本政府もわたくしたちの問題に関して積極性をもっていません。

この困難な情勢から、わたくしたちは、お互いが協力しあうとともに、広く有志者各位の御支援を与えて自由で明るい人間的な生活権を確保するために、本会を設立するに至った次第であります。

よって貴下の御賛問と諸協力をえますれば幸甚に存じます。

以上の趣旨を達成するために、次の事項を行います。

- 一、会員の親睦、融和向上
- 二、日本政府との交渉
- 三、理解のある個人、又は団体との連結及び提携
- 四、刑死者に関する事項
- 五、営利事業並びに基金の募集
- 六、会機関紙「」の発刊

昭和三十年四月一日

発起人

代表 金城基永
大川允商
洪起望
完山金秋
広村鶴来
高野幸次郎

私達韓国出身戦犯者は、貴下の私達に対する御配慮に対し、謝誠意を表わしつつ、私達がうけた損害に対し、[日本国](#)の国家補償を左記の通り要請致します。

徳名高い貴下におかれましては、久しく特殊な苦悩と痛恨を獄中になめてまいりました私達のに御同情を賜り、この要請は是非とも御許容下さいますようお願い申し上げます。

左記

十数年前、どのような手段方法によって、私達が日本軍々属に徴用され、遠く南方の戦地に派遣されたかについては、先に貴下に申述べました。

終戦と同時に、日本国籍のなくなったはずの私達が、日本軍に徴用されて「上長の命令はそのことの如何を問わず直ちに服従すべきこと」と強制されて軍務に服した、その責により厳罰に処され、爾来、今日まで十年、圄圍で味わった私達の痛苦、並びに家族の悲嘆困窮の実情につきましても、先に詳しく貴下に訴えました。従って今ここで再びくどくどと申し上げようとは思いません。ただ今も申し上げたいことは、精神的な事柄はさておき、同じく戦犯者でありながらも日本人に比して、私達第三人戦犯者が物質的に精神的にも不当な処遇をうけ、かつ現にうけつつある事実です。(昭和三十年四月二十三日附請願書参照)

中でも特に私達が断腸の思いを禁じ得ないことは不運にして南方の霧と消えた私達の同胞刑死者並にその遺家族のことです。日本人刑死者は[日本国家](#)から町重な見舞と弔慰金を頂いていますが、私達の仲間は韓民族の故か、何の音沙汰もなく、異郷の土として放置されたままになっております。かつての戦友並にその遺家族のために、私達はこの不遇、この差別を断じて黙過し得ないのであります。

また昨今、貴下並に閣員諸賢の御同情により日本人はその拘禁期間を通算されて、恩給又は給与の支給をうけることになりました。しかし、これまた私達は適用外におかれています。均しく[日本国](#)のために尽し、そのためにこそお互いが重刑をうけ[日本政府](#)の手によって拘禁されたにもかかわらず、一方は法の恩恵をうけ、他方は路傍の石の如く顧みられることなく棄て去られるこの不合理、この差別は、私達の理解に苦しむところです。この点、特に御賢察を御願い申し上げます。

以上申上げましたような、拘禁以来今日まで十年間、私達がうけた数々の特殊な損失、差別による不利益を考慮致しました、国家補償として次の金額を支給下さるよう、ここに要請致します。

- 一、韓国出身戦犯刑死者のために、その遺家族に対し金五百萬円也の支給(一柱当)
- 一、服役韓国人出身戦犯者に対しては、逮捕日から出所日までを通算、日当金五百円也の割合にて支給(一人当)

私達は慎重に考慮し、研究した結果右の金額を定めました。何卒特別の御考慮を賜わりましてこの要請を御受納御理決のほどをお願い申し上げ御回答を御待ち申しております

す。

なお、本件の解決により、朝日両民族の友好が一層促進されることを私達は併せて衷心から希っておるものであります。

貴下の御健康を祈り

善処を希いつつ

昭和 31 年 2 月 25 日

韓国出身戦犯者同進会

代表 李鶴来 高在潤
洪起聖 韓允哲
朴允商 李大興
金 鏞 鄭殷錫
李善吉 尹東鉉
文濟行

鳩山内閣

P421 要請書

石橋内閣の成立を心からお喜び申し上げます。

私達は第三国人戦犯者(韓国出身者一四八名、台湾出身者一七三名)であります。

さて、私達の特殊事情に関しましては、既に御承知のことと存じますが、簡単に申し上げたいと思います。

それは、あの太平洋戦争中日本人として、ビルマ、マライ、タイ、ジャワ、スマトラ、ボルネオの各方面に派遣され、終戦後現地の連合軍の軍事裁判によって、戦争者としての汚名を受けました。その結果私達の戦友、韓国二三名、台湾二十名は絞首台の露と消え、二七三名が重刑に処せられました。

あれから十数年、いまだに一名の者が巣鴨刑務所に呻吟しています。そして釈放された、所謂、第三国人戦犯者は、三年間の軍務生活に引続き、十余年の獄中生活で青春を踏みにじられたにかりてなく、肉親も知己もない異境の地では、意に叶う就職も出来ず、殆んどが窮迫した生活に喘いでいます。

私達は生れ故郷を愛し、その故郷に還ることを切望しています。肉親や知己が待っている、故郷の生活が想像以上苦しいことも知っています。それでも、その祖国に還ることをひたすら希望しています。然し、諸種の事情から日本に留まることを余になくきれて生活は苦しんでいます。そのために昭和十年に一名、昭和三十一年に一名の自殺者を出してしまいました。

時恰も、貴国は国民の宿望である日韓交渉の妥結を国連加盟の実現により完全に国際社会に復帰したことは、誠に意義多いことで、ご同慶に堪えない次第であります。ソ連からは、終々戦後の抑留者が引揚げてきています。それらの人々の中には私達以上の辛

酸をなめ、遂にはシベリアの何処かで祖国の空を睨みつつ息をひきとった人もありましょう。私達と同様に、これらの悲運の人々は、はっきりした日本という祖国があり、肉親が存在しています。このことについて私達は刑死した戦友や、釈放後生活苦で自殺した友人、それらの遺家族のことを思うと、つきない感情が湧いてくるのであります。一体日本政府はこの事態をどうお考えになっているのでしょうか。日本政府は、先ず道義的責任と今日までの不当な取扱いをしたことに対して充分考慮し、日本政府が在ソ同胞の引揚促進に熱意をかけたと同様に、私達の問題をも是非解決していただく様、強く要請致します。

幸い、このたび「自主外交の確立」と「完全雇用」を掲げて発足せられた石橋内閣は、名実ともに積極的で責任をもつ方々が勢揃いしていると承りましたので、私達は最も大切な事項で、前内閣時代から未解決のままになっている

◎第三人戦犯刑死者のために、その遺族に対し金 500 万円也の支給(一柱当)

◎服役第三人戦犯者に対しては、逮捕日から出所日までを通算、日当金 500 円也の割合にて支給(一人当)

この二つの国家補償の要請を、慎重に考慮していただきたいのです。

この根拠は、私達第三人戦犯者代表が昭和 31 年 8 月 16 日、首相官邸で田中官房副長官、関係省の局長数名、事務官数名の会合の席上口述したもので、日本政府が第三人戦犯者に対する当然の責任と道義に基き、補償すべきものであります。私達は、最早多言は申上げたくありません。ただ韓国人の立場として、或いは台湾人の立場として、自分達の生活を築いていき、それを守りながら隣邦との親密に努力を傾注していきたいと思ひます。

右のような次第ですから、いろいろな角度から御研究下さいまして、何卒特別のご配慮を下さいますことをお願いすると同時に、只今、要請に参上している私達に即時回答下さることをお持ちしております。

新内閣の御隆昌と責任を信じ、併せて貴下の御健斗をお祈り致します。

昭和 年 月 日

韓国出身戦犯者同進会

代表	金 鏞	文 済行
	李 鳳極	朴 昌浩
	金 完根	高 在潤
	李 鶴来	金 基永
	韓 允哲	朴 允商

台湾出身戦犯者同志会

代表	陳 清川	陳 仁崇
	林 東雲	許 錦茂
	簡 水波	羅 濟鉉
	朴 楨貴	欧 炳甲

呉 連発

尚、参考資料として次の書類を添附します。

- 第三人戦犯者(韓国)の国家補償について
- 第三人戦犯者(台湾)の国家補償について
- 要請書(韓国)昭和 31 年 2 月 25 日附
- 要請書(台湾)昭和 31 年 2 月 日附

P425

要請書

私達は日夜政務に精励しておられる貴下に、敬意を表明致します。

さて、私達は別添要請書のとおり、国家補償を鳩山、石橋、岸、歴代内閣に強く要請して参りましたが、未解決のまま今日に至っております。

私達はこの間、数次にわたり日本政府の厚誼的な措置を受けており、このことについて感謝致しますが、いづれも漸定的措置にすぎず根本的な国家補償は何らの進展をみておらず、誠に遺憾に増えません。

私達が要請している国家補償は別添要請書とおり、戦後戦争犯罪者として私達が拘禁された期間に対する補償を日本政府に求めるものであります。

最近、韓日両国の国交正常化の機運が最まりつつある折柄、日本政府は道義的責任においても私達の問題を放置することはできない筈であります。

また、日本政府はさきにソ連地区の日本人墓地の墓参や外地戦犯刑死者の遺骨収集を行ない、且つそれぞれの遺族には相当の処遇をしているに拘らず、第三人戦犯刑死者の遺族に対しては、なんの措置もなされていない状況であります。このような状態が続くことは日本国民の良識と信義にもとることであり、国家間の親交上からも、望ましいものでないと思ひます。

私達は日本政府がこの際、誠意をもって左記要請事項について特別なご配慮をしていただくようお願い申し上げます。

記

一、第三人戦犯者に対して逮捕日から出所日までを通算、日当五百円也の割合にて支給(一人当)

一、第三人戦犯刑死者の遺族に対して金五百万円也の支給(一柱当)
右要請致します。

昭和三十七年十月 日

韓国出身 戦犯者同進会

代表 李 大興

李 鶴来

高 在潤

陳 殷錫

安 正燦
車 駿錫
台湾出身 戦犯者同志会
代表 鄭 火旺
林 東雲
欧 丙甲
簡 水波
陳 土 城
西河義徳
福島政雄

内閣総理大臣

池田勇人 殿

P429

要請書

私達、韓国台湾出身戦犯者は、貴下の私達に対する御配慮に誠意を表します。またこの度は東南アジア及び訪米等の大任を遂行して帰国された貴下に敬意を表するものがあります。戦時、戦後を通じて重要政務に専念し又、巣鴨拘禁の体験を有たれた貴下は、私達の立場及び境遇については十分御承知のことと存じますので、ここで殊更に反復して申上げることが差控えたいと思います。ただここで申上げたいことは、一口に「戦犯」と言っても私達はその境遇におかれた因果関係が日本人同僚のそれと全然違うということでもあります。

このことについては過去数年にわたり私達の事情を日本政府に訴願して参りましたので貴下は既に御存じのことと思いますが、兵役の義務のなかった私達でありましたが日本国の危急存亡の急務に応じその国策遂行のために昭和十七年六月二ヶ年の契約で日本軍に徴用され南方各地に派遣されて、都合のいい時は「日本人」都合の悪い時は「朝鮮人、台湾人」と呼ばれながらも忠実に軍務に従事し現地において終戦になりました。そして私達は軍務中の正常勤務が問責され四九名は死刑に、二七二名が無期、有期の重刑に処断されて現地の刑務所で服役中、韓国出身戦犯は昭和二十六年八月、台湾出身戦犯は昭和二十八年八月を以って全員日本の巣鴨刑務所に移管されました。

当時私達は祖国の隣国たる日本に來た喜びと対日講和への大きな期待をもって、その日に來るのを待焦れていたのです。ところが、アメリカ軍管理が今度は日本政府の手に依って直接私達を拘禁管理するに至ったのであります。私達は過去、日本国のために忠誠こそ尽せ、何等日本の国法を犯していない私達を、然も第三人たることが顯然としているにも拘らず、日本政府は自国の利益のために私達を強制的に拘禁を続けたのであります。そこで私達は昭和二十七年六月日本弁護士連合会の協力のもとに日本国最高裁判所に釈放を請求して提訴しましたが、心外にも私達の請求は却下されて服役

を続けましたが其後それぞれ刑期を満了し、家族は勿論、唯一人として身よりの無い生存競争の激しい異国日本の社会に放り出されたのであります。軍隊生活から直結した永い間の牢獄生活に依って青年期を踏みにじられその上就職に必要な技術を習得する機会すら絶無であった私達の現今の生活が如何に窮迫しているか、また一方支柱を失なった故郷の遺家族及び留守家の生活が周囲の事情と相俟って物心両面とも如何に惨憺たるものであるかを貴下は容易に御推察下さるものと信じます。

私達は常に従軍時も拘禁中も否、出所後も第三国人であるが故に、多くの悲哀に耽溺されておりますが、その中でも刑死された故友及びその遺家族に対して日本政府は一体これまで如何なる処置をお取りになったのでしょうか。誠に遺憾に堪えない次第であります。

私達に生命も、青春も、あらゆる犠牲を強要した日本政府は道義的責任においても、誠意をもって私達のこの胸中を察して頂きたいと思います。

私達は以上申上げたことを要約するとつまり

- 一、日本政府は兵役の義務のない私達を強制的に徴用した。
- 二、日本政府は服務期間二ヶ年契約を履行せず終戦まで服役させたために拘禁せられることとなった。
- 三、日本政府は連合国との諸条約締結時に私達第三国人の立場を考慮しなかった。
- 四、日本政府は講和条約発効後、自国の利益のため私達を直接拘禁した不当性。
- 五、日本政府は、従軍時、拘禁中及び出所後を通じて私達に対し多くの不当な処遇があった。

以上の点を慎重に考慮致した結果、日本政府一吉田、鳩山、石橋内閣に国家補償として

○第三国人戦犯刑死者の遺家族に対し金五百萬円也の支給(一柱当)

○服役した第三国人戦犯に対しては、逮捕日から出所日までを通算、日当五百円也の割合にて支給(一人当)

を要請し、交渉して参りました。然し、善処するという応待だけで今だに解決のきざしはみえません。そこで、私達は懸案事項である国家補償を更めて貴下に強く要請致します。

何卒私達の要請に特別の御配慮を切望し、御回答をお待ちしております。

尚御参考までに別紙「交渉経過の要点」を添附します。

昭和三十二年八月十四日

韓国出身 戦犯者同進会

代表 李鶴来

朴充商

金 鏞

金基永

文済行

金完根
朴昌浩
高在潤
李大興
鄭殷錫

台湾出身 戦犯者同恵会

林 東雲
簡 水波
許 錦茂
陳 清川
欧 丙甲
陳 新丁

日本国内閣総理大臣
岸信介 殿

P434 別紙

交渉経過の要点

○昭和三十一年四月五日，鳩山首相に面談

首相は善処を約され，爾後は私の代理として田中官房副長官に面談するようにいわれた。

○昭和三十一年七月十二日，岸本法務事務次官の主催する連絡協議会が開催され，各関係省の次官及び局長らが参席協議

○昭和三十一年八月十四日，鳩山首相に再度面談を要請したところ，たなか官房副長官から八月十六日の次官会議に図り善処するとの約束を得，韓国，台湾両代表が参席国家補償要請につき説明。

○昭和三十一年一月七日，中村法務大臣に面談

法相は皆さんの意に沿うように善処したいと約束

○昭和三十一年一月八日，石橋首相に面談を要請したが，石田官房長官は出来るだけ皆さんが満足するようにしたい。首相は十四日遊説から帰京するから，その時に面談させることを約束した。

（ところが，その約束は履行されていない。）

以上の外，田中官房副長官には五，六回，田辺，福原両局長には何回となく面談している。

韓国台湾 出身戦犯者合同委員会

韓国代表 李 大興

台湾代表 簡 水波

日本国内閣総理大臣

佐藤栄作殿

私達韓国、台湾出身戦犯者は国内外に政情多難な折柄、佐藤内閣の誕生を心から喜ぶと共に、貴下に敬意を表明します。また、世界の注目をあつめた世紀の祭典オリンピックがこの東京で開会され、多くの成果を挙げ無事終了したことは誠に慶賀に堪えません。日本の国威を世界に示し、いちぢるしい経済の発展と国民生活の安定向上を証左するものであります。

これは日本国民努力の賜ものであり、遅ぐる大戦で英大な尊い犠牲が礎石になったものと信じます。この犠牲の中には日本国のために生命を賭して戦った多数の韓国、台湾出身の青年達のことを忘れてはならないと思います。殊に戦後、軍務中のことが問責され、戦犯として四九名が絞首台の露と消え、二七二名が有無期刑の重刑に処せられて三年間の軍隊生活に引つづき十有余年の圜圉生活は、私達の青春は踏みにじられ、生業に必要な技能を習得する機会が失われて巣鴨刑務所を出所した時は三〇台をはるかに越え四〇台に近い年輩になりました。この私達に日本政府の酬いは若干の軍服と数千円の旅費を支給しただけであります。家族も知己もなく、生活基盤が絶無であった私達の日常生活が如何に困窮を極めたが筆舌につくしがたいものがあります。このような中で二名が自殺しており、今尚巣鴨刑務所の延長である精神病院に二名が入院しているのであります。

常に要職にあった貴下はこのような実情をご承知かと存じます。

日本政府はあらゆる面で終戦処理をしており、戦没者及び生存者の叙勳に至っては殆んどその処理の完結を意味するものと思われまゝ。ところが、日本政府は私達に対してこれまで、" 第三国人 " だからということで何時も法的援護の対象外におかれております。私達のみが何故この様な処遇を受けなければならないのでしょうか

私達は日本政府に不当な処遇の改善と併せて国家補償を歴代内閣に要請して参りましたが、日本政府がしばしば言明した様に「取敢えず」の援護措置が講じられただけで案件の国家補償は未解決のままになっており、今日に至るもなんらの誠意ある回答に接し得ないことは誠に遺憾に堪えません。

私達は第二の祖国である日本を愛し、その繁栄を心から希うものであり、善良な市民として真面目に日常性かつに対処している次第で、決して日本政府の単なる同情を仰ぐものではなく、私達が出征する当時の事情や戦犯になった因果を考慮し左記国家補償を要請しているのであります。

日本政府は法律的に、または道義的にも責任を痛感し、早急に本件の解決方を更め

て貴下に強く要請を致します。

記

○第三人戦犯刑死者遺家族に対し金五百万円也の支給(一柱当)

○服役第三人戦犯に対しては逮捕日から出所日までを通算，日当五百円也の割合にて支給(一人当)

尚，ご参考までに要請書(写)及び最近の高所経過を添附します。

昭和三十九年十二月 日

P440

請願書

昭和三十年四月二十三日

韓国出身戦犯者一同

代表 広村鶴来

大臣 殿

私達は第二次大戦に参加させられ，戦後戦争犯罪人としての烙印を押され数寄な運命に喘ぐ者達であります。現在巣鴨拘置所に服役している二十名と既出所者中日本に居留している五十数名の者はこれまで数回に亘り私達の現状並びに留守家族の窮状を日本政府に訴へ善処方を嘆願懇請してきましたが，何一つ解決されないままに今日に至りました。幸にしてこの度、第二次民主党内閣が国民の要望に応え実現され，私達も又大きな期待をよせていると同時に，正義，人道，明朗な政治確立に邁進せられる貴下に、最大の敬意を表するものであります。およそ貴下の崇高な政治的意図と相反した境地に政治的に陥れられ，久しく圄圉生活に呻吟しつづけている私達いわゆる第三人戦犯に貴下の御同情をたまわり，左記請願事項に関し，貴下の速やかなる善処解決方をお願い申し上げます。

左記

一，釈放について

私たちがどのようにして日本軍に徴用され，どのような待遇をうけたかについては，今更愚痴は申し上げません。一に貴下御資察にお任せ致します。たが一言，都合のより時は「日本人」にされ，都合の悪い時は「朝鮮人」にされた事実だけ申し上げます。

昭和二十七年六月，私達は人身保護法に依り即時釈放を最高裁判所に提訴しましたが「受刑当時が日本人であったから，刑期満了まで日本人と同様に取扱う」という要旨の判決でありました。しかし判決後，刑事は担任弁護士に対して「どうも気の毒だが政治的な問題があるのでね」と述懐しています。法律で裁かれた私達が法律で解決されないことは誠に残念です。よしんば『政治的な問題』があつたにしても，日本の完全独立を重要な政策の一つとする貴下は今日の微妙な国際情勢に鑑み，[サンフランシスコ条約](#)に拘泥し自国の国民は勿論のこと第三人までも戦争犯罪人として今尚拘禁を強要する必要が何処にあるのでしょうか。

御承知の通り、私達は久しく家郷を離れて、知人も友人もない異国日本に拘禁され、私達の苦悩も家族の懊悩も、到底日本人戦犯並びに家族の比ではありません。生活の窮乏と心の歎きを訴える家族の手続を読む度に、私達は人知れず泣いております。何卒「正義と人道」の名において、一刻も早く釈放して下さいよう功にお願い申し上げます。

二、国家の補償について

かつて私達の国土が日本国の一部であり、私達の国籍が日本人でなかったならば、私達は勿論戦犯にはならなかったでしょう。私達の自由意志・私達の従軍事情がどうあろうとも、客観的には、私達は誠心誠意、日本国のために忠実に軍務に精励し、その故にこそ、戦犯になりました、しかも社会的にも、政治的にも終戦後の一般韓国人並びに台湾人は、日本人ではありません。このような私達に対して、日本政府が私達の拘禁により受けた損失を、国家として補償するのは国際信義でもあり、道義の自然ではないでしょうか。私たちは、私達の現在の強制された不幸とは無関係に、依然として隣国としての日本を愛し、とりわけ東洋民族としての日本人に無限の愛情をもっています。しかし、戦犯として日本国政府から受けた今日までの措置を思う時、私たちは遺憾ながら悲憤慨嘆の念に駆られざるを得ません。

単に私たち自身の問題としてばかりではなく、日本人戦犯もまた国家補償をうける十分な事由があるし、またそのような措置が一般的に執られることを熱望します。

三、差別待遇の撤廃について

百歩を譲って、最高裁判所の判決が正しいとしたならば、また斯る法律の解釈論議は抜きにして、常識と人情からいっても、日本人戦犯が一樣に享けている法律的保护と特典が同じ事由により戦犯となった私達第三人に対して適用されないのはどうしたことでしょう。私達は左記、差別待遇の即時撤廃を貴下に要求します。

1、家族援護方・恩給法の適用 2、遺族に対する見舞金及び年金の支給

3、家郷までの一時出所 4、出所者に厚生資金の貸与

四、出所後一定期間の生活保障について

満期出所と仮釈放のいずれを問わず、「戦犯」の烙印のもとに暮さねばならない私たち第三人の、日本における社会生活がどんなに苦しいものであるか容易に想像して頂けると存じます。私たちは日本人からは冷眼視され、時には同胞から誤解されることもあります。かつて紅顔の青少年期に徴用された私たちは、長い戦場生活と牢獄生活のため、今では四十台前後の中年となり多くの者はなんの手職もありません。折角の釈放も、失業と飢餓のみが私たちを待っている現状にあります。身寄りもなく路頭に彷徨する不遇な私たちに、何卒一定期間内、生活を保障して下さるよう御願い申し上げます。

1、住宅、就職の斡旋(公営住宅又は無料で貸与できる住宅)

2、被服寝具の支給

- 3, 一時生活資金の支給
- 4, 官費による病者の治療並びに療養
- 5, 家族の生活援護
- 6, 一時帰国の許可

(註)－日本人戦犯は仮出所と同時に家族と同居、その生活を支えることができるが、
私たちは日本国内居住することを条件とされるので、それが全く不可能。

貴下が 大臣になられたことによって、一般日本人同様に私たちも明るい希望に燃えています。何卒、貴下の政治力と英断によって、前記請願事項に対し、特別の御考慮と速やかなる許容措置とを切に御願い申し上げます。

P442 外務部

処理箋

1966.6.10.

1. 同進会(日本在住韓国出身 戦犯者団体) 歎願

2. 要旨

1. 第二次世界大戦末期、連合軍俘虜監視員として徴発されたが、戦後戦犯者に取り扱われたものの団体で、日本政府に対して
ア、刑死者の遺骨送還(23 柱)
イ、遺族補償(刑死者 1 柱当り 500 万円)
ウ、釈放者の補償を日本政府に請求するにおいて、駐日大使を通して協助してくれることを要望したものである。

3. 措置を要する事項(措置完了予定日時)

駐日大使へ適当な機会に日本政府に対して、人道的な見地から本件を積極的に解決してくれることを要請するように指示した(別途電文)。

4. 備考

本件については、1965.9.28 に韓日間「財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」によって解決された性質ではなく、日本政府当局に請求するよう同会側を説得することを、既に指示しました。

P443 大韓民国 外務部

発信電報

通常

番号 WJA-10287

日時 17 日 17:40

受信人: 駐日大使

第二次大戦の韓人戦犯者団体である「同進会」の歎願は、本部でも当事者たちから直接陳情を受けているが、その性格上、新たな補償問題として論議することはできないが、人道的な見地から適当な機会に日本政府に対して、適切な救護措置を取るよう要望されることを願う(亜北)。 長官

P444

4. その他

P445 受信: 財務部長官

発信: 外務部長官

題目: 個人の対日請求権に関する方針決定依頼

1. 韓日会談一般請求権問題は 1963.11.12.の金前中央情報部長と大平日本外相との会談で、別添のような原則にしたがって解決することを合意しました。
2. 本来わが側が日本に提示した対日請求 8 項目の中には、個人が持っている請求権も含まれていました、の 8 項目に関しては韓日両側間で法理論及び事実論に余りにも隔たった差があり、これに基づいては到底両側の合意を見られなかったために、結局金・大平合意のような方法で解決することになったのです。
3. しかし、このような方式によって韓日間の一般請求権問題を解決しても、これで韓日両国及び両国民間の請求権問題は最終的に解決されるので、法的にはその間日本政府がわが国民に対して持っていた債務を、わが政府が負うことになるのです。
4. したがって韓国政府としては今後、韓日会談全般が妥結して、日本からの請求権支払いを実質的に輸入する時に、わが国の個人が持っている対日請求権については、どのように処理するのかに関する方針を貴部で樹立して下さいをお願いします。

P446 受信: 財務部長官

発信: 外務部長官

題目: 個人請求権に関する嘆願書移送

1. 大統領秘書室から移送されて来た個人請求権に関する嘆願書を別添移送するので、貴部で処理して下さいをお願いします。
2. 従来、このような嘆願書が要請に提出された場合には、「まだ韓日会談請求権問題が妥結しなかったために、これに関する政府の方針が決定されたことがないから、この問題が妥結して政府の方針が決定する時まで待つて下さるようお願い」という趣旨で、当部から回答をして来ました。
3. しかし 1962.11.12.の金・大平会談で韓日会談一般請求権問題の解決原則が決められたことがある現今になつては、例え請求権に対する支払いを日本から実際に貰うのが韓日会談全体が妥結した後になつても、将来日本からの請求権を貰うことになれば、個人が持っている対日請求権をどのように処理するかという問題に関しては、政府の方針がなければならないと考える問題なのに、このような問題に関する政府の方針は貴部で関係部署と協議して決めなければならない問題と考えるものです。

P447

大統領秘書室

大秘民 125.1-2355

65.10.26.

受信：外務部長官

題目：建議書移牒

別添建議書を移牒するので参考になさるよう願います。

有添：建議書(510-51)1 通、終

大統領秘書室長 李厚洛

P448 西暦 1965 年 9 月 日

対日恩給請求に関する件

ソウル特別市城東区新堂洞 274-4

対日恩給協会

P449 対協第五号

西暦 1965 年 9 月 30 日

対日恩給協会 理事長 ○○圭

大統領 閣下

対日恩給請求に関する件

去る 7 月 13 日付で本協会から請求を、標題の件に関して去る 7 月 6 日付(財務部長官)回答によれば、民間保有対日請求権関係財産に対する報償問題は現在同部で検討中とのことです。その報償方法と手続如何では同受権者たちに至大な利害関係があるものと思惟されるので、次の各項により慎重に処理することで同権利享受上、少しも遺憾のないように特別措置して下さるよう仰望いたします。

P450 再伸

本件に関して去る 9 月 16 日付東亜日報に発表された、外務部長の主張は全く不合理であり、別紙の通り弁駁書を添付するので是正するよう処置して下さいよう要望する。

記

一、報償方法

イ、報償額の決定

韓日協定によって決定した無償請求権 3 億ドルは、わが国で最初韓日会談時に請求した 8 個項目に対する個別的金額として決定せず、全体的に総合決定したので、本協会所管の恩給及び一時退職金の該当金額を分別できないものだが、これら対象者の受領する総額は 3 億 7300 万ドル以上という巨額に達するもので、無償請求権の総額をここに充当しても不足になる実情なので、止むを得ず 8 個項目に対する個別的請求金総額を無償請求権 3 億ドルに按分して報償額を決定すること。

ロ、本協会所管恩給(郵便貯金と一時退職金)の総額

旧朝鮮総督府及びその所属官署に在職した韓国人(判任官以上)は、毎月の給料の百分の二ずつを積み立てて日本国庫に納付することで、在職 17 年以上で退職をした者は郵便貯金を、在職 17 年未満で退職をした者は在職年数に月給額を乗じて一時退職金を支給することになったが、在職 17 年未満の者は勿論、在職 17 年以上の者も、8・15 解放と同時に退職をした者が相当数に達するので、これらを合わせて 8・15 解放当時まで在職年数に月給額を乗じた全額を、一時退職金として支給しなければならない。

ところが 8・15 解放前に退職をした者の恩給は、退職時に恩給証書を交付したが、8・15 解放時に退職をした者は恩給年限を問わず、当時の実情から見て如何なる証書もあり得ないのが事実だが、判任官以上に対しては職員録に詳細に登録されているので、その職種と在職官署及び月給額等、在職事実を確認できるので、法的根拠(恩給法、同施行令、その他細則等)が確実なせいから、証書の有無を問わず報償すべき、そして一時退職金に対しては退職時に一時払いで支給するものだが、郵便貯金は終身支給するものなので、解放後 19 年間の延滞額と本人が死亡する時まで支給する金額を参酌して報償しなければならず、この金額を受けられるものが死亡した時には、半額を支給することになっている。

以上に依拠して本協会所管の恩給総額を算出決定すること。

但し、同金額算出上必要な資料は、本協会から所管部の要求によって調査提出する。

ウ、8・15 解放当時の円貨換算額の決定

8・15 当時の円貨価値を現在のわが国ウォン値に換算するにおいては、物価の標準になるその当時の金価を基準にして、現在の金価に換算(解放当時金 1 匁の法定価格を 5 円と定めた)するか、その当時の 1 ドルを円貨 1 円 80 銭の比率で換算し現在のウォン貨額を算出するのが、最も適切なものと認定する。

二、報償手続

ア、報償事務の代行

恩給(一時退職金含む)を貰う対象者は総人員約 6 万名と推参するが、政府やその所属機関で、これを個人相対で報償することは実質上不可能と思惟されるので、各対象者別請求金額を本協会で一次的に完全調査した後、その結果を政府に報告することとし、政府の指示に従って各対象者に本協会を通じて報償するのが、最も適切なものと認定する。

イ、恩給又は一時退職金の受権者の中から審議、又は管理委員会委員を委嘱

民間報償において政府では、実情に適合した報償方途を講究するために、審査及び管理委員会の構成と関係法令等、立法措置を取るものの、同委員会の決定事項はその対象者に至大な影響があるので、その対象者のうち、最も実情に精通した者を本協会の推薦で同委員を委嘱し、その実情を委員会に反映させることで、

報償額の決定上適正を期すること。

そしてこの対象者たちは全部が老衰期にあるので、何等の経営事業もなく、蓄財もなくして窮乏な生活をしている有り様だが、万一報償が上手く行かない場合には、その家族数十万が生活に脅えることになるので、この実情を充分考慮なかり、少しでも怨恨がないよう善処して下さるよう仰願するものである。

P455 個人請求権報償における外務部主張に対する弁駁書

個人請求権報償において去る 9 月 16 日付別紙の通り、東亜日報に発表された外務部主張に対して、下の通り弁駁する。

1. 政府の外交特権で請求したという点について

韓日協定によって無償請求権 3 億ドルを貰うことにしたのは勿論、政府の外交特権によって請求したのは間違いのない事実だが、いくら外交特権があると言っても、請求の原因である債務関係が存在しなければ請求できないものであり、このように個人対国際間においては、個人として相手国に対して請求できない事情から、政府が国民を代表して請求しなければ国民、即ち権利者たちに至大な損失を招来するので政府が代行したものだが、政府がこれを請求した一事を懲籍して、請求の結果である無償請求権 3 億ドルを、その対象者である各債権者に報償せずに、政府が独占する理由がどこにあるのか全く理解できない。

要するに政府というのは、対外的や対内的に国民の権益や侵害を保護、又は防止するために樹立された国民保護機関なので、日帝時に被害を受けた国民の権益を挽回することは、政府の当然な義務であり、営利機関視して斡旋する代価を要求するような言行を取ることは、法治国家ではあり得ない現状で遺憾としか言いようがなく、独立国家の堂々たる外務部として、被害を受けた国民の権利を挽回する以上、各対象者に適正報償を完了することで、内外により国威を闡揚するように措置した下さるよう要望する。

2. 本件請求に関して、国民個人々人から委任状を貰って請求したのではないので、個人に報償する義務がないと主張した点について

第二次大戦で日本が無条件降伏後、日本は連合国の占領下にあったが、早期対日講和方針に従って 1951 年 9 月 8 日、日本は米国サンフランシスコで連合国との平和条約を締結したが、わが国は調印当事国ではなかったが大戦中の被害が相当な数に達したので、同条約第 21 条の規定によって、同第 2 条(領土条項)、同第 4 条(請求権)、同第 9 条(漁業権)及び第 12 条(航海)の利益を受ける権利をわが国に付与することで、第 4 条 A 項によれば「日本の統治から離脱した地域(韓国も含む)の施政当局及び住民と日本及び日本国民間の財産請求権は、施政当局と日本国間の特別約定で処理する」という規定によって韓日協定を締結したので、個人々人から委任状を貰う必要もなく、また個人々人から必ず貰うべきという明文もないのみならず、これを一々貰うのは容易な

ことではない。元来、委任状というものは相手方に信任感を与えるために提示するものだが、相手方である日本からわが国政府を韓半島で唯一な合法政府と認定して、条約締結に応じる以上、何等委任状というものは必要ないのである。このように突き詰めて言うならば、本人が委任もしない限り、債権を政府として何かの理由で恣意に徴収し、本人に返還もせず政府自体の一般収入にしようとするのか。これは国家が国民の特定財産を横取りするに過ぎず、個人がこのような行為をしたら、当然処罰されるであろう。要するに連合国でサンフランシスコ平和条約第4条の規定適用をわが国に認定したのは、大戦中に被害に遭った国民の権利を保護したもので、韓日協定によって輸入した無償請求権は輸入したまま、その対象者に還元するのが協定の精神から見て当然な事実ではないか。

3. 国家間の報償と請求権、それが正に個人請求権を報償する義務が生じるのではないという国際的先例が多くあるという点について

このような問題について国際的先例があるというが、国によって実情が異なるので、一律に終止符を打てない問題で、国民がその権利を放棄したとか、又は何か特別な理由がある時は別問題だが、しかし恩給関係の金額は在職当時毎月、給料の百分の二ずつを控除して国庫に納付した金額を恩給として支給するものなので、数十年分を積算すると無償請求権総額を超過するもので、このような結晶体のその代価を本人が棄権していない以上、政府で剥奪できないものである。現在、米・英両国はフィリピンやインドに、規定通りに恩給を支払っているのに、その先例がないというのは理解できないものである。

4. 原則的に個人報償は、法的に消滅したという点について

韓日協定の批准が交換された後には、完全に協定の効果が発生するので、その後からは例え韓日協定前に既存した権利があったとしても、再び訴求請求したり異議を提起できないが、韓日協定前の既存の権利が消滅したという法的根拠がどこにあるのか解明してくれることを願う。

外務部の主張通りに言えば、みな消滅した民間請求権をどんな方途で貰ったのかわからない。そうでなければわが政府が韓日協定締結以後から消滅したと言うのか。この協定がまだ効力も発生する前に、無償請求権に対する民間報償の時効が完了したのか会得できない。

5. 日本はサンフランシスコ平和条約第4条によって、韓国に対する請求権を放棄したし、韓国はこれで日本に対する請求権のどの部分が相殺されたのか考慮せざるを得ないので、結局個人請求権に対する報償は、政府に法的義務がないという点について

日本が平和条約第4条の規定によって韓国に対する請求権を放棄したし、韓国はこれで日本に対する請求権のどの程度消滅、即ち相殺されたにもかかわらず、無償請求権3億ドルを貰うようになったことは、相殺された部分の金額をより多く貰う結果になる故に、無償請求権対象者たちに相殺した部分に該当する金額を追加報償しなけ

ればならないので、政府としては逆に不利なことを言っている。

事実だが即ち同条約第4条の規定によって、韓国に対する請求権を放棄したということは、会談当時の日本側主張によれば国家財産に限ったもので、民間財産に対しては該当しないと言っていて、最後にはわが国の主張が貫徹したと側聞したが、事実上日本人の私財、即ち帰属財産をわが国で相当な国庫収入にしているので、これを一種の賠償金と見て、無償請求権対象者に追加報償しなければならないが、却って相殺のせいで法的義務がないということは、何を意味するのか会得できない。

6. 個人請求権報償において政府が義務を負うのなら、南韓に居住していない個人に対しても法的義務がないという点について

韓国は韓半島で唯一の合法政府を樹立しているのは事実だが、現在の実情としては北韓にまで行政権が及んでないので、その地域の個人請求権をわが政府が貰う理由がないので、わが韓国の居住者に限って日本から無償請求権3億ドルを輸入することにしたにもかかわらず、逆に問題を起すことを話しているのは理解できないことである。

以上

P462

東亞日報

一九五五年九月十六日

個人請求權補償에 異見

政府가 支拂해 야 法的으로 消滅돼

財務部 外務部

對日請求權補償委員會는 個人請求權補償에 對해 財務部와 外務部 間에 意見을 交換한 結果로 個人請求權補償에 對해 政府가 支拂해 야 法的으로 消滅돼야 한다는 結論에 達했다. 이 結論은 對日請求權補償委員會가 對日請求權補償에 對해 政府가 支拂해 야 法的으로 消滅돼야 한다는 結論에 達했다. 이 結論은 對日請求權補償委員會가 對日請求權補償에 對해 政府가 支拂해 야 法的으로 消滅돼야 한다는 結論에 達했다.

東亞日報 9月16日付

個人請求權に異見

財務部 政府が支払わなければ

外務部 法的に消滅して

対日請求権に関連する個人請求権補償に関して、財務部と外務部の間で、その対象及び範疇と種類等に多くの異見が表れていて、今後個人請求権補償の余否はその原則決定から多くの混線を引き起しそうだ。財務部は政府が対日請求権の根拠に提示した 8 個項目の個人債権を原則的に認定、「政府が補償する法的義務がある」という主張である反面、外務部は請求権というものは 8・15 解放で、韓日両国が分離することで起きた国民の損害を全般的に外交特権で請求したもので、国民個々人の損害に対する請求を委任状を受けて日本政府に請求したものではないから、『政府が個人に補償する義務はない』という立場を押し出している。

外務部の立場は、対日請求権が当初には 8 個項目に根拠を置いたものだったが、その後政治的に妥協し、対日平和条約第 4 条 A 項に従って日本は韓国に対する請求権を放棄したし、韓国はこれで日本に対する請求権のどの部分が相殺されたか考慮せざるを得ないので、結局個人の請求権に対する補償は、政府として法的義務や事実上の義務がないというものだ。

外務部の当局者は、個人の請求権に対する補償は「政治的な問題であるのみ」と言いながら、具体的に補償すべき対象と範囲を定めるのは極度に難しいことと見ている。

また同当局者は、個人請求権の補償問題において政府が義務を負うのなら、当然南韓に居住していない個人に対しても法的な義務がないとは言えないと語った。しかし彼は、政府が確実に個人に対しても補償するという方針を定めるのなら、立法上の難点は申請期間又は救済機関を以って調節がなされると話した。

彼はそして個人への補償を政治的判断から、直ぐにしなければならないならそうするしかないが、事実問題として 8 個項目に入っていない①個人関係の国債・公

債②韓国人の日本人に対する個人債権③韓国人が 8・15 前に日本に置いて来た財産等に対する補償はどうしなければならないのかに難点があると語った。

外務部はまた国家間の賠償と請求権は、それが正に個人請求権を補償する義務が生じるのではないという国際的先例が多くあると言っており、すべて法的には消滅したと見ているのである。

外務部はしかし政府が、何度も個人請求権に対する補償を約束しているので、これを『政府裁量』で根拠が確実な幾つかに限定、その対象と範囲を最小限に狭めなければならないという立場を取っている。

財務部側主張

財務部は民間保有対日請求権を補償するための措置法案を起草中であり、同法案の内容は対象者に一定な期間にわたり正当な根拠を提示して申告をさせ、大統領令で財務部長官の下、補償決済委を置いて適格審査をさせるというものだ。

財務部当局者は、民間保有対日請求権の補償は憲法で保障された国民の財産権に法的な根拠を置くものなので、補償の原則に反対とはあり得ないと見ている。

民間保有対日請求権の補償対象として
財務部が内定した 13 個の種目は、郵便
換・振替貯金・郵便貯金・郵便年金・恩
給・簡易生命保険・戦死傷者補償金・国
債・公債等と日本有価証券・銀行券・徴

用者未収補償金等になるだろう。補償財
源は請求権(無償供与) 3 億ドルのうち 1
億 5 千万ドルの対充フィン貨資金の一部
で充当されるだろうと関係者は語った。

P463 韓・日会談 請求権関係資料、(1966)

分類番号 723.1 JA

登録番号 1807

P464 索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	ファイル	フレーム番号
------	------	-----	------	--------	------	--------

723.1 JA	1807	東北亜州課	1966	主題 番号		始まり 終り
請 1966				C ₁ -0017	03	0001~0009

機能名称：韓・日会談 請求権関係資料、1966

一連番号	内容	頁
------	----	---

P465 分類番号 723.1 JA 請 1966 登録番号 1807 保存期間

機能名称 韓・日会談 請求権関係資料、1966

生産課 東北亜州課 生産年度 1966

P467 財務部

財国庫 1221.1-3236(72.4813) 1966.6.25.

受信 外務部長官

題目 資料提出依頼

国会財政経済委員会で「独立有功者及び対日民間請求権補償に関する法律(案)」の審議の参考にするために、次の資料の提出を要求しているので、1966.7.2.まで当部に提出して下さいをお願いします。

- 1) 韓日会談当時、政府が日本側に提示した請求権の内容とその金額。
- 2) 韓日会談を通じて日本側が是認した請求権の内訳とその金額(7 千万ドルの内訳)。

終

財務部長官 金正濂(キム・ジョンヨム)

P467 外務部

受信 財務部長官

参照 国庫局長

題目 対日請求権関係資料送付

1. 財国庫 1221.1-3236(72.4813) (66.6.25.)に対する送信です。
2. 韓日会談の交渉過程で日本側に提示した 8 個項目に関する請求権の内容とその金額と日本側が提案した所謂 7 千万ドルと関連して、下の事項を参考になさるよう願います。

ア、わが側が提示した請求権の内訳

わが側は 1952 年 2 月 20 日、第 1 次韓日会談で 8 個項目の対日請求権要綱を日本側に提示したし、これを根拠にして第 6 次実務者交渉まで進行したが合意に至らなかったし、1962 年 8 月から両側首席代表間予備会談から政治的解決を模索するようになったものである。

上記 8 個項目の請求権の内訳に関しては、当部から 66.1.29.付外亜北 700-1573 号で貴部(参照、国庫局長)に送付した公文のうち、「請求権問題に関する韓日両側の立場対照表」を参考になさるよう願う。

イ、わが側が提示した請求権の金額

わが側は韓日会談の進行過程で上記した 8 個項目の請求権の内訳から、各項目別に全部又は一部の推算額を算定して日本側に提示しただけで、何か特定額を確定してこれを対日請求権の総額として日本側に提示したことはない。

ウ、日本側が提示したという 7 千万ドル説

対日財産請求権問題に関する韓日間交渉は、両側の見解の差異が大きくて合意に到達できなくなったので、1962 年 8 月首席代表間の予備会談を契機に政治的模索を試みるようになり、このような過程で日本側は 7 千万ドルを純弁済条で提示したことがあるが、この 7 千万ドルに対する内訳は明かしたことがない。 終

外務部長官 李東元

P469

大韓民国 外務部

着信電報

至急

番号：JAW-07528

日時: 66 年(7 月)30 日 17:59

受信人: 外務部長官

発信人: 駐日大使

対：WJA-07384,

対号指示に関して、日本外務省賠償事務当局者と接触した結果を、次の通り報告します。

1. 同当局者は、請求権協定実施のための今後の約定対象としては、日本政府による「認定」、実施計画に含ませる ITEM 合同委員会運営細則に関すること等が、まず考えられると言いながら、日本側としても現在この問題に関して検討中であると話した。
2. 同当局者は、標準様式を定めるということは民間契約の形式、又は様式等に関して両国

政府間で前以って諒解して置くということと理解されるが、今まで日本政府はこのような事項に関しては、政府間約定形式にはせずに UNOFFICIAL AGREEMENT の形式にして、事実上において実施の円滑を期するようして来たと言った。

3. 韓日両国間の細部約定は、日本政府が既に他国と締結したものを、そのまま採択することはできず、具体的事項に沿って具体的に約定されなければならないと語った。
4. 細部約定は主に交換公文形式で締結して来たとし、このような場合には東京駐在の、その時の使節団長と外務省賠償担当審議官との間で交換公文がなされると話した。
5. 当部は、本件に関する日本側の立場をよりもっと詳細に打診するために、外務省関係当局者たちと来週初めに再び接触することで、外務省側と諒解しました。(駐日政-外統協、外亜北)

P470

大韓民国 外務部

着信暗号電報

番号：JAW-08024

至急

日時: 66年(8月)1日 16:57

受信人: 外務部長官

発信人: 駐日大使

次の電文を経済企画院長官(参照: 経済協力局長)にお伝え願います。

1. 本団では経済企画院から送付されて来た第 2 次年度実施計画案と、これに関連した諸訓令に依拠して日本政府と非公式協議のための実施計画(本団が再作成して日本側に提出した資料は人便で別途送付のつもりである)を作成して日本側と協議中であるが、まず日本側が提示した意見は次の通り。

ア、実施計画に計上された総額(9600 万ドル)は協定上の金額より約倍額に近いもので、

1 次年度に移入される金額を加算すれば約 1 億ドルに該当する約定金額と支払金額の差が生じる結果になるので、これをどのように調整するかが大きな問題点である。この総額問題と関連して韓国側は韓日経済閣僚会議で扱うものという議事と聞いているが、日本外務省としてはこのような重要問題を外務閣僚が参与しない経済閣僚だけの会議で決定するのは賛成し難い点がある。

イ、第 2 次年度実施計画には役務、即ち海上運賃、保険及び銀行手数料等の支払い項目は CATEGORY D にして、別途設定することが必要とする。

ウ、実施計画内容に対する十分な検討があるべきだが、第 1 次年度実施計画合意時に既に相互討議して合意した RECORD OF DISCUSSION の内容は忠実に履行して下さい願う。

エ、有償資金年度実施計画作成においては、第 1 次年度実施計画と同じように年間支払限度額を同時に確定させるが、その金額は第 1 次年度未使用残額を含み、協定上決められた金額を超過しないことを願う。

2. 第 2 次年度実施計画に対する具体的内容に関しては、外務省にもだ審議官の総括担当下

に关系各省で検討中にあり、8.2 チョン・ジェジク計画部長は下田審議官と会談する予定だが、これに対してわが側計画案はより詳細に説明して日本側の意志を打診するつもりであり、その結果は後に報告します。(使節団長)